

事務分担関係 別表

資料3 - 2

別表第1 - 1 [都道府県権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]……………	1
別表第1 - 2 [指定都市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]……………	15
別表第1 - 3 [中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]……………	27
中核市権限に係る法令事務には、特例市その他政令で定める市等の権限に属する事務を含む	
別表第1 - 4 [特別区の特例により都が処理することとされている事務のうち、特別区が処理する事務]……………	75

法令事務については、平成25年4月1日現在で整理

別表第1 - 5 [任意事務]……………	113
----------------------	-----

[1.任意事務]

任意事務とは、要綱等事務(国の要綱・通知に基づいて実施している事務)及び任意事務(法令事務にも要綱等事務にも該当しない事務(条例に基づく事務、単独で実施している事務を含む))をいう

平成24年度に実施している事務を整理

「市政改革プラン」に掲げる事務については、プラン策定時(平成24年7月)の内容に沿って整理。ただし、実現した事務については、当該内容を反映

[2.道路・河川・公園等に係る事務]

道路、河川、公園等に係る事務については、大阪府と特別区の双方に法令上の権限が属するため、大阪府と特別区の仕事分担を整理

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
地方自治法	第9条の5第1項	市町村の区域内にあらたに土地を生じたときの届出の受理	都道府県	都	
地方自治法	第9条の5第2項	届出を受理したときの告示	都道府県	都	
旅券法	第3条第1項	一般旅券の発給に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第3条第2項	一般旅券の発給申請に係る申請者の身分上の事実の確認、事実の認定	都道府県	都	
旅券法	第3条第3項	一般旅券の発給申請に係る申請者が人違いでないこと等の確認	都道府県	都	
旅券法	第8条第1項	一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第8条第3項	やむを得ない理由により申請者の出頭が困難な場合の一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第10条第1項	一般旅券の記載事項訂正に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第10条第4項	記載事項訂正に係る一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第12条第1項	一般旅券の査証欄増補に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第12条第3項	査証欄増補に係る一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第17条第1項	一般旅券の紛失又は焼失の届出受理	都道府県	都	
旅券法	第17条第2項	やむを得ない理由により申請者の出頭が困難な場合の一般旅券の紛失又は焼失の届出受理	都道府県	都	
旅券法	第17条第3項	一般旅券の紛失又は焼失の届出に係る届出者が人違いでないこと等の確認	都道府県	都	
旅券法	第19条第5項	返納された一般旅券の受領	都道府県	都	
旅券法	第19条第6項	返納された一般旅券の消印及び還付	都道府県	都	
旅券法施行規則	第3条第1項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の届出受理	都道府県	都	
旅券法施行規則	第3条第2項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の届出について、出頭した者が指定した者であることの確認	都道府県	都	
租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ	優良宅地の認定(個人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第28条の4第3項第6号	優良住宅の認定(個人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第31条の2第2項第15号二	優良宅地の認定(個人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第62条の3第4項第15号二	優良宅地の認定(法人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第5号イ	優良宅地の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第6号	優良住宅の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第20条の2第13項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であること等の認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第2項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であること等の認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第16項	中高層の耐火建築物の取得に係る特別な事情があること等の認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第35条第3項(第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第36条第3項(第83条、第121条第2項(第172条第5項において準用する場合を含む。))及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第43条第4項(第125条第3項において準用する場合を含む。)	現状変更等の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第46条の2第2項	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第51条第5項(第51条の2(第85条において準用する場合を含む。))及び第85条において準用する場合を含む。)	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第53条第1項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第53条第3項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第53条第4項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第84条第2項において準用する第51条第5項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第92条第1項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理、指示及び命令	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第92条第2項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理、指示及び命令	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第1項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第2項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第3項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第4項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第1項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第2項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第3項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第4項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第129条第2項において準用する第35条第3項	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第188条第1項	書類等の経由	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第188条第3項	書類等の経由	都道府県	都	経由事務
医療法	第4条第1項	地域医療支援病院名称承認	都道府県	都	
医療法	第7条第1項	病院開設許可	都道府県	都	
医療法	第7条第1項	病院開設許可[増床]申請の経由事務	都道府県	都	
医療法	第7条第2項	病院開設許可事項中一部変更許可	都道府県	都	
医療法	第7条第2項	病院開設許可事項中一部変更許可[増床]	都道府県	都	
医療法	第7条第3項	診療所病床設置等許可	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
医療法	第7条第3項	診療所病床設置等許可[増床]	都道府県	都	
医療法	第8条の2第2項	病院休止届	都道府県	都	
医療法	第8条の2第2項	病院再開届	都道府県	都	
医療法	第9条第1項	病院廃止届	都道府県	都	
医療法	第9条第2項	病院開設者死亡届	都道府県	都	
医療法	第9条第2項	病院開設者失そう届	都道府県	都	
医療法	第12条第1項ただし書	病院管理医師設置許可	都道府県	都	
医療法	第12条第2項	病院2ヵ所管理許可	都道府県	都	
医療法	第15条第3項	法15条3項の各種届(エックス線装置等)(病院)	都道府県	都	
医療法	第16条ただし書	病院医師宿直免除許可	都道府県	都	
医療法	第18条ただし書	病院専属薬剤師設置免除許可	都道府県	都	
医療法	第23条の2	施設の人員の増員又は業務の停止命令	都道府県	都	
医療法	第24条第1項	施設の使用制限命令等	都道府県	都	
医療法	第27条	病院構造設備使用許可	都道府県	都	
医療法	第28条	管理者の変更命令	都道府県	都	
医療法	第29条第1項	開設許可の取消等	都道府県	都	
医療法	第30条	弁明の機会の付与	都道府県	都	
医療法	第35条第1項	公的医療機関に対する命令	都道府県	都	
医療法	第35条第2項	公的医療機関に対する指示	都道府県	都	
医療法施行令	第4条第1項	病院開設許可及び開設届出事項中一部変更届	都道府県	都	
医療法施行令	第4条の2第1項	病院開設届	都道府県	都	
医療法施行令	第4条の2第2項	病院管理医師変更届	都道府県	都	
医療法施行規則	第23条	検査の申出の受理	都道府県	都	
医療法施行規則	第51条	療養病床等の転換にかかる経過的措置に関する届出の受理	都道府県	都	
クリーニング業法	第6条	免許の申請の受理に関する事務	都道府県	都	經由事務
クリーニング業法	第7条第1項	クリーニング師の試験の受験の申し込み受理に関する事務	都道府県	都	經由事務
クリーニング業法施行令	第1条第2項	免許証の訂正の申請受理	都道府県	都	經由事務
クリーニング業法施行令	第1条第3項	免許証の再交付の申請受理	都道府県	都	經由事務
薬事法	第24条第2項	許可の更新	都道府県	都	薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に係るものに限る。
薬事法	第38条において準用する第10条	医薬品販売業の休廃止等の届出の受理	都道府県	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
薬事法	薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第9条の規定により適用される第69条第2項	薬局開設者及び店舗販売業者への立入検査等	都道府県	都	同上
薬事法	第70条第1項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する法令違反の医薬品等の廃棄等の命令	都道府県	都	同上
薬事法	第72条第4項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する許可基準を満たさないおそれのある不適格な構造設備の改善命令等	都道府県	都	同上
薬事法	第72条の4第1項	法令違反の薬局開設者及び店舗販売業者に対する業務改善命令	都道府県	都	同上
薬事法	第72条の4第2項	許可条件違反の薬局開設者及び店舗販売業者に対する是正命令	都道府県	都	同上
薬事法	改正法附則第9条の規定により適用される第73条	薬局開設者及び店舗販売業者に対する不適切な管理者の変更命令	都道府県	都	同上
薬事法	改正法附則第9条の規定により適用される第75条第1項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する業の許可の取消	都道府県	都	同上
薬事法	第76条	薬局開設及び店舗販売業の許可等の更新拒否に係る通知等	都道府県	都	同上
薬事法	第79条第1項	条件及び期限の付加等	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第44条	薬局開設及び店舗販売業の許可証の交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第45条第2項	薬局開設及び店舗販売業の許可証の書換え交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第46条第2項	薬局開設及び店舗販売業の許可証の再交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第46条第3項	紛失した薬局開設及び店舗販売業の許可証を発見した際の返納の受理	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第47条	薬局開設及び店舗販売業の許可証の返納の受理	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第48条	薬局開設及び店舗販売業の許可台帳の備え	都道府県	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条の2第1項	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の申請の受理	都道府県	都	經由事務
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第32条	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録証明書の交付	都道府県	都	經由事務
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第33条第1項	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録変更等の届出の受理	都道府県	都	經由事務
工業用水法	第3条第1項	工業用水の採取の許可	都道府県	都	
工業用水法	第4条第1項	工業用水の採取の許可の申請の受理	都道府県	都	
工業用水法	第7条第1項	工業用水採取井戸の変更の許可	都道府県	都	
工業用水法	第9条	工業用水採取者の氏名等の変更の届出の受理	都道府県	都	
工業用水法	第10条第3項	工業用水採取許可の承継の届出の受理	都道府県	都	
工業用水法	第11条	許可井戸廃止届の受理	都道府県	都	
工業用水法	第13条	工業用水採取の許可の取消し	都道府県	都	
工業用水法	第14条	工業用水採取許可者に対する緊急措置	都道府県	都	
工業用水法	第22条第1項	土地の立入許可	都道府県	都	
工業用水法	第22条第2項	土地の立入の事前通知	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
工業用水法	第22条第6項	土地の立入による損失補償	都道府県	都	
工業用水法	第24条	工業用水採取許可井戸の状況報告の徴収	都道府県	都	
工業用水法	第25条第1項	工業用水採取許可井戸への立入検査	都道府県	都	
工業用水法	第26条第1項	聴聞の特例	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の9第1項	個人施行者の施行する第一種市街地再開発事業の施行の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の15第1項(第7条の16第2項及び第7条の20第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の16第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第4項	施行者の変動に係る認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第7項	施行者の変動に係る届出の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第8項	認可及び受理に係る公告	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の19第1項	審査委員の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の20第1項	事業についての終了の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第1項	第一種市街地再開発事業に係る市街地再開発組合の設立の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第2項	第一種市街地再開発事業に係る市街地再開発組合の設立の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第3項	設立された組合(事業計画決定前に設立した組合)に係る事業計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第1項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	認可申請に係る事業計画の縦覧	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第2項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	縦覧に供した事業計画に係る意見書の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第3項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	意見書に係る修正命令又は採択しない旨の通知	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第5項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	命令に伴う修正の申告の受理及びこれに伴う手続の実施	都道府県	都	
都市再開発法	第19条第1項(第38条第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第19条第2項(第38条第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第27条第4項第3号	組合の財産状況等について法令・定款に違反している等の事項がある場合の報告の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第27条第8項	組合から提出される事業報告書等の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第28条第1項	組合の理事長の氏名等の届出の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第28条第2項	届出に伴う公告	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市再開発法	第38条第1項	組合の定款又は事業計画若しくは事業方針の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第45条第4項	組合の解散の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第45条第6項	組合の設立認可の取消し又は解散認可の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第48条の2第3項	組合の解散及び清算を監督する裁判所の要請による意見の陳述及び調査	都道府県	都	
都市再開発法	第48条の2第4項	組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見の申述	都道府県	都	
都市再開発法	第49条	市街地再開発組合の清算に係る決算報告の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の2第1項	再開発会社による市街地再開発事業の施行の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の8第1項(第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の9第1項	規準又は事業計画の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の14第1項	審査委員の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の15第1項	事業の終了の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第72条第1項(第72条第4項において準用する場合を含む。)	権利変換計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第99条の3第3項(第99条の8第5項及び第118条の28第2項において準用する場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
都市再開発法	第112条	第一種市街地再開発事業に係る事業代行開始の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第113条(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)	決定に係る公告	都道府県	都	
都市再開発法	第114条(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)	決定に係る事業の代行	都道府県	都	
都市再開発法	第117条第1項(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)	事業代行の終了の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)	管理処分計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の28(法第99条の3第3項を準用)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第1項	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行の開始の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第124条第3項	市街地再開発事業の施行の促進を図るために必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第1項	第一種市街地再開発事業の個人施行者に対する検査、必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第2項	個人施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第3項	取消しに伴う公告	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第1項	組合の施行する第一種市街地再開発事業に対する監督上必要な検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第2項	組合の施行する第一種市街地再開発事業に対する組合員の請求に基づく検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第3項	検査に基づく組合に対する処分の取消し等必要な措置の命令	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
都市再開発法	第125条第4項	組合の設立の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第5項	組合の総会等の招集	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第6項	組合の理事等の解任の投票の実施	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第7項	市街地再開発組合の総会等の議決等の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第1項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する監督上必要な検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第2項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する権利者の請求に基づく検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第3項	検査に基づく再開発会社に対する処分の取消し等必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第4項	再開発会社に対する市街地再開発事業の施行の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第5項	認可の取消しに伴う公告	都道府県	都	
都市再開発法	第128条第1項	組合等による処分に係る審査請求についての裁決	都道府県	都	
都市再開発法	第133条第1項	施設建築物等の管理規約の認可	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第4条の2第3項(第22条の3において準用する場合を含む。)	個人施行者に対する審査委員の解任の承認	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第2項	都市再開発法第125条第6項の規定による組合の理事等の解任の投票に係る解任投票所の決定等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第4項を準用)	投票に係る権限を証する書面の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第6項を準用)	投票に係る投票用紙の交付	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第8項を準用)	投票に係る職員の指名及び投票の拒否	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第9項を準用)	投票に係る投票拒否の場合の意見の聴取	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第10項を準用)	投票に係る点検及び有効投票数の計算	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第11項を準用)	投票に係る効力の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第14条第1項を準用)	投票に係る結果の公告	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第15条第1項を準用)	投票に係る解任投票録の作成等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第15条第2項を準用)	投票に係る解任投票録の保存	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第1項を準用)	投票及びその結果の効力に係る異議の申出の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第2項を準用)	異議に対する決定等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第3項を準用)	異議に対する投票の無効の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第4項を準用)	異議に対する投票の無効の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第49条	施設建築物等の管理規約に対する意見書の要旨の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第52条第2項	固定資産税の軽減の対象となる耐火建築物の認定	都道府県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第2項	市街地再開発事業の施行等の認可に伴う公告をしたときの掲示	都道府県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第3項	市街地再開発事業の事業計画の変更等の認可に伴う公告をしたときの掲示	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第122条第1項	防災街区整備事業の施行の認可	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第128条第1項(第129条第2項・第132条第2項において準用する場合を含む。)	施行認可の公告及び国土交通大臣に対する図書の送付	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第129条第1項	規準・規約、事業計画の変更の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第130条	規約の認可及び変動届出の受理に係る公告(都市再開発法第7条の17第8項を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第130条	事業の個人施行者に変動を生じたときの届出の受理(都市再開発法第7条の17第7項を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第130条	認可及び届出の受理に係る公告(都市再開発法第7条の17第7項を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第131条第1項	事業に係る審査委員の承認	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第132条第1項	事業の終了の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第136条第1項	防災街区整備事業組合の設立の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第136条第2項	防災街区整備事業組合の設立の認可(事業計画決定前)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第136条第3項	事業計画の認可(136条2項の事業組合の場合)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第140条第3項(第157条第2項・第169条・第172条第2項において準用する場合を含む。)	意見書に基づく事業計画の修正命令又は意見不採択の通知	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第140条第4項(第157条第2項・第169条・第172条第2項において準用する場合を含む。)	修正命令を受けて事業計画を修正したときの申告の受理及びこれに伴う縦覧等の事務	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第140条第6項(第157条第2項・第169条・第172条第2項において準用する場合を含む。)	設立認可に伴う公告及び国土交通大臣に対する図書の送付	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第143条第1項(第157条第2項において準用する場合を含む。)	設立認可に伴う公告及び国土交通大臣に対する図書の送付(136条2項の事業組合の場合)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第143条第2項(第157条第2項において準用する場合を含む。)	認可に伴う公告及び国土交通大臣に対する図書の送付	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第148条第3項	事業組合の財産状況等について法令・定款に違反している等の事項がある場合の報告の受理(都市再開発法第27条第4項第3号を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第148条第3項	事業組合から提出される事業報告書等の受理(都市再開発法第27条第8項を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第148条第3項	事業組合の理事長の氏名等の届出の受理(都市再開発法第28条第1項を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第148条第3項	届出に伴う公告(都市再開発法第28条第2項を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第157条第1項	事業組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第163条第4項	事業組合の解散の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第163条第6項	事業組合の設立認可の取消し又は解散認可の公告	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第164条	組合の解散及び清算を監督する裁判所の要請による意見の陳述及び調査(都市再開発法第48条の2第3項を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第164条	事業組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見の申述(都市再開発法48条の2第4項を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第164条	事業組合の清算に係る決算報告の承認(都市再開発法第49条を準用)	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第165条第1項	事業会社による防災街区整備事業の施行の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第171条第1項(第172条第2項・第175条第2項・第178条第2項において準用する場合を含む。)	施行認可に係る公告及び国土交通大臣に対する図書の送付	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第172条第1項	規準又は事業計画の変更の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第175条第1項	事業会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第177条第1項	審査委員の選任に係る承認	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第178条第1項	事業の終了の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第204条第1項	権利変換計画の決定に係る認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第204条第4項	権利変換計画の変更に係る認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第236条第3項(第241条第5項において準用する場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第258条第1項	事業の継続が困難な場合の事業代行開始の決定	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第258条第2項	事業代行開始の決定に係る公告	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第259条	決定に係る事業の代行	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第261条第1項	事業代行の終了の公告	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第268条第3項	事業の施行の促進を図るために必要な措置の命令	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第269条第1項	個人施行者の施行する事業に対する検査及び必要な措置(処分の取消し等)の命令	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第269条第2項	個人施行者に対する事業の施行の認可の取消し	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第269条第3項	認可の取消しに伴う公告	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第270条第1項	事業組合の施行する事業に対する監督上必要な検査	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第270条第2項	事業組合の施行する事業に対する組合員の請求に基づく検査	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第270条第3項	事業組合に対する必要な措置(処分の取消し等)の命令	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第270条第4項	事業組合の設立の認可の取消し	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第270条第5項	組合員の申出に基づく事業組合の総会等の招集	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第270条第6項	組合員の申出に基づく事業組合の理事等の解任に係る投票の実施	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第270条第7項	組合員の請求に基づく事業組合の総会等の議決等の取消し	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第271条第1項	事業会社の施行する事業に対する監督上必要な検査	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第271条第2項	事業会社の施行する事業に対する権利者の請求に基づく検査	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第271条第3項	事業会社に対する必要な措置(処分の取消し等)の命令	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第271条第4項	事業会社に対する事業の施行の認可の取消し	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第271条第5項	認可の取消しに伴う公告	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第277条第1項	防災施設建築物等の管理規約の認可	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第306条第1項	事業組合等がした処分等についての審査請求の受理及び裁決	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第26条第3項(第30条において準用する場合を含む。)	個人施行者及び事業会社に対する審査委員の解任に係る承認	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第2項を準用)	法第270条第6項の規定による事業組合の理事等の解任の投票に係る解任投票所等の決定及び公告	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第13条第4項を準用)を準用)	投票に係る権限を証する書面の提出の受理	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第13条第6項を準用)を準用)	投票用紙の交付	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第13条第8項を準用)を準用)	投票に係る職員の指名及び投票の拒否	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第13条第9項を準用)を準用)	投票を拒否する場合の立会人の意見の聴取	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第13条第10項を準用)を準用)	投票の点検及び有効投票数の計算	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第13条第11項を準用)を準用)	投票の効力の決定	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第14条第1項を準用)を準用)	投票の結果の公告	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第15条第1項を準用)を準用)	解任投票録の作成、投票の次第の記載及び解任投票録への署名	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第15条第2項を準用)を準用)	投票に係る解任投票録の保存	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第16条第1項を準用)を準用)	投票及びその結果の効力に係る異議の申出の受理	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第16条第2項を準用)を準用)	異議の申出に対する決定等	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第49条(都市再開発法施行令第18条第3項(同令第16条第3項・第4項を準用)を準用)	異議の申出があった場合の投票の無効の決定	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	第121条第2項	事業の施行に係る認可に伴う公告をしたときの掲示	都道府県	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	第121条第3項	事業計画の変更等の認可に伴う公告をしたときの掲示	都道府県	都	
土地区画整理法	第86条第1項	土地区画整理事業の換地計画の認可(独立行政法人都市再生機構・公社施行に係る事務に限る)	都道府県	都	
土地区画整理法	第97条第1項	換地計画の変更の認可(独立行政法人都市再生機構・公社施行に係る事務に限る)	都道府県	都	
土地区画整理法	第103条第3項	換地処分の届出の受理(独立行政法人都市再生機構・公社施行に係る事務に限る)	都道府県	都	
土地区画整理法	第103条第4項	換地処分に係る公告(独立行政法人都市再生機構施行に係る事務に限る)	都道府県	都	
温泉法	第3条第1項	土地掘削許可申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第6条第1項	承認の申請の受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第7条第1項	承認の申請の受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第7条の2第1項	土地掘削変更許可申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第11条第1項	温泉増掘・動力装置許可申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第14条の2第1項	温泉採取許可申請の受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第14条の3第1項	温泉採取許可合併(分割)承認申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第14条の4第1項	温泉採取許可相続承認申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第14条の5第1項	可燃性天然ガス濃度確認申請受理	都道府県	都	経由事務
温泉法	第14条の7第1項	温泉採取施設等変更許可申請受理	都道府県	都	経由事務
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第5項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する条件の付加	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第7項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証の交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第8項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等従事者証の交付	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第9項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可証又は従事者証の再交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第11項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可証又は従事者証の返納の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第13項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等結果報告の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第10条第1項	許可に係る措置命令等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項	許可の取消し	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第1項	鳥獣の飼養登録	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第3項	鳥獣の飼養登録票の交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項	鳥獣の飼養登録有効期間の更新	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項	鳥獣の飼養登録票の再交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第20条第3項	届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第21条第1項	登録票等の返納等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項	登録を受けた者に対する措置命令等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	登録の取消し	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第75条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の報告の徴収	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第75条第3項	立入検査	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第11項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第12項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第13項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第14項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第5項	所在地等の変更及び亡失の届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第6項	所在地等の変更及び亡失の届出の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第5条第3項	第一種指定化学物質の排出量等の届出の経由及び意見の付与	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第6条第3項	対応化学物質分類名による届出に係る大臣からの通知の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第7条第2項	対応化学物質分類名への変更を認めないことに係る大臣からの通知の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第7条第3項	対応化学物質分類名への変更を認めることに係る第一種指定化学物質の名称の大臣からの通知の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第7条第5項	対応化学物質分類名への変更の届出に係る大臣への説明要求	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第8条第2項	第一種指定化学物質の排出量等の届出に係る記録事項の通知の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第8条第4項	第一種指定化学物質の排出量等の届出に係る記録事項の集計結果の通知の受理	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第8条第5項	大臣から通知のあった第一種指定化学物質の排出量等の届出に係る記録事項の集計及び公表	都道府県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第13条	国が行う調査に関する資料の提供の要求又は意見の陳述	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定非営利活動促進法	第10条第1項	設立の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第10条第2項	認証申請の公告及び縦覧	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第12条第3項	認証又は不認証の決定の通知	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第13条第2項	設立登記をしたことの届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第13条第3項	設立認証の登記をしないときの設立認証取消	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第17条の3	仮理事の選任	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第17条の4	特別代理人の選任	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第18条第3号	監査の結果不正行為等を発見した場合の監事からの報告の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第23条第1項	役員変更届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第3項	定款変更の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第6項	定款変更(認証を受けなければならない事項にかかるものを除く)届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第7項	定款変更登記をしたことの届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第29条	事業報告書等の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第30条	事業報告書等の閲覧及び謄写	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条第2項	解散の認定(第3号事由)	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条第4項	解散の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条の8	清算人の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条第2項	残余財産譲渡の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の2第3項	裁判所への意見の陳述、調査	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の2第4項	裁判所に対する意見の申述	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の3	清算結了の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第34条第3項	合併の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第41条第1項	報告及び検査	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第42条	改善命令	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条第1項・第2項	設立認証取消	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条第4項	聴聞の期日における審理を公開しない理由を記載した書面の交付	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条の2	意見聴取	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条の3	警察本部長からの意見申述の受理	指定都市	都	
教育公務員特例法	第26条第2項	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可申請の受理	指定都市	都	任命権者の権限
教育公務員特例法	第28条第2項	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可の取消	指定都市	都	任命権者の権限
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条第1項	県費負担教職員の任免、給与決定、退職及び懲戒に関する事務	指定都市	都	
文化財保護法	第93条第1項において準用する第92条第1項	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘に関する届出の受理	指定都市	都	
文化財保護法	第93条第2項	法第93条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項の指示	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第96条第1項	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときの届出の受理	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第2項	法第96条第1項の届出があった場合において、必要があると認める場合のその現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第3項	法第96条第2項の命令をしようとする場合の関係地方公共団体からの意見聴取	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第5項	法第96条第1項の届出があった場合において、必要があると認める場合のその現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令の延長	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第7項	法第96条第1項の届出がなされなかった場合の法第96条第2項及び第5項の措置命令、期間の延長	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第8項	現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令をしない場合の当該遺跡の保護上必要な指示	指定都市	都	
文化財保護法	第154条第1項第4号	法第96条第2項、第5項の停止・禁止命令、期間の延長の際の聴聞	指定都市	都	
埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則	第3条第2項	非常災害時の事由により事前の届出を要しない場合の発掘を行った者からの事後の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第6条の4第1項	里親の認定	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ロ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ハ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ニ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ホ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ヘ	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第3項	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第4項	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定都市	都	
児童福祉法	第12条第1項	児童相談所 設置	指定都市	都	
児童福祉法	第12条の2第2項	児童相談所長の監督	指定都市	都	
児童福祉法	第13条第1項	児童福祉司の設置	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の3第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の16第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定の更新	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の19第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定に係る事項の変更及び事業の廃止・休止の届出の受理等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の19第2項	指定障がい児通所支援事業者の指定に係る事項の変更及び事業の廃止・休止の届出の受理等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の21第1項	都道府県知事等による指定障がい児通所支援事業者等に係る報告等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の21第4項	都道府県知事等による指定障がい児通所支援事業者等に係る報告等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第1項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第2項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第3項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第4項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第5項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
児童福祉法	第21条の5の23第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定の取消し等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の23第2項	指定障がい児通所支援事業者の指定の取消し等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の24	指定障がい児通所支援事業者に関する公示	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の2第1項	指定障がい児入所施設の指定	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の2第1項	障がい児入所給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第2項	障がい児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第3項	障がい児入所給付費の支給決定の意見(児童相談所長)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第6項	障がい児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第8項	障がい児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第10項	障がい児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第11項	障がい児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の4第1項	入所給付決定の取消	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の4第2項	入所給付決定の取消	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の5	災害等の特例	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の6第1項	高額障がい児入所給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の7第1項	特定入所障がい児食費等給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の7第2項	特定入所障がい児食費等給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の9第1項	指定障がい児入所施設の設置者からの申請の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の10第1項	指定障がい児入所施設の指定の更新	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の13	指定障がい児入所施設の設置者に係る事項の変更の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の14	指定障がい児入所施設に係る指定の辞退の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の15第1項	指定障がい児入所施設の設置者等に係る報告等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の16	指定障がい児入所施設等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の17	指定障がい児入所施設の指定の取消し等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の18	指定障がい児入所施設に関する公示	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の19第1項	指定障がい児入所施設等に関する情報提供	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の19第2項	指定障がい児入所施設等に関する情報提供	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の20第1項	障がい児入所医療費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の20第3項	障がい児入所医療費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第1項	障がい児入所給付費等の支給(二十歳に達するまで支給)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第3項	年齢超過児の障がい児入所給付費の支給決定の意見(児童相談所長)	指定都市	都	
児童福祉法	第25条の7第1項第3号	児童自立生活援助の実施が適当である旨の報告の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第25条の7第1項第4号	出頭要求等の実施が適当である旨の通知の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第27条第1項	都道府県の採るべき措置	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
児童福祉法	第27条第2項	都道府県の採るべき措置	指定都市	都	
児童福祉法	第27条第3項	都道府県の採るべき措置	指定都市	都	
児童福祉法	第27条第5項	都道府県の採るべき措置	指定都市	都	
児童福祉法	第27条第6項	都道府県の採るべき措置(児童福祉審議会の意見聴取)	指定都市	都	
児童福祉法	第27条の2第1項	保護処分を受けた児童を児童自立支援施設等への入所措置	指定都市	都	
児童福祉法	第27条の2第1項	児童の入所	指定都市	都	
児童福祉法	第27条の3	家庭裁判所への送致	指定都市	都	
児童福祉法	第28条第1項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定都市	都	
児童福祉法	第28条第2項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定都市	都	
児童福祉法	第28条第3項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定都市	都	
児童福祉法	第29条	立入調査	指定都市	都	
児童福祉法	第30条第1項	同居児童の届出	指定都市	都	
児童福祉法	第30条第2項	同居児童の届出	指定都市	都	
児童福祉法	第30条の2	里親等に対する指示等	指定都市	都	
児童福祉法	第31条第2項	保護期間の延長等	指定都市	都	
児童福祉法	第31条第3項	保護期間の延長等	指定都市	都	
児童福祉法	第31条第5項	保護期間の延長等	指定都市	都	
児童福祉法	第32条第1項	措置を採る権限の児童相談所長への委任	指定都市	都	
児童福祉法	第32条第2項	措置を採る権限の福祉事務所長への委任	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第1号	措置の解除に係る説明等	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第4号	措置の解除に係る説明等	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第5号	措置の解除に係る説明等	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の6	児童自立生活援助事業の実施等	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の12第1項	被措置児童虐待の通告受理、被措置児童からの届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の12第3項	被措置児童虐待の通告受理、被措置児童からの届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第3項	被措置児童虐待の通告の通知	指定都市	都	
児童福祉法	第33条第2項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る審議会への意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第33条第4項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る審議会への意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第33条第5項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る審議会への意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の2第1項ただし書	一時保護に係る児童に係る親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の8第2項ただし書	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第1項	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第2項	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第1項	被措置児童等虐待の防止等	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
児童福祉法	第33条の14第2項	被措置児童等虐待の防止等	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の15第2項	都道府県児童福祉審議会への報告	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の16	被措置児童等虐待の状況等の公表	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の3第2項	障がい児通所支援事業又は障がい児相談支援事業(以下「障がい児通所支援事業等」という。)の事業開始等	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の3第3項	障がい児通所支援事業等の事業開始等	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の3第4項	障がい児通所支援事業等の事業開始等	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の4	児童自立生活援助事業等を行う者の事業開始の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の5第1項・第2項	障がい児通所支援事業等を行う者からの報告の徴収等	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の5第1項・第2項	児童自立生活援助事業等を行う者からの報告の徴収等	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の6	障がい児通所支援事業等への事業の制限又は停止命令	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の6	児童自立生活援助事業等を行う者への事業の制限又は停止命令	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の19	養育里親名簿の作成	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の20第2項	養育里親名簿の作成	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第2項	児童福祉施設(児童自立支援施設)の設置	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設に限る)の設置の届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置の届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	児童福祉施設(障がい児入所施設及び児童発達支援センター)の設置の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置の認可	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置認可	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)の設置の認可	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の廃止又は休止の届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童厚生施設)の廃止又は休止の届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(障がい児入所施設及び児童発達支援センター)廃止等の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の廃止・休止承認	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の廃止又は休止の承認	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)の廃止、休止の承認	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる報告の徴収等	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者等に対する報告の徴収、施設の立入調査・検査	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センター)についての報告聴取	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
児童福祉法	第46条第1項	里親からの報告の徴収	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センター)に対する改善命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対する改善命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる改善の勧告・命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる基準に達しておらず有害である場合の事業停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センター)に対する業務停止命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対する事業の停止命令	指定都市	都	
児童福祉法	第47条第1項ただし書	親権を行う者がいない児童の縁組の承諾	指定都市	都	
児童福祉法	第47条第2項	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定都市	都	
児童福祉法	第47条第5項	親権者、未成年後見人の意に反した措置についての報告の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第47条第5項	緊急で措置をとった場合の施設長等からの報告(の受理)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第2号	費用の支弁(児童福祉司に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第3号	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の2	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の3	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の4	障がい児入所給付費等の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の4	特定入所障がい児食費等給付費の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第7号	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第7号の2	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第7号の3	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第8号	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第9号	費用の支弁	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第1項	負担能力の認定	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第6号及び第6号の3に係る部分のうち助産に係る部分に限る)	徴収金の決定	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第6号及び第6号の3に係る部分のうち母子保護に係る部分に限る)	徴収金の決定	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号に係る部分に限る)	徴収金の決定	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号に係る部分に限る)	費用の徴収及び負担	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号の2、第7号の3に係る部分に限る)	費用の徴収	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第56条第8項	資料の請求	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第8項	負担能力の認定等のための書類の閲覧等	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の新設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい 児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援セン ター、児童自立支援施設)の新設等に要する 費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、 児童発達支援センター)に対する補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の新 設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい 児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援セン ター、児童自立支援施設)の新設等に要する 費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、 児童発達支援センター)に対する補助がされ たときに、予算の変更指示等の権限	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、 児童発達支援センター)に対する補助金の返 還命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい 児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援セン ター、児童自立支援施設)の設置者に対して 既に交付した補助金の全部又は一部の返還 命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設 置者に対して既に交付した補助金の全部又 は一部の返還命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の2第3項	不正利得の徴収	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の2第4項	不正利得に係る加算金の徴収	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の3第2項	障がい児入所給付費等の支給に係る報告命 令、質問	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の4第2項	障がい児入所給付費等の支給に係る資産状 況等の報告命令、質問	指定 都市	都	
児童福祉法	第58条	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設 置認可の取消し	指定 都市	都	
児童福祉法	第58条	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい 児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援セン ター、児童自立支援施設)の設置認可の取消 し	指定 都市	都	
児童福祉法	第58条	児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発 達支援センター)が処分等に違反したときの、 認可の取消し	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・ 情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童 家庭支援センター、児童自立支援施設)に対 する報告聴取・設備等の調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設) に対する報告聴取・設備等の調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施 設、児童発達支援センター)に対する報告聴 取・設備等の調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設) の設備又は運営の改善等の勧告	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・ 情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童 家庭支援センター、児童自立支援施設)の設 備又は運営の改善等の勧告	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施 設、児童発達支援センター)の設備又は運営 の改善等の勧告	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(障がい 児入所施設、児童発達支援センター)	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(児童養 護施設等)	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(児童厚 生施設)	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第1条第2項	児童自立生活援助事業の対象者の認定	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第3条	児童相談所設置等の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第28条	措置の解除・変更等における児童福祉施設長等からの意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第29条	里親認定における都道府県児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第32条第1項	保護者の意向と措置が一致しないとき児童福祉審議会の意見聴取、措置の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第32条第2項	保護者の意向と措置が一致しないとき児童福祉審議会の意見聴取、措置の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第33条	同居児童の居住地変更の通知(新居住地の知事に対して)	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第36条	児童自立支援施設の設置	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第38条	最低基準の実地検査	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第1号	負担金の返還	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第2号	負担金の返還	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第3号	負担金の返還	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第4号	負担金の返還	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第5号	負担金の返還	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第6号	負担金の返還	指定都市	都	
身体障害者福祉法	第11条第1項	身体障がい者更生相談所の設置	指定都市	都	
身体障害者福祉法	第11条の2第1項	身体障がい者更生相談所への身体障がい者福祉司の設置	指定都市	都	
身体障害者福祉法施行令	第2条	判定書の交付	指定都市	都	
知的障害者福祉法	第12条第1項	知的障がい者更生相談所の設置	指定都市	都	
知的障害者福祉法	第13条第1項	知的障がい者更生相談所への知的障がい者福祉司の設置	指定都市	都	
知的障害者福祉法施行令	第1条	療育手帳の判定結果通知書の交付、相談に係る心理所見や意見書の交付	指定都市	都	
発達障害者支援法	第6条第3項	早期の発達支援	指定都市	都	
発達障害者支援法	第10条第1項	発達障がい者の特性に応じた適切な就労の機会の確保	指定都市	都	
発達障害者支援法	第14条第1項	発達障がい者支援センターの指定	指定都市	都	
発達障害者支援法	第16条	発達障がい者支援センターに対する報告の徴収等	指定都市	都	
発達障害者支援法	第17条	発達障がい者支援センターに対する改善命令	指定都市	都	
発達障害者支援法	第18条	発達障がい者支援センターの指定の取消し	指定都市	都	
発達障害者支援法	第19条第1項	専門的な医療機関の確保	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第1項	出頭要求	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第2項	出頭要求(書面による告知)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第3項	出頭要求(出頭の求めに応じない場合の措置)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条第1項	立入調査等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の2第1項	再出頭要求	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の2第2項において準用する第8条の2第2項	再出頭要求(書面による告知)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第1項	臨検または捜索	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第2項	臨検または捜索(必要な調査又は質問)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第3項	臨検または捜索(許可状請求の場合における資料提出)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第4項	臨検または捜索(許可状の交付受け)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第5項	臨検または捜索(許可状)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条第1項後段	警察署長への援助要請	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条第2項	警察署長への援助要請	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条の3	臨検等の終了に関する報告の受理	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第11条第3項	児童虐待を行った保護者に対する指導の勧告等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第11条第4項	児童虐待を行った保護者に対する指導の勧告等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の2第2項	(施設入所措置が採られた場合)親権者の意に反する場合の法28条による施設入所が必要な旨の報告の受理	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の3	(一時保護を行っている場合)親権者の意に反する場合の法28条による施設入所が必要な旨の報告の受理	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第1項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第2項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第3項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第6項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条	施設入所等の措置の解除に関する児童福祉司等の意見聴取等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条の4	児童福祉審議会等への報告	指定都市	都	
少年法	第6条の7第1項	都道府県知事又は児童相談所長の家庭裁判所への送致	指定都市	都	
少年法	第6条の7第2項	都道府県知事又は児童相談所長の家庭裁判所への送致	指定都市	都	
少年法	第18条第1項	家庭裁判所からの送致	指定都市	都	
少年法	第18条第2項	家庭裁判所からの送致	指定都市	都	
登録免許税法施行規則	第3条第1号口	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の申請受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の審査及び交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第3項	精神障がい者保健福祉手帳の交付をしない場合の通知	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第4項	精神障がい者保健福祉手帳の更新の認定	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第5項	精神障がい者保健福祉手帳の更新をしない場合の通知	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第1項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第3項	精神障がい者保健福祉手帳の返還命令	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第4項	精神障がい者保健福祉手帳の返還命令	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第5項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の通知	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第1項	精神障がい者保健福祉手帳交付台帳の作成	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の記載内容変更の届出の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第4項	他の都道府県から転居してきた精神障がい者保健福祉手帳所持者からの転居の届出の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第5項	他の都道府県から転居してきた精神障がい者保健福祉手帳所持者からの転居の届出に伴う旧居住地の都道府県知事への通知及び新たな手帳の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第6項	精神障がい者保健福祉手帳台帳の記載事項の削除	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第8条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の更新及び交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の変更申請の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の変更に伴う新たな手帳の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の再交付の申請の受理及び再交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条第2項	精神障がい者保健福祉手帳再交付の後に紛失した手帳を発見した場合の手帳の返還の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条の2第1項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第5条第1項	大規模小売店舗の新設に関する届出の受理等	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第5条第3項	大規模小売店舗の新設に関する届出を縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第1項	大規模小売店舗の新設に関する届出の変更の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第2項	大規模小売店舗の新設に関する届出の変更の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第3項	大規模小売店舗の変更に関する届出を縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第5項	大規模小売店舗内の店舗面積の届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第6項	大規模小売店舗内の店舗面積の届出の受理の公告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第7条第3項	大規模小売店舗の新設等の届出をした者による説明会実施に当たっての意見聴取に際すること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第1項	大規模小売店の新設に係る市町村の意見聴取	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第2項	市町村の区域内の居住者や事業者からの意見聴取	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大規模小売店舗立地法	第8条第3項	市町村から聴取した意見の縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第4項	届出をした者に対する意見を書面により陳述すること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第6項	届出をした者に対する意見を公告し、縦覧に供すること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第7項	届出をした者による変更等の通知の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第8項	法第8条第7項の届出の概要等の広告及び縦覧	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第1項	届出をした者に対する勧告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第3項	届出をした者に対する勧告の内容の公告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第4項	勧告を踏まえた変更に係る届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第5項	法第9条第4項の届出の概要等の広告及び縦覧	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第7項	届出をした者が勧告に従わなかった旨の公表	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第11条第3項	届出をした者の地位を承継した者による届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第12条	関係行政機関、関係地方公共団体への協力要請	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第14条第1項	大規模小売店舗を設置する者からの報告徴収	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第14条第2項	大規模小売店舗において小売業を行う者からの参考意見の徴収	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第36条	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第37条	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第55条	第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第2項	縦覧に供された事業計画に関する意見書の受理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第3項	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第4項	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第6項	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第2項を準用)	縦覧に供された変更後の事業計画に関する意見書の受理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第3項を準用)	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第4項を準用)	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第6項を準用)	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第4条	建物用地下水の採取の許可	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第6条第3項	既に当該地域内で揚水しているものの届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第7条	氏名等の変更の届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第8条第3項	採取者の地位を継承した時の届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第9条	許可の失効の届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第10条	建物用地下水の採取の許可等の取消等	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第11条	地下水又は地盤の状況に関する測量等が必要な場合の土地の立入り	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第13条	建物用地下水を採取するための設備の構造等についての報告の徴収	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第14条	建物用地下水を採取するための設備の設置場所等の立入検査	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第15条	環境大臣への地盤沈下の防止に関する意見申出	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
公職選挙法施行令	第59条の2第1号	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
公職選挙法施行令	第59条の3の2第1項第1号	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	第73条	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	第75条第1項	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
教育公務員特例法	第21条第2項	研修計画の樹立・実施	中核市	都	
教育公務員特例法	第23条第1項	初任者研修	中核市	都	
教育公務員特例法	第24条第1項	10年経験者研修	中核市	都	
教育公務員特例法	第25条	研修計画の体系的な樹立	中核市	都	
教育公務員特例法	第25条の2	指導不適切教諭等に対する研修に関する事務	中核市	都	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第45条	県費負担教職員の研修(教員・事務職員)	中核市	都	
教育職員免許法	第6条第2項、別表第3備考第6号	教育職員免許法認定講習開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第39条第1項	教育職員免許法認定講習開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第40条	教育職員免許法認定講習の変更に係る文部科学大臣への届出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第42条	講習の実施状況及び収支決算の大臣への報告	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第76条第1項	講習に係る単位修得原簿等公文書の保存	中核市	都	
文化財保護法	第43条	重要文化財(一部)の現状変更等の許可等	中核市	都	
文化財保護法	第53条第1項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	
文化財保護法	第53条第3項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	
文化財保護法	第53条第4項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	
文化財保護法	第54条	重要文化財(一部)の保存のための調査	中核市	都	
文化財保護法	第55条	重要文化財(一部)の現状又は管理、修理、もしくは環境保全の状況についての実地調査	中核市	都	
文化財保護法	第100条第2項	発見した文化財の所有者が判明しないときの警察署長への通知	中核市	都	
文化財保護法	第101条	文化財である埋蔵物の提出受理	中核市	都	
文化財保護法	第102条	文化財である埋蔵物の鑑査	中核市	都	
文化財保護法	第185条	出品された重要文化財等の管理	中核市	都	
児童福祉法	第8条第1項	児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置	中核市	都	
児童福祉法	第8条第7項	芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦する者等に対する勧告	中核市	都	
児童福祉法	第17条第4項	児童委員の指揮監督	中核市	都	
児童福祉法	第18条の2	児童委員の研修	中核市	都	
児童福祉法	第19条第3項	保健所長からの報告の受理	中核市	都	
児童福祉法	第20条第1項	結核児童に対する療育の給付	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第20条第4項	指定療育機関への医療に係る療育の給付の委託	中核市	都	
児童福祉法	第20条第5項	指定療育機関の指定	中核市	都	
児童福祉法	第20条第6項	指定療育機関の指定	中核市	都	
児童福祉法	第20条第8項	指定療育機関の取消し	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第1項	診療報酬の内容及び請求、審査及び支払	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第3項	社会保険診療報酬支払基金法及び国民健康保険法における審査委員会からの意見聴取	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第4項	社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への委託	中核市	都	
児童福祉法	第21条の4第1項	指定療育機関に対する検査	中核市	都	
児童福祉法	第21条の4第2項	診療報酬の差止め等	中核市	都	
児童福祉法	第21条の5	慢性疾患児等の健全育成を図るための治療方法に関する研究等及び事業の実施	中核市	都	
児童福祉法	第34条の12	一時預かり事業(届出を受け)	中核市	都	
児童福祉法	第34条の14	報告の求め及び立入調査等	中核市	都	
児童福祉法	第35条第3項	中核市以外の市町村の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置の認可	中核市	都	
児童福祉法	第35条第6項	中核市以外の市町村の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の廃止等の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の廃止等の承認	中核市	都	
児童福祉法	第46条第1項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者等に対する報告の徴収又は調査若しくは検査	中核市	都	
児童福祉法	第46条第3項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者に対する改善命令	中核市	都	
児童福祉法	第46条第4項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者に対する事業の停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
児童福祉法	第50条第1号、第2号 (児童委員に要する費用に限る)	費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第50条第5号	費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第50条第5号の2	費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第5号に係る部分に限る)	費用の徴収	中核市	都	
児童福祉法	第56条第5項	医療機関への支払命令	中核市	都	
児童福祉法	第56条第7項	不足額の徴収	中核市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する補助	中核市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する費用の補助がされたときに、予算の変更指示等	中核市	都	
児童福祉法	第56条の3	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する補助金の返還命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第58条	法第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設)が処分等に違反したときの、認可の取消	中核市	都	
児童福祉法	第58条	保育所の認可の取消し	中核市	都	
児童福祉法	第59条第1項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する報告聴取・設備等の調査	中核市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無認可保育施設に対する報告聴取・設備等の調査等	中核市	都	
児童福祉法	第59条第3項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設備又は運営の改善等の勧告	中核市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無認可保育施設の設備又は運営の改善等の勧告	中核市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表	中核市	都	
児童福祉法	第59条第5項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	中核市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無認可保育施設に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2第1項	無認可保育施設からの届出の受理等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2第2項	無認可保育施設からの届出の受理等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2の5第1項	無認可保育施設の施設の運営状況の報告受理	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2の5第2項	無認可保育施設の施設の運営状況等の市町村長への通知及び公表	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第2項	指定保育士養成施設の指定の申請(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第3項	指定保育士養成施設の指定の変更申請(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第4項	指定保育士養成施設の指定の変更届出(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第5項	実績報告の提出(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第5条第7項	指定保育士養成施設の指定取り消しの届出(経由)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第38条	国以外の者が設置する助産・母子生活支援施設の最低基準の検査(都道府県、指定都市、中核市が設置するものを除く)	中核市	都	
児童福祉法施行令	第38条	保育所の実地検査	中核市	都	
児童福祉法施行令	第43条	負担金の返還(保育所に係るもの)	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第20条	民間の行う母子家庭等日常生活支援事業の届出の受理	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第21条	母子家庭等日常生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第22条第1項	民間の行う母子家庭等日常生活支援事業についての報告聴取等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第23条	民間の行う母子家庭等日常生活支援事業についての事業停止命令等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第25条第3項	母子家庭又は母子福祉団体による売店等の設置及び運営についての協議及び調査等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第30条第2項	母子家庭就業支援事業の実施	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第33条第3項	民間の行う寡婦日常生活支援事業の開始の届出の受理	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第33条第4項	寡婦日常生活支援事業の廃止・休止の届出の受理、民間の行う寡婦日常生活支援事業についての報告聴取等、民間の行う寡婦日常生活支援事業についての事業停止命令等	中核市	都	
母子及び寡婦福祉法	第34条第1項	寡婦による売店等の設置及び運営についての協議及び調査等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
母子及び寡婦福祉法	第35条第2項	寡婦就業支援事業の実施	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第1項	身体障がい者手帳の交付申請の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第2項	身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定等	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第4項	障がい認定をして身体障がい者手帳を交付	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第5項	障がい認定ができないときに申請者に通知	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第1項	身体障がい者手帳の返還及び返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第2項	身体障がい者手帳の返還及び返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第3項	身体障がい者手帳の返還及び返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第1項	生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第2項	生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第3項	生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第28条第1項	身体障がい者社会参加支援施設の設置等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第3条第1項	身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定又は指定取消し	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第3条第3項	身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定又は指定取消し	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第5条第1項	身体障がい者手帳の交付申請者の障がいが必要に該当しないと認める際の地方社会福祉審議会への諮問等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第5条第2項	身体障がい者手帳の交付申請者の障がいが必要に該当しないと認める際の地方社会福祉審議会への諮問等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第6条第1項	身体障がい者手帳の交付にあたっての診査の通知	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第7条	障がいの程度に変化が生じた者の通知の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第1項	障がい者手帳交付台帳の備付等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第2項	身体障がい者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第4項	身体障がい者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第6項	身体障がい者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第7項	身体障がい者手帳に関する記載事項の消除	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第10条第1項	身体障がい者手帳の再交付	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第10条第3項	身体障がい者手帳の再交付	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第12条第2項	死亡の通知の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	指定障がい者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第1項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第3項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第4項	指定障がい福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第37条第1項	障がい福祉サービス事業者の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第37条第2項	障がい福祉サービス事業者の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条第1項	指定障がい者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条第2項	指定障がい者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第39条第1項	指定障がい者支援施設の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第39条第2項	指定障がい者支援施設の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第41条第2項	障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の指定の更新申請の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第1項	指定障がい福祉サービス事業者に係る変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第2項	指定障がい福祉サービス事業者に係る廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第3項	指定障がい者支援施設に係る変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第47条	指定障がい者支援施設に係る指定の辞退の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第1項	障がい福祉サービス事業所に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第2項	障がい者支援施設に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第3項	勧告に従わなかった指定事業者等の公表	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第4項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第5項	勧告に係る措置の命令の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第50条第1項	指定障がい福祉サービス事業者の指定の取消し等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条	障がい福祉サービス事業所等の指定等の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項	一般相談支援事業者の指定	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の19第1項	一般相談支援事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21	指定の更新(一般相談支援事業者に限る)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の25第1項	一般相談支援事業所の変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の25第2項	指定一般相談支援事業者の廃止等の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第1項	指定一般相談支援事業者に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第3項	勧告に従わなかった指定事業者等の公表	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第4項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第5項	勧告に係る措置の命令の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第1項	指定一般相談支援事業者の指定の取消し	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の30	指定一般相談支援事業所等の指定等の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第54条第2項	指定自立支援医療機関の指定(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第60条第1項	指定自立支援医療機関の指定の更新(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第63条	指定自立支援医療機関に対する指導(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第64条	指定自立支援医療機関の名称等の変更の届出の受理(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第65条	指定自立支援医療機関の指定の辞退の受理(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第66条第1項	指定自立支援医療機関等に対する報告聴取等(育成医療及び更生医療に係る者に限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第66条第3項	報告徴収等に応じなかった場合等の自立支援医療費の支払の一時差し止め等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第1項	指定自立支援医療機関に対する勧告(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第2項	勧告に従わなかった指定自立支援医療機関の公表	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第3項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第4項	命令をした旨の公示	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第5項	良質かつ適切な自立支援医療を行っていない指定自立支援医療機関に関する通知の受理(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第68条第1項	指定の取消等(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第69条	指定自立支援医療機関の指定等の公示(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第78条第1項	地域生活支援事業	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第1項	事業の開始等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第2項	民間が行う障がい福祉サービス事業等の実施の届出	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第3項	届出の変更届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第4項	事業の廃止等の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第81条第1項	民間が行う障がい福祉サービス事業者に対する報告聴取等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第82条第1項	民間が行う障がい福祉サービス事業者に対する事業の制限等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第82条第2項	民間が行う障がい福祉サービス事業者に対する運営の改善命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第83条第2項	障がい者支援施設の設置	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第1項	苦情の申出等	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第2項	苦情の申出等	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第3項	苦情の申出等	中核市	都	
介護保険法	第41条第1項	指定居宅サービス事業者の指定	中核市	都	
介護保険法	第46条第1項	指定居宅介護支援事業者の指定	中核市	都	
介護保険法	第48条第1項第1号	指定介護老人福祉施設の指定	中核市	都	
介護保険法	第53条第1項	指定介護予防サービス事業者の指定	中核市	都	
介護保険法	第70条第6項(法第70条の2第4項、第70条の3第2項において準用する場合を含む)	特定施設入居者生活介護等に関する市町村への意見照会	中核市	都	
介護保険法	第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む)	指定居宅サービス事業者の指定の更新	中核市	都	
介護保険法	第70条の3	特定施設入居者生活介護に係る変更届出の受理等	中核市	都	
介護保険法	第75条第1項	指定居宅サービス事業者に係る変更、事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第76条第1項	指定居宅サービス事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第76条の2	指定居宅サービス事業者に対する勧告・命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
介護保険法	第77条	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第78条	指定居宅サービス事業者に関する公示	中核市	都	
介護保険法	第79条の2第1項	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	中核市	都	
介護保険法	第82条	指定居宅介護支援事業者に係る変更、事業再開、事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第83条第1項	指定居宅介護支援事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第83条の2	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第84条	指定居宅介護支援事業者に対する指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第85条	指定居宅介護支援事業者に関する公示	中核市	都	
介護保険法	第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定更新	中核市	都	
介護保険法	第89条	指定介護老人福祉施設に係る変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	第90条第1項	指定介護老人福祉施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第91条	指定介護老人福祉施設に係る指定の辞退の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第91条の2	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第92条	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第93条	指定介護老人福祉施設の開設者の名称等の公示	中核市	都	
介護保険法	第94条第1項	介護老人保健施設の開設許可及び入所定員の変更許可	中核市	都	
介護保険法	第94条第2項	介護老人保健施設の開設許可及び入所定員の変更許可	中核市	都	
介護保険法	第94条の2第1項	指定介護老人保健施設の開設許可の更新	中核市	都	
介護保険法	第95条	指定介護老人福祉施設の管理者の承認	中核市	都	
介護保険法	第99条	介護老人保健施設に係る変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	第100条第1項	介護老人保健施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第101条	介護老人保健施設の使用制限等	中核市	都	
介護保険法	第102条第1項	介護老人保健施設の開設者に対する施設管理者の変更命令	中核市	都	
介護保険法	第103条	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・命令等	中核市	都	
介護保険法	第104条第1項	介護老人保健施設の許可の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第104条の2	介護老人保健施設の開設者の名称等の公示	中核市	都	
介護保険法	旧法(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいう。以下同じ。)第107条の2第1項	指定介護療養型医療施設の指定更新	中核市	都	
介護保険法	旧法第111条	指定介護療養型医療施設の変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	旧法第112条第1項	指定介護療養型医療施設についての質問、立入検査等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
介護保険法	旧法第113条	指定介護療養型医療施設の辞退届の受理	中核市	都	
介護保険法	旧法第114条	指定介護療養型医療施設に係る指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第115条の5	指定介護予防サービス事業者に係る変更、事業再開、事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第115条の7第1項	指定介護予防サービス事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第115条の8	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・命令	中核市	都	
介護保険法	第115条の9	指定介護予防サービス事業者に係る指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第115条の10	指定介護予防サービス事業者に関する公示	中核市	都	
構造改革特別区域法	第30条第1項	特区認定を受けた場合における、選定事業者である法人が設置する特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
社会福祉法	第7条第1項	地方社会福祉審議会の設置	中核市	都	
社会福祉法	第7条第2項	地方社会福祉審議会の監督及び審議会に対する諮問	中核市	都	
社会福祉法	第9条	地方社会福祉審議会委員の任命	中核市	都	
社会福祉法	第12条	地方社会福祉審議会における児童福祉に関する事項の調査審議	中核市	都	
社会福祉法	第20条	職員の行う事務の指導監督のための計画の樹立及び実施	中核市	都	
社会福祉法	第21条	福祉関係業務担当職員にかかる訓練に関する規定	中核市	都	
社会福祉法	第62条第1項	市町村又は社会福祉法人が社会福祉施設を設置した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第62条第2項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第3項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第4項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第5項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第6項	社会福祉施設設置の許可に当たっての条件の付与	中核市	都	
社会福祉法	第63条第1項	市町村又は社会福祉法人が社会福祉施設を設置した場合の届出事項の変更届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第63条第1項	社会福祉施設の設置の届出事項に変更があった場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第63条第2項	社会福祉施設の設置許可を受けた事項を変更する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第64条	施設を設置する第1種社会福祉事業の廃止の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第67条第1項	市町村又は社会福祉法人が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第67条第2項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第3項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第4項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第5項(第62条第5項、第6項準用)	第1種社会福祉事業の開始の許可に当たっての条件の付与	中核市	都	
社会福祉法	第68条	施設を必要としない第1種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
社会福祉法	第69条第1項	第2種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第69条第2項	第2種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第70条	社会福祉事業を経営する者に対する調査	中核市	都	
社会福祉法	第71条	施設を設置して第1種社会福祉事業を経営する者に対する改善命令	中核市	都	
社会福祉法	第72条	社会福祉事業の制限又は停止等の命令	中核市	都	
老人福祉法	第6条の2第3項	事務の福祉事務所長への委任	中核市	都	
老人福祉法	第14条	民間の行う老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第14条の2	民間の行う老人居宅生活支援事業の変更に係る届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第14条の3	民間の行う老人居宅生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条第2項	民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条第4項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
老人福祉法	第15条第6項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
老人福祉法	第15条の2第1項	老人デイサービスセンター等の設置について届出事項に変更があった場合の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条の2第2項	老人デイサービスセンター等の設置について届出事項に変更があった場合の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第16条第1項	民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第16条第3項	社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止・休止等の認可	中核市	都	
老人福祉法	第18条第1項	民間の行う老人居宅生活支援事業等について報告聴取等	中核市	都	
老人福祉法	第18条第2項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて報告聴取等	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第1項	民間の行う認知症対応型老人共同生活援助事業等の前払金の保全措置等についての改善命令	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第2項	民間の行う老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第3項	老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
老人福祉法	第19条第1項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて認可の取消等	中核市	都	
老人福祉法	第19条第1項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて運営の改善命令等	中核市	都	
老人福祉法	第19条第2項	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
老人福祉法	第24条第2項	社会福祉法人に対する補助	中核市	都	
老人福祉法	第29条第1項	有料老人ホームの設置の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第2項	有料老人ホームの届出の変更の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第3項	有料老人ホームの廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第9項	有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは介護等受託者に対する報告徴収等	中核市	都	
老人福祉法	第29条第11項	有料老人ホームの設置者に対する改善命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
老人福祉法	第29条第12項	有料老人ホームの設置者に対する改善命令に係る公示	中核市	都	
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	第7条	市町村整備施設の設置の届出の受理	中核市	都	
行旅病人及行旅死亡人取扱法	第5条	行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用の弁償を得られない場合の引取り又は費用の弁償	中核市	都	
行旅病人及行旅死亡人取扱法	第13条	行旅死亡人の取扱費用の弁償を得られない場合の費用の弁償	中核市	都	
生活保護法	第40条第1項	保護施設の設置	中核市	都	
生活保護法	第40条第2項	保護施設の設置の届出受理	中核市	都	
生活保護法	第41条第2項	保護施設の設置の認可	中核市	都	
生活保護法	第41条第4項	上記の認可にあたっての条件の付与	中核市	都	
生活保護法	第41条第5項	上記の認可申請書記載事項の変更の認可	中核市	都	
生活保護法	第42条	保護施設の廃止等の認可	中核市	都	
生活保護法	第43条第1項	保護施設の運営についての指導	中核市	都	
生活保護法	第44条第1項	保護施設に対する報告徴収等	中核市	都	
生活保護法	第45条第2項	保護施設に対する認可取消	中核市	都	
生活保護法	第45条第2項	保護施設に対する改善命令等	中核市	都	
生活保護法	第45条第4項	保護施設の認可の取り消しに係る聴聞の期日及び場所の公示	中核市	都	
生活保護法	第46条第2項	保護施設の設置者(都道府県以外)からの管理規程の受理	中核市	都	
生活保護法	第46条第3項	上記の管理規程に対する変更命令	中核市	都	
生活保護法	第48条第3項	保護施設の長の指導に対する制限又は禁止	中核市	都	
生活保護法	第49条	医療機関の指定	中核市	都	
生活保護法	第49条の3	医療機関の指定の更新	中核市	都	
生活保護法	第50条第2項	指定医療機関に対する指導	中核市	都	
生活保護法	第50条の2	指定医療機関の変更届等の受理	中核市	都	
生活保護法	第51条第2項	指定医療機関の指定の取消し	中核市	都	
生活保護法	第53条第1項	診療内容等の審査等	中核市	都	
生活保護法	第53条第3項	意見の聴取等	中核市	都	
生活保護法	第54条第1項	指定医療機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第1項	介護機関の指定	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第50条第2項を準用)	指定介護機関に対する指導	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第50条の2を準用)	指定介護機関の変更届等の受理	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第51条第2項を準用)	指定介護機関の指定の取消し	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第53条第1項を準用)	介護内容等の審査等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
生活保護法	第54条の2第4項(第53条第3項を準用)	意見の聴取等	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第54条第1項を準用)	指定介護機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
生活保護法	第55条の2	指定医療機関、指定介護機関、助産師等の指定を行った場合等の告示	中核市	都	
生活保護法	第71条	費用の支弁	中核市	都	
生活保護法	第74条第1項	保護施設に対する補助	中核市	都	
生活保護法	第74条第2項	補助を行った保護施設に対する報告徴収等	中核市	都	
生活保護法	第75条	国の負担金等の受領	中核市	都	
生活保護法	第79条	補助金の返還	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第49条	医療機関の指定	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第50条第2項	指定医療機関に対する指導	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第50条の2	指定医療機関の変更届等の受理	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第51条第2項	指定医療機関の指定の取消し	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第53条第1項	診療内容等の審査等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第53条第3項	意見の聴取等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条第1項	指定医療機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第1項	介護機関の指定	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第50条第2項を準用)	指定介護機関に対する指導	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第50条の2を準用)	指定介護機関の変更届等の受理	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第51条第2項を準用)	指定介護機関の指定の取消し	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第53条第1項を準用)	介護内容等の審査等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第53条第3項を準用)	意見の聴取等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第54条第1項を準用)	指定介護機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第55条の2	指定医療機関、指定介護機関、助産師等の指定を行った場合等の告示	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第71条	費用の支弁	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第75条	国の負担金等の受領	中核市	都	
民生委員法	第4条	民生委員の定数の決定	中核市	都	
民生委員法	第5条	厚生労働大臣に対する民生委員の推薦	中核市	都	
民生委員法	第6条第2項	委員として推薦される者のうち主任児童委員として指令されるべき者の表示	中核市	都	
民生委員法	第7条	民生委員推薦会に対する民生委員の再推薦命令	中核市	都	
民生委員法	第11条第1項	職務の遂行に支障がある等の事由に該当する民生委員の解嘱に係る厚生労働大臣への具申	中核市	都	
民生委員法	第11条第2項	職務の遂行に支障がある等の事由に該当する民生委員の解嘱に係る厚生労働大臣への具申	中核市	都	
民生委員法	第17条第1項	民生委員の職務に関する指揮監督	中核市	都	
民生委員法	第18条	民生委員の指導訓練(研修)に関する計画の策定、実施	中核市	都	
民生委員法	第20条第1項	民生委員協議会を組織する区域の決定	中核市	都	
民生委員法	第26条	民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用の負担	中核市	都	
民生委員法	第28条	国庫補助金の受領	中核市	都	
登録免許税法施行規則	第3条第1号イ	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第14条第1項	結核の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第14条第5項	指定届出機関の指定の取り消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第1項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第2項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第5項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第6項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第8項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第38条第9項	感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第40条第3項	診療報酬額の決定	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第40条第5項	診療報酬額の決定に当たったの審査機関の意見聴取	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第43条第1項	感染症指定医療機関に対する報告の請求等	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第43条第2項	報告を拒否した感染症指定医療機関に対する診療報酬の差止め等の指示等	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第53条の7第1項	通報又は報告の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第60条第1項	都道府県の補助	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第60条第2項	指定医療機関の設置及び運営に要する費用の補助	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	第26条第1項	都道府県の補助の基準	中核市	都	
食品衛生法	第25条第1項	規格が定められた食品、容器包装等の検査	中核市	都	
食品衛生法	第26条第1項	販売禁止食品等を発見したときに製造者等に対する検査受検命令	中核市	都	
食品衛生法	第26条第5項	登録検査機関が指定した者がする検査結果の通知の経由	中核市	都	
食品衛生法	第29条第1項	製品検査のための検査施設の設置	中核市	都	
食品衛生法	第62条第1項(第25条第1項、第26条第1項・第5項、第29条第1項を準用)	おもちゃについての準用(食品製造者等に対する検査命令、製品検査の検査施設の設置、公衆衛生上講ずべき措置の基準制定等)	中核市	都	
食品衛生法	第62条第3項(第25条第1項、第29条第1項を準用)	営業以外の食品供与施設についての準用(製品検査の検査施設の設置)	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第2項	製品検査の申請書の受理	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第3項	製品検査に係る試験品の採取	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第4項	製品検査の実施、合格に係る表示の付与	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第1項	製品検査命令の前の必要な措置を講ずべき旨の通知、製品検査の実施時期の指定、検査命令書の作成	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第2項	製品検査の申請書の受理	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第3項	製品検査に係る試験品の採取等	中核市	都	
母子保健法	第20条第5項	指定療育機関の指定	中核市	都	
母子保健法	第20条第7項(児童福祉法第20条第8項、第21条の3第1項・第3項、第21条の4第1項・第2項を準用)	指定医療機関の指定の取消し、指定医療機関の診療内容等の審査及び診療報酬額の決定、審査機関の意見聴取、指定医療機関の報告徴収、診療報酬の支払いの差止め等	中核市	都	
計量法	第10条第2項	適正計量の実施の確保に著しい支障が生じた場合の勧告	特例市	都	
計量法	第10条第3項	勧告を受けた者が従わなかったときの公表	特例市	都	
計量法	第15条第1項	特定商品を販売する事業者などに対し、特定物象量の表記等が適正になされていない場合の勧告	特例市	都	
計量法	第15条第2項	勧告を受けた者が従わなかったときの公表	特例市	都	
計量法	第15条第3項	勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときの措置命令	特例市	都	
計量法	第19条第1項	定期検査の実施	特例市	都	
計量法	第20条第1項	指定定期検査機関の指定	特例市	都	
計量法	第21条第2項	定期検査の実施時期等の公示	特例市	都	
計量法	第21条第3項	疾病等の事由により定期検査を受けることができない者からの届出の受理及び検査	特例市	都	
計量法	第25条第1項	定期検査に代わる計量士による検査を受けた旨の届出の受理	特例市	都	
計量法	第30条第1項	指定定期検査機関の業務規程の制定時及び変更時の認可	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
計量法	第30条第3項	認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不相当と認めるときの当該規程の変更命令	特例市	都	
計量法	第32条	指定期検査機関の検査業務の休廃止の届出の受理	特例市	都	
計量法	第33条第1項	指定期検査機関の事業計画及び収支予算の作成時及び変更時の受理	特例市	都	
計量法	第33条第2項	指定期検査機関の事業報告書及び収支決算書の受理	特例市	都	
計量法	第35条	経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に係る指定期検査機関に対する解任命令	特例市	都	
計量法	第37条	指定期検査機関に対する規定適合命令	特例市	都	
計量法	第38条	指定期検査機関の指定の取消し又は検査業務の停止命令	特例市	都	
計量法	第39条第1項	指定期検査機関に代わる検査業務の実施	特例市	都	
計量法	第127条第2項	適正計量管理事業所の指定の申請書に係る進達事務	特例市	都	
計量法	第127条第3項	適正計量管理事業所の指定のための検査	特例市	都	
計量法	第127条第4項	検査結果についての経済産業大臣(計量法施行令第41条により都道府県知事)への報告	特例市	都	
計量法	第147条第1項	届出製造事業者等に対する業務に関する報告の徴収	特例市	都	
計量法	第147条第3項	指定期検査機関等に対する業務等に関する報告の徴収	特例市	都	
計量法	第148条第1項	届出製造事業者等への立入検査の実施	特例市	都	
計量法	第148条第3項	指定期検査機関等への立入検査の実施	特例市	都	
計量法	第149条第1項	届出製造事業者等への計量器等の提出命令	特例市	都	
計量法	第149条第3項	命令によって生じた損失の補償	特例市	都	
計量法	第150条第1項	特定物象量の誤差が量目公差を超える場合の特定物象量の表記の抹消	特例市	都	
計量法	第150条第2項	処分をするときの理由の告知	特例市	都	
計量法	第151条第1項	検定証印等の除去	特例市	都	
計量法	第151条第4項	処分をするときの理由の告知	特例市	都	
計量法	第153条第1項	装置検査証印の除去	特例市	都	
計量法	第153条第3項(第151条第4項を準用)	処分をするときの理由の告知	特例市	都	
計量法	第154条第1項	立入検査によらない検定証印等の除去	特例市	都	
計量法	第154条第3項(第151条第4項を準用)	処分をするときの時期及び理由の告知	特例市	都	
計量法	第159条第3項第1号	指定の公示	特例市	都	
計量法	第159条第3項第2号	届出の受理の公示	特例市	都	
計量法	第159条第3項第3号	取消し等の公示	特例市	都	
計量法	第159条第3項第4号	実施の公示	特例市	都	
計量法	第163条第2項	指定期検査機関等の処分等について不服がある者からの審査請求の受理	特例市	都	
計量法	第167条	検定用具等の無償借受け	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
計量法施行規則	第76条	適正計量管理事業所の指定通知の受理	特例市	都	
計量法施行規則	第79条	適正計量管理事業所の指定取り消し通知の受理	特例市	都	
計量法施行規則	第80条	適正計量管理事業所に係る変更届等の写しの受理	特例市	都	
計量法施行規則	第81条	適正計量管理事業所に係る変更届等の進達事務	特例市	都	
都市再開発法	第129条の2第1項	再開発事業計画の認定	特例市	都	
都市再開発法	第129条の3	再開発事業計画の認定	特例市	都	
都市再開発法	第129条の4	認定の通知	特例市	都	
都市再開発法	第129条の5第1項	再開発事業計画の変更の認定	特例市	都	
都市再開発法	第129条の5第2項(第129条の3、第129条の4を準用)	再開発事業計画の変更の認定及びその通知	特例市	都	
都市再開発法	第129条の6	再開発事業の実施状況についての報告の徴取	特例市	都	
都市再開発法	第129条の7	再開発事業計画の認定に基づく地位を承継する場合の承認	特例市	都	
都市再開発法	第129条の8	認定再開発事業計画に従って再開発事業を実施していない場合の改善命令	特例市	都	
都市再開発法	第129条の9第1項	再開発事業計画の認定の取消し	特例市	都	
都市再開発法	第129条の9第2項(第129条の4を準用)	再開発事業計画の認定の取消しの通知	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第46条第1項(土地区画整理法を準用)	防災街区計画整備組合法第45条第1項第1号に掲げる事業を土地区画整理事業として行うときの許認可関連事務	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第47条第1項(都市再開発法を準用)	防災街区計画整備組合法第45条第1項第1号及び2号に掲げる事業を第一種市街地再開発事業として行うときの許認可関連事務	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第66条の6	防災街区計画整備組合に理事が欠けたときの仮理事の選任	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第66条の7第3号	防災街区計画整備組合の監事からの報告の受理	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第78条第2項	防災街区計画整備組合の定款及び事業基本方針の変更の認可	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第78条第3項(第93条第2項、第94条を準用)	防災街区計画整備組合の定款及び事業基本方針の変更の認可にあたっての報告書の提出要求、意見聴取	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第93条第1項	防災街区計画整備組合の設立の認可の申請の受理	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第93条第2項	設立に関する報告書の提出要求	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第94条第1項	防災街区計画整備組合の設立の認可	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第94条第2項	認可にあたっての意見聴取	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第2項	防災街区計画整備組合の解散の認可	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第3項(第93条第2項を準用)	認可にあたっての報告書の提出要求	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第3項(第94条第1項第1号を準用)	防災街区計画整備組合の解散の認可	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第5項	組合員が3人未満になったときの防災街区計画整備組合からの解散届の受理	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第98条第2項	防災街区計画整備組合の合併の認可の申請の受理	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第98条第3項(第93条第2項を準用)	防災街区計画整備組合の合併の認可にあたっての意見聴取	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第98条第3項(第94条第1項を準用)	防災街区計画整備組合の合併の認可にあたっての報告書の提出要求	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第98条第3項(第94条第2項を準用)	認可にあたっての意見聴取	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第103条の5第3項	防災街区計画整備組合の解散及び清算を監督する裁判所からの要請に基づく意見陳述又は調査	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第103条の5第4項	裁判所に対する意見申述	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第103条の6	防災街区計画整備組合の清算結了に係る届出の受理	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第105条	防災街区計画整備組合の監督に必要な報告の徴取等	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第106条第1項	組合員からの請求に基づく防災街区計画整備組合の業務等の検査	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第106条第2項	監督上必要があるときの防災街区計画整備組合の業務等の検査	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第107条第1項	検査等を行った場合の法令等の違反に対する措置命令	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第107条第2項	命令に従わないときの業務停止又は役員改選の命令	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第108条	防災街区計画整備組合の解散の命令	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第109条第1項	組合員からの請求に基づく総会の議決、選挙、当選の取消し	特例市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第109条第2項(第109条第1項を準用)	組合員からの請求に基づく創立総会の議決、選挙、当選の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第33条第1項	個人施行者の施行する住宅街区整備事業の施行の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第1項を準用)	個人施行者の施行する住宅街区整備事業の施行の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第10条第1項を準用)	事業についての規準又は規約及び事業計画の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第3項を準用する同法第10条第3項を準用)	変更の認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第4項を準用)	事業の施行者が数人となった場合における規約の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第7項を準用)	事業について施行者の変動があった場合の氏名等の届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第8項を準用)	認可又は届出に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第13条第1項を準用)	事業の廃止又は終了の認可	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第3項を準用する同法第13条第4項を準用)	認可に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第37条第1項	住宅街区整備組合の設立の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第1項を準用)	認可の申請に係る事業計画の縦覧	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第21条第1項を準用)	住宅街区整備組合の設立の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第21条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第29条第1項を準用)	住宅街区整備組合の理事の氏名等の届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第29条第2項を準用)	届出に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第39条第1項を準用)	認可を受けた事業計画等の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第1項を準用する同法第39条第2項を準用)	認可の申請に係る事業計画の変更の縦覧	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第2項を準用する同法第39条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第3項・第5項を準用する同法第39条第2項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第39条第4項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第45条第2項を準用)	組合の解散の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第45条第5項を準用)	組合の設立認可の取消し及び同組合の解散の認可に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第48条の2第3項を準用)	組合の解散及び清算を監督する裁判所からの要請に基づく意見陳述又は調査	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第48条の2第4項を準用)	組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見申述	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第49条を準用)	住宅街区整備組合の清算人が作成した決算報告書の承認	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第50条第3項を準用)	合併によって設立されようとする組合の設立の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第50条第4項を準用)	合併後に一方の組合が存続する場合の事業計画等の変更の認可	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第72条第1項	住宅街区整備事業における換地計画の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第72条第2項(土地区画整理法第86条第4項を準用)	住宅街区整備事業における換地計画の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第81条第1項	換地計画の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第81条第2項(土地区画整理法第86条第4項・第5項を準用する同法第97条第2項・第3項を準用)	換地計画の変更の認可	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83条(土地区画整理法第103条第3項を準用)	事業の換地処分に係る届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83条(土地区画整理法第103条第4項を準用)	換地処分に係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第1項	事業により取得した施設住宅の一部等の譲渡の届出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第2項	届出があったときの施設住宅の買取りの協議を行う者の決定及びその旨の届出者への通知	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第4項	決定後に買取りの希望のないときの届出者等への通知	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第95条第3項	個人施行者又は住宅街区整備組合に対する事業の施行の促進を図るための措置命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第1項を準用)	個人施行者が施行する事業に対する会計検査及び是正命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第2項を準用)	命令に従わない場合の事業の施行認可の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第3項を準用)	取消しに係る公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第1項・第2項を準用)	住宅街区整備組合の施行する事業に対する会計等の検査	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第3項を準用)	検査後の住宅街区整備組合に対する是正命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第4項を準用)	命令に従わない場合等の住宅街区整備組合の設立の認可の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第5項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出による総会等の招集	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第6項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出による理事等の解任に係る組合員の投票の実施	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第7項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出に基づく違法な手続等による総会議決等の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第98条第1項	住宅街区整備組合が行った処分に係る審査請求に対する裁決	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第100条	施設住宅等の管理規約の認可(個人・住宅街区整備組合施行に限る。)	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条(土地区画整理法第136条を準用)	農用地の廃止を伴う事業の事業計画の審査に当たっての農業会議及び土地改良区からの意見聴取	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の2	都心共同住宅供給事業計画の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の3	都心共同住宅供給事業計画の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の5第1項	認定を受けた都心共同住宅供給事業計画の変更の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の5第2項(第101条の3を準用)	認定を受けた都心共同住宅供給事業計画の変更の認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の6	都心共同住宅供給事業計画の認定を受けた事業者からの報告の徴取	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の7	事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の8	事業者に対する改善命令	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の9(第101条の4を準用)	認定の取消し	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第16条第2項を準用)	組合の役員解任の投票に係る解任投票所等の決定及び公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第4項・第6項・第8項・第9項・第10項・第11項・第13条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票を管理する職員の指名	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第4項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票における法人の指定する者等の権限を証する書面の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第6項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票における投票用紙の交付	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第8項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票をしようとする者が明らかに本人でないとい認められる場合の投票の拒否	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第9項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票を拒否しようとする場合の立会人に対する意見聴取	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第10項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の有効投票数の計算	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第11項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の効力の決定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第12条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の結果の公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第13条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票に係る解任投票録の作成	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第13条第2項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任投票録の保存	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	組合の役員解任の投票等に関する異議の申出の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第2項を準用する同令第16条第3項を準用)	異議の申出に関する決定、決定に係る文書の交付、決定の要旨の公告	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第3項・第4項を準用する同令第16条第3項を準用)	異議の申出があった場合における解任の投票の全部又は一部の無効の決定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第43条第1項	管理規約に関する意見書の受理	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第43条	換地計画の認可申請書への添付書類	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の8	都心共同住宅(賃貸住宅)に係る公募の広告の方法を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の10	特例を受ける賃借人の基準を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の14	賃貸住宅を管理するための経験・能力の基準を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の15	賃貸住宅の管理期間を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の17第1項	特別の事情があり分譲住宅に入居させることが適当であるものの認定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の17第2項	都心共同住宅(分譲住宅)に係る公募の広告の方法を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の19	特例を受ける譲受人の基準を定めること	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の24	関連公共的施設の指定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の26第1項	分譲住宅にかかる分譲事務費の算出の方法の決定	特例市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の26第3項	分譲住宅の価額決定に係る承認	特例市	都	
土地区画整理法	第4条第1項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第9条第1項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第9条第2項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第9条第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第10条第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第10条第3項(第9条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第11条第4項	土地区画整理事業の施行者が数人となった場合における規約の認可	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
土地区画整理法	第11条第7項	新たに土地区画整理事業の施行者となった者等の氏名等の届出の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第11条第8項	認可又は届出に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第13条第1項	事業の廃止又は終了の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第13条第2項	事業の廃止又は終了の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第13条第4項(第9条第3項を準用)	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第14条第1項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第14条第2項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第14条第3項	土地区画整理組合の事業計画の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第1項	認可の申請に係る事業計画の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第2項	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第3項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第20条第5項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第1項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第2項	土地区画整理組合の設立等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第21条第4項	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第28条第8項	土地区画整理組合の事業報告書等の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第29条第1項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第29条第2項	届出に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第1項	認可を受けた事業計画等の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第1項を準用)	認可の申請に係る事業計画の変更の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第4項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第39条第5項	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第45条第2項	土地区画整理組合の解散の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第45条第3項	土地区画整理組合の解散の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第45条第5項	土地区画整理組合の設立認可の取消し及び同組合の解散の認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第48条の2第3項	土地区画整理組合の解散及び清算を監督する裁判所からの要請に基づく意見陳述又は調査	特例市	都	
土地区画整理法	第48条の2第4項	土地区画整理組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見申述	特例市	都	
土地区画整理法	第49条	土地区画整理組合の清算人が作成した決算報告書の承認	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第50条第3項	合併によって設立されようとする土地区画整理組合の設立の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第50条第4項	合併後に一方の土地区画整理組合が存続する場合の事業計画等の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の2第1項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第1項	事業計画の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第2項	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第3項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の8第5項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の9第1項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の9第2項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の9第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第1項	事業に係る事業計画等の変更の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第1項を準用)	認可に係る事業計画の変更の縦覧	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の9第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の11第1項	区画整理会社の合併、分割等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の11第2項(第51条の9第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の13第1項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業の廃止等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の13第2項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業の廃止等の認可	特例市	都	
土地区画整理法	第51条の13第4項	認可に係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第75条	技術的援助の請求受け	特例市	都	
土地区画整理法	第86条第1項	土地区画整理事業の換地計画の認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第86条第4項	土地区画整理事業の換地計画の認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第86条第5項	土地区画整理事業の換地計画の認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第97条第1項	認可を受けた換地計画の変更に係る認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第97条第3項	認可を受けた換地計画の変更に係る認可(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第103条第3項	土地区画整理事業の換地処分に係る届出の受理(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第103条第4項	換地処分の実施及び届出に係る公告(個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法	第124条第1項	個人施行者が施行する土地区画整理事業に対する会計検査及び是正命令	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
土地区画整理法	第124条第2項	土地区画整理法第124条第1項の命令に従わない場合の土地区画整理事業の施行認可の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第124条第3項	取消しに係る公告	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第1項	土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第2項	土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第3項	検査後の土地区画整理組合に対する是正命令	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第4項	命令に従わない場合等の土地区画整理組合の設立の認可の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第5項	土地区画整理組合の組合員の申出による総会等の招集	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第6項	土地区画整理組合の組合員の申出による理事等の解任に係る組合員の投票の実施	特例市	都	
土地区画整理法	第125条第7項	土地区画整理組合の組合員の申出に基づく違法な手続等による総会議決等の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第1項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第2項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第3項	検査後の区画整理会社に対する是正命令	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第4項	命令に従わない場合の区画整理会社に対する土地区画整理事業の施行認可の取消し	特例市	都	
土地区画整理法	第125条の2第5項	認可の取消しの公告	特例市	都	
土地区画整理法	第127条の2第1項	土地区画整理組合又は区画整理会社が行った処分に係る審査請求に対する裁決	特例市	都	
土地区画整理法	第136条	農用地の廃止を伴う土地区画整理事業の事業計画の審査に当たっての農業会議及び土地改良区からの意見聴取(個人・組合・会社施行に限る。)	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第2項	法第125条第6項に基づく土地区画整理組合の役員解任の投票に係る解任投票所等の決定及び公告	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第4項・第6項・第8項・第9項・第10項・第11項・第13条第1項を準用)	解任の投票を管理する職員の指名	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第4項を準用)	解任の投票における法人の指定する者等の権限を証する書面の受理	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第6項を準用)	解任の投票における投票用紙の交付	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第8項を準用)	解任の投票をしようとする者が明らかに本人でないとして認められる場合の投票の拒否	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第9項を準用)	解任の投票を拒否しようとする場合の立会人に対する意見聴取	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第10項を準用)	解任の投票の有効投票数の計算	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第11条第11項を準用)	解任の投票の効力の決定	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第12条第1項を準用)	解任の投票の結果の公告	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第13条第1項を準用)	解任の投票に係る解任投票録の作成	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第13条第2項を準用)	解任投票録の保存	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第14条第1項を準用)	法第125条第6項に基づく土地区画整理組合の役員解任の投票等に関する異議の申出の受理	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第14条第2項を準用)	異議の申出に関する決定、決定に係る文書の交付、決定の要旨の公告	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
土地区画整理法施行令	第16条第3項(第14条第3項・第4項を準用)	異議の申出があった場合における解任の投票の全部又は一部の無効の決定	特例市	都	
土地区画整理法施行令	第60条第1項	土地区画整理事業施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少した旨の公告	特例市	都	
屋外広告物法	第3条第1項	良好な景観又は風致を維持するため、特定の地域又は場所における広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	中核市	都	
屋外広告物法	第3条第2項	良好な景観の形成、風致を維持するため、特定の物件への広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	中核市	都	
屋外広告物法	第3条第3項	公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	中核市	都	
屋外広告物法	第4条	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示又は掲出物件の設置の許可	中核市	都	
屋外広告物法	第5条	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示の方法の基準等の設定	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第1項	屋外広告物法 第3条第1項から第3項、第4条、第5条までに違反した者等に対する表示等の停止、除却等の措置命令	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第2項	命令を行う場合で、違反者等を確知できないときに係る代執行又は委任	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第3項	命令を行った場合で、違反者が履行しないとき等に係る代執行又は委任	中核市	都	
屋外広告物法	第7条第4項	はり紙、はり札、広告旗、立看板等の除却又は委任	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第1項	除却広告物等の保管	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第2項	返還のための公示	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第3項	保管した除却広告物等について、滅失等のおそれがあるとき等において、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管すること	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第4項	買受人がないとき等における当該広告物等の廃棄	中核市	都	
屋外広告物法	第8条第7項	広告物又は掲出物件を変換できないときの広告物又は掲出物件の帰属	中核市	都	
景観法	第8条第1項	景観計画の策定	その他(景観行政団体)	都	大都市特例:「景観行政団体」(都道府県、指定都市、中核市、それ以外の市町村で、景観行政事務を行うため都道府県との協議を経た市町村) 東京都権限:東京都及び景観行政団体である区
景観法	第9条第1項	景観計画策定に当たっての公聴会の開催等	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第2項	景観計画策定にあたっての都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第4項	景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める際の景観重要公共施設の管理者との協議	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第5項	景観計画に国立公園の区域内における行為の許可の基準を定める際の国立公園等管理者との協議	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第6項	景観計画策定時の公示及び縦覧	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第7項	景観計画を定める手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第1項の準用)	景観計画変更にあたっての公聴会の開催等	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第2項の準用)	景観計画変更にあたっての都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	その他(景観行政団体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第9条第8項(第9条第4項の準用)	変更した景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める際の景観重要公共施設の管理者との協議	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第5項の準用)	変更した景観計画に国立公園の区域内における行為の許可の基準を定める際の国立公園等管理者との協議	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第6項の準用)	景観計画変更時の公示及び縦覧	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第9条第8項(第9条第7項の準用)	景観計画を変更する手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第10条第1項	特定公共施設の管理者から、景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める旨の要請を受けること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第10条第2項	特定公共施設の管理者から、景観計画に定められた景観重要公共施設に関する基準の変更の要請を受けること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第11条第1項	土地所有者等からの景観計画の策定又は変更の提案を受けること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第11条第2項	NPO等からの景観計画の策定又は変更の提案を受けること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第11条第2項	NPO等に準ずる団体を条例で定めること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第12条	計画提案を踏まえ、必要に応じ景観計画の案又は変更の案を作成すること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第13条	計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更について、都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出すること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第14条第1項	計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をする必要がない旨の通知	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第14条第2項	通知をしようとする際の都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第15条第1項	景観協議会を組織すること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第16条第1項	景観計画区域内における建築物の新築等の行為についての届出の受理	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第16条第1項第4号	景観計画区域内における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として届出が必要なものを条例で定めること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第16条第2項	届出内容の変更の届出の受理	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第16条第3項	届出をした者に対する設計の変更等の措置をとることの勧告	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第16条第5項	国の機関等からの建築物の新築等の行為についての通知を受けること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第16条第6項	国の機関等に協議を求めること	その他(景観行政団体)	都	同上
景観法	第16条第7項第11号	規定を適用しない行為を条例で定めること	その他(景観行政団体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第17条第1項	景観計画区域内における一定の行為で形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対する措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第1項	対象となる行為を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第4項	届出について行為の着手に係る制限期間を延長し、その理由を通知すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第5項	処分に違反した者等に対する原状回復命令等	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第6項	命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第17条第7項	命令を受けた者に報告させ、又は職員を土地に立ち入らせ、実施状況を検査させ、景観に及ぼす影響を調査させること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第18条第2項	届出について行為の着手に係る制限期間の短縮	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第19条第1項	景観重要建造物の指定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第19条第2項	所有者からの意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第20条第1項	建造物の所有者から景観重要建造物の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第20条第2項	景観整備機構から景観重要建造物の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第20条第3項	景観重要建造物の指定をする必要がない旨の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第21条第1項	景観重要建造物の所有者等に対する景観重要建造物指定の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第21条第2項	景観重要建造物であることを表示する標識の設置	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第21条第2項	景観重要建造物の標識の設置に関し、条例又は規則を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第22条第1項	景観重要建造物の増築等の行為の許可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第22条第3項	許可に条件を付けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第22条第4項	国の機関等が行う景観重要建造物の増築等の行為について協議を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第23条第1項	違反した者に対する原状回復等の命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第23条第2項	命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第24条第1項	許可を受けることができないため損失を受けた者に対する補償	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第24条第2項	補償について損失を受けた者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第24条第3項	協議が成立しない場合の裁決の申請	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第25条第2項	景観重要建造物の管理の方法の基準を条例 で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第26条	景観重要建造物の所有者又は管理者に対す る措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第27条第1項	景観重要建造物が国宝等に該当するに至っ たとき、滅失等したときの指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第27条第2項	公益上の理由等による景観重要建造物の指 定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第27条第3項(第21条第 1項の準用)	景観重要建造物の指定を解除する場合にお ける景観重要建造物の所有者への通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第28条第1項	景観重要樹木の指定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第28条第2項	所有者からの意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第29条第1項	樹木の所有者から景観重要樹木の指定の提 案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第29条第2項	景観整備機構から景観重要樹木の指定の提 案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第29条第3項	景観重要樹木の指定をする必要がない旨の 通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第30条第1項	景観重要樹木の所有者等に対する景観重要 樹木の通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第30条第2項	景観重要建造物であることを表示する標識 の設置	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第30条第2項	景観重要建造物の標識の設置に関し、条例 又は規則を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第31条第1項	景観重要樹木の伐採等の許可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第31条第2項(第22条第 3項の準用)	許可に条件を付けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第31条第2項(第22条第 4項の準用)	国の機関等が行う景観重要樹木の伐採等 について協議を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第32条第1項(第23条第 1項の準用)	違反した者等に対する原状回復等の命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第32条第1項(第23条第 2項の準用)	命令を命ずべき者が確知できないときの措置 及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第32条第2項(第24条第 1項の準用)	許可を受けることができないため損失を受け た者に対する補償	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第32条第2項(第24条第2項の準用)	補償について損失を受けた者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第32条第2項(第24条第3項の準用)	協議が成立しない場合の裁決の申請	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第33条第2項	景観重要樹木の管理の方法の基準を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第34条	景観重要樹木の所有者又は管理者に対する措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第35条第1項	景観重要樹木が特別史跡名勝天然記念物等に該当するに至ったとき、滅失等したときの指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第35条第2項	公益上の理由等による景観重要樹木の指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第35条第3項(第30条第1項の準用)	景観重要建造物の所有者等への通知	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第36条第1項	景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者との管理協定の締結	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第36条第3項	景観整備機構が管理協定を締結する際の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第37条第1項	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第37条第2項	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第38条	認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第39条	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第40条(第36条第3項を準用)	景観整備機構が締結した管理協定を変更する際の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第40条(第37条第1項を準用)	管理協定の変更申請に係る公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第40条(第37条第2項を準用)	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第40条(第38条を準用)	認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第40条(第39条を準用)	管理協定の変更の際の公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第36条第3項を準用)	緑地管理機構項が景観重要樹木について管理協定を締結する際の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第37条第1項を準用)	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第37条第2項を準用)	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第42条第3項(第38条を準用)	認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第42条第3項(第39条を準用)	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第43条	景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第44条第1項	景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳の作成及び保管	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第45条	景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者からの報告徴収	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第46条	景観重要建造物の所有者又は景観重要樹木の所有者からの助言又は援助の求めに応じること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第81条第4項	景観協定の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第82条第1項	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第82条第2項	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第83条第1項	景観協定の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第83条第3項	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第1項	景観協定の変更の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第82条第1項の準用)	公告及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第82条第2項の準用)	景観協定を変更する際に関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第83条第1項の準用)	景観協定の変更の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第84条第2項(第83条第3項の準用)	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第85条第3項	景観協定区域から除外された場合の当該土地の借地権を有していた者等からの届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第85条第4項(第83条第3項の準用)	景観協定区域から除外された土地があることを知った場合の公告及び縦覧等	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第87条第1項	景観協定区域内の土地所有者からの景観協定に加わる旨の意思表示(書面)を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第87条第2項	景観協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等からの景観協定に加わる旨の意思表示(書面)を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第87条第4項(第83条第3項を準用)	意思表示があった場合の公告及び縦覧等	その他 (景観 行政団 体)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第88条第1項	景観協定の廃止の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第88条第2項	公告	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第90条第1項	一の所有者による景観協定の認可	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第90条第3項(第83条第 3項を準用)	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を 当該区域内に明示すること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第1項	景観整備機構の指定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第2項	指定した景観整備機構の名称等の公示	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第3項	景観整備機構の名称等の変更等の届出の 受理	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第92条第4項	届出事項の公示	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第1項	景観整備機構に業務の報告をさせること	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第2項	景観整備機構に対する業務運営の改善等の 措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第3項	違反した場合の指定の取消し	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法	第95条第4項	指定取消しの公示	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
景観法施行令	第7条	景観計画の提案に係る一段の土地の区域の 規模を設定する条例の制定	その他 (景観 行政団 体)	都	同上
宅地造成等規制法	第3条第1項	宅地造成工事規制区域の指定	特例市	都	
宅地造成等規制法	第3条第3項	第3条第1項の指定に係る宅地造成工事規 制区域の公示等	特例市	都	
宅地造成等規制法	第4条第1項	測量又は調査のための土地の立入り	特例市	都	
宅地造成等規制法	第4条第2項	第4条第1項の立入り前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第4条第3項	第4条第1項の立入り前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第5条第1項	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量等 のための土地の試掘等の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第5条第2項	第5条第1項の障害物の伐除、土地の試掘 等を行う前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第5条第3項	市町村長の許可を受けて、直ちに行われる 障害物の伐除の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第6条第2項	第5条第1項の許可証の交付	特例市	都	
宅地造成等規制法	第7条第1項	土地の立入り等に伴う損失の補償	特例市	都	
宅地造成等規制法	第7条第2項	第7条第1項の損失補償に係る協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第7条第3項	第7条第2項の協議不成立の場合の収用委 員会裁決の申請	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
宅地造成等規制法	第8条第1項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第8条第2項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第8条第3項	第8条第1項の許可に係る条件の付与	特例市	都	
宅地造成等規制法	第10条第1項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第10条第2項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可又は不許可の処分の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第11条	国又は都道府県が行う規制区域内での宅地造成工事に係る第8条第1項の許可に代わる協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第1項	工事計画変更の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第2項	軽微な工事計画変更の届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第8条第2項を準用)	第12条第1項の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第8条第3項を準用)	第12条第1項の許可について条件の付与	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第10条第2項を準用)	第12条第1項の許可の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第11条を準用)	国又は都道府県が行う規制区域内での宅地造成工事に係る第12条第1項の許可に代わる協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第13条第1項	工事完了の検査	特例市	都	
宅地造成等規制法	第13条第2項	第13条第1項の検査に係る検査済証の交付	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第1項	許可の取消	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第2項	工事の施行停止等の命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第3項	宅地の使用禁止等の命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第4項	工事の施行停止等の命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第14条第5項	命令を命ずべき者が確知できないときに自ら行う措置及びその公告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第15条第1項	規制区域指定の際行われている工事の届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第15条第2項	許可を受けることを要しない工事の届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第15条第3項	規制区域内での宅地への土地転用についての届出の受理	特例市	都	
宅地造成等規制法	第16条第2項	規制区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための勧告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第17条第1項	規制区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第17条第2項	規制区域内の宅地の所有者等以外の者に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第17条第3項(第14条第5項を準用)	第17条第1項、第2項の命令を命ずべき者が確知できないときに自ら措置及びその公告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第18条第1項	宅地造成工事の許可等に関し必要な宅地への立入検査	特例市	都	
宅地造成等規制法	第19条	宅地の状況等の報告徴収	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第1項	造成宅地防災区域の指定	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第2項	造成宅地防災区域の指定の解除	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第3条第3項を準用)	第20条第1項及び第2項の指定等に係る造成宅地防災区域の公示等	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第1項を準用)	測量又は調査のための土地の立入り	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第2項を準用)	第20条第3項(第4条第1項を準用)の立入り前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第3項を準用)	第20条第3項(第4条第1項を準用)の立入り前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第1項を準用)	造成宅地防災区域の指定に係る測量等のための土地の試掘等の許可	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第2項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の障害物の伐除、土地の試掘等を行う前の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第3項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の市町村長の許可を受けて、直ちに行われる障害物の伐除の通知	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第6条第2項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の許可証の交付	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第1項を準用)	土地の立入り等に伴う損失の補償	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第2項を準用)	第20条第3項(第7条第1項を準用)の損失補償に係る協議	特例市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第3項を準用)	第20条第3項(第7条第2項を準用)の協議不成立の場合の収用委員会裁決の申請	特例市	都	
宅地造成等規制法	第21条第2項	造成宅地防災区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための勧告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第22条第1項	造成宅地防災区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第22条第2項	造成宅地防災区域内の宅地所有者等以外の者に対する災害防止のための改善命令	特例市	都	
宅地造成等規制法	第22条第3項(第14条第5項を準用)	命令を命ずべき者が確知できないときに自ら行う措置及びその公告	特例市	都	
宅地造成等規制法	第23条(第18条第1項を準用)	造成宅地防災区域内の宅地造成工事の許可等に関し必要な宅地への立入検査	特例市	都	
宅地造成等規制法	第23条(第19条を準用)	造成宅地防災区域内の宅地造成工事の報告徴収	特例市	都	
宅地造成等規制法施行令	第15条第1項	施行令第6条の規定による擁壁の設置に代えた他の措置に係る規則の制定	特例市	都	
宅地造成等規制法施行令	第15条第2項	宅地造成に関する工事の技術的基準の強化又は付加に係る規則の制定	特例市	都	
宅地造成等規制法施行規則	第30条	宅地造成の工事の許可(変更を含む)を受けたことを証する書面の交付	特例市	都	
都市計画法	第29条第1項	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第29条第2項	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第30条第1項	開発行為許可申請書の受理	特例市	都	
都市計画法	第33条第1項	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第34条	開発行為の許可	特例市	都	
都市計画法	第34条第13号	土地等に関する権利の届出の受理	特例市	都	
都市計画法	第34条第14号	開発審査会への付議	特例市	都	
都市計画法	第34条の2(第32条等を準用)	国・都道府県が行う行為に係るものについて1の許可に代わる当該国の機関・都道府県等との協議	特例市	都	
都市計画法	第35条第2項	処分の文書による通知	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第1項	開発行為変更許可(軽微なものを除く)	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第2項	開発行為変更許可申請書の受理	特例市	都	
都市計画法	第35条の2第3項	開発行為許可を受けた事項に係る軽微な変更の届出の受理	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市計画法	第35条の2第4項(35条等を準用)	開発行為変更の許可又は不許可の処分及びその処分の文書による通知等	特例市	都	
都市計画法	第36条第1項	開発行為に関する工事の完了の届出の受理	特例市	都	
都市計画法	第36条第2項	開発行為に関する工事の完了検査及び検査済証の交付	特例市	都	
都市計画法	第36条第3項	開発行為に関する工事の完了公告	特例市	都	
都市計画法	第37条1号	開発区域内の土地における工事完了の公告前建築等につき支障がないと認める行為	特例市	都	
都市計画法	第38条	開発行為に関する工事の廃止の届出の受理	特例市	都	
都市計画法	第41条第1項	開発許可(開発変更許可を含む)の際の建ぺい率等の制限の指定	特例市	都	
都市計画法	第41条第2項	制限を解除する許可	特例市	都	
都市計画法	第42条第1項	開発区域内における工事完了の公告後の予定建築物以外の建築物の建築等の許可	特例市	都	
都市計画法	第42条第2項	国が行う行為に係るものについて許可に代わる当該国の機関との協議	特例市	都	
都市計画法	第43条第1項	市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可	特例市	都	
都市計画法	第43条第3項	国、都道府県等が行う行為に係るものについて許可に代わる当該国の機関・都道府県等との協議	特例市	都	
都市計画法	第45条	開発行為許可の地位の承継の承認	特例市	都	
都市計画法	第46条	開発登録簿の調製・保管	特例市	都	
都市計画法	第47条第1項	開発登録簿への登録	特例市	都	
都市計画法	第47条第2項	開発行為に関する工事が許可の内容に適合する旨開発登録簿への附記	特例市	都	
都市計画法	第47条第3項	許可又は協議について開発登録簿への附記	特例市	都	
都市計画法	第47条第4項	開発登録簿に登録された事項に係る必要な修正	特例市	都	
都市計画法	第47条第5項	開発登録簿の縦覧等	特例市	都	
都市計画法施行令	第36条第1項三ホ	開発審査会への付議	特例市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第5条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第5条第2項	登録の更新	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第6条第1項	登録の申請(更新に係る申請も含む。)の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第7条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第7条第2項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第7条第3項	申請に係る登録等の通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第7条第4項	申請に係る登録等の通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第8条第1項	申請に係る登録の拒否	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第8条第2項	拒否に係る通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第9条第1項	登録を受けた事業に係る登録事項等の変更の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第9条第3項	登録事業の変更の登録	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第10条	サービス付き高齢者向け住宅登録簿の閲覧	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第11条第3項	登録事業を行う者の地位の承継の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第11条第4項(第9条第3項を準用)	届出に係る変更の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第12条第1項	登録事業の廃業等に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第12条第2項	登録事業の廃業等に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第13条第1項	登録事業の登録の抹消	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第24条第1項	登録事業者等に対する報告の要求、立入検査等	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第25条第1項	登録事業者に対する訂正の申請等の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第25条第2項	登録事業者に対する訂正の申請等の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第25条第3項	登録事業者に対する訂正の申請等の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第26条第1項	登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第26条第2項	登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第26条第3項	取消しに係る通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第27条第1項	登録事業者の事務所の所在地が確知できないときのその事実の公告及びこれに基づく登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第28条第1項	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第28条第2項	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第30条	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第31条第1項	指定登録機関の指定の公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第31条第2項	指定登録機関の名称等の変更に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第31条第3項	届出に係る公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第33条第1項	指定登録機関の登録事務規程に係る認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第33条第3項	認可を受けた登録事務規程の変更の命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第35条	指定登録機関に対する監督上必要な命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第36条第1項	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関に対する報告の要求、立入検査等	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第37条第1項	指定登録機関の登録事務(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務)の休廃止の許可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第37条第2項	許可に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第1項	指定登録機関の指定の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第2項	指定登録機関の指定の取消し又は同機関に対する登録事務の停止命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第3項	取消し等に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第39条第1項	指定登録機関が登録事務の休止等をしたときの登録事務の実施	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第39条第2項	実施等に伴う公示	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第43条	登録事業者が破産手続開始の決定を受けたとき等の入居者に対する助言・援助	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第52条	終身建物賃貸借の事業の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第54条	終身建物賃貸借の事業の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第53条第1項	終身建物賃貸借の事業認可申請書の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第55条	認可に伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第1項	認可を受けた事業に係る変更の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第2項(第54条を準用)	認可を受けた事業に係る変更の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第2項(第55条を準用)	認可に伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第58条第1項	認可を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。)による終身建物賃貸借の解約の申入れに係る承認	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第65条	認可事業者に対する助言指導	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第66条	認可事業者からの報告の徴取	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第67条第2項	認可事業者の一般承継人に係る地位の承継の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第67条第3項	認可事業者から権原を取得した者に係る地位の承継の承認	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第68条	認可事業者に対する改善命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第69条第1項	認可の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第69条第2項(第55条を準用)	取消しに伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第70条第1項	認可を受けた事業の廃止の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第72条	認可事業者が破産手続開始の決定を受けたとき等の賃借人に対する助言・援助	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	第32条第3項	本人確認情報を得られない場合の住民票の抄本等の書面の提出を求めること	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第1項	一般廃棄物処理施設の設置の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第4項	許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2第3項	許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2第5項	許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2の2第1項	許可を受けた施設の定期検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の5第4項	特定一般廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第1項	許可の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条第4項を準用)	変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条の2第3項を準用)	変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条の2第5項を準用)	変更許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第3項	許可の軽微な変更等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第4項	埋立処分終了の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第5項	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第6項	許可の欠格要件該当の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2第1項	一般廃棄物処理施設に係る改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の2第1項	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の2第2項	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の3第2項	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4第1項	熱回収施設設置者の認定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4第5項	認定の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3第3項	一般廃棄物処理施設に関する計画変更、廃止命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3第10項	一般廃棄物処理施設に関する改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の5第1項	一般廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の6第1項	施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の7第2項	施設設置者の相続人の届出の受理	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第1項	犬及びねこの引取り及び引き取るべき場所の指定	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第2項	犬及びねこの引取り及び引き取るべき場所の指定	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第4項	動物の愛護を目的とする団体等への犬及びねこの引取りの委託	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第36条第1項	負傷動物等の発見者からの通報の受理	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第36条第2項	負傷動物等の収容	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第37条第2項	犬及びねこの引取り等に際し、犬及びねこの繁殖制限措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言の実施	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第38条第1項	動物愛護推進員の委嘱	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第39条	動物愛護推進の委嘱の推進等に関し必要な協議を行うための協議会を組織	中核市	都	
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第1項	特定施設(水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設のうち特定のもの)の設置の許可	中核市		東京都は同法の対象地域ではない
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第4項	許可申請があった場合の概要告示及び書面縦覧	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第5項	告示を行った場合の関係府県知事及び市町村の長への通知と意見聴取	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第6項	告示を行ったときの利害関係者からの意見の受付	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第7条第2項	許可を受けたものとみなされる者からの届出の受理	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第1項	許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微なものを除く。)に係る許可	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第3項	許可に関する事務	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第4項	許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微なものを除く。)に係る届出の受理	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第9条	許可を受けた事項の変更のうち氏名等に関する届出の受理	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第10条第3項	許可を受けた者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市		同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
瀬戸内海環境保全特別措置法	第11条	許可を得ないで当該行為を行った者に対する措置命令	中核市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第12条の5	指定物質(燐等)を排出する者に対する必要な指導、助言及び勧告	特例市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第12条の6第1項	指定物質を排出する者に対する必要な事項に関する報告の徴収	特例市		同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	附則第2条第5項	許可を受けたものとみなされた者からの届出の受理	中核市		同上
ダイオキシン類対策特別措置法	第12条第1項	特定施設の設置の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第13条第1項	新たに特定施設となった既存特定施設の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第13条第2項	新たに特定施設となった既存特定施設の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第14条第1項	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第15条	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る特定施設の排出ガス等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第16条	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場のダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第17条第2項	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る事項の内容が相当であるときの特定施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第18条	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち氏名等に関するものの届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第19条第3項	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第22条第1項	大気基準適用施設等の排出口において排出基準に適合しないときの構造等の改善命令等	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第22条第3項	総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときの発生ガスの処理方法の改善等の措置命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第2項	特定施設の事故時における事故状況の通報の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第3項	特定施設の事故時における必要な措置命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第4項	特定施設の事故時における事故状況の通報、必要な措置命令時の環境大臣への報告	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第26条第1項	大気、水質(水底の底質を含む)及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第26条第2項	常時監視の結果についての環境大臣への報告	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第1項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上での大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての調査測定	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第2項	国の地方行政機関の長等からの調査測定の結果の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第3項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上での調査測定の結果及び国の地方行政機関の長等より受理した結果についての公表	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第4項	調査測定のための職員による土地への立入り等	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第28条第3項	大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第28条第4項	大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告を受けた測定結果の公表	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第34条第1項	特定施設に対する報告聴取及び立入検査	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第2項	適用除外法の所管行政庁からの特定施設の届出等の通知の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第3項	適用除外法の所管行政庁に対する要請	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第4項	適用除外法の所管行政庁に対する要請があった場合に講じた措置についての、適用除外法の所管行政庁からの通知の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第36条第2項	関係行政機関の長等へ協力要請等	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第1項	大気基準適用施設設置者からの報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第2項	水質基準対象施設設置者からの報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第3項	職員による大気基準適用施設設置工場等の立入検査の実施	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第4項	職員による水質基準適用事業場等の立入検査の実施	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第18条第2項	発注者からの申告等の受理	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第19条	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施に関する助言又は勧告	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第20条	対象建設工事受注者に対する再資源等の方法の変更等に関する命令	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第42条第2項	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第43条第1項	対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	第6条第3項	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	第7条	対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査	中核市	都	
水質汚濁防止法	第5条	特定施設等の設置の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第6条	新たに特定施設となった既存の特定施設等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第7条	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第8条	届出に係る特定施設等の排水の汚水状態が排水基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第8条の2	届出に係る指定地域内事業場の排水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない場合の改善等の命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第9条第2項	届出に係る事項の内容が相当であると認められるときの実施制限期間の短縮	特例市	都	
水質汚濁防止法	第10条	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第11条第3項	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条第1項	排水水排出者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条第3項	排水水排出者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条の2第1項	有害物質使用特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条の3第1項	有害物質使用特定施設等設置者に対する改善命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第13条の4	指定地域内事業場排水水排出者以外の汚水等排出者に対する指導、助言及び勧告	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条第3項	汚濁負荷量の測定手法の届出の受理	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
水質汚濁防止法	第14条の2第1項	事故時における状況等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第2項	事故時における状況等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第3項	事故時における状況等の届出の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第4項	応急措置が講じられていないと認めるときの措置	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の3第1項	地下水の水質の浄化に係る措置命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第14条の3第2項	地下水の水質の浄化に係る措置命令	特例市	都	
水質汚濁防止法	第15条第1項	公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況についての常時監視	特例市	都	
水質汚濁防止法	第15条第2項	常時監視の結果についての環境大臣への報告	特例市	都	
水質汚濁防止法	第17条第1項	公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況についての公表	特例市	都	
水質汚濁防止法	第18条	緊急時における排出水排出者に対する措置命令等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第22条第1項	特定事業場の設置者等からの報告聴取等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第22条第2項	特定事業場の設置者等からの報告聴取等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第2項	適用除外法の所管行政庁からの特定施設の届出等の通知の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第3項	適用除外法の所管行政庁に対する、必要な措置の要請	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第4項	要請があった場合において講じた措置に関する行政庁からの通知の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法	第23条第5項	鉱山事業者等に改善命令等を行う際の、関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	特例市	都	
水質汚濁防止法	第24条第2項	関係行政機関の長等に対する協力要請等	特例市	都	
水質汚濁防止法	第24条第3項	河川管理者等からの意見の聴取	特例市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第1項	特定事業場の設置者等からの報告の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第2項	特定事業場の設置者等からの報告の受理	特例市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第3項	職員による特定事業場の立入検査の実施	特例市	都	
大気汚染防止法	第6条第1項	ばい煙発生施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第7条第1項	現に設置している施設がばい煙発生施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第8条第1項	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第9条	ばい煙施設の設置の届出に係るばい煙発生施設のばい煙量等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第9条の2	ばい煙施設の設置の届出に係るばい煙発生施設の指定ばい煙が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第10条第2項	ばい煙施設の設置の届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第11条	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第11条	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第12条第3項	ばい煙施設の設置の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大気汚染防止法	第12条第3項	ばい煙施設の設置の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第14条第1項	ばい煙量等が排出基準に適合しないときの構造等の改善命令等	中核市	都	
大気汚染防止法	第14条第3項	指定ばい煙が総量規制基準に適合しないときの指定ばい煙の処理の方法の改善等の措置命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条第1項	いおう酸化物に係るばい煙発生施設が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条第2項	勧告に従わなかった者に対する当該基準に従うべき旨の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条の2第1項	工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条の2第2項	勧告に従わなかった者に対する当該基準に従うべき旨の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条第2項	ばい煙発生施設等で発生した事故の状況に係る通報の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条第3項	ばい煙発生施設等で発生した事故に対する必要な措置の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の6第1項	現に設置している施設が揮発性有機化合物排出施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の7第1項	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の8	届出に係る揮発性有機化合物排出施設の排出濃度が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の11	揮発性有機化合物排出施設の排出濃度が排出基準に適合しない場合の改善等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第1項(第10条第2項を準用)	届出に係る事項の内容が相当であるときの揮発性有機化合物排出施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第2項(第11条を準用)	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第2項(第12条第3項を準用)	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条第3項	一般粉じん発生施設の設置の届出事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の2第1項	現に設置している施設が一般粉じん発生施設となった旨の届出の受理	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の4	一般粉じん発生施設が基準を遵守していないときの同基準に従うべき旨等の命令	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の6第3項	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の7第1項	現に設置している施設が特定粉じん発生施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の8	届出に係る特定粉じん発生施設の特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の11	特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの構造等の改善等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第1項(第10条第2項を準用)	届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第11条を準用)	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理(特定粉じん施設)	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第11条を準用)	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第12条第3項を準用)	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理(特定粉じん施設)	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第12条第3項を準用)	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第18条の15第1項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の15第2項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理(災害その他非常の事態の発生時の取扱い)	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の16	届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないときの計画の変更の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の18	特定粉じん排出等作業を施行する者が作業基準を遵守していないときの同基準に従うべき旨の命令等	中核市	都	
大気汚染防止法	第20条	自動車排出ガスの濃度の測定	中核市	都	
大気汚染防止法	第21条第1項	測定に基づき公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべき旨の要請	中核市	都	
大気汚染防止法	第21条第3項	測定に基づき道路管理者等に対して道路の構造の改善等に関する意見の陳述	中核市	都	
大気汚染防止法	第22条第1項	大気の汚染の状況の常時監視	中核市	都	
大気汚染防止法	第22条第2項	常時監視の結果の環境大臣への報告	中核市	都	
大気汚染防止法	第24条第1項	大気の汚染の状況の公表	中核市	都	
大気汚染防止法	第26条第1項	ばい煙排出者等からの報告徴収、工場等への立入検査(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第26条第1項	ばい煙排出者等からの報告徴収、工場等への立入検査	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第2項	電気事業法等の規定による許認可の申請又は届出を受理した国の行政機関の長からの所定の事項の通知の受理(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第27条第2項	電気事業法等の規定による許認可の申請又は届出を受理した国の行政機関の長からの所定の事項の通知の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第3項	国の行政機関の長に対して電気事業法等の規定による措置を執るべきことの要請	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第4項	要請を受けて講じた措置についての国の行政機関の長からの通知の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	第28条第2項	関係行政機関の長等への協力要請、意見の陳述	中核市	都	
大気汚染防止法	第28条第2項	関係行政機関の長等への協力要請、意見の陳述(一般粉じん施設)	特例市	都	
大気汚染防止法	附則第101項	指定物質の排出又は飛散の抑制についての勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	附則第111項	指定物質排出施設設置者からの報告徴収	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第1項	ばい煙発生施設設置者からの報告徴収	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第2項	職員によるばい煙発生施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第3項	特定施設設置者からの事故の状況等の報告徴収及び職員による特定施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第4項	揮発性有機化合物排出施設設置者からの報告の受理及び職員による揮発性有機化合物排出施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第5項	一般粉じん発生施設設置者からの徴収及び職員による一般粉じん発生施設等の立入検査の実施	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大気汚染防止法施行令	第12条第6項	特定粉じん排出者からの報告徴収及び職員による特定粉じん発生施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第7項	特定工事施工者からの報告徴収及び職員による特定工事の場所への立入検査の実施	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第3項	区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策の策定(第20条の3第1項の規定により策定する「地方公共団体実行計画」に追加される事項)	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第4項	都市計画、農業振興地域整備計画等の施策と地方公共団体実行計画との連携	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第5項	地方公共団体実行計画の策定における都道府県及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第6項	地方公共団体実行計画の策定における住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第7項	地方公共団体実行計画の策定における関係地方公共団体の意見の聴取	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第9項	地方公共団体実行計画の変更における都道府県及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置及び関係地方公共団体の意見の聴取	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3第11項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請等	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の4第1項	地方公共団体実行計画協議会の組織	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第23条第1項	地球温暖化防止活動推進員の委嘱	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第24条第1項	地域地球温暖化防止活動推進センターの指定	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第24条第4項	地域地球温暖化防止活動推進センターに対する改善措置の命令	特例市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第24条第5項	命令に違反した場合における地域地球温暖化防止活動推進センターの指定の取消し	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第1項	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査結果の受理、人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第2項	有害物質使用特定施設が廃止された旨等の通知	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第3項	報告又は報告内容の是正命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第4項	確認をした土地の利用方法を変更しようとするときの届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第3条第5項	届出が人の健康被害が生ずるおそれ無いと認められないときの確認の取消し	特例市	都	
土壌汚染対策法	第4条第1項	一定規模以上の土地の形質の変更時の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第4条第2項	届出があった土地が土壌汚染のおそれがある場合の調査及びその結果の報告命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第5条第1項	土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地の所有者等に対する調査及びその結果の報告命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第5条第2項	調査を自ら行うこと及びその公告	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第1項	要措置区域の指定	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第2項	指定の公示	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第4項	要措置区域の指定の解除	特例市	都	
土壌汚染対策法	第6条第5項(第6条第2項を準用)	解除の公示	特例市	都	
土壌汚染対策法	第7条第1項	要措置区域内の土地の所有者等に対する汚染の除去等の措置の指示	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土壤汚染対策法	第7条第2項	要措置区域内の土地の所有者等に対する汚染の除去等の措置の指示	特例市	都	
土壤汚染対策法	第7条第4項	指示措置等を講ずべきことの命令	特例市	都	
土壤汚染対策法	第7条第5項	指示措置を自ら行うこと及びその公告	特例市	都	
土壤汚染対策法	第11条第1項	形質変更時要届出区域の指定	特例市	都	
土壤汚染対策法	第11条第2項	指定の解除	特例市	都	
土壤汚染対策法	第11条第3項(第6条第2項を準用)	指定及び解除の公示	特例市	都	
土壤汚染対策法	第12条第1項	形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第12条第2項	形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第12条第3項	形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第12条第4項	届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更命令	特例市	都	
土壤汚染対策法	第14条第1項	土壤の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	特例市	都	
土壤汚染対策法	第14条第2項	土壤の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	特例市	都	
土壤汚染対策法	第14条第3項	土壤の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	特例市	都	
土壤汚染対策法	第14条第4項	申請に係る調査に関する報告、資料の徴求及び検査	特例市	都	
土壤汚染対策法	第15条第1項	要措置区域及び形質変更時要届出区域の台帳の調整・保管	特例市	都	
土壤汚染対策法	第15条第3項	台帳の閲覧	特例市	都	
土壤汚染対策法	第16条第1項	要措置区域及び形質変更時要届出区域からの汚染土壤の搬出の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第16条第2項	要措置区域及び形質変更時要届出区域からの汚染土壤の搬出の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第16条第3項	要措置区域及び形質変更時要届出区域からの汚染土壤の搬出の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第16条第4項	届出に係る汚染土壤の搬出方法の計画の変更命令	特例市	都	
土壤汚染対策法	第19条	汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置に必要な措置命令	特例市	都	
土壤汚染対策法	第20条第6項	管理票交付者が虚偽の管理票の交付等を受けたときの汚染土壤の運搬又は処理の状況の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第22条第1項	汚染土壤処理業の許可の申請の受理及び当該許可	特例市	都	
土壤汚染対策法	第22条第3項	汚染土壤処理業の許可の申請の受理及び当該許可	特例市	都	
土壤汚染対策法	第22条第4項	許可の更新	特例市	都	
土壤汚染対策法	第22条第5項(第22条第3項を準用)	許可の更新	特例市	都	
土壤汚染対策法	第22条第9項	許可に係る汚染土壤処理施設における事故等の届出の受理	特例市	都	
土壤汚染対策法	第23条第1項	変更の許可	特例市	都	
土壤汚染対策法	第23条第2項(第22条第3項を準用)	変更の許可	特例市	都	
土壤汚染対策法	第23条第3項	汚染土壤処理業に係る軽微な変更等の届出の受理	特例市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土壌汚染対策法	第23条第4項	汚染土壌処理業の休止等の届出の受理	特例市	都	
土壌汚染対策法	第24条	汚染土壌処理業者が処理基準に適合しない汚染土壌の処理を行ったときの改善命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第25条	汚染土壌処理業の許可の取消等の命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第27条第2項	許可の廃止等の場合の措置命令	特例市	都	
土壌汚染対策法	第54条第1項	土地の変更等に係る報告徴求及び検査	特例市	都	
土壌汚染対策法	第54条第3項	区域外へ汚染土壌の搬出等を行った者に対する報告徴求及び検査	特例市	都	
土壌汚染対策法	第54条第4項	許可者への報告徴求及び検査	特例市	都	
土壌汚染対策法	第55条	公共の用に供する施設の管理を行う者との協議	特例市	都	
土壌汚染対策法	第56条第2項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長への協力要請等	特例市	都	
土壌汚染対策法	第61条第1項	土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等	特例市	都	
土壌汚染対策法	第61条第2項	土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第3条第3項	公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第3条第3項	公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第4条第3項 (第3条第3項を準用)	公害防止管理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第4条第3項 (第3条第3項を準用)	公害防止管理者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第5条第3項 (第3条第3項を準用)	公害防止主任管理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第5条第3項 (第3条第3項を準用)	公害防止主任管理者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条第2項 (第3条第3項を準用)	公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条第2項 (第3条第3項を準用)	公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者を選任したとき等の届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に関する届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に関する届出の受理(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第10条	法令の規定に違反した公害防止統括者等に対する解任命令(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第10条	法令の規定に違反した公害防止統括者等に対する解任命令(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第11条第1項	公害防止統括者等の職務の実施状況の報告徴収、特定工場への立入検査(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第11条第1項	公害防止統括者等の職務の実施状況の報告徴収、特定工場への立入検査(一般粉じん発生施設等が設置されている工場)	特例市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第7条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定	その他 (政令で定める市)	都	政令で定める市:ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令第2条で指定 日本環境安全事業株式会社(JESCO)の事業所が立地する特別区において計画策定。(その他の特別区の区域については、広域自治体が策定する計画の対象となる)
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第8条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分の状況に関する届出	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第9条	保管・処分状況の公表	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第12条第2項	事業者の地位の承継人からの届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第14条	事業者に対する指導・助言	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第16条	事業者に対する改善命令	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第17条	事業者等からの報告徴収	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第18条第1項	事業者等の事務所等への立入検査等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第11条第3項	適正な処理を確保するために必要な場合の産業廃棄物の処理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第3項	事業者が行う産業廃棄物の保管の事前届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第4項	事業者が行う産業廃棄物の保管の事後届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第11項	産業廃棄物の多量排出事業者の減量計画等の公表	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第3項	事業者が行う特別管理産業廃棄物の事前保管の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第4項	事業者が行う特別管理産業廃棄物の事後保管の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第12項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の減量計画等の公表	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の6	産業廃棄物管理票を扱う事業者等に対する勧告等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第6項	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の3第1項	収集運搬業者、処分業者に対する事業停止命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の4第1項、第6項	特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の設置の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第4項	許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第5項	産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る関係市町村の長への通知及び意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第3項	許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第5項	許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の2第1項	許可を受けた施設の定期検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の4(第8条の5第4項を準用)	特定産業廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の5	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第1項	許可の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条第4項を準用)	変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条の2第3項を準用)	変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条の2第5項を準用)	変更許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第3項を準用)	許可の軽微な変更等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第4項を準用)	理立処分終了の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第5項を準用)	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第6項を準用)	産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件該当の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の7第1項	産業廃棄物処理施設に係る改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の2第2項(第9条第5項を準用)	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第1項	熱回収施設設置者の認定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第5項	認定の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の5第1項を準用)	産業廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の6第1項を準用)	施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の7第2項を準用)	施設設置者の相続人の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の17	指定区域の指定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の19	土地の形質の変更届出の受理及び計画変更命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第18条第1項	事業者等に対する報告徴収	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条第1項	事業者等に対する立入検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3第2号	産業廃棄物の処理基準・保管基準に適合しない処理を行った者に対する改善命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第1項	産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われ生活環境保全上の支障が生じた場合の処分者等に対する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の6第1項	排出事業者等に対する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の6第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第1項	生活環境保全上の支障の除去等の措置、その公告	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第2項	生活環境保全上の支障の除去等の措置に要した費用の負担命令(第1項第3号部分以外)	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第3項	生活環境保全上の支障の除去等の措置に要した費用の負担命令(第1項第3号部分)	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の9	除去用の措置を行う場合の適正処理推進センターへの協力要請	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第1項	土地の形質の変更に係る措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の11第1項	廃棄物処理施設の廃止の届出に係る台帳の調製・保管	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の11第3項	関係人から請求があった場合の届出台帳の閲覧	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第20条	環境衛生指導員の任命	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条の2第2項	特定処理施設の事故時の措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第23条の3	産業廃棄物等の許可等及びその取消に関する 県警本部長等からの意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第23条の5	関係行政機関、関係地方公共団体への照会、協力要請	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第5条の5	認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第7条の4 (第5条の5を準用)	認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理	中核市	都	
公害健康被害の補償等に関する法律	第19条第1項	療養の給付を行うこと	その他 (政令で定める市)	区	昭和63年以前の旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令(旧施行令)では、大阪市域は大気汚染地域に指定され、大阪市は大気汚染地域における呼吸器系疾患の健康被害に対する補償給付の実施主体として政令で指定されていた。 昭和62年改正施行令により大阪市の大気汚染地域の指定は解除され(昭和63年3月解除)、新たな健康被害者の認定は行われていないが、昭和63年以前に認定された大気汚染による健康被害の患者については、旧施行令の経過措置により大阪市が補償給付等を行っている。 各特別区において、認定審査の専門性や必要な人員体制が確保できるかという点について、原則として、遅くとも特別区設置の1年前までに環境省と協議し調整を終えた上で、事務の執行に支障のない体制を整備する。
公害健康被害の補償等に関する法律	第25条第1項	障がい補償費を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第1項	遺族補償費を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第2項	遺族補償費を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第40条第1項	療養手当を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第46条	公害健康福祉事業	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第47条	費用の支弁	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第48条	機構からの納付金	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第50条	国からの交付金	その他 (政令で定める市)	区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
統計法施行令	別表第1の10の項	水産行政に必要な漁業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計に関する事務の処理	市町村	都	10の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における10の項第4欄(市町村長が行う事務)第2号から第5号まで及び第14号(同欄第2号から第5号までに係る部分に限る。)に掲げる事務については、東京都知事が行うものとされている
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第2条第31項	法律の一部準用の厚生労働大臣への報告	その他(保健所設置市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第3条第1項	狂犬病予防員の任命	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第2項(第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第5項(第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第10項(第14条第2項・第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第10条	狂犬病発生時の公示及び犬のけい留命令	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第13条	狂犬病発生時の犬の一せい検診及び予防注射	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第14条第1項	犬等の病性鑑定のための措置	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第15条	犬の移動の制限	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定による読み替えて適用される第16条	狂犬病発生時の交通の遮断又は制限	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第17条	狂犬病発生時の犬の集合施設の禁止	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第18条第1項	狂犬病発生時のけい留されていない犬の抑留	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第18条の2第1項	狂犬病発生時のけい留されていない犬の薬殺	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第19条	厚生労働大臣の指示の受付	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第21条	抑留場の設置	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第23条	費用の負担	その他(保健所設置市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第1項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他(保健所設置市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
狂犬病予防法施行令	第7条第3項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の棄殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第4項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の棄殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第8条	法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を棄殺する旨の周知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第1項	特定建築物の使用の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第2項	特定建築物に新たに該当する場合の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第3項	特定建築物に該当しなくなった場合の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第7条第4項	建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者に対する処分の構成労働大臣に対する申出	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第11条	特定建築物所有者等に対する報告徴集、検査	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条	特定建築物の所有者等に対する改善命令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第13条第2項	特定建築物に関する資料又は説明の要求	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第13条第3項	維持管理方法の改善等の勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
と畜場法	第2条	適正確保のための必要な措置	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第1項	と畜場の設置の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第2項	と畜場の設置の許可に関する申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第3項	と畜場の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第5条第1項	と畜場の設置の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第5条第2項	許可を受けたと畜場に対する制限	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第7条第6項	衛生管理者に関する届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第8条	衛生管理者の解任の命令	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第10条第2項(7条6項・7項を準用)	作業衛生責任者への準用	その他 (保健 所設置 市)	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
と畜場法	第12条第1項	と畜場使用料等の認可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第13条第1項	例外的なとさつの届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第13条第3項	例外的なとさつ等に対する指示	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第1項	とさつの検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第2項	解体の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第3項	解体の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第4項	例外的なとさつ等への準用	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第5項	特定疾病の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第16条	とさつ解体の禁止等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第17条第1項	報告の徴収等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第18条第1項	と畜場の設置の許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第18条第2項	とさつ等の停止命令	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第19条第1項	と畜検査員の任命	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第19条第2項	と畜検査員の事務	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第20条	厚生労働大臣からの調査の要請 等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第4条	例外的なとさつの許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第5条第1項	例外的な牛の皮等の持出しの許 可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第6条第4項	厚生労働大臣が行うこととされて いる確認検査の代理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第7条	検査の申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第9条	検印の押捺	その他 (保健 所設置 市)	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
牛海綿状脳症対策特別措置法	第3条	牛海綿状脳症の発生等が確認された場合に必要措置を行うこと	その他(保健所設置市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第7条第1項	と畜場における牛海綿状脳症に係る検査	その他(保健所設置市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第7条第2項	牛の特定部位の焼却の例外的許可	その他(保健所設置市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第10条第2項	協力依頼	その他(保健所設置市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第12条	調査研究体制の整備等	その他(保健所設置市)	都	
水道法	すべて(第32条、第33条第1・3・5項、第34条第1項により読み替えて準用される第13条第1項・第24条の3第2項、第36条第1～3項、第37条、第39条第2・3項を除く)	左記の条項に係る事務すべて	市町村	都	特別区に関する読替:法第49条の規定により、特別区の存する区域においては、法律中「市町村」とあるのは「都」と読替え
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第31条第2項	生活の用に供される水の使用制限等	市町村	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第57条第4号	市町村の支弁すべき費用	市町村	都	
食品衛生法	第28条第1項	営業を行う者等からの報告聴取等	その他(保健所設置市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施。 卸売市場(花き市場を除く。)に係るものに限る。
食品衛生法	第28条第4項	登録検査機関への試験に関する事務の委託	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第30条第2項	食品衛生監視員に対する監視指導命令	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第48条第8項	食品衛生管理者の届出の受理	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第52条第1項	飲食店営業等を行う者に対する許可	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第52条第2項	飲食店営業等を行う者に対する許可	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第52条第3項	飲食店営業等を行う者に対する許可への条件付加	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第53条第2項	許可営業者の地位の承継の届出の受理	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第54条第1項	違反業者等に対する廃棄命令等	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第54条第2項	違反業者等に対する廃棄命令等	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第55条第1項	違反業者に対する許可の取消し等	その他(保健所設置市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第56条	違反営業者に対する改善命令等	その他(保健所設置市)	都	同上
漁業センサス規則	第8条第2項	漁業センサス海面調査員に対する調査区の指定	市町村	都	
漁業センサス規則	第8条第3項	漁業センサス海面調査員の調査実施上の指導	市町村	都	
漁業センサス規則	第9条第1項	漁業センサス海面調査員証の交付	市町村	都	
漁業センサス規則	第12条第3項	調査客体候補者名簿の補正	市町村	都	
漁業センサス規則	第13条	調査区の設定	市町村	都	
漁業センサス規則	第14条第1項	調査客体名簿の作成	市町村	都	
漁業センサス規則	第14条第2項	調査客体名簿の補正	市町村	都	
漁業センサス規則	第15条第1項	調査票等の送付	市町村	都	
建築基準法	第3条第1項第3号	適用の除外	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	特定行政庁:建築主事を置く市町村にあっては、市町村の長をいい、その他の市町村においては、都道府県知事をいう。 特別区の特例:建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、延べ面積1万㎡超の建築物その他の建築基準法施行令第149条第1項各号に掲げる建築物等に係る事務については、特定行政庁は都知事をいい、それ以外の事務については、特定行政庁は建築主事を置く特別区の長をいう。
建築基準法	第3条第1項第4号	適用の除外	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第6条	建築確認申請の審査	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第6条の2第10項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第6条の2第11項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第6条の2第12項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理及び建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知、命令その他の措置の実施	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条	建築物に関する完了検査	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の2第3項	指定確認検査機関による完了検査引き受けの通知の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第7条の2第6項	指定確認検査機関による完了検査報告書の受理、建築基準関係規定に適合しない場合の命令その他必要な措置	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第7条の2第7項	指定確認検査機関による完了検査報告書の受理、建築基準関係規定に適合しない場合の命令その他必要な措置	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第1項	建築物に関する中間検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第1項第2号	中間検査を実施すべき工程の指定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	同上
建築基準法	第7条の3第4項	建築物に関する中間検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第5項	建築物に関する中間検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第7条の3第7項	建築物に関する中間検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第7条の4第2項	指定確認検査機関による中間検査引き受けの通知の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第7条の4第7項	国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査の際の、報告書の受理及び建築基準関連規定不適合の場合の命令その他必要な措置	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第7条の6第1項第1号	検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第9条	違反建築物に対する措置	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第10条第1項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第10条第2項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第10条第3項	保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第11条	第三章の規定に適合しない建築物に対する措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第12条	建築物、建築設備に関する定期報告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第1項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第2項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第3項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第4項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第5項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第18条第6項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第18条第7項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第8項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第9項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第10項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第11項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第12項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第13項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第14項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第15項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第16項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第17項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第18条第18項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第19項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第20項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第21項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第22項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する是正措置に関する手続の特例、検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第18条第23項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する是正措置に関する手続の特例、検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第22条	屋根の構造について、防火地域及び準防火地域以外の区域で国交大臣の認定を受けたもの等にしなければならない区域の指定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第42条第1項	都市計画審議会の議を経て道路の幅員を6メートルとする区域を定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第43条	敷地等と道路との関係	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第44条（第9条第2項～第6項・第15項を準用）	道路内の建築制限	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第45条	私道の変更又は廃止の制限	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第46条	壁面線の指定、指定にあたっての意見の聴取等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第47条	壁面線による建築制限の例外についての許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第48条	用途地域等で制限される建築物の用途以外の建築物の建築(増改築等を含む)への対応(意見聴取、建築審査会へ同意を求め、許可等)	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置が都市計画決定されていない場合の敷地の位置の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第52条第1項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(用途地域の指定のない区域等での容積率の指定、住宅用途を含む建築物の容積率の緩和等)	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第52条第8項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(用途地域の指定のない区域等での容積率の指定、住宅用途を含む建築物の容積率の緩和等)	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第52条第2項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(前面道路の幅員が12メートル未満の場合)	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第52条第10項	前面道路の特例の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第52条第11項	壁面線の特例の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第52条第14項	容積率の特例の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第52条第15項(第44条第2項を準用)	法第52条第10項・第11項・第14項の許可にあたっての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第53条第1項	都市計画審議会の議を経て行う用途地域の指定がない区域の建ぺい率の設定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第53条第4項	建ぺい率の特例の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第53条第5項第3号	前各項に規定する建ぺい率の適用除外建築物の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第53条第7項(第44条第2項を準用)	法第53条第4項・第5項第3号の許可にあたっての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第53条の2第1項第3号	建築物の敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第53条の2第1項第4号	建築物の敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第53条の2第4項(第44条第2項を準用)	法第53条の2第1項第3号・第4号の許可にあたっての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第55条第2項	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第55条第3項	建築物の高さ制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第55条第4項	法第55条第3項の許可にあたっての建築審査会の同意を得ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第56条第1項第1号二	都市計画審議会の議を経て行う用途地域の指定がない区域内の建築物に対する建築物の各部分の高さの指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第56条第1項第2号・ 第2号イ	都市計画審議会の議を経て建築物の各部分の高さに関する第56条第1項の規定の例外を適用する区域の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第56条の2第1項	建築審査会の同意を経て行う日影による中高層の建築物の高さの制限の適用除外の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の2第1項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例に係る申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の2第3項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定、公告、縦覧	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第57条の2第4項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定、公告、縦覧	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第57条の3第1項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定の取り消しに係る申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第57条の3第2項	指定の取消し、公告	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第57条の3第3項	指定の取消し、公告	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法	第57条の4第1項	建築審査会の同意を得て行う特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第59条第1項	建築審査会の同意を得て行う高度利用地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第59条第4項	建築審査会の同意を得て行う高度利用地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第59条の2	総合設計の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第60条の2第1項第3号	建築審査会の同意を得て行う都市再生特別地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第67条の2第3項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第67条の2第5項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における壁面位置制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第67条の2第9項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における間口率及び高さの制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第68条	建築審査会の同意を得て行う景観地区における高さ等の制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第68条の3	再開発等促進区等内の制限の緩和等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第68条の5の3第2項	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の7第1項	予定道路の指定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第68条の7第5項	建築審査会の同意を得て行う予定道路を前面道路とみなすことの許可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第73条	建築協定の認可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第74条	建築協定の変更	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第75条の2	建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第76条	建築協定の廃止	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第76条の3第2項	建築協定の設定の特例	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第77条の31	指定確認検査機関への立入検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第77条の32	照会及び指示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第84条	被災市街地における建築制限	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第85条第1項	非常災害時の仮設建築物に対 する制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法	第85条第3項	応急仮設建築物の存続の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第85条第4項	応急仮設建築物の存続の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第85条第5項	仮設建築物の建築許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第86条	一の敷地とみなすこと等による制 限の緩和認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第86条の2	公告認定対象区域内における一 敷地内認定建築物以外の建築 物の位置及び構造の認定等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第86条の5	一の敷地とみなすこと等の認定 又は許可の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第86条の6第2項	総合的設計による一団地の住宅 施設についての制限の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第86条の8	既存の一の建築物について二以 上の工事に分けて工事を行う場 合の制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第90条の2第1項	工事中の特殊建築物等に対する 措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第90条の3	工事中における安全上の措置等に関する計画の届出	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第93条	許可又は確認に関する消防長等の同意等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第93条の2	建築計画概要書の閲覧	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法	第94条	不服申立て	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第10条第4号八	法第6条の3第2項の規定の趣旨により規則で規定を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第32条第1項第1号	衛生上特に支障がない(ある)と認めて区域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第32条第2項	地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めて区域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第42条第1項	地盤が軟弱な区域として国土交通大臣の定める基準に基づいて区域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第46条第4項	その地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて区域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第86条第2項	多雪区域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第86条第3項	垂直積雪量を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第86条第4項	屋根形状係数を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第88条第2項	地盤が著しく軟弱な区域を規則 で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第91条第2項	設計基準強度の上限の数値を 規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第115条の2	周囲の状況により延焼防止上支 障がない建築物と認めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第130条の2の3第2 項	法第51条ただし書き許可を要し ない場合の基準となる増築、用 途変更の規模の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第130条の10第2項	法第55条第2項に規定する第一 種低層住居専用地域又は第二 種低層住居専用地域内における 高さの限度を12メートルとする建 築物の敷地面積を規則で定める こと	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第130条の12第5号	建築物の後退距離の算定の特 例のうちその地方の気候若しくは 風土の特殊性又は土地の状況 を考慮して建築物を規則で定め ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第131条の2第1項	前面道路とみなす道路が接する 街区の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第2項	計画道路・予定道路に面する建 築物に係る当該計画道路等の前 面道路としての指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第3項	壁面位置制限の限度に関し、安 全上、防災上及び衛生上支障が ないことの認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第135条の3第2項	北側の前面道路又は隣地との関 係についての建築物の高さを規 則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第135条の4第2項	北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の高さを規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行令	第135条の12第2項	日影による中高層の建築物の高さを規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第135条の16第3項	高層住居誘導地区等及び商業地域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第135条の18第5号	容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第136条第3項	土地の状況に応じた敷地面積の規模を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第136条の12第1項 (第136条第2項を準用)	土地の状況に応じた一団地の面積の規模を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行令	第144条の4	道に関する基準における例外的認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第1条の3第7項	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第2条の2第4項	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第3条第6項	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第3条の5第4項	確認審査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第4条第1項第2号	完了検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条第1項第5号	工事監理の状況を把握するため特に必要があると認められた書類を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の7第4項	完了検査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の8第1項第2号	中間検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の8第1項第4号	工事監理の状況を把握するため特に必要があると認められた書類を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の11	特定工程の指定に関する公示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第4条の14第4項	完了検査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第1項	仮使用承認の申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第2項	増築等の工事の確認申請と仮使用承認申請を同時にできないやむをえない事由があるということを認めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第4項	仮使用承認の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第4条の17	違反建築物の公告の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第5条第1項	建築物の定期報告の時期を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第5条第3項	建築物の定期報告の報告書等の様式について規則を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第5条第4項	建築物の定期報告に添付する書類について規則を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第1項	建築設備等の定期報告の時期を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第3項	建築設備等の定期報告の報告書等の様式について規則を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第4項	建築設備等の定期報告に添付する書類について規則を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第1項	台帳への記載事項を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第3項	台帳をファイル等で提出することの許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第5項	台帳の保存期間を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第6項(第2条の2第4項を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第7項(第3条第6項を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第8条第8項(第4条第1項第2号を準用)	完了検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第8項(第4条第1項第5号を準用)	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第1項を準用)	仮使用承認の申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第2項を準用)	増築等の工事の確認申請と仮使用承認申請を同時にできないやむをえない事由があるということを認めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条第15項(第4条の16第4項を準用)	仮使用承認の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第9条	道路の位置の指定の申請の提出先	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条	指定道路等の公告及び通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第1項	許可関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第2項・第3項	許可関係規定の申請に対する許可等の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第4項	工作物許可関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第5項(第2項・第3項を準用)	工作物許可関係規定の申請に対する許可等の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の4の2第1項	認定関係規定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の2第2項・第3項	認定関係規定の申請に対する認定等の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第1項	特例容積率の限度の指定の申請書の提出先	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第1項第4号	特例容積率の限度の指定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第2項・第3項	特例容積率の限度の指定の申請に対する許可等の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の6	特例容積率の限度に係る公告の方法を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第1項	特例容積率の限度の指定の取り消しの申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第1項第3号	特例容積率の限度の指定の取り消しの申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第2項・第3項	特例容積率の限度の指定の取り消しの申請に対する許可等の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第1項	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第1項第4号	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の16第2項	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第2項第 3号	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定に係る申請に必要な 図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第3項	一敷地内認定建築物以外の建築物の許可に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第3項第 3号	一敷地内認定建築物以外の建築物の許可に係る申請に必要な 図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第4項・ 第5項	一敷地内認定建築物等に関する 申請に対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の20	一の敷地と見なすこと等による制 限の緩和の認定等に係る公告の 方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第1項	一の敷地とみなすこと等の認定 又は許可の取り消しの申請の受 理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第1項第 3号	一の敷地とみなすこと等の認定 又は許可の取り消しに係る申請 に必要な図書等を規則で定める こと	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第2項・ 第3項	一の敷地とみなすこと等の認定 又は許可の取り消しに係る申請 に対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の22(第10条 の20を準用)	認定の取り消しに係る公告の方 法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第1項	既存の一の建築物について2以 上の工事に分けて工事を行う場 合の全体計画認定の申請の受 理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の23第5項・ 第6項	既存の一の建築物について2以上 の工事に分けて工事を行う場合 の全体計画認定申請に必要な 図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第8項・ 第9項	既存の一の建築物について2以上 の工事に分けて工事を行う場合 の全体計画認定に係る申請に 対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の24第1項	既存の一の建築物について2以上 の工事に分けて工事を行う場合 の全体計画認定の変更の申 請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第10条の24第2項 (第10条の23第8項・ 第9項を準用)	既存の一の建築物について2以上 の工事に分けて工事を行う場合 の全体計画認定の変更に係る 申請に対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第11条の2第1項	安全上の措置等に関する計画届 (変更を含む)の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第11条の3第1項	磁気ディスク等による手続を認め る区域と磁気ディスクによる場合 の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第11条の4第2項	建築概要計画書等を閲覧に供す ること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築基準法施行規則	第11条の4第3項	建築概要計画書等の閲覧に関 する規程を定め告示すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
高齢者、障害者等 の移動等の円滑化 の促進に関する法律	第15条第1項	特別特定建築物に係る基準適合 命令等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	所管行政庁:建築主事を置く市町村にあっては、市町村の長 をいい、その他の市町村においては、都道府県知事をいう。 特別区の特例:建築主事の権限に属するものとされている事 務のうち、延べ面積1万㎡超の建築物その他の建築基準法施行 令第149条第1項各号に掲げる建築物等に係る事務について は、所管行政庁は都知事をいい、それ以外の事務については、 所管行政庁は建築主事を置く特別区の長をいう。
高齢者、障害者等 の移動等の円滑化 の促進に関する法律	第15条第2項	国等の特別特定建築物に係る基 準適合措置の要請	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
高齢者、障害者等 の移動等の円滑化 の促進に関する法律	第15条第3項	建物移動円滑化基準に適合させ るために必要な措置に対する指 導及び助言	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第16条第3項	特定建築物の建築主等の努力義務等 (建築主への指導及び助言)	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第1項	法に規定する建築物移動等円滑化誘導基準適合認定事務	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第3項	法に規定する建築物移動等円滑化誘導基準適合認定事務	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第4項	特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第5項	特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第18条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更にかかる認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第21条	認定建築主等に対する改善命令	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条第1項	既存の特定建築物に設けるエレベーターが防火上及び避難上支障がない旨の認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条第2項(建築基準法第93条を準用)	既存の特定建築物に設けるエレベーターが防火上及び避難上支障がない旨の認定を行う際の消防長等の同意を得ること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第3項	報告及び立入検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第4項	報告及び立入検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第10条第1項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画を認定した旨の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第10条第2項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画を認定した旨の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第53条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第54条	低炭素建築物新築等計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第55条	低炭素建築物新築等計画の変更	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第56条	低炭素建築物新築等計画の状況の報告の徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第57条	改善命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第58条	低炭素建築物新築等計画の取消	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第59条	認定建築主への助言及び指導	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第43条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第46条(規則第43条第1項を準用)	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
浄化槽法	第5条第1項	浄化槽の設置等の届出	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	特定行政庁:建築主事を置く市町村にあっては、市町村の長をいい、その他の市町村においては、都道府県知事をいう。 特別区の特例:建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、延べ面積1万㎡超の建築物その他の建築基準法施行令第149条第1項各号に掲げる建築物等に係る事務については、特定行政庁は都知事をいい、それ以外の事務については、特定行政庁は建築主事を置く特別区の長をいう。
浄化槽法	第5条第3項	届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止の命令	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第5条	長期優良住宅建築等計画の認定及び通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	所管行政庁:建築主事を置く市町村にあっては、市町村の長をいい、その他の市町村においては、都道府県知事をいう。 特別区の特例:建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、延べ面積1万㎡超の建築物その他の建築基準法施行令第149条第1項各号に掲げる建築物等に係る事務については、所管行政庁は都知事をいい、それ以外の事務については、所管行政庁は建築主事を置く特別区の長をいう。
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条第1項	長期優良住宅建築等計画の認定及び通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条第2項	建築主事への通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条第3項	建築主事への通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条第4項	建築主事からの確認済証若しくは通知書の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条第6項	長期優良住宅建築等計画の認定及び通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第7条	長期優良住宅建築等計画の認定及び通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第8条	長期優良住宅建築等計画の変更の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第9条	長期優良住宅建築等計画の変更の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第10条	計画の認定を受けた者が有していた地位の承継の承認	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第12条	建築及び維持保全の状況について報告の徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第13条	改善に必要な措置の命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第1項	計画の認定の取消し	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第2項	計画の認定の取消しの通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第15条	認定計画実施者への助言及び指導	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第4条第1項	建替計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第1項	建替計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第2項	建替計画の認定にあたり、建築主事に同意を得ること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第5項	建替計画の認定の建築主事への通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第7条	建替計画の変更の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第8条	建替えの状況の報告徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第9条	認定事業者の地位承継に係る承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第10条	改善命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第11条	建替計画の認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条第1項	延焼等危険建築物に対する除去の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条第3項	延焼等危険建築物に対する除去の勧告に係る権利者への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条第4項	延焼等危険建築物に対する立ち入り検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第116条	特定地区防災施設である道が予定道路として指定された場合の促進地区内防災街区整備地区計画の区域内建築物の建築許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第3条第2項	所管行政庁となる建築物	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	第3条	建替計画の認定の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第7条	要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断結果の報告の徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第1項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告命令等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第2項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告命令を行った場合の公表	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第2項後段	第1項の命令について、報告を命ずべきものを確知できない場合に、所管行政庁が耐震診断を行うことの公告	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第3項	第1項の命令について、報告を命ずべきものを確知できない場合の耐震診断の実施	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第9条	耐震診断の結果の公表	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第9条	建築物の耐震改修計画の変更認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第1項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第2項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第3項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示に従わなかった場合の公表	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第13条第1項	要安全確認計画記載建築物に係る報告の徴収、立入検査の実施	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第1項	特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修についての指導及び助言	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第2項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第3項	特定既存耐震不適格建築物に関する指示に従わない場合の公表	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第4項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する報告の徴収等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第16条第2項	要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び助言	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第3項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第4項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定にあたって建築主事に同意を求めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第5項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定にあたって消防長等に同意を求め、書類の閲覧請求があった場合の閲覧	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第10項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	耐震改修計画認定の建築主事への通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第19条	計画認定建築物に係る報告の徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第20条	認定事業者に対する改善命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第21条	計画の認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第22条第2項	建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第23条	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第24条第1項	基準適合認定建築物に係る報告、検査等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第25条第2項	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第1項	要耐震改修認定建築物の区分所有者による耐震改修に係る助言、指導	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第2項	要耐震改修認定建築物の区分所有者による耐震改修に係る指示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第3項	第17条第2項の指示に従わない場合の公表	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第4項	要耐震改修認定建築物に係る報告の徴収、検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第74条第1項	建築物に係る指導及び助言	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第1項	第一種特定建築物に係る届出等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又は 区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第2項	第一種特定建築物に係る届出に係る事項を変更すべき旨の指示	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第3項	第2項の指示に従わない場合の公表	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第4項	第2項の指示に係る措置を取るべきことを命じること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第5項	第一種特定建築物の維持保全の状況の報告の徴収	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条第6項	エネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条の2第1項	第二種特定建築物に係る届出等	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条の2第2項	第二種特定建築物に関する必要な措置をとるべき旨の勧告	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条の2第3項	第二種特定建築物の維持保全の状況の報告の徴収	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第75条の2第4項(第75条第6項を準用)	第二種特定建築物に係るエネルギーの効率的量に資する維持保全をすべき旨の勧告	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第76条第3項	登録建築物調査機関の調査結果の報告徴収	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第87条第10項	特定建築物等に対する立入、検査	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令	第31条第1項	特定建築物に係る報告徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令	第31条第2項	特定建築物等に対する立入、検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第19条	引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に対する引き取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する指導及び助言	その他（保健所設置市）	都	東京では、法附則第11条に定める経過措置により都が実施
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第1項	関連事業者に対する引き取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する勧告	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第2項	フロン類回収業者に対するフロン類の回収に関する基準の遵守に関する勧告	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第3項	関連事業者に対する勧告に係る措置の命令	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第42条第1項	引取業者の登録	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第42条第2項	引取業者の登録の更新	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第43条第1項	引取業登録申請書の受理	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第44条第1項	引取業者登録簿への登録	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第44条第2項	引取業登録申請者への登録の通知	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第45条第1項	引取業の登録の拒否	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第45条第2項	引取業登録申請者への登録の拒否の通知	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第1項	引取業者の変更の届出の受理	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第2項	引取業者登録簿への変更登録	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第3項	引取業変更登録届出者への変更登録の通知	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第47条	引取業者登録簿の閲覧	その他（保健所設置市）	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第48条第1項	引取業者の廃業等の届出の受理	その他（保健所設置市）	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第49条	引取業者の登録の抹消	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第51条第1項	引取業者の登録の取消し等	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第51条第2項	引取業者への登録の取消し等の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条第1項	フロン類回収業者の登録	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条第2項	フロン類回収業者の登録の更新	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第54条第1項	フロン類回収業登録申請書の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第55条第1項	フロン類回収業者登録簿への登録	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第55条第2項	フロン類回収業登録申請者への登録の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第56条第1項	フロン類回収業の登録の拒否	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第56条第2項	フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第1項	フロン類回収業者の変更の届出の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第2項	フロン類回収業者登録簿への変更登録	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第3項	フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第58条第1項	フロン類回収業者の登録の取消し等	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第58条第2項	フロン類回収業者への登録の取消し等の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第59条	フロン類回収業者登録簿の閲覧、フロン類回収業者の廃業等の届出の受理、登録の抹消	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条第1項	解体業の許可	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条第2項	解体業の許可の更新	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第61条第1項	解体業許可申請書の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第62条第2項	解体業許可申請者への不許可の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第63条第1項	解体業者の変更の届出の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第64条	解体業者の廃業等の届出の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第66条	解体業者の許可の取消し等	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条第1項	破砕業の許可	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条第2項	破砕業の許可の更新	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第68条第1項	破砕業許可申請書の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第69条第2項	破砕業許可申請者への不許可の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第70条第1項	破砕業者の変更の許可	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第70条第2項	破砕業変更許可申請者への変更不許可の通知	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第71条第1項	破砕業者の変更の届出の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第72条	破砕業者の廃業等の届出の受理、許可の取消し等	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第4項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第5項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第6項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第90条第1項	関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第90条第3項	関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告に係る措置の命令	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第125条第1項	解体業等の許可に関する警視総監等への意見聴取	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第125条第2項	解体業等の許可取消しに係る警視総監等への意見聴取	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第126条	警視総監等による解体業者又は破砕業者に関する意見陳述の受理	その他 (保健所設置市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第127条	関係行政機関又は関係地方公共団体への照会又は協力要請	その他 (保健所設置市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第130条第1項	関連事業者に対する報告徴収	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第130条第2項	情報管理センターに対する報告徴収	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第131条第1項	関連事業者に対する立入検査	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

(1. ども)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
児童相談所に関する事務	里親制度普及促進事業および里親委託推進支援事業にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> 里親制度普及促進事業 市の児童福祉施設の入所中の児童のうち、里親家庭で生活することが望ましいと判断された児童の委託先を広く全国の里親を対象に行い、受託を希望する里親や里親希望者を対象に研修、家庭訪問調査、委託後の訪問指導。(委託事業) 里親委託推進・支援事業 里親委託推進事業、里親訪問支援事業、里親養育援助事業(委託事業)、家庭養育推進事業(委託事業) 職員を行う事務 委託事業者の公募、契約、委託料の支払い 里親支援事業相談員、里親委託推進員(非常勤嘱託職員)の雇用経費 国庫補助金の申請にかかる事務 	子ども青少年局	要綱等	中核市			
	療育手帳の判定にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> (要綱・通知)療育手帳の実施について 第4の5 療育手帳の交付のための 新規申請分...受付事務(24区からの相談を受付、台帳記入、児童相談システムへの入力、ファイル作成、判定の予約(郵送)電話での詳細確認の場合もあり) 更新申請分...保護者からの電話予約受付、台帳記入 判定事務...心理検査・聞き取り・結果の集計・保護者への結果説明、助言 福祉サービスに関する情報提供 	子ども青少年局	要綱等	指定都市			
	情緒障がい児外来治療センターにかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> 子ども相談センターが受理した情緒障がい児とその親に対し、一定期間通所させて遊戯療法等治療を行うことにより、児童の情緒的混乱の解消と母親等の養育態度の改善を援助し、将来における問題の発生防止を目的とする。 セラピストの講師謝礼の支払い、スタッフ募集事務、消耗品の購入 参加者のグループ調整、社会調査、通知送付事務 	子ども青少年局	任意				
	精神発達精密検査及び事後指導にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> 1歳半、3歳、4・5歳の健診後の精密検査 24区からの依頼文書の受付事務、予約 判定事務、母子保健担当への結果送付 事後指導の必要な親子に対するグループ調整、社会調査、通知等送付事務 スタッフの謝礼支払事務 	子ども青少年局	要綱等	中核市			
	重症心身障がい児訪問指導事業にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 療育手帳判定結果をもとに重症心身障がい児についてリストの作成 在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し療育や介護等についての助言や指導 訪問記録の保存 非常勤嘱託職員雇用経費の支出事務 	子ども青少年局	要綱等	中核市			
	児童虐待防止対策事業にかかる事務(児童虐待防止対策支援事業実施要綱)	<ul style="list-style-type: none"> 子ども相談センターにおいて、虐待を受けた児童の早期対応、保護、自立支援、児童虐待により親子分離した家庭に対する家族再統合等の援助を迅速かつ的確に実施するため、子ども相談センターの体制強化を図り、地域協力員による協力体制の整備、医療的・法的対応に対する機能強化、児童虐待を行った保護者及び虐待を受けた子どもに対するカウンセリングプログラムの実施、児童虐待ホットラインの設置。 非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 講師謝礼の支払にかかる事務 委託事業者の公募にかかる事務、契約、支払(カウンセリング強化事業) 国庫補助金申請にかかる事務 	子ども青少年局	要綱等	中核市			
	児童虐待防止対策事業にかかる事務(安心子ども基金管理運営要領)	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策のための資質向上、体制強化のための環境改善等 非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 環境改善のための備品・消耗品の購入事務 資質向上のための研修等への参加経費支出事務 安心子ども基金の申請事務 	子ども青少年局	要綱等	一般市			
長谷川羽曳野学園(児童養護施設)	(長谷川小中)児童福祉施設関係費に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 長谷川小・中学校(大阪府柏原市)の寄宿舎である「長谷川羽曳野学園」は、児童福祉法に基づく児童養護施設の認可を受け運営している。その入所している児童・生徒が日常生活を送るための経費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 	教育委員会	任意				一組
市立の母子生活支援施設	母子生活支援施設の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設の設置・運営 母子生活支援施設 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、合わせて退所した者について相談とその他の援助を行うことを目的とする施設 母子生活支援施設:北さくら園(東淀川区)・東さくら園(東成区)・南さくら園(阿倍野区) 	子ども青少年局	任意				一組
民間の児童福祉施設	施設指導及び助成(児童養護施設等)に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、市児童福祉施設連盟や施設に対し指導や助成を行う。 委託に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務) 助成に係る申請書受付・審査・支払い 	子ども青少年局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	児童養護施設入所児童処遇向上事業等に関する事務及び児童福祉施設中規模整備助成に関する事務	・児童福祉施設等入所児(者)の処遇向上並びに自立支援を図るため、児童福祉施設等処遇向上加算事業費等基準外看護費を支給。 ・施設入所児童に対し、成長段階や季節に応じた行事を行うことにより、児童の健全育成に寄与。 ・施設管理や事業実施のうえで、必要であると認められる場合の施設の改修補修の費用の一部を補助。 ・児童福祉施設を退所し就職した児童に適切な指導、助言等を行い、社会生活への適応を容易にする。 ・安定した就業が困難な児童養護施設の退所予定者や母子生活支援施設の入所者に、適切な就業環境を与えるための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行い、社会的自立をめざす。 ・児童養護施設等を退所し、家庭引取りとなる児童が、安定した家庭への復帰が図られるよう継続した支援を行うため、こども相談センターと入所施設が連携し、それぞれの機能を生かしながら、施設退所前から施設退所後にかけて、家庭の見守りや児童・保護者への面接などのフォローを行う嘱託職員等を、児童養護施設等とこども相談センターに配置。 【職員の事務】 ・委託に関する事務(公募関係事務・契約事務・支払い事務) ・助成に係る申請書受付・審査・支払い	こども青少年局	任意				
	週末里親事業にかかわる事務	児童福祉施設に入所している児童で、保護者の面会や一時帰宅の機会のない児童等を週末里親として登録した家庭に週末等に月1回程度または学校の長期休業中には数日間宿泊させ、家庭生活を体験させ、個別的な処遇の向上を図り、児童の健全育成を資するとともに将来の施設退所後の自立を促進する。 ・委託事業者の公募準備、契約事務	こども青少年局	任意				
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築する。また、区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かく継続的な就業支援を実施。 ・各区でのひとり親家庭等支援部会の開催状況のとりまとめ、及び運営にかかる予算の配分事務等 ・ひとり親家庭等ケースマネジメント従事者研修の実施 ・ひとり親家庭等就業サポーター雇用関係事務 ・国庫補助関係事務 ・ひとり親家庭等就業サポーターによる就業相談	こども青少年局	要綱等	一般市			
	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務(区)	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築する。また、区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かく継続的な就業支援を実施。 ・ひとり親家庭等支援部会の運営 ・就業サポーターとの調整、連携、情報交換等	こども青少年局	要綱等	一般市			
	ひとり親家庭等生活支援事業に関する事務	ひとり親家庭等の生活基盤の向上・安定を図るため、生活支援講習会及び相談支援、土曜・夜間の電話相談、ひとり親家庭等のための情報交換事業を行う。 ・委託に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務) ・国庫補助関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市			
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務	制度の拡充・変更等にかかる事務及び府補助金関係事務及び医療費の現物給付分支払事務及び各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括事務。 【目的】ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって福祉の向上を図る 【対象者】市内在住の医療保険加入者で、ひとり親家庭の18歳までの児童及び監護する母又は父等、所得制限あり 【助成内容】保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意				
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務(区)	各区保健福祉センターにおいては、医療費の現金給付分支払い事務及び資格取得・異動等にかかる事務を行う。 【目的】ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって福祉の向上を図る 【対象者】市内在住の医療保険加入者で、ひとり親家庭の18歳までの児童及び監護する母又は父等、所得制限あり 【助成内容】保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意				
	その他ひとり親家庭、寡婦及び児童の福祉に関すること	・行政事務に関する事務 ・庶務関係事務 ・総合福祉システム関係事務 ・研修関係事務 等	こども青少年局	任意				
青少年施策	青少年施策に関する事務(任意事務)	【目的】次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、若者自立支援、青少年活動の推進等に取組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・こども・青少年の健全育成にかかる総合企画 ・青少年指導員・青少年福祉委員に関する業務(委嘱・補助金交付・委託など) ・青少年団体との連携 ・青少年国際交流事業 ・こどもの安全対策 ・若者の自立支援	こども青少年局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	青少年の健全育成事業(こども夢・創造プロジェクト、地域こども体験学習、塾代助成等)、青少年国際交流派遣に関する事務	こども 夢・創造プロジェクト事業 市内の小中学生を対象に、企業や大学、専門学校等と協働で、あこがれる人物や、大阪が誇る文化や産業の担い手から子どもたちが学び体験する機会を提供する事業を実施。 輝け「未来」こども夢体験プロジェクト広報 本市並びに民間が展開する体験プログラムについて、年2回企業等に実施調査を行うことにより、参画企業等を募り、こども向け体験学習について一元的にホームページにより発信。 地域こども体験学習事業 ・幼児から学齢期の子どもたちに身近な地域でものづくり体験等、多様で基礎的な実体験ができるプログラムを提供。 塾代助成事業 ・子どもたちの学力や学習意欲の向上を図り、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学校外教育に利用できるパウチャーを交付。平成24年度は、西成区の就学援助被認定者等の中学生を対象として実施。 青少年国際交流事業(大阪市・上海市児童文化交流) ・本市と上海市の友好親善と文化交流を図るため、両市において各年度交互に児童の絵画・書写を中心とした作品展を開催。	こども青少年局	任意				
信太山青少年野外活動センター	青少年野外活動施設(信太山青少年野外活動センター)管理運営に関する事務	【目的】 野外活動施設は、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、様々な創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図る。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者の公募に向けた条例改正に関する事務(利用料金制度への変更) ・指定管理者との契約締結に関する事務 ・指定管理者の歳入・歳出・決算に関する事務 ・庶務関係業務 信太山野外活動センター(和泉市)	こども青少年局	任意			一組	
青少年センター	青少年センターの運営に関する事務	【目的】 青少年の健全な育成を推進するため、青少年の文化と教養を高め、青少年団体の活動の機会を提供し、それらの自主的な活動を促し、また青少年に対し、音楽、舞踏、美術その他の芸術の創作、練習、発表の場を提供することにより、音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者の歳入・歳出・決算に関する事務 ・庶務関係業務 ・施設の処分に向けた事務(売却の準備等) 青少年センター(東淀川区)	こども青少年局	任意			一組	
こども文化センター	こども文化センター管理運営に関する事務	(1) 鑑賞会、発表会、展示会及び各種教室を開催 (2) 児童文化に関する資料を収集し、保管し、及び調査研究 (3) 児童の文化活動に関する相談を行うこと (4) 児童の文化活動に関する指導者を養成すること (5) 施設を児童の文化活動の用に供すること (6) その他市長が必要と認める事業 上記を行う指定管理者の公募・選定・協定、連絡調整・指導に関する事務 こども文化センター(西区) 移転予定だが移転先は未定	こども青少年局	任意			一組	
長居コースホテル	長居コースホテル管理運営に関する事務	【目的】 青少年に対し、旅行を通じて自律ある生活を行わせることにより、健全な青少年の育成を図る。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者との契約締結に関する事務 ・指定管理者の歳入・決算に関する事務 ・庶務関係業務 長居コースホテル(東住吉区)	こども青少年局	任意			一組	
放課後児童健全育成事業	児童いきいき放課後事業に関する事務(放課後子ども教室推進事業等実施要綱)	市内市立小学校において、遊び・スポーツ等の活動を実施し、児童の健全育成を図る。 実施箇所数298箇所、登録児童数59,240人(H24年4月現在) ・児童いきいき放課後事業に関する国庫補助関係事務 国庫補助金申請、実績報告、精算、照会回答事務等 (関連要綱・該当事業名) ・放課後子ども教室推進事業等実施要綱(放課後子ども教室推進事業) ・放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業実施要綱(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業) ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(放課後子ども教室推進事業)	こども青少年局	要綱等	一般市			
放課後児童健全育成事業	大阪市子どもの家事業及び大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務(放課後児童健全育成事業等実施要綱)	民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 大阪市子どもの家事業実施箇所数28箇所、登録児童数1,807人(H24年4月現在) 大阪市留守家庭児童対策事業実施箇所数99箇所、登録児童数1,900人(H24年4月現在) ・大阪市子どもの家事業及び留守家庭児童対策事業に関する国庫補助関係事務 国庫補助金申請、実績報告、精算、照会回答事務等 (関連要綱・該当事業名) ・放課後児童健全育成事業等実施要綱(放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱(放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業実施要綱(放課後児童健全育成事業)	こども青少年局	要綱等	一般市			

別表1-5(任意事務等(1.こども))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
放課後児童健全育成事業	児童いきいき放課後事業、大阪市子どもの家事業、大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務(任意事務)	・児童いきいき放課後事業(児童いきいき放課後事業実施事務) 市内市立小学校において、遊び・スポーツ等の活動を実施し、児童の健全育成を図る。 実施箇所数298箇所、登録児童数59,240人(H24年4月現在) ・子どもの家事業(子どもの家事業実施事務) 民設民営の施設に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 実施箇所数28箇所、登録児童数1,807人(H24年4月現在) ・留守家庭児童対策事業(留守家庭児童対策事業実施事務) 民設民営の施設に対する補助を行い、留守家庭児童の健全育成を図る。 実施箇所数99箇所、登録児童数1,900人(H24年4月現在)	こども青少年局	任意				
地域の子育て支援	ブックスタート事業に関する事務	目的:絵本を通して親と子がふれあう機会を生み出し、豊かな親子関係を育むと同時に、子どもの情緒面での発育を促す。事業対象家庭に引換券、チラシを配付、地域子育て支援拠点事業実施施設等で読み聞かせ講座を実施。 対象:3か月児健診の対象の乳幼児親子 ・絵本の選定、絵本及びブックスタート用バックの買入 ・実績集計、在庫管理、絵本やバックなどの過不足分の実施施設への郵送。 ・引換券とチラシの作成、印刷、各区への送付。 ・各ブックスタート実施施設との年間実施日の調整。	こども青少年局	任意				
	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援サービス事業)(民間分)に関する事務	・保育所通所児童が病気のため保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の就労等により家庭での保育ができない場合に児童を預かる事業。 ・子育てと就労の両立の支援、児童の健全育成を目的とする。 ・委託事業者の公募業務 ・委託事業者との契約締結・委託料支払関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市			
	家庭相談員の指導にかかわる事務	(関連要綱・通知等) 家庭児童相談室の設置運営について 第8の2 児童福祉関係諸機関との連絡調整 ・各区役所での家庭児童福祉にかかわる相談を担当する家庭児童相談員に対し、専門的見地からの支援を行う。	こども青少年局	要綱等	一般市			
あいりん特別保育対策等	あいりん特別保育対策及び児童健全育成事業に関する事務	【あいりん特別保育対策】 ・あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導を行う。 【あいりん児童健全育成事業】 ・あいりん地区に居住する児童に健全な遊びと活動の拠点を提供し、指導を行うとともに、児童の家庭への巡回訪問や地域巡回を行い、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な支援を行うほか、不登校児童相談、地域の小中学校との連携、西成区との連携、あいりんこども連絡会でのネットワークづくり等を行う。 ・委託事業者との契約締結・委託料支払事務	こども青少年局	任意				
児童手当、子ども手当	総合福祉システム運用・管理に関する事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理。	こども青少年局	任意				一組
	総合福祉システム運用・管理に関する事務(区)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理。	こども青少年局	任意				
こども医療費助成	こども医療費助成に関する事務	制度の拡充・変更等にかかる事務及び府補助金関係事務及び医療費の現物給付分支払事務及び各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括事務。 (目的)こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図る。 (対象者)市内在住の医療保険加入者で、15歳(中学校修了)までのこども。3歳以上所得制限あり。 (助成内容)保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意				
	こども医療費助成に関する事務(区)	各区保健福祉センターでは、医療費の現金給付分支払事務及び資格取得・異動等にかかる事務。 (目的)こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図る。 (対象者)市内在住の医療保険加入者で、15歳(中学校修了)までのこども。3歳以上所得制限あり。 (助成内容)保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意				
	医療助成システムの運用・改修に関する事務	医療費助成事務にかかる資格及び給付のシステムにおける保守、障害及び開発対応事務。	こども青少年局	任意				○一組
保育施策	特定保育事業(民間分)に関する事務	目的:保護者の就労形態の多様化に伴う断続的な保育や、保護者の傷病等による緊急・一時的な保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に、一時保育事業において保育サービスを提供することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。 対象:保育所に入学していない小学校入学前の児童 ・毎月の一時保育事業月報の精査事務 ・民間保育所等運営補助金による補助金額決定事務 ・公募関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市			

別表1-5(任意事務等(1.こども))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	休日保育事業(民間分)に関する事務	目的:保護者の労働等のために休日においても保育が必要な場合に、保育サービスを提供することにより、児童の福祉の向上を図る。 対象:保育所に入所している児童等 ・毎月の休日保育事業月報の精査事務 ・民間保育所等運営補助金による補助金額決定事務	こども青少年局	要綱等	一般市			
	保育従事者に対する厚生労働大臣感謝状授与者の推薦にかかる事務	多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著と認められる個人及び団体に対して、厚生労働大臣から表彰されるよう都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が推薦するため、民間保育所施設長の住所、氏名、生年月日、保育経歴等を照会し、大阪市こども青少年局としての推薦者を選出。	こども青少年局	要綱等	一般市			
	保育士等に対する資質・専門性を向上させる研修に関する事務	多様な保育ニーズに対応し、豊かな保育を創設するために、常に保育課題について理解を深め技術の研鑽を図り、意欲と創造力が備わった人材の育成、並びに対人援助者としての資質を高めるため、公立・民間保育所の保育士への研修を企画し実施。	こども青少年局	任意				
	施設(民間保育所)の整備に関する事務	今後の保育ニーズに対応するため保育所整備計画を作成し、その計画を進めるため社会福祉法人等へ保育所の整備費用の一部を支出することにより、保育所整備を促進。 職員が行う事務:保育所の開設案の申請書受付、内容審査、補助決定、支払等の事務。	こども青少年局	任意				
	待機児童数の調査に関する事務	各区の保健福祉センターから報告される4月1日現在及び10月1日現在の各区の待機児童数について、各区からヒアリング調査・分析のうえ、本市全体の動向を推計し保育所整備計画を適宜修正。	こども青少年局	要綱等	一般市			
	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付に関する事務	認可外保育施設について、指導監督通知に基づく指導監督の効果的な実施を図るとともに、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し都道府県知事等が証明書を交付。	こども青少年局	要綱等	中核市			
	児童福祉施設(保育所)における感染症対策等の報告にかかる事務	社会福祉施設等の施設長は、同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合や、同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合又は、前述の事案に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局は迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等の報告を受けるとともに、併せて保健所に報告し、適切な指示を求める。	こども青少年局	任意				
	公立保育所における食育の推進及び献立表の作成、公立子育て支援センターでの栄養相談に関する事務	保育所保育指針に基づき、保育所調理員、保育士及び児童・保護者に食育の研修・指導、栄養相談等を行う。	こども青少年局	任意				
	家庭的保育事業の報告及び立入調査に関する事務	・家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査。 ・家庭的保育事業が最低基準等に適合しないと認められるときは、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずる。 ・家庭的保育者が、命令又は処分違反したときや、乳児又は幼児の処遇に不当な行為をしたときは、その事業の制限又は停止を命ずる。	こども青少年局	任意				
	家庭的保育事業の保育の内容への支援に関する事務	1 保育の内容への支援 保育する乳幼児の発達過程に応じた適切な保育が図られるよう、「保育の計画」や「一日の保育内容」を編成するに当たって必要な援助・指導を行うなど、保育の内容に関する支援を市町村が行う。 また、家庭的保育者間の相互の理解を深め、保育の質の向上のため、家庭的保育者間の交流や連携を図る機会を設ける。 2 巡回指導・相談 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させる。また、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うとともに、家庭的保育者の健康状況の把握を行う。	こども青少年局	要綱等	一般市			
	産休等代替職員費補助金に関する事務	児童福祉施設の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用する必要があるため、大阪市が産休等代替職員の任用にかかる経費を一部負担。 職員が行う事務:申請書受付、内容審査、補助決定、支払等の事務	こども青少年局	任意				
	保育所運営費(負担金)支弁に係る所長設置・未設置単価の適用認定等にかかる事務	保育所運営費(負担金)支弁に係る所長設置・未設置単価の適用認定、民間施設給与等改善費を承認する。 職員が行う事務:申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務 (参考)児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日児第59-2号)	こども青少年局	要綱等	中核市			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	施設機能強化推進費に係る加算の認定にかかる事務	保育所において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進。(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な非難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る。(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、小学校への順応促進を図るため、施設機能の充実強化を推進。 職員が行う事務：事業実施申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	要綱等	中核市			
	保育所入所児童処遇特別加算の認定にかかる事務	高齢化社会の到来等に対応して、保育所においても高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな入所児童等のサービスの向上を図るため、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務について、これらの者を非常勤職員として雇用した場合に加算し、入所児童等の処遇の一層の向上を図る。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	要綱等	中核市			
	保育所における運営費の弾力的運用に関する報告、協議等にかかる事務	待機児童の動向に見られるように幅広い保育需要が顕在化するなど、制度をめぐる状況が変化しているところ。こうした状況に対応していくためには、保育サービス量の拡充及び質の確保を図るとともに、保育所運営の効率化・安定化を進める必要があることから、保育所運営費の経理については、適切な施設運営が確保されていることを前提として運営費の弾力運用を認める。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認	こども青少年局	要綱等	中核市			
	保育関係基礎資料の分析・収集・報告に関する事務	厚生労働省の予算編成の基礎資料とするため、本市の保育所関係の基礎資料を厚生労働省へ報告。 ・保育所関係の基礎資料の提出について(H23年4月7日産児保発0407第1号) ・H23年度福祉行政報告例の実施について(H23年2月15日統発0215第4号)	こども青少年局	任意				
	児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守するための事務(検便・検尿の実施・公立保育所嘱託医の委嘱)	検便・検尿を実施する業者を入札により選定し、具体的な実施要領を公立・民間保育所へ事務連絡。また、公立保育所の嘱託医(内科医、歯科医)の解職と委嘱を行う。	こども青少年局	任意				
	予備保育士常勤化促進及び嘱託医配置円滑化事業に関する事務	1. 予備保育士常勤化促進事業...配慮を要する児童が増加し、保護者も含めた支援が必要とされる保育所において、国の運営費上非常勤保育士とされている予備保育士を施設規模の大小に関わらず常勤保育士で配置することにより、恒常的な保育水準の確保や保護者支援の充実を図る。 2. 嘱託医配置円滑化事業...公立保育所の嘱託医手当額と国の運営費に含まれる嘱託医手当額との差額を補助することにより、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上を図る。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	任意				
	長時間保育・延長保育及び保育所地域活動事業、保育対策等促進事業費補助金に関する事務	保育所の保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮し保育所の長が定めるものとされているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、就労形態も複雑多様化し、長時間の保育ニーズがますます増加。これらのニーズに対応するため、8時間を超える12時間までの部分について「長時間保育」として、12時間を超える部分を「延長保育」として事業を推進している。民間保育所については、事業実施に必要な経費を補助金として支出。 保育所地域活動事業は、多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を住民のために活用することが要請されていることを鑑み、保育所において特に、夜間保育の円滑な実施及び地域の需要に応じた幅広い活動を実施することにより、児童の福祉の向上を図る。 職員が行う事務：事業実施申請書受付、事業承認、報告書(月報)による利用人数の確認、支払等の事務 (関連通知)保育対策等促進事業費の国庫補助について(平成20年6月9日厚生労働省発産児第0609001号)	こども青少年局	要綱等	一般市			
	一時保育事業(特定保育事業(公立分))、休日保育事業(公立分)、乳幼児健康支援サービス事業(病児・病後児保育事業)(公立分)に関する事務	・勤労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時保育に対する需要や、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感が増えていることに鑑み、これらの保育需要に対応するため一時保育事業を実施。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。 ・休日(日曜日・祝日及び年末年始)における保護者の就労等による保育需要に対応するため、公立保育所において保育サービスを提供。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。 ・子育てと就労の両立の一環として、保育所等に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難でありかつ自宅での育児を余儀なくされる期間、当該児童を預かるデイサービス事業を公立保育所において実施。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。	こども青少年局	要綱等	一般市			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	長時間保育事業(公立分)、延長保育事業(公立分)に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準に基づき、1日につき8時間が原則となっているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、長時間の保育ニーズが増加。公立保育所においては、これらのニーズに対応するため、8時間を超える部分について長時間保育として対応。職員は、子どもの保育を行う。 ・保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準に基づき、1日につき8時間が原則となっているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、長時間の保育ニーズが増加している。公立保育所では全公立保育所において、長時間保育(11時間保育)を実施しているが、就労形態の多様化に伴い、さらなる延長のニーズがある。これに対応するため、一部の公立保育所において11時間を超える12時間保育(延長保育)を行っている。職員は、子どもの保育を行うとともに、利用料を徴収。 	こども青少年局	要綱等	一般市			
	公立保育所運営事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所の多機能化や入所枠拡大のため大規模改修。 ・公立保育所において保育に欠ける児童を保育。 ・保育士等の産休等により欠員が生じた際に代替職員の雇用、また、給食調理業務の繁忙対応のため、補助要員(非常勤嘱託職員)を雇用。 ・保育所給食について、必要な経費を保護者負担とし幼児主食の提供。 ・保育士資格を有する非常勤嘱託職員を雇用。 ・公立保育所における育児相談等の業務について、非常勤嘱託職員を雇用し、保育内容等の充実。 ・公立保育所の運営を社会福祉法人に委託。 ・保育所について、定期点検によって明らかとなった劣化・不具合等について、補修・改修工事。 ・非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士、保護者に助言、指導等。 ・障がい児を受け入れている民間保育所に対し、担当保育士の人件費の補助。 ・公立保育所において、障がい児の受け入れ促進と保育内容の充実。 ・公立保育所において、区からの要請により、保育所の最低基準(面積)を緩和し、児童の処遇確保に必要な保育士を配置し、入所児童の受入枠を拡大し、待機児童の解消を目指す。 ・公立保育所の民間移管に伴う移管予定保育所の保護者説明会の開催、移管先の社会福祉法人の公募・選定、また、適切に移管ができるよう保育の引継ぎ、巡回。 <p>公立保育所 125ヶ所(公営81ヶ所、民営44ヶ所) H24年4月1日現在</p>	こども青少年局	任意				
公立の児童福祉施設の運営	阿武山学園の運営に関する事務(任意事務)	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務全般 ・予算・決算、必要物品の購入、外線電話対応、学園行事対応、郵便・送達対応、施設維持管理、他都市照会回答等 ・学園職員の勤務スケジュール調整・勤怠・厚生等業務 ・日・宿直等の勤務調整、被服・検診等、総務事務センター対応等 ・入所児童に提供する給食等の栄養管理 ・献立作成、脂材料入札等 ・入所児童に提供する給食等の調理 ・1年365日(行事用の弁当やおせちを含む) ・関係機関や医療機関への入所児童の送迎業務 ・家裁(審判)や児童相談所(児童処遇会議や医療相談)、ADHD等の通院等 ・家裁や弁護士大学等の法務等関係者、民生委員等の施設見学にかかる業務 ・入所児童にかかる児童相談所や家庭裁判所、警察等との連絡調整等 ・児相(児童の入退所等)、家裁(審判)、警察(入所前の事件の聞き取りや無断外出時の捜索依頼)等 ・学園内に設置された学校(分校)との連絡調整等 ・施設設置にあたり法で定められている苦情調整委員に関する事務 ・児童から届けられた意見・苦情に対する諮問、委員会の開催等 <p>阿武山学園(高槻市)</p>	こども青少年局	任意			一組	
	大阪市立児童院の運営に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒障がい児短期治療施設の管理・運営 ・入所前及び退所後の児童の相談及び援助をおこなう ・入所(通所)児童に対して基本的な生活習慣を身につけさせる ・入所(通所)児童の治療に必要な心身の判定及び心理治療をおこなう ・入所(通所)児童の保護者の相談及び援助をおこなう ・入所児童が栄養管理をおこない安全で安心な食事を提供する ・情緒障がい児短期治療施設の事務をおこなう <p>児童院(西区)</p>	こども青少年局	任意			一組	
	大阪市立児童院施設維持管理に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童院の建物、設備等の維持管理をおこなう ・建物等維持の保守点検等予算執行事務 ・児童院を含めたビルの入退館管理 ・建物・設備の日常点検 ・その他児童院の建物、設備等の維持管理 	こども青少年局	任意			一組	
スクールカウンセラー事業等	スクールカウンセラー事業、「休日及び平日夜間の電話教育相談事業」にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> 【スクールカウンセラー事業】 いじめや不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のために、地域におけるカウンセリング機能の一層の充実を図るべく、中学校や小学校にスクールカウンセラーの配置及び派遣。 【休日及び平日夜間の電話教育相談事業】 不登校やいじめ、学習や行動の悩みなどを電話という相談しやすい方法によって受け、問題の事前防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言。平日の午後7時から翌朝9時までと土曜・日曜及び祝日に業務委託して実施することで、こどもが相談しやすい時間にも対応できる体制を整備。 【職員の行う事務】 スクールカウンセラーの依頼・配置等に係る事務、緊急派遣に係る事務、研修等に係る事務、広報に係る事務、謝礼金の支払いに係る事務、事業費補助金に係る事務、事業の統計に係る事務、スクールカウンセラー事業にかかる経理調達。 (関連要綱) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 第3条、第4条 スクールカウンセラー等活用事業実施要領 2・3 	こども青少年局	要綱等	指定都市			

別表1-5(任意事務等(1.こども))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
教育相談	教育相談・特別支援教育相談事業にかかわる事務 (教育相談)	【教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、不登校やいじめ等の学校教育に関わる課題を抱える児童及び保護者等を対象に、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談や電話(24時間365日対応)・メールによる相談を行う。また、不登校で、集団参加に課題を抱えることも一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センターの指導の一環として、「相談(継続)」及び学校や関係機関等との連携のもと、不登校児童の問題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、再登校などの社会参加を支援。	こども青少年局	任意				
	特別支援教育相談にかかわる事務	【特別支援教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、障がいがあるか、もしくはその疑いのある児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談を行う。 相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント(見立て)を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導のあり方について助言。 【職員の実務】 支援方針検討会議の開催、受理会議に関する事務、教育相談(来所・出張)にかかる調整、電話教育相談にかかる運営及び事業統計、メール教育相談に関する事務、講師謝礼の支払、非常勤嘱託職員雇用経費の支払	こども青少年局	任意				
	教育相談・特別支援教育相談事業にかかわる事務 (特別支援教育相談)	【特別支援教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、障がいがあるか、もしくはその疑いのある児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談を行う。相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント(見立て)を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導のあり方について助言。 【職員の実務】 支援方針検討会議の開催、受理会議に関する事務、教育相談(来所・出張)にかかる調整、電話教育相談にかかる運営及び事業統計、メール教育相談に関する事務、講師謝礼の支払、非常勤嘱託職員雇用経費の支払	こども青少年局	任意				
	メンタルフレンド訪問援助事業、 「不登校児童通所事業」にかかわる事務	【ひきこもり等児童の支援】 ひきこもり・不登校児童に対し、当該児童の家庭に児童の兄又は姉に相当する世代をメンタルフレンドとして定期的に訪問させ、児童の自主性や社会性の伸長を援助。 ・メンタルフレンド募集事務、メンタルフレンド募集の説明会、面接、メンタルフレンド登録にかかる事務、事前研修会、メンタルフレンド活動費支払事務 【不登校児童通所事業】 こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、不登校状態の小・中学生に対し、社会の構成員として必要な資質・能力の育成をめざして、学習支援や心理治療、集団活動、体験学習などの提供を通して、こども自身に内在する力量の向上をはかり、もって再登校を含む社会的自立を支援。 (関連要綱・通知等) ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱1、2 ・委託事業者選定にかかる事務・契約、委託料支払にかかる事務・通所ルームへの誘導、登録にかかる事務・保護者会開催にかかる事務・こどもの在籍校との連携・調整にかかる事務・保護者等に対する支援プログラム等の企画、運営にかかる事務・こどもの支援に関する関係機関との連絡や調整にかかる事務・各通所ルーム毎に実施する事業責任者会議開催にかかる事務・統計処理、評価、事務報告の作成にかかる事務。	こども青少年局	要綱等	中核市			
内部事務(こども青少年局)	同庶務事務	文書・公印管理関係業務 市会関係業務 秘書関係業務 OA関係業務 庁舎管理業務 寄付收受業務 広聴広報業務 人事・給与・福利厚生関係業務 行財政改革・企画関係業務 その他	こども青少年局	任意				
	連絡・企画調整、基金管理、研修に関する事務	・局運営方針、市政改革プラン、府市統合、重点予算、区CM予算、西成特区構想(こども青少年局関連部分)、国家予算要望等に関する他組織、他局、区等との連絡・企画調整 ・こども青少年局に対する団体要望の調整 ・大阪市青少年活動振興基金の管理 ・局職員の研修に係る事務 ・なにわっくわく未来プログラムの普及 ・社会総がかりでこどもを育む取組の支援	こども青少年局	任意				
	局経理、局所管施設管理、耐震改修工事に関する事務	・経理・調達業務 ・社会福祉施設等耐震改修工事にかかる事務 ・局所管児童施設の整備業務 ・文書・管財・施設管理業務 ・市有地の売却業務 ・局所管の用地や建物の管理に関する整備業務 ・保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザ等 ・森ノ宮ピロティホール(こども相談センターに隣接、H22年から10年間の定期建物賃貸借契約を締結。)	こども青少年局	任意				
	管理課の庶務・経理に関する事務	・課員の勤怠、給与関係諸届け、福利厚生、各種通達の周知など、庶務事務 ・予算、決算関係とりまとめなど、経理関係事務 ・臨時職員、アルバイト等の雇用に関する事務	こども青少年局	任意				

別表1-5(任意事務等(1.こども))

(2. 福祉)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
社会福祉関連	大阪市保護司研修等事業補助金	大阪市内の保護司が更生保護の取組みの推進強化を図り、社会福祉等への理解を深めるために必要な研修経費の一部を補助する。	福祉局	任意				
	上海市との社会福祉交流事業	上海市と友好都市提携を結び、経済、文化等にわたり交流を深めてきており、高齢化社会対策を中心とする社会福祉事業についても情報交換等を行う交流事業を実施する。	福祉局	任意				
	社会福祉センター管理運営	社会福祉センター(社会福祉事業の進展を図り、市民の福祉増進に寄与するとともに、社会福祉関係団体との連絡調整、社会福祉事業に関する情報の収集及び提供等を実施)の管理運営並びに施設の維持管理に関する事務	福祉局	任意				
	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して行う次の業務について、指定管理業務として委託している。 ・社会福祉施設職員等の研修 ・介護実習の実施 ・社会福祉に関する情報収集・調査研究事業等	福祉局	要綱	一般市			
	総合福祉システム運用・管理	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理を行う。	福祉局	任意				一組
	総合福祉システム運用・管理(区)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法ほか)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理を行う。(各区へ予算配分された総合福祉システム用プリンタ機器トナー代の執行管理)	福祉局	任意				
社会福祉法人・事業の許認可・指導等	社会福祉法人の基本財産の処分・担保提供承認	社会福祉法人が基本財産を処分、又は、担保に提供する際に、所轄庁が承認を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務	税額控除の対象となる社会福祉法人に対して、所轄庁が当該対象法人であることの証明書を交付する。	福祉局	要綱	一般市			
	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議	社会福祉施設における運営費(措置費)の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議を要する。	福祉局	要綱	中核市			
戦傷病者、戦没者遺族等の援護	戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、戦没者追悼式を実施する。	福祉局	任意					
戦没者遺族の援護(なにわの塔追悼式経費補助)	戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、沖繩のなにわの塔において行われる追悼式経費の一部を補助する。	福祉局	任意					
生活保護	生活保護関係事務(要綱)	・事務打合せ会に関する事務 ・一般事務費に関する事務 ・専門相談事業(各区保健福祉センター等の職員が弁護士や不動産鑑定士に相談する機会を確保することにより、ケース処遇の向上を図る) ・中国語通訳派遣事業	福祉局	要綱	一般市			
	生活保護関係事務(要綱)(区)	日本語の不自由な中国帰国者等に対する相談助言・指導指示等ケースワーク業務の際の正確なコミュニケーションを確保するために中国語通訳を派遣する事業(通訳者の予約等)	福祉局	要綱	一般市			
	生活保護適正実施事業(要綱)	・生活保護業務に関する支援事務(査察指導員OBによるヘルプデスクの開設) ・他都市の福祉事務所視察事務 ・生活保護受給者の年金受給権調査及び裁定請求支援(年金や社会保険に精通した者を雇用し、区の現場に常駐させて実施) ・警察官OBによる安全管理及び同行訪問	福祉局	要綱	一般市			
	生活保護適正実施事業(要綱)(区)	・他都市の福祉事務所視察事務 ・区における嘱託職員による生活保護受給者の年金受給権調査及び裁定請求支援	福祉局	要綱	一般市			
	生活保護関係システム関連事務	・総合福祉システム(生活保護システム)の運営に係る端末機保守経費及び各種帳票出力等に係る事務 ・総合福祉システム(生活保護システム)端末機等の増設・移設等に係る事務 ・レセプト管理システムに係る端末機保守経費、同システムを活用したレセプトデータによる医療扶助の給付状況の把握による個別指導	福祉局	任意				一組
	生活保護関係システム関連事務(区)	・総合福祉システム(生活保護システム)にかかる消耗品、通信運搬費にかかる事務 ・レセプト管理システムを活用し、レセプトデータによる医療扶助の診療内容などを把握し被保護者への援助指導を実施	福祉局	任意				

別表1-5(任意事務等(2. 福祉))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	適正化推進チーム強化事業	保健福祉センター等での調査が困難な不正受給や貧困ビジネス、医療機関からの不正請求等について、「適正化推進チーム」において具体的な指導や、場合によっては告訴・告発等の法的・行政処分を検討する。	福祉局	要綱	一般市			
	区における適正化事業	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置。日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	区における適正化事業(区)	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置。日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	介護認定調査関係事務	各実施機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者(みなし被保険者)の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定の委託を行う費用の支払い、みなし被保険者の台帳確認、修正。	福祉局	要綱	一般市			
	介護認定調査関係事務(区)	介護保険の被保険者でない生活保護受給者(みなし被保険者)の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定依頼、みなし被保険者の台帳入力。	福祉局	要綱	一般市			
	医療要否判定事務	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科にかかる全市分の医療要否判定。 ・医学的判断に関する審議会への諮問等。	福祉局	要綱	中核市			
	医療要否判定事務(区)	歯科及び精神科を除く(医療要否判定及び被保護者への援助にかかる医学的な助言)。	福祉局	要綱	一般市			
	診療報酬内容点検事務	・診療報酬請求内容の点検及び再審査請求など ・診療(歯科)、施術報酬請求の内容審査及び支払など	福祉局	要綱	一般市			
	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業の実施	大阪市24区を7つの地域に分割し、地域ごとに被保護者等の就労支援を委託する。区保健福祉センターと受託事業者の強力な連携のもと、受託事業者の専門性・ノウハウを活用した就労支援を実施する。	福祉局	要綱	一般市			
	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業の実施(区)	大阪市24区を7つの地域に分割し、地域ごとに被保護者等の就労支援を委託し、区保健福祉センターと受託事業者の強力な連携のもと、受託事業者の専門性・ノウハウを活用した就労支援を実施する事業	福祉局	要綱	一般市			
	生活保護受給者等にかかる就労支援事業の実施	・区における就労支援強化事業(相談会、セミナー等を各区において企画立案の上、開催) ・被保護者自立意欲喚起事業(就業意欲の低い被保護者に対し、臨床心理士などによる専門的なカウンセリングを実施し、稼働能力の回復に向けた支援を実施) ・就労支援プログラム活用検討会議設置事業	福祉局	要綱	一般市			
	生活保護受給者等にかかる就労支援事業の実施(区)	稼働年齢層の就業意欲の向上と就業自立を促進するための相談会、セミナー等を各区において企画立案の上開催する事業(「若年就労支援強化セミナー」の開催、面接服貸出など)	福祉局	要綱	一般市			
	区における高校就学支援員による生活保護受給者世帯の中・高生に対する就学支援業務	該当区保健福祉センターに高校就学支援員を定期的に派遣し、教育環境にハンディキャップを有する世帯等を対象に、中学3年生の段階での進路検討・高校等への進学支援や高校生への生活指導等を通じ高校生の進級・卒業を目標に継続的に支援する。また、必要に応じ、通学先の中学校・高校等と連携する。	福祉局	要綱	一般市			
	区における高校就学支援員による生活保護受給者世帯の中・高生に対する就学支援業務(区)	該当区保健福祉センターに高校就学支援員を定期的に派遣し、教育環境にハンディキャップを有する世帯等を対象に、中学3年生の段階での進路検討・高校等への進学支援や高校生への生活指導等を通じ高校生の進級・卒業を目標に継続的に支援する。	福祉局	要綱	一般市			
	居宅生活移行支援事業	安定した住居のない要保護者に対して一時的な宿所及び食事の提供などを実施することにより、居宅生活への円滑な移行を図るだけでなく、貧困ビジネス事業者の影響を排除することを目的とする。	福祉局	要綱	一般市			
中国残留邦人等の支援	中国残留邦人等に対する支援事業に関する事務	・中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる支援相談員を配置し、生活相談等を実施 ・中国残留邦人等が地域社会の一員としていきいきと暮らせるよう、地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業、身近な地域での日本語教室支援事業、自立支援通訳等派遣事業、地域生活支援プログラム事業を実施	福祉局	要綱	一般市			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
地域福祉関連	地域福祉活動推進事業	すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できることを目指し、支援を必要とする市民のニーズ発見から社会資源の提供、開発に至る3層5段階の地域支援システムの運営及び、小地域における地域福祉活動推進のための支援を行う。	福祉局	任意				
	地域福祉活動推進事業(区)	区レベルの地域支援システム構築のために、区地域支援調整チームの運営を行う。	福祉局	任意				
	離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業	住宅手当の支給、国への月例報告等、嘱託職員の採用・勤怠管理を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業(区)	住宅支援給付事業に関する制度説明・相談対応、大阪労働局との連携、月例報告等の統計資料作成を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	大阪市地域福祉推進指針の策定及び推進	H16.3、H21.3に策定した大阪市地域福祉計画について、H24年度からは「市政改革プラン」に基づき、より区の自律的な行政運営を求められることになったため、大阪府域全体を単位とした1つの「計画」を策定するのではなく、各区の特色ある地域福祉の取組を推進する指針として、「大阪市地域福祉推進指針」を策定し、各区の地域福祉推進を支援している。	福祉局	任意				
	福祉ボランティア活動事業	複雑多様化したボランティア活動を円滑に促進するうえで、個別調整するために必要な広域的ネットワークを用いた需給調整及び広報・啓発業務を実施することにより、一層の市民参加を促進し地域福祉の推進を図ることを目的とした委託事業者の公募等	福祉局	任意				
	地域福祉活動支援事業補助(大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会補助金)	地域における住民の支え合い・助け合い機能を強化する取り組みを支援することにより、地域福祉活動の推進と社会福祉事業の充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的とし、大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会に対する補助を実施。	福祉局	任意				
	地域生活支援事業	個々の生活を支援するうえで、人とのつながりに基づく地域生活に着目し、地域住民ひとりひとりの自立した生活が可能となるよう、個別の援助とそれに連動した地域の福祉活動の支援を行うため、次の事業を委託して実施。 ・要支援者やその家族の把握・相談・調整・支援 ・相談対応 ・関係機関等社会資源を利用した支援 ・地域住民による地域福祉活動と連携した支援 等	福祉局	要綱	一般市			
	緊急支援資金貸付事業	市民が、災害・傷病等により一時的に著しく生活困窮に陥り、他の制度によっては早急に資金調達が困難な場合に、緊急に必要な資金(経常的な生活費は除く)を貸付けることにより、経済的自立及び生活意欲等の助長促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的とする。(全民生委員で組織する民生委員児童委員連盟に事業を委託)	福祉局	任意				
	債権回収事務	・福祉人材を確保するため将来、本市の福祉施設での従事を希望する者に貸与した修学資金 ・同和对策事業の一環として地域住民に貸し付けた生業資金 これら貸付事業を廃止した資金のうち、未回収となった債権の回収及び返還猶予に関する事務	福祉局	任意				
	地域福祉推進施設整備助成	社会福祉施設等を活用して地域福祉の推進を図る地域ネットワーク委員会活動事業・食事サービス事業を実施するために、施設の整備を行う者に対し、整備に要する経費の補助を行う。	福祉局	任意				
	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦	福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、市社会福祉協議会と調整のうえ、厚生労働省あて推薦するとともに、被表彰団体あて贈呈式を実施する。	福祉局	要綱	中核市			
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務	福祉局	要綱	一般市			
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務(区)	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務	福祉局	要綱	一般市			
	生業資金貸付事務費	生業をおこし、又は生業を続けるために資金の必要な市民に対して低利・簡易な資金の貸付制度として発足したが、各福祉貸付制度の拡充に伴い、一般生業資金については昭和60年3月に新規貸付を停止し、現在は1区(福島区)のみ回収事務を行っている。局では区に対する管理指導等を行っている。	福祉局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	生業資金貸付事務費(区)	生業をおこし、又は生業を続けるために資金の必要な市民に対して低利・簡易な資金の貸付制度として充足したが、各福祉貸付制度の拡充に伴い、一般生業資金については既に新規貸付を停止し、回収事務のみを行っている(福島区のみ)。	福祉局	任意				
	あんしんさばーと事業(日常生活自立支援事業)	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理サービス、証書等の預かりサービスを提供する。	福祉局	要綱	指定都市			
	要介護障がい者緊急一時保護事業	養護者の虐待により生命や身体に重大な危険が生じている障がい者を一時的に保護する。警察署、区保健福祉センター、一時保護施設は協力しながら生活のあり方について支援を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	要介護高齢者緊急一時保護事業	養護者の虐待により生命や身体に重大な危険が生じている高齢者または、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を、特別養護老人ホームで一時的に保護する。警察署、区保健福祉センター、一時保護施設は協力しながら身元判明に努め、判明後は家族に引き渡し等を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	社会福祉実習にかかる業務	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受入れ依頼があれば、各区保健福祉センターと調整する。	福祉局	任意				
	社会福祉実習にかかる業務(区)	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため実習生として受け入れる。	福祉局	任意				
	福祉人材養成確保推進事業	・リーフレット及びDVDを用いて、市ボランティア情報センター等との調整のうえ、市内小中学校の総合的な学習の時間を利用し福祉教育を行う。 ・福祉の現状・課題をより深く学習するための発展的教材として福祉読本を作成し、市立中学新2年生配布。	福祉局	任意				
	社会福祉施設従事者表彰等	地域福祉推進や社会福祉事業等に長年従事された方々の功績を称えるための選考、授与の事務。 (1)地域福祉推進功労者表彰 (2)大阪市社会福祉施設等従事者表彰	福祉局	任意				
	成年後見利用支援(障がい)	・区からの請求に基づき市長審判請求にかかる申立て費用の配付 ・区からの請求に基づき後見人等に対する報酬助成費用の配付等	福祉局	要綱	一般市			
	成年後見利用支援(障がい)(区)	障がい者の市長審判請求にかかる申立て費用並びに後見等報酬助成	福祉局	要綱	一般市			
	成年後見利用支援(高齢)	・区からの請求に基づき市長審判請求にかかる申立て費用の配付 ・区からの請求に基づき後見人等に対する報酬助成費用の配付等	福祉局	要綱	一般市			
	成年後見利用支援(高齢)(区)	高齢者の市長審判請求にかかる申立て費用並びに後見等報酬助成	福祉局	要綱	一般市			
医療費助成(老人、重度障がい者)	老人医療費助成	一定の要件を満たす65歳以上の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。	福祉局	任意				
	老人医療費助成(区)	区においては、資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給事務を実施。	福祉局	任意				
	重度障がい者医療費助成	一定の要件を満たす重度障がい者の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。	福祉局	任意				
	重度障がい者医療費助成(区)	区においては、資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給事務を実施。受給者証交付、支給事務を実施。	福祉局	任意				
要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付事務	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業(府社会福祉協議会が実施)に対し、補助金を交付する事務	福祉局	要綱	指定都市			
ホームレス対策	生活ケアセンター事業	大阪市内の住居不定者のうち、高齢・病弱等で短期間の援護を要する者等を一時的に入所させ、生活指導等を通じて自立促進を図る。(三徳生活ケアセンター(西成区)、大阪婦人ホーム生活ケアセンター(平野区))	福祉局	要綱	一般市			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	ホームレス自立支援施策に関する事務	就労意欲・能力があるホームレスに宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談・斡旋を行うことにより、就労による自立を支援する自立支援センター事業に関する事務。相談員が市内を巡回し、ホームレスの就労・健康・悩み等についての相談を行い、帰郷を希望する人については、家族・知人等への連絡・仲介を行い、就労による自立意欲のある人については、自立支援センターへの入所を勧奨し、高齢者、障がい者や疾病等により福祉的保護が必要な人については、関係機関と連携を図るなど、個々の状況に適した支援等を行う	福祉局	要綱	一般市			一組
	大阪ホームレス就業支援センター事業	自立支援センター入所者の就労自立の促進と、あいりん地域高齢日雇労働者の就労機会の提供等を図るホームレス等就業支援事業に関する事務	福祉局	要綱	一般市			
	ホームレス全国概数調査	国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を、継続的に把握することを目的として、概数調査を平成15年、19年以降毎年実施している。本市においても、国の要請に基づき概数調査を行う。	福祉局	要綱	一般市			
あいりん対策	あいりん越年対策事業	あいりん地域に居住する単身の日雇労働者で、年末年始に仕事を得られないため、自ら食及び住を求めがたい方に対し、面接相談のうえ臨時宿泊所入所などの緊急支援を行う。	福祉局	任意				
	あいりん日雇労働者等自立支援事業(高齢日雇労働者社会的就労支援)	今日の大幅な日雇求人減少により、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が増加し、深刻な社会問題となっていることから、高齢日雇労働者の就労機会を創出し、自立生活を促進するとともに、あいりん地域内ならびに市内各所の環境美化を図る。	福祉局	任意				
	あいりん日雇労働者等自立支援事業	あいりん地域においては、緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるとともに、就労にむけて必要な技術を身につけるための講習会の実施などにより自立支援。	福祉局	要綱	一般市			
	大阪社会医療センターの運営・整備助成等	あいりん地域並びに周辺の居住者及び生計困難者に対し、社会医学的な実態把握を行うとともに必要な医療を行い、地域住民の保健と福祉の増進に努める。	福祉局	任意				
高齢者、障がい者の虐待防止	休日・夜間サポートライン(任意)	障がい者及び高齢者並びにその家族等からの福祉に関する相談を、相談支援機関が開設していない休日や夜間において、電話等により対応する。	福祉局	任意				
身体障がい者手帳、療育手帳関連	身体障がい者手帳無料診断	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。	福祉局	任意				
	身体障がい者手帳無料診断(区)	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。	福祉局	任意				
	療育手帳発行業務	知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付する。	福祉局	要綱	指定都市			
	療育手帳発行業務(区)	知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付する。	福祉局	要綱	指定都市			
民間障がい(児)者施設の認可・指導・補助等	社会福祉施設整備	障がい者の日常生活における援助を行う障がい者グループホーム・ケアホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を補助する。	福祉局	要綱	中核市			
障がい児施設の費用関連(給付費、措置費)	障がい児施設契約制度事務費(区)	障がい児施設契約制度の実施にかかる事務費	福祉局	任意				
障がい者施設の設置・運営	点字図書館等運営費補助	早川福祉会館(東住吉区)において、点字図書室を設置し、運営。	福祉局	任意				
	障がい者スポーツセンター運営等	舞洲・長居の障がい者スポーツセンターの運営を指定管理者に委託して実施(委託期間:~H28.3.31、委託先:(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会)	福祉局	任意			一組	
	障がい者スポーツセンター運営等	此花作業指導所(此花区)、中央授産場(天王寺区)の運営を指定管理者に委託して実施。	福祉局	任意				
	障がい者スポーツセンター運営等	千里作業指導所(吹田市)の運営を指定管理者に委託して実施。	福祉局	任意			一組	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営	・心身に障がいのある児童の各種相談に応じて、助言・指導 ・総合医療相談(からだの相談クリニック)や健康診査事業の実施 ・施設維持管理 ・指定管理者制度の業務(更生療育センター・指定障がい者支援施設・児童発達支援センター) ・研究・研修・情報サービス	福祉局	任意				一組
障がい者福祉関連	知的障がい者における介護員資格取得・就労支援事業	・知的障がい者の介護員資格取得を支援し、介護現場での就労の促進と職業生活における自立の安定を図る。	福祉局	任意				
	障がい者福祉施設等製作物(授産製品)販売促進支援事業	・障がい者支援施設で製作された製品の販売促進を通じて障がい者の工賃増進を図り、障がい者の就労による自立・生活水準の向上を図る。 ・インターネットショッピングモールサイトを設置し販売促進を図っている。	福祉局	任意				
	障がい者能力開発訓練施設運営助成	・障がい者を対象に、一般企業への雇用に向けた職業訓練を行い就労の促進を図っている訓練施設に対し運営補助を行っている。	福祉局	任意				
	障がい者就業・生活支援センター事業	・障がい者の就業に関する相談から就職・就職定着まで一貫した支援を行い、障がい者の雇用促進と職業的自立の安定を図る。 (淀川(淀川区)、北部(旭区)、西部(港区)、南部(平野区)、中部(西成区)、南西部(住之江区)の6センター。このほかに中央センター(天王寺区)あり)	福祉局	任意				
	知的障がい者長期受入プロジェクト	大阪市における知的障がい者の職員採用に向け、1年間の嘱託雇用を基本とした長期受入を実施する。	福祉局	任意				
	知的障がい者短期受入プロジェクト	職員への障がい者就労に関する啓発を目的として、本市の臨時職員(アルバイト)雇用契約制度を活用し有償で受入を行う。	福祉局	任意				
	ジョブコーチ(指導員)派遣事業	・「知的障がい者受入プロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談や受け入れた知的障がい者への相談・助言・指導を行うジョブコーチ(指導員)を派遣	福祉局	任意				
	全国在宅障がい児・者実態調査	新たな福祉法制の実施等の検討の基礎資料とするため、厚生労働省からの通知により、障がい児・者等の生活実態とニーズ把握を目的に調査を実施(調査の実施は不定期)	福祉局	要綱				一般市
	市営交通料金福祉措置	身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障がい者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意				
	市営交通料金福祉措置(区)	身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障がい者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意				
	障がい児(者)歯科診療事業	・障がい児(者)歯科診療を行う医療機関等に対し、障がい児(者)の歯科診療・治療に必要な人件費等を補助。	福祉局	任意				
	知的障がい児母子訓練事業	・在宅の知的障がい児(幼児)が、親子で訓練センターへ通所することにより、集団の中で基本的な生活訓練を行い、身辺自立能力の向上、社会適応を促進するとともに、その母親に対して、家庭における養育上の知識技術について指導し、心理的援助を与え、もってその福祉の向上を図る。	福祉局	任意				
	リフト付バス運行事業	重度肢体不自由者が、自立更生の意欲を高め、明るい生活への希望を持つことを目的に団体が野外活動や社会見学などを行う際に、移動に必要なリフト付バスを運行する。	福祉局	任意				
	障がい者(児)福祉バス借上助成	本市に居住する身体障がい児(者)、知的障がい児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意				
	障がい者(児)福祉バス借上助成(区)	本市に居住する身体障がい児(者)、知的障がい児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意				
	重度障がい者タクシー料金助成	重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券(年間96枚)で給付する(市営交通無料乗車証と選択制)	福祉局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	重度障がい者タクシー料金助成(区)	重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券(年間96枚)で給付する(市営交通無料乗車証と選択制)	福祉局	任意				
	ひとにやさしいまちづくり市民啓発事業	障がい者や高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に活動できる「ひとにやさしいまちづくり」を推進するため啓発事業を行う。	福祉局	任意				
	精神障がい者相談員	・精神障がい者相談員は、主に精神障がい者やその家族であって、精神障がい者の保健、医療及び福祉に関する豊富な経験を有し、他の精神障がい者の相談、指導を行うことが適当と認められる原則65歳未満の者で、市町村長が推薦した者に対して大阪府知事が委嘱する。 ・精神障がい者相談員は、精神障がい者の立場になって、服薬や日頃の生活における不安等、精神障がい者の身近な問題についているいるな相談に応じる。また、地域活動の推進、市町村や保健所等の関係機関の業務に対する協力、精神障がいに対する府民の認識と理解を深める等、精神障がい者の保健・医療・福祉の増進に資するための活動を行う。(府内28市町村に権限移譲済み)	府福祉部	任意				
	障がい者福祉啓発事業(ふれあいキャンペーン)	障がい者の抱える問題について、市民に理解を深め、障がい者の自立と社会参加を促進する。	福祉局	任意				
	市営特定住宅募集事業(障がい分)	ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象に、市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意				
	市営特定住宅募集事業(障がい分)(区)	ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象に、市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意				
	身体障がい者自動車改造費補助	身体障がい者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を10万円を限度に補助する。	福祉局	任意				
	身体障がい者自動車改造費補助(区)	身体障がい者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を10万円を限度に補助する。	福祉局	任意				
	NHK放送受信料減免証明書の交付事業	放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、窓口対応及び調査を行う。	福祉局	任意				
	NHK放送受信料減免証明書の交付事業(区)	放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、窓口対応及び調査を行う。	福祉局	任意				
	有料道路割引証の交付事業	有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意				
	有料道路割引証の交付事業(区)	有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意				
	その他障がい福祉業務	法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務の実施。 ・原爆被害者福祉事業 ・福祉のあらし(録音版) ・区役所事務研究会 ・区役所事務指導・研修 ・各種団体協議・意見交換会 ・民間障がい児・者施設中規模改修助成 ・もと日之出共同作業場管理、もと浪速第1温泉施設の活用 ・災害時の障がい者支援関連業務 ほか	福祉局	任意				
	障がい児にかかる本市独自事業等	・障がい児施設又は児童放課後等デイサービス等を利用する児童の兄弟に保育所を利用する児童がいる世帯の負担軽減。 ・障がい児施設の児童の処遇向上を図る。 ・公立施設を運営している法人に対し、民間施設と差等が生じている運営費を調整。 ・障がい児施設契約制度の実施に係る事務費	福祉局	任意				
	障がい者にかかる本市独自事業等	・重症心身障がい者施設通所助成 ・障がい者訓練等通所交通費 ・強度行動障がい者処遇改善事業 ・障がい者リハビリテーション促進事業 ・難聴児補聴器給付事業	福祉局	任意				
障がい者等に対する手当、給付金等	重症心身障がい者介護手当の支給(区)	重症心身障がい者の介護をする者に対し、重症心身障がい者介護手当を支給する。	福祉局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担			
						大阪府	特別区		
							各区	連携	
	外国人身心障がい者給付金支給事業	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、次の給付金を支給する。 ・大阪市外国人身心障がい者給付金 ・大阪府重度障がい者特例支援給付金(給付の窓口業務のみ実施)	福祉局	任意					
	外国人身心障がい者給付金支給事業(区)	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、次の給付金を支給する。 ・大阪市外国人身心障がい者給付金 ・大阪府重度障がい者特例支援給付金(給付の窓口業務のみ実施)	福祉局	任意					
	身心障がい者扶養共済事業(区)	障がい者(児)を扶養している方が加入者となり、加入者の死亡または重度の障がい有る状態になったとき、障がい者(児)本人に終身年金を支給する。	福祉局	任意					
重症心身障がい者介護手当	重症心身障がい者介護手当の支給	重症心身障がい者の介護をする者に対し、重症心身障がい者介護手当を支給する。	福祉局	任意					
心身障がい者扶養共済事業	心身障がい者扶養共済事業	障がい者(児)を扶養している方が加入者となり、加入者の死亡または重度の障がい有る状態になったとき、障がい者(児)本人に終身年金を支給する。	福祉局	任意					
障がい者歯科診療センターの運営	障がい者(児)歯科診療事業	・障がい者(児)の歯科診療は、一般開業医での対応が困難な状況にあるため、大阪府・大阪市が共同で社団法人大阪府歯科医師会に対し「障がい者歯科診療センター」の運営委託を実施。	福祉局	任意					
障がい者の競技スポーツ振興	障がい者スポーツ振興事業(政令市)	全国障がい者スポーツ大会への選手派遣および全国障がい者スポーツ大会に係る団体競技地区選の開催。	福祉局	要綱	指定都市				
	知的障がい者スポーツ大阪大会	知的障がい者(児)が広くスポーツを通じて心身の向上を図り、交流の輪を広げ、社会参加を実現する場として開催される知的障がい者スポーツ大阪大会に対し、その大会経費の一部を補助する。	福祉局	任意					
障がい者スポーツ振興	障がい者スポーツ国際親善大会	スポーツを通じて自己の能力への挑戦、健康保持・増進と相互交流を深め、自立と社会参加を促進するとともに、市民の障がい者への理解を深めることを目的として世界の強豪チームが参加するバスケットボール大会を開催。障がい者スポーツの普及振興・国際交流や親善を図る。	福祉局	任意					
	障がい者スキー教室	障がい者スキー教室を通じて体力の維持、増強、残存能力の向上及び心理的・社会的更生の効果を図るとともに、障がい者に対する理解の増進と体力の高揚を図り、もって障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	福祉局	任意					
点字図書館運営費補助	点字図書館等運営費補助	点字図書館を運営している社会福祉法人日本ライトハウスに対し、運営補助を実施。	福祉局	任意					
介護保険事業	地域包括支援センター職員等研修事業	・地域包括支援センターに携わる職員、新予防給付ケアマネジメントに従事する介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者に対し研修を行うことにより、介護保険制度改正で新たに位置づけられた新予防給付や地域支援事業の効果的かつ適正な実施を図る。	福祉局	任意				一組	
	高齢者相談支援サポート事業(認知症サポーター等養成業務)	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。	福祉局	要綱	一般市			一組	
	認知症介護研修事業(一般市権限)	・介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等に認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施する。	福祉局	要綱	一般市				一組
	大阪市介護保険施設情報提供等事業	介護保険施設の入所申込関係情報を一元的に集約し、施設入所の必要性及び緊急性が著しい(高いと認められる方に施設入所の斡旋を行うと共に、地域包括支援センターに対して情報提供を行い、介護サービスを利用している在宅の要介護者の不安の解消と、担当ケアマネジャーの負担の軽減を図る。	福祉局	要綱	一般市				一組
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老連を中心とした「総合推進会議」を設置、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。	福祉局	要綱	一般市				一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地域支援事業等	・介護給付費等費用適正化事務事業 ・住宅改修理由書作成支援事業 ・介護保険法の円滑な実施のための特別対策(低所得者への利用者負担額軽減)	福祉局	要綱	一般市			一組
	介護保険市単独事業	・おおさか介護サービス相談センター事業 介護保険サービス等に関する相談を受け、斡旋・調停等の法的手段を用いて苦情解決を図る ・介護保険料収納率向上の取組み ・介護保険システム業務 介護保険システム管理運営・システム改修・帳票等の作成等業務	福祉局	任意				一組
高齢者福祉関連	法施行事務費(区)	・高齢福祉関係事務説明会(出張旅費)	福祉局	任意				
	介護老人保健施設の整備	本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、相談の受付、設計図面の検査、必要な助言を行う。	福祉局	任意				
	高齢者相談支援サポート事業(相談支援業務)	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職場において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。 ・地域包括支援センター等をはじめとした介護施設・事業所からの相談に対し、専門的な助言・指導等を行うことにより、課題解決を図ることができるよう、これらの機関に対する後方支援を行う。また、相談事例等を蓄積しフィードバックすることにより、関係機関の専門性を高め、質の向上を図る。	福祉局	任意				
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	・寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する。	福祉局	任意				
	高齢者訪問理美容サービス事業・在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集	・介護を要する在宅の高齢者の方に、理容師・美容師が自宅に出張してサービスを提供(H24終了) ・在日外国人高齢者の方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給 ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集の実施	福祉局	任意				
	高齢者訪問理美容サービス事業・在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集(区)	・介護を要する在宅の高齢者の方に、理容師・美容師が自宅に出張してサービスを提供 ・在日外国人高齢者の方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給 ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集の実施	福祉局	任意				
	ふれあい型食事サービス事業	・地域のボランティア等の協力を得て、ひとり暮らし等の高齢者を対象に、地域の集会所など配食し、会食のサービスを行う。	福祉局	任意				
	認知症対策連携強化事業	・認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センターが整備されることに伴い、それに対応して地域包括支援センターに認知症連携担当者を新たに配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化を図る。	福祉局	要綱	一般市			
	障がい者控除対象者認定書交付業務	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱	一般市			
	障がい者控除対象者認定書交付業務(区)	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱	一般市			
	高齢者住宅改修費助成事業	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施。また、要介護認定で非該当となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要なとされる高齢者に対し、住宅改修費を助成。	福祉局	任意				
	高齢者住宅改修費助成事業(区)	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施。また、要介護認定で非該当となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要なとされる高齢者に対し、住宅改修費を助成。	福祉局	任意				
	老人ホーム等の職員研修	各老人福祉施設に対して、施設長研修やユニットケア研修等について情報提供を行うとともに、研修の内容により参加の取りまとめを行う。	福祉局	任意				

別表1-5(任意事務等(2.福祉))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	小遣金支給決定事務	養護老人ホーム入所者のうち、各月の初日に在籍している無年金者に対して、日常生活における嗜好品等の必要不可欠な費用を支給する。	福祉局	任意				
	小遣金支給決定事務(区)	養護老人ホーム入所者のうち、各月の初日に在籍している無年金者に対して、日常生活における嗜好品等の必要不可欠な費用を支給する。(支給対象者の決定、支給)	福祉局	任意				
	生活支援ハウス運営事業	大阪市内に住所を有する60歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者若しくは家族による援助を受けることが困難な者であって高齢等のため独立して生活することに不安があると保健福祉センター所長が認めたものを対象に、安心して健康で明るい生活を送れるように生活支援ハウスを運営。 大阪市所管生活支援ハウス： 淀川区、東淀川区、東成区、住之江区	福祉局	要綱	一般市			
	生活支援ハウス運営事業(区)	生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。	福祉局	要綱	一般市			
	老人福祉施設利用者処遇向上推進事業	本市所管の老人福祉施設職員の研修や施設運営にかかる調査研究等を行うことにより、施設従事者の資質の向上と施設の充実・向上、また、老人福祉の推進を図るとともに、入所者及び利用者の処遇向上に努めることを目的とする。	福祉局	任意				
	老人憩の家整備・運営助成(地域高齢者活動拠点(老人憩の家)提供事業助成)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に設置しており、施設の運営にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱	一般市			
	老人憩の家整備・運営助成(老人憩の家整備助成)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱	一般市			
	老人憩の家改修整備事業	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に設置しており、地域において自主的に老人憩の家の老朽化に伴う改修及び段差改修等を行う場合にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	任意				
	老人憩の家整備・運営助成(区)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設しようとする場合や改修・運営にかかる費用の一部を補助するにあたり、憩の家との連絡調整等の事務を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	高齢者入浴利用料割引事業	高齢者の健康増進とその孤独感の解消を図るため、70歳以上の高齢者を対象として、本市に対して補助金申請を行った公衆浴場が、毎月1日と15日の月2回、割引引き入浴サービスを実施する。	福祉局	任意				
	高齢者福祉月間事業	市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会や俳句大会などの事業を実施する。	福祉局	要綱	一般市			
	シルバーボランティアセンター運営事業補助	高齢者の力を発揮して社会に役立て、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者(おおむね60歳以上)のボランティア活動の増進を図り、自らの体験と能力を生かした活力ある地域づくりに寄与するために、高齢者による高齢者のためのボランティアセンターの運営を補助する。	福祉局	任意				
	老人クラブ育成助成	老人クラブの育成とその健全な発展を図るため、単位老人クラブへの助成、区及び市老人クラブ連合会へ助成等の事業を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	敬老優待乗車証交付事業	大阪市在住の70歳以上の高齢者に、大阪市営交通(地下鉄・バス・ニュートラム)を無料で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意				
	敬老優待乗車証交付事業(区)	大阪市在住の70歳以上の高齢者に、大阪市営交通(地下鉄・バス・ニュートラム)を無料で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意				
	老人クラブ活動推進員設置事業	市内各単位老人クラブ、各区老人クラブ連合会及び市老人クラブ連合会が行う活動等の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、高齢者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等高齢者の福祉の増進を目的に、市老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を3名、各区老人福祉センターに1名の事務補助員を設置	福祉局	要綱	指定都市			
	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して指定管理業務として委託している事業のうち、実践リーダー研修了者フォローアップ研修、認知症介護研修了者ネットワーク支援事業	福祉局	要綱	指定都市			

別表1-5(任意事務等(2.福祉))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業	・大阪市立弘済院(吹田市)が認知症の専門医療機能と専門介護機能の一体的な提供によりこれまで培ってきたノウハウを活用し、医療職員等へ専門的技術や知識を研修等を通じて伝達する。	福祉局	要綱	指定都市			
高齢者福祉に係る専門研修	認知症地域医療支援事業	・地域において認知症の診療に携わっている医師に対し、「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成するとともにかかりつけ医に対する認知症研修を実施し、診療の場で必要な知識と適切な対応の習得を図る。	福祉局	要綱	指定都市			
	認知症介護研修事業(政令市権限)	・介護保険施設・事業者等に従事し相当の介護実務経験を有する者等に対して、認知症介護に関する専門的な知識の習得などを目的に認知症介護指導者養成研修を受講させる。	福祉局	要綱	指定都市			
	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して指定管理業務として委託している事業のうち、地域密着型サービス認知症介護研修	福祉局	要綱	指定都市			
民間社会福祉施設の整備、運営等補助	民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助金(経過措置)	社会福祉施設を整備する際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る利子のうち年2%を超えるものについて補助を行う。(平成16年4月1日に要綱廃止、現在、経過措置にて補助金交付)	福祉局	任意				
	介護療養型医療施設の転換	国は医療制度改革の一環として介護療養型医療施設をH29年度までに廃止し、療養病床を介護老人保健施設や有料老人ホーム等居住系サービス、あるいは転換整備を支援するため、介護老人保健施設等への転換にかかる改修等の経費を助成する。	福祉局	要綱	一般市			
	老人福祉施設整備費貸付金償還金	社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する際、独立行政法人福祉医療機構等から借り入れができなかった場合に、本市が貸付を行ったものについて、その償還金について収受する。	福祉局	任意				
	老人福祉施設整備費償還金補助	民間社会福祉施設の入所者等の維持・向上及び経営の安定化の促進に資する目的から、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して補助金を交付する。	福祉局	任意				
	小規模多機能型居宅介護拠点の整備	小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービス類型。小規模多機能型居宅介護拠点を整備する社会福祉法人に対し、必要な助言、設計図面の検査や国の交付金を受けて整備補助を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	中規模改修	施設開所後一定年数を経過し、老朽等により改修等が必要となった民間社会福祉施設(民間老人福祉施設・民間障がい者・児施設・民間生活保護施設)の中規模改修に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉向上に資することを目的としている。	福祉局	任意				
	特別養護老人ホームのユニット化改修助成	国は、先進的事業整備計画に基づく施設整備として「特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業」を進めており、本市としても、ユニット化を促進するため、当該整備を実施する法人に対し補助を行う。	福祉局	要綱	一般市			
	認知症高齢者グループホームスプリンクラー設置助成	消防法施行令の一部改正に伴い、既存のグループホームにおいてもスプリンクラーの設置が義務づけられた。国は、スプリンクラーの設置に対し、市町村を経由して補助を行うこととしたことから、当該助成を実施する。	福祉局	要綱	一般市			
	全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手団派遣	全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手団派遣事業	高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、厚生省創立50周年を記念して昭和63(1988)年に開始されて以来、毎年開催し、長寿社会開発センター・厚生労働省・開催地の地方自治体の3者で開催。	福祉局	要綱	指定都市		
高齢者施設の設置・運営	老人福祉センター整備	高齢者の生きがいづくり支援施設として、老人福祉センター等を設置しているが、大半の施設が開設から20年以上が経過していることから、老朽化が進むとともに、高齢者の生活環境等も変化している。よって、安心して利用できる施設状態を保持し、その機能の充実を図るため改修・整備を行う。	福祉局	任意				
	弘済院事業	・附属病院 ・第1特養(指定管理) ・第2特養 ・養護老人ホーム(H27年度末廃止予定)(吹田市)	福祉局	任意				一組

別表1-5(任意事務等(2.福祉))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営	補装具・福祉機器普及事業	障がい者(児)の身体機能に適合した補装具・福祉機器、住宅増改築の相談に応じ、助言・指導・情報提供を行うとともに工夫・改良なども行う。また、福祉用具に関する講習会や研修会を実施し、情報提供や技術的指導等を行い、福祉用具の普及を図る。	福祉局	任意				共同
	身体障がい者通所訓練事業	・在宅の肢体不自由のある人に対して、通所により日常生活動作の向上を目指した自主訓練の習得や身体機能の改善・向上を図るための訓練を実施。 ・在宅の脳血管障がいなどによる言語に障がいのある人に対して、通所によりコミュニケーション機能の改善・向上を図るため言語訓練を実施。	福祉局	任意				共同
旧更生相談所実施事務	あいりん貯蓄組合事業清算業務	あいりん貯蓄組合事業廃止に伴い、清算業務として利用者に対し預金口座の解約及び払戻しの窓口業務、預金照会に対する回答(生活保護法第29条調査)を行う	福祉局	任意				
	西成市民館管理運営業務	・隣保協働の精神に基づき、地域住民の福祉の増進、生活の向上を図ることを目的に、貸館事業、地域福祉に関する情報の収集・提供、講演会・講習会・教養講座の開催、館独自の事業、その他地域住民の交流の機会の提供を行う。(西成区) ・対象者は、地域内の日雇労働者をはじめ、地域内外を問わない。	福祉局	任意				
内部事務(福祉局)	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理及び売却に関する事務 大阪市内に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意				
	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理及び売却に関する事務 大阪市域外に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意				一組
	社会福祉施設耐震改修工事	局所管施設の耐震改修 所在区に引き継がれる施設に関するもの	福祉局	任意				
	社会福祉施設耐震改修工事	局所管施設の耐震改修 一部事務組合等に引き継がれる施設に関するもの	福祉局	任意				一組
	社会福祉施設措置費等の支払事務等(生活保護法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意				
	社会福祉施設措置費等の支払事務等(老人福祉法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意				
	社会福祉施設措置費等の支払事務等(児童福祉法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意				
	局庶務業務等	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、条例・法規関係業務、・広聴・広報関係業務、寄付收受・表彰関係業務、コンプライアンス関係業務、災害関係業務、情報公開関係業務 ・大都市民生主管局長会議関係業務 ・人事・労働安全衛生管理業務 ・局の予算・決算に関すること、物品の調達に関することなど ・社会福祉施設職員福利厚生基金の管理(H24年～)	福祉局	任意				
	福祉事務所の運営	区保健福祉センターの運営管理、福祉業務にかかる企画立案、連絡調整を行い、運営費を各区へ配分する。	福祉局	任意				
	福祉事務所の運営(区)	区保健福祉センターの運営管理を行う。	福祉局	任意				
	生活保護関係事務(庶務事務)(区)	公印管理、市会、OA、庁舎管理、計理・予算決算、契約・管財、人事・給与・福利厚生関係業務等、他に属さない業務	福祉局	任意				
	高齢者住宅整備資金貸付基金の管理	・高齢者住宅整備資金貸付基金の管理を行う。	福祉局	任意				
	収入未済関係業務	・高齢者住宅整備資金貸付金、ケア付住宅入居者負担金、福祉電話等に係る収入未済についての回収・整理業務を行う。	福祉局	任意				

別表1-5(任意事務等(2.福祉))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を提供しており、その貸借について、毎年使用貸借契約を締結している。また、特養については賃貸借しており、毎年賃料を収入している。 大阪市内に所在する市有地にかかるもの	福祉局	任意				
	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を提供しており、その貸借について、毎年使用貸借契約を締結している。また、特養については賃貸借しており、毎年賃料を収入している。 市域外に所在する市有地にかかるもの	福祉局	任意				一組
	もと公立施設(信太山・天野苑)の管理等	既に廃止したもと公立郊外施設について、施設を機械警備等により管理しながら、敷地の処分等を行う。 もと経費老人ホーム天野苑(八尾市) もと信太山老人ホーム(和泉市)	福祉局	任意				一組
	未利用施設売却業務	本課が管理する未利用施設について、売却処分できるよう土地の境界確定等を行い、いわゆる商品化を完成させて、売却処分を実施する。なお、入札関係業務については、契約管財局へ依頼する。	福祉局	任意				一組

(3. 健康・保健)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
保健事業、健康増進等	栄養に関する事務	栄養表示基準並びに虚偽誇大広告に関する事業者への助言・指導	健康局	要綱等	保健所設置市			
	栄養に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成・購入、実績集計等 ・食育推進リーダーを対象とした講演会の開催	健康局	任意				
	栄養に関する事務 〔区役所で実施〕	・外食のうち多数を占める飲食店において、栄養成分表示を行い栄養情報を提供するために、飲食店に対する事業説明、受付 ・食育推進リーダーを養成するための講座の開催 ・各区の食育関係者との連携を図るため、食育連絡会議の開催や食育イベントの実施	健康局	任意				
	がん検診の推進に関する事務	医師会に対する事業補助 ・大阪府医師会(H23年度で終了) ・市内各医師会(H24年度～) 〔内容〕 地域医療の推進発展、地域保健の向上に関する事業に対し、その必要な費用の全部または一部について交付。	健康局	任意				
	献血等の推進に関する事務	献血思想、移植医療、ハンセン病問題に係る正しい知識の普及啓発 採血事業者による円滑な献血受入のための各区取り組みのとりまとめ 大阪府への献血実施実績の報告	健康局	任意				
	献血等の推進に関する事務 〔区役所で実施〕	献血思想、移植医療の普及啓発 採血事業者による円滑な献血受入のための取り組み	健康局	任意				
	健康増進事業に関する事務	公的支援を拒否するホームレスで、健康に問題のある者に医師による診断・治療を勧めるとともに自立支援センター入所を促す	健康局	要綱等	保健所設置市			
	健康増進事業に関する事務	毎年10月を市民健康月間とし、「大阪ヘルスジャンボリー」や「普及啓発キャンペーン」等の健康イベントの実施、市民の主体的な健康づくりの支援	健康局	任意				
	健康増進事業に関する事務 〔区役所で実施〕	「市民健康月間」を中心に、市民団体等の参画を得ながら、各区において「健康展」等のキャンペーンを実施	健康局	任意				
	保健衛生システムの運用に関する事務	保健衛生事業をデータベース化し、市民サービス提供に活用しているシステムの運用事務	健康局	任意				○ 一組
	大阪市保健福祉センター等学生実習	実習を受けさせようとする専門職養成施設と各区の保健福祉センターとの日程調整業務や本市と養成施設との契約書の締結などの事務処理を行う。	健康局	任意				
	大阪市保健福祉センター等学生実習 〔区役所で実施〕	地域保健に必要な専門職の養成に寄与するため、医師・保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士の実習を受け入れ、指導する。	健康局	任意				
	保健医療計画に関する事務	大阪市地域保健医療協議会及び大阪市保健医療連絡協議会等を運営し、圏域内における保健医療施策等について協議検討、地域保健医療計画の作成について審議を行い、大阪府保健医療計画大阪市域版を作成。	健康局	任意				
	大阪市健康づくり推進協議会育成支援に関する事務	地域で活動する各区健康づくり推進協議会の相互の連絡調整を行い、会員の資質の向上を図るとともに、普及啓発活動を通じ、地域の健康づくりに寄与できるよう支援する。	健康局	任意				
	各区健康づくり推進協議会育成支援に関する事務 〔区役所で実施〕	地域の健康づくりや介護予防を実践するために各種啓発活動やボランティア活動を展開している会員の知識、技術の向上支援。	健康局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担			
						大阪府	特別区		
							各区	連携	
母子保健	療育指導診査事業に関する事務	身体に障がいのある、もしくは障がいを招来するおそれのある18歳未満の児童に対し、保健福祉センターが依頼した指定医療機関において診査を行い、診査費の支払い及び保健福祉センターへの結果連絡を行う。事業全般の管理監督及び予算決算業務。 必要な場合は各保健福祉センターにより当該児童及びその保護者に対して今後の療育における相談及び指導を行う。 ・予算決算事務 ・受診結果による事業の分析評価 ・契約支払い事務	こども青少年局	任意					
	療育指導診査事業に関する事務(区)	身体に障がいのある、もしくは障がいを招来するおそれのある18歳未満の児童に対し、保健福祉センターが依頼した指定医療機関において診査を行い、必要な場合は保健福祉センターにより当該児童及びその保護者に対して今後の療育における相談及び指導を行う。	こども青少年局	任意					
	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。 ・予算事務 ・申請書類審査・助成決定・支出(補助金申請)事務 ・医療機関の指定事務 ・市内指定医療機関の実地調査 ・実地調査にかかる嘱託医師採用事務 ・事業の分析評価及び国への報告 ・関係帳票の作成及び印刷事務 (国の要綱上の事業名) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	こども青少年局	要綱等	中核市				
	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務(区)	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。 ・窓口での申請書類確認 (国の要綱上の事業名) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	こども青少年局	要綱等	中核市				
感染症対策	感染症対策事業(保健所で実施)	フィブリノゲン製剤の投与などによる肝炎ウイルスの感染不安のある方を対象に、B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施(平成19年度から各区で実施)。 ・検査に必要な医薬材料を保健所が購入し各区に配付。	健康局	任意					
	感染症対策事業(区役所で実施)	フィブリノゲン製剤の投与などによる肝炎ウイルスの感染不安のある方を対象に、B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施(H19年度から各区で実施)。 ・各区は検査の受け付けを行い(予約制)検査を実施。	健康局	任意					
難病等医療費助成等	特定疾患医療費援助事業	特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行う。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を実施。	健康局	任意					
	特定疾患医療費援助事業(区役所で実施)	特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行う。 ・区役所では各区で受付した書類を確認点検し、保健所へ送付。	健康局	任意					
	難病患者等療養相談・支援事業	難病患者及びその家族に対する事務を実施 ・専門医師等による治療・保健・食生活に関する指導等。 ・難病患者の疾患及び療養生活状況を把握し、家庭看護、保健医療福祉制度の利用、精神的支援、憎悪予防など日常生活支援に必要な相談指導を実施。 ・区実施事業の体制整備、関係機関連絡調整、研修実施を実施。	健康局	要綱等	保健所設置市				
	難病啓発等事業に関する事務	・一般市民を対象に、難病に関する普及・啓発を充実。 ・大阪府が取り組む神経難病医療ネットワーク事業に参画し、対象疾患患者・家族が円滑に在宅療養が行えるよう、大阪神経難病医療推進協議会に関する機関が連携して在宅療養環境を整備。	健康局	任意					
難病患者等療養支援事業(区役所で実施)	難病患者の疾患及び療養生活状況を把握し、家庭看護、保健医療福祉制度の利用、精神的支援、憎悪予防など日常生活支援に必要な相談指導を行うとともに、要支援難病患者に対しては、実際の療養生活場面に応じたきめ細かな支援を実施する。 ・訪問指導、面接相談を実施する。	健康局	要綱等	保健所設置市					

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	その他の医療費助成事業	(ぜんそく) ・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成。 (こども難病) ・市内に住所を有する満18歳未満の指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、保険診療が適用された医療費の自己負担分の助成、療養上必要な日常生活用具の給付。 ・審査・受診券の発行・医療費の助成および日常生活用具の給付。	健康局	任意				
	その他の医療費助成事業 [区役所で実施]	(ぜんそく) ・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成に関して、申請書の受理及び保健所への進達を行う。 (こども難病) ・市内に住所を有する満18歳未満の指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、保険診療が適用された医療費の自己負担分の助成、療養上必要な日常生活用具の給付。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。	健康局	任意				
難病等対策 (政令市)	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を実施する	健康局	要綱等	指定都市			
	先天性代謝異常等検査業務	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等の早期発見のため、大阪市内で出生した新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施。	健康局	任意				
精神保健(手帳交付・相談等)	精神保健医療に関する事務(自殺対策基本法)	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるため事業を実施。 ・自殺防止対策(人材養成・電話相談支援等)	健康局	任意				
	精神保健医療に関する事務(自殺対策基本法) [区役所で実施]	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるため事業を実施。 ・自殺防止対策(自助グループ支援等)	健康局	任意				
	福祉措置にかかる事務(無料乗車証の交付)	・市営交通等福祉措置事業に係る企画調整等	健康局	任意				
	福祉措置にかかる事務(無料乗車証の交付) [区役所で実施]	・市営交通等福祉措置事業に係る申請受付等	健康局	任意				
精神保健(精神保健福祉センター等)	精神保健医療に関する事務(認知症疾患医療センター運営事業実施要綱)	認知症疾患医療センターを設置し、各関係機関と連携を図りながら地域における認知症疾患の保健水準の向上を図る。 ・認知症疾患医療センターの設置 ・地域との連携	健康局	要綱等	指定都市			
緊急医療体制	休日・夜間の診療体制に関する こと(休日・夜間急病診療)	平日夜間及び休日における、急病診療体制を確保。 ・中央急病診療所(西区) (夜間・365日:内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科) ・市内6ヶ所の休日急病診療所 (都島区、淀川区、此花区、東成区、住吉区、東住吉区) (日曜・祝日、年末年始:内科、小児科) を整備し、(公財)大阪市救急医療事業団へ事業委託の上運営。	健康局	任意				
	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	保健所設置市			
	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務 [区役所で実施]	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達するための、受付事務	健康局	要綱等	保健所設置市			
	緊急歯科診療体制確保事業費 (休日歯科診療機能(補助事業))	府民の休日夜間帯における歯科診療ニーズの高まりに対応し、緊急時においても適切な歯科診療を受けることができるよう、緊急歯科診療体制の整備充実を図る。 府歯科医師会口腔保健センター(天王寺区) ・休日 10時～17時 府が府歯科医師会に補助	府健康医療部	任意				

別表1-5(任意事務等(3.健康・保健))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
緊急医療体制 (広域拠点)	夜間の診療体制に関すること (夜間歯科診療)	夜間における、急病診療体制を確保。 ・府市共同により、大阪府歯科医師会への補助を通じて夜間歯科診療を実施。	健康局	任意				
	周産期緊急医療体制整備事業	周産期(妊産婦・新生児)緊急搬送システムの運営及び参加病院の体制確保・整備を大阪府・堺市との共同で実施。 (事業の実施に必要な事務は、大阪府が代表して実施)	健康局	任意				
医療・薬事の許可・指導等	各種医務関係免許申請に係る 經由事務	医療職等の免許の申請受理、籍訂正等の事務 [対象]医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・歯科技工士 死体解剖資格認定証	健康局	任意				
	各種医務関係免許申請に係る 經由事務 [区役所で実施]	医療職等の免許の申請受理、籍訂正等の事務 [対象]医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・歯科技工士 死体解剖資格認定証	健康局	任意				
食品衛生の許可・指導等	ふく取扱施設に対する許認可業務等	大阪府ふく販売営業等の規制に関する条例に基づき、ふく販売営業及びふく取扱登録者について、食品衛生上の見地から必要な規制を行う。 業務内容 ・ふく取扱施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意				
	ふく取扱施設に対する許認可業務等 [保健所で実施]	< 上記事務の申請受付・許認可等 >	健康局	任意				
	ふく取扱施設に対する許認可業務等 [区役所で実施]	< 上記事務の相談業務等 >	健康局	任意				
	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務	・大阪府食の安全安心推進条例第20条に基づき、事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を大阪府が府民に提供 (主な業務) ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供する。 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供する。	健康局	任意				
食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務 [保健所で実施]	・大阪府食の安全安心推進条例第20条に基づき、事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を大阪府が府民に提供 (主な業務) ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供する。 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供する。 ・回収された食品等の処分措置が適切に実施されているかを現地調査	健康局	任意					
環境衛生の許可・指導等	公衆浴場に関する事務	一般公衆浴場のうち、利用者が少なく経営状況が厳しい中でも日々衛生向上に努めていると認められる施設に対して、衛生向上にかかる経費の一部を助成することにより、衛生向上に対する一層の取り組みを促し、もって市民の衛生の向上に寄与する。	健康局	任意				
	特設水道の布設工事の設計の確認等	「水道法」の「専用水道」で適用外となった小規模な水道について、大阪府特設水道条例に基づき府において法を補完する形で規制を行っている。 設置者の申請により、特設水道布設工事の設計の確認、確認通知を行う。また、給水開始前の検査、改善指示、給水停止命令、報告徴収・立入検査等を行う。	府健康医療部	任意				
	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等〔保健所で実施〕	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	任意				
	生活衛生学習会	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容について生活衛生学習会を開催。 ・市民ニーズの高い講習メニューを作成、ホームページにより募集。	健康局	任意				
	生活衛生学習会〔区役所で実施〕	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容について生活衛生学習会を開催。 ・生活衛生学習会実施要領に基づき、講師を派遣。	健康局	任意				
	ねずみ・衛生害虫防除指導業務	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 (主な業務) ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意				
	ねずみ・衛生害虫防除指導業務〔区役所で実施〕	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 (主な業務) ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意				
狂犬病予防・動物愛護	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 (目的) 飼い犬の適正飼養の普及啓発 (主な業務) 条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還・譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発 上記事務の企画調整業務	健康局	任意				
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等〔保健所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 (目的) 飼い犬の適正飼養の普及啓発 (主な業務) 条例に基づく飼い犬の捕獲及び適正飼養の普及啓発 (広域的に実施する際の区の補完等)	健康局	任意				
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等〔区役所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 (目的) 飼い犬の適正飼養の普及啓発 (主な業務) 条例に基づく飼い犬の捕獲及び適正飼養の普及啓発	健康局	任意				
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等(動物管理センターで実施)	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 (主な業務) 飼い犬の返還・譲渡・殺処分	健康局	任意				一組
公害健康被害補償等	石綿健康被害の救済に関する事務	石綿による健康被害被害者及びその遺族の救済のための事務を実施 ・申請書及び請求書の受付業務 ・各保健福祉センター受付分を集約し(独)環境再生保全機構へ送付	健康局	任意				
	石綿健康被害の救済に関する事務〔区役所で実施〕	石綿による健康被害被害者及びその遺族の救済のための事務を実施 ・申請書及び請求書の受付業務(区) ・受付後、局(保健所管理課審査・給付グループ)へ送付	健康局	任意				
	被爆者援護法関係事務	各区保健福祉センターで受け付けた、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類を保健所経由で大阪府に進達。 ・大阪府から事務委託料(定額)を受け入れ。 ・大阪府から委託され、被爆者援護法に基づき実施しなければならない健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。	健康局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	被爆者援護法関係事務 〔区役所で実施〕	被爆者援護法に基づく申請等に関する書類を保健所に送付。(保健所経由で大阪府に進達。) ・大阪府から委託され、被爆者援護法に基づき実施しなければならない健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。	健康局	任意				
	カネミ油症患者に関する事務	カネミ油症患者に関する総合的な支援を推進。 ・大阪府が実施する検診の実施通知、結果通知など	健康局	任意				
環境科学研究所	管理業務、研究・検査業務 〔環境科学研究所で実施〕	市民の健康と安全を守る保健部門(微生物保健、食品保健)と市民環境を保全・再生・創造する部門(都市環境)が本市他部局等から依頼を受け、研究・検査事業を実施	健康局	要綱等	指定都市			
	特定保健用食品(承認)にかか る試験検査業務等推進事業 〔環境科学研究所で実施〕	特定保健用食品等の企画・開発・許可申請等を検討している企業に対し、各種相談や検査の受付、情報提供を展開することにより、一連の許可申請にかかる手続きが効率よく実施できることを目的とする。	健康局	任意				
病院運営	市民病院運営事業	病院運営事業	病院局	任意				
内部事務	庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務	健康局	任意				
	桃山跡地健康づくりゾーン用地 管理	桃山病院跡地を市民の健康づくりゾーンとして位置づけて、健康づくり活動に資する施設を定期借地方式により整備 ・土地所有者として賃貸料の調定・収入、賃料改定、土地賃借者や近隣地元との調整。	健康局	任意				

(4. 教育)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
小中学校の教職員の人事	(小中)教職員の人事に関する事務	小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。(教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				○一組
	教職員の人事に関する事務(承認)	小中学校における教職員の給与決定、人事管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務の承認を行う。	教育委員会事務局	任意				
	教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務(局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生)、式典に関すること	教育委員会事務局	任意				
	(小中)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意				
	教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職に関し、適正な健康管理を行う健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から退職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制を構築 ・大阪市職員互助会との連絡調整 ・教職員の計画的な財産形成を促進することにより生活の安定を図るための財形貯蓄事業 など	教育委員会事務局	任意				
	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意				
(小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○一組	
小中学校の教員の研修・専門的事項の指導	(小中)教職員の研修に関する事務	学校現場において、スムーズに教員として力を発揮できるよう、本市教育の現状と課題を教員採用試験合格者に対し、伝授する研修を実施する。 セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置し、相談事業を実施する。	教育委員会事務局	任意				
	(小中)教職員研修に関する事務	大阪市教師養成講座	教育委員会事務局	任意				
	(小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意				
	(小中)専門的事項の指導に関する事務「H24新規」	・H25年度、H26年度の2年間で、小学校4校、中学校2校のモデル校と小中一貫校で、世界標準のICT環境として、児童・生徒用タブレットPCと電子黒板機能付きプロジェクター・実物投影機を整備し、デジタル教科書等を活用した授業づくりを実施・検証する。 ・H27年度よりICTを活用した授業づくりを全市に展開するためにスタンダードモデルを作成する。	教育委員会事務局	任意				
小中学校の職員の研修・指導	(小中)指導監察業務に関する事務	大阪市立小・中学校(425校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施。	教育委員会事務局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
小中学校の施設整備	(小中)施設整備に関する事務	柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場を整備 学校のエレベータ設置 小中学校のうち借地の借地料の支払い・賃料改定 耐震補強工事 市立学校の緑化促進 太陽光発電設備の導入 小学校1～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を設置 など	教育委員会事務局	任意				
小中学校に関する事務(学校評価、学事、就学費補助金、学校維持運営費、学校徴収金、保健、給食等)	(小中)学校協議会に関する事務	学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意				
	(小中)学事に関する事務	・学校現況調査、大阪府による児童生徒数に籍等調査等、学校に関する統計調査 ・通学に際し市営交通機関等を利用している本市内に居住する児童生徒に対して無料乗車証を交付	教育委員会事務局	任意				
	奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムに関する事務	奨学費事業及び特別支援教育就学奨励費事業について、リンケージにより税情報、住民基本台帳の世帯情報、学校財務会計システムの生徒情報や就学援助情報等の内部提供を受け、認否審査等を行う管理システムの運用及び保守経費	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(小中)児童生徒就学費補助金に関する事務	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行う。 ・小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、法令に基づき本市で補助要綱を定め、各家庭の経済状況等に応じて奨励費を支給する。	教育委員会事務局	要綱等	一般市			
	(中)児童生徒就学費補助金に関する事務	府内の中学校夜間学級に在学する大阪市居住生徒で経済的な理由により就学が困難な生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(小中)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	学校維持運営基金に関する事務	学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。	教育委員会事務局	任意				
	(小中)学校徴収金に関する事務	小・中学校に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意				
	(小)学校給食費の未納対策に関する事務	学校給食費の未納の催告及び法的措置に関する事務 ・給食費未納の保護者に対して未納の催告書の送付 ・学校長の依頼により市長名にて法的措置手続き	教育委員会事務局	任意				
小中学校の学校教育活動	(小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(小)学校教育活動に関する事務	小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカー(NS)を派遣する。簡単な英会話など体験的な学習活動ができる機会を設け、英語に慣れ親しませることを目的とする。	教育委員会事務局	任意				
	(小)学校教育活動に関する事務(放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について(放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱))	(放課後子ども教室推進事業) 小学校において放課後の時間帯に指導員を配置し、教員との連携のもと、児童の自主学習支援を行うことで、学習意欲の向上と、自主学習習慣の定着をめざす。 事業実施モデルプランの作成、教材の選定、指導員の採用・面接・研修や、学校への指導助言等、事業を円滑に運営するための支援を行う。	教育委員会事務局	要綱等	一般市			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(小中)学校教育活動に関する事務[学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領]	・中学校区における地域の学校支援体制を構築し、家庭や地域の教育力を活かし、生活習慣の確立や学力向上に取り組む。 ・子ども、教職員の安全確保をさらに推進するため、警察官退職者を「子どもの安全指導員」として配置し、小学校・特別支援学校の巡回・自主警備を実施するとともに、地域での犯罪等の防止に努める。	教育委員会事務局	要綱等	一般市			
	(小)学校教育活動に関する事務[理科支援員配置事業実施要領]	小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。 理科支援員の募集・面接・研修の立案等と、特別授業実施のために、企業・大学等と小学校との連絡調整等を行う。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市			
	(中)学校教育活動に関する事務	民間事業者によるNSA-C(英語のネイティブ・スピーカー)の派遣、日本とスイスの友好交流事業(青少年の交流)、中学校において総合的文化活動を実施、中学生の進路指導の充実、部活動に学校外から技術指導者を招聘、有資格者を講師として招き教員と部活動技術指導者を対象として講習会を実施、中学校水泳競技大会・総合体育大会の実施、近畿・全国中学総体への出場選手派遣支援、種目別合同練習会の開催、大阪府下で開催される近畿中学校体育大会等の開催経費の分担金、中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とし、集団生活のルールを習得させるため宿泊訓練を実施	教育委員会事務局	任意				
	(小中)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意				
	(小中)学校教育活動に関する事務[学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(帰国・外国人児童生徒受入促進事業実施要領)]	帰国・来日等の子どもの教育の推進 ・通訳者及び日本語指導協力を学校現場へ派遣 ・「帰国した子どもの教育センター校」の運営等を行い、日本語習得を支援	教育委員会事務局	要綱等	一般市			
	(小中)学校教育活動に関する事務[人権教育研究推進事業]	文部科学省の人権教育研究推進事業(委託事業)等を活用するとともに、関係機関との連携をすすめ、人権教育のカリキュラム作成・教材開発・教育方法の工夫等の研究をすすめる。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市			
	(小中)学校教育活動に関する事務[栄養教諭を中核とした食育推進事業(地域食育推進事業)委託要項]	小学校から全教育活動において食に関する指導の実施および充実をはかることにより、生徒の食への自己管理を高め、家庭からの弁当持参や栄養のバランスのとれた弁当選択ができる力を高める。また、食育展により、弁当づくり等食に関する保護者への関心を高める。	教育委員会事務局	要綱等	一般市			
	(小中)学校教育活動に関する事務[教育課程研究指定校事業実施要項]	・すべての学力の基礎となる言語力の向上を図るため、言語力向上研究委員会を設置し、言語力向上の方策について検討を行う。 ・効果的な授業のあり方について研究し、パイロット校での研究の成果を「実践事例集」「ワークシート集」としてまとめ、取り組みを進める。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市			
	(小中)学校教育活動に関する事務[子どもの体力向上推進事業委託要項]	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上支援事業 「全国体育・運動能力、運動習慣等調査」の調査結果を分析、学校における体育・健康に関する指導などの改善を図る。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市			
	(小中)学校教育活動に関する事務[学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)]	中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校生徒に対する支援について、教職員に対するアセスメントやプランニングなどの助言を行うとともに、コーディネーターとして校区小学校や関係諸機関との連携に関わる支援を行う。	教育委員会事務局	要綱等	一般市			
	(小中)学校教育活動に関する事務[特別支援教育の推進について(通知)]	発達障がい等に関する教職員向けの研修講座や支援・指導の事例集作成、障がい種に応じた指導内容の研究や情報発信などを実施。	教育委員会事務局	要綱等	一般市			
	(小中)学校教育活動に関する事務[全国学力・学習状況調査に関する実施要領]	・文部科学省主催「新年度全国学力・学習状況調査説明会」への参加、また各校への実施説明及び結果公表説明。 ・本市では、希望利用方式を活用して、抽出されなかった学校も同様の調査を本事業により実施する。	教育委員会事務局	要綱等	一般市			
幼稚園に関する事務	(幼)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
(幼)教職員の人事に関する事務	幼稚園にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、教職員の表彰、人事サービス管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意					
(幼)教職員の研修に関する事務	幼稚園における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業	教育委員会事務局	任意					
(幼)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意					
(幼)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムの安定稼働にかかる業務及びICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意					○ 一組
(幼)教職員の勤務成績の評定に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意					
(幼)教職員給与と制度、勤務条件に関する事務	労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意					
(幼)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、 「学校給食労働安全衛生委員会」、 「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意					
(幼)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払等	教育委員会事務局	任意					○ 一組
(幼)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意					○ 一組
(幼)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意					○ 一組
(幼)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意					
(幼)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意					
(幼)学校維持運営費等に関する事務	市立幼稚園が使用する消耗品費や光熱水費等を計上した幼稚園維持運営費について、こども青少年局から予算配付を受け、各幼稚園へ予算を配当し、その執行・調達・支払等、会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意					
(幼)学校徴収金に関する事務	幼稚園に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意					

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(幼)学校教育活動に関する事務	・学校園で発生した事件・事故等に対する初期段階からの法的な対応・解決策について弁護士相談事業を実施 ・学校園における研究・研修を支援 ・学校園における海外からの教育視察団の受け入れ等において記念品を供与 ・新学習指導要領に基づき教育内容、カリキュラムを定めた教育課程の策定や学校園での教科・領域等、指導研究、校務運営全般に対する指導、助言 ・幼稚園運営・教育活動に関する指導と掌握、幼稚園施策に関する調整、子育ての支援に関する指導助言	教育委員会事務局	任意				
	(幼)教職員研修に関する事務	教員経験者研修等(10年次研修除く)、管理職研修、健康教育等研修、幼児教育振興、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進、内定者研修	教育委員会事務局	任意				
	(幼)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意				
	園児の安全及び保健衛生の向上に関する事務	・学校環境基準による幼稚園保育室の空気環境の適正な維持、消耗品費(ガス検知管カートリッジ)の支出にかかる事務 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害共済給付制度にかかる事務 ・就園時健康診断の実施にかかる事務 ・歯みがき指導の実施にかかる事務	こども青少年局	任意				
	障がいのある園児にかかる介助指導員の雇用に関する事務	・教育時間終了後に希望者を対象に行う教育活動(預かり保育)を実施するにあたり、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、預かり保育全体の充実・発展を支援する。(障がいのある園児にかかる介助指導員の雇用に関する事務)	こども青少年局	任意				
	市立幼稚園の管理運営に関する事務	・市立幼稚園の園児募集等にかかる事務 ・全国国公立園長会及び大阪府国公立幼稚園研究会への参加等の必要経費の支出にかかる事務 ・教育にかかる需要費等の支出にかかる事務 ・施設の維持管理運営・必要経費等の支出にかかる事務 ・幼児用机・椅子・山土にかかる整備にかかる費用の支出にかかる事務 ・教科用図書購入にかかる経費の支出事務 ・建物の修繕にかかる経費の支出事務 ・法に基づく設備点検等にかかる必要経費の支出事務 幼稚園(59園)	こども青少年局	任意				
	施設の維持管理にかかる点検及び改修整備に関する経費の支出事務	・市立幼稚園における良好な学習環境を確保するため、施設の補修整備の実施にかかる支出事務。	こども青少年局	任意				
	市立幼稚園の民営化にかかる事務	・国における、「子ども・子育て新システム」への対応等市立幼稚園の民営化に向けた整理	こども青少年局	任意				
	就園奨励費補助に関する事務	・大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児(3歳～5歳児及び満3歳児)を扶養している保護者が負担する入園料、保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、国制度に基づき、保護者の所得に応じて補助。	こども青少年局	要綱等	一般市			
	私立幼稚園に対する助成に関する事務	・私立幼稚園就園奨励費補助対象外の者が大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児(3歳～5歳児及び満3歳児)を扶養している保護者が負担する入園料・保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得に応じて補助。 ・私立幼稚園における幼児教育の振興普及を図るため、調査研究・研修・啓発事業等を実施。 ・自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい(LD)、注意欠陥多動症候群(ADHD)など発達障がいと診断される方が全体の約5～6%といわれており、発達障がいのある幼児も年々増加。市内の保護者、地域の幼児教育センターの役割を担っている私立幼稚園等の教職員からの発達障がい等の相談に関して支援。	こども青少年局	任意				
高等学校に関する事務	(高)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意				
(高)施設整備に関する事務	老朽化の進んだ校舎の改築、校舎等の整備補修 用地整備、教育財産の適正管理、未利用地処分 耐震補強工事 理科教育用設備機器等の整備 産業教育の実験・実習に必要な設備等の整備 定時制高等学校の教育設備の充実 英語教育用の語学演習機器を整備 普通教室に空調設備を整備、保守点検、空調設備の移設 など (咲くやこの花中学校を含む)	教育委員会事務局	任意					

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(高)学事に関する事務	・学級編制の標準により学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・各学校の沿革の管理 ・大阪市立の高等学校への進学を希望する者の入学者選抜事務	教育委員会事務局	任意				
	(高)教職員の人事に関する事務	高等学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、図書担当嘱託職員の採用、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、初任者研修指導教員派遣事業、事故職員の補充(学校保健統計集計員採用)、生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(高)教職員の研修に関する事務	高等学校における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修を実施する。 セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意				
	(高)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(高)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(高)教職員の勤務成績の評定に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が「学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意				
	(高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意				
	(高)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、 「学校給食労働安全衛生委員会」、 「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意				
	(高)市費負担教職員の研修に関する事務	・高等学校に勤務する市費学校事務職員に対して、業務別実務研修、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。 ・財務事務を総括する市費校園長に対して、財務運営研修会等を実施する。	教育委員会事務局	任意				
	(高)指導監察業務に関する事務	大阪市立高等学校(23校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意				
	(高)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				
	(高)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				
	(高)学校財務会計システム運用管理に関する事務	校園の事務にかかる文書管理、公会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				
	(高)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービスなどの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意				

別表1-5(任意事務等(4.教育))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(高)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意				
	(高)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意				
	(高)学校維持運営費等に関する事務	・高等学校で使用消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・高等学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ・高等学校の教材等の物品について更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意				
	(高)学校徴収金に関する事務	高等学校に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意				
	(高)入学料・検定料に関する事務	高等学校(デザイン教育研究所を含む)に係る入学料・検定料の調定及び徴収に関する事務 ・高等学校に係る検定料納付書の作成 ・検定料・入学料等(デザイン研究所、中央高等学校聴講生を含む)の事務処理 ・咲くやこの花中学校の検定料の事務処理	教育委員会事務局	任意				
	(高)過年度授業料の未納対策に関する事務	高等学校に係る過年度授業料の督促及び法的措置に関する事務(H21年度までの高等学校授業料の未納者への督促及び法的措置に関する手続き)	教育委員会事務局	任意				
	(高)授業料不徴収交付金に関する事務	高等学校に係る授業料不徴収交付金の請求に関する事務(四半期毎による請求・調定処理)	教育委員会事務局	任意				
	(高)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒保健対策事業(健康診断の実施・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意				
	(高)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意				
	(高)教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意				
	(高)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意				
特別支援学校に関する事務	(特)指導監察業務に関する事務	大阪市立特別支援学校(9校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意				
	(特)児童生徒就学費補助金に関する事務	視覚・聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費の一部を支給する。	教育委員会事務局	任意				
長谷川小・中学校、弘済小・中学校、明治小分校	(長谷川小・中学校)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務 (所在地: 柏原市)	教育委員会事務局	任意				

別表1-5(任意事務等(4.教育))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(弘済小・中学校)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務 (所在地:吹田市、高槻市(分校))	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築及び既存の教室の改造 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館等を計画的に改築、校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全小・中学校の壁面緑化・市立学校の緑化促進・芝生化の整備に対する補助金交付 理科教育用設備機器等の整備 英語教育用の語学演習機器を中学校を対象に整備 普通教室に空調機を設置及び太陽光発電設備の導入 など	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中)施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う小中学校の教室の増築及び既存の教室の改造 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館等を計画的に改築、校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全小・中学校の壁面緑化・市立学校の緑化促進・芝生化の整備に対する補助金交付 理科教育用設備機器等の整備 英語教育用の語学演習機器を中学校を対象に整備 普通教室に空調機を設置及び太陽光発電設備の導入 など	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中)学事に関する事務	・各区の就学事務システムの管理監督、各区や各市立学校に就学事務の指導助言 ・大阪府が定める学級編制基準にない学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)学事に関する事務	・各区の就学事務システムの管理監督、各区や各市立学校に就学事務の指導助言 ・大阪府が定める学級編制基準にない学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意				
	明治小学校分校に関する事務	情緒障がい児短期治療施設である大阪市立児童院に入所する児童を就学させるための小学校(西区)であり、他の小学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)教職員の人事に関する事務	長谷川小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、児童生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)教職員の研修に関する事務	長谷川小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。(教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意			○ 組	
	(長谷川小中)教職員の勤務成績の評定に関する事務	府費負担教職員については大阪府教育委員会規則、市費負担教職員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中)教職員の人事に関する事務	弘済小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、児童生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意				

別表1-5(任意事務等(4.教育))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(弘済小中)教職員の研修に関する事務	弘済小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。(教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(弘済小中)教職員の勤務成績の評定に関する事務	府費負担教職員については大阪府教育委員会規則、市費負担教員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小・中)教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・長谷川小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告 教科書無償給与の受領報告 ・長谷川小・中学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告 ・取次書店から長谷川小・中学校に供給された教科書の冊数について、取次書店の証明書を府教育委員会に報告	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小・中)教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・弘済小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告 教科書無償給与の受領報告 ・弘済小・中学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告 ・取次書店から弘済小・中学校に供給された教科書の冊数について、取次書店の証明書を府教育委員会に報告	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小・中)指導監察業務に関する事務	大阪市立長谷川小・中学校(郊外)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小・中)指導監察業務に関する事務	大阪市立弘済小・中学校(郊外)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(長谷川小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○ 一組

別表1-5(任意事務等(4.教育))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(長谷川小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(長谷川小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(長谷川小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)退職手当の請求(府費)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当の請求に関する手続き	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中)校務支援ICT活用事業に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(弘済小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。(システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(弘済小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(弘済小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意				○ 一組
	(弘済小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中)退職手当の請求(府費)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当の請求に関する手続き	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中)学校維持運営費等に関する事務	・長谷川小・中学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・長谷川小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ・長谷川小・中学校の教材等の物品について、更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中)学校維持運営費等に関する事務	・弘済小・中学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・弘済小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ・弘済小・中学校の教材等の物品について、更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意				

別表1-5(任意事務等(4.教育))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(長谷川小中) 児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) ・児童生徒保健対策事業(健康診断・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中) 児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) ・児童生徒保健対策事業(健康診断・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小) 小学校給食に関する事務	自校調理方式による長谷川小学校給食の実施 ・献立作成及びその充実 ・給食の衛生管理 ・施設設備の充実 ・給食食材の供給	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小) 学校教育活動に関する事務	・小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカーを派遣する。 ・小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川中) 学校教育活動に関する事務	NSA-C派遣事業、日本・スイス青少年(中学生)交流事業、中学校総合文化祭、中学生の進路指導の充実、部活動技術者招聘事業、部活動技術者講習会、総合体育大会、体育部活動育成、全国中学校体育大会参加補助金、近畿中学校体育大会参加激励金、宿泊訓練	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中) 学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小) 学校教育活動に関する事務	・小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカーを派遣する。 ・小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。	教育委員会事務局	任意				
	(弘済中) 学校教育活動に関する事務	NSA-C派遣事業、日本・スイス青少年(中学生)交流事業、中学校総合文化祭、中学生の進路指導の充実、部活動技術者招聘事業、部活動技術者講習会、総合体育大会、体育部活動育成、全国中学校体育大会参加補助金、近畿中学校体育大会参加激励金、宿泊訓練	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小・中) 学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中) 教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、OJT、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、授業力アップサポート、教師力トップアシスト、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意				
	(長谷川小中) 専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中) 教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、OJT、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、授業力アップサポート、教師力トップアシスト、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意				
	(弘済小中) 専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意				
中学校夜間学級	中学校夜間学級(天満、天王寺、東生野、文の里中学校)に関する事務	義務教育未修了の学齢超過者で就学を希望する者を対象として設置されており、他の中学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。 (所在地:天満(北区)、天王寺(天王寺区)、東生野(生野区)、文の里(阿倍野区))	教育委員会事務局	任意				

別表1-5(任意事務等(4.教育))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(中)学校教育活動に関する事務【学校運営支援等の推進事業委託要項】	学齢超過者で義務教育未修者のうち、希望者を対象に中学校教育を行う目的として開設している夜間学級における教育内容に関する調査研究。 *現在4中学校(天王寺、天満、東生野、文の里)	教育委員会事務局	要綱等	一般市			
天王寺中学校通信教育部	天王寺中学校通信教育部に関する事務	教育の機会均等などを目的とし、働きながら中学校の教育を受けたい人々のために設けられた通信教育部	教育委員会事務局	任意				
咲くやこの花中学校(中高一貫校)	(咲くやこの花中)就学に関する事務	・中高一貫校である咲くやこの花中学校に関する就学事務(学校において行う事務の指導監督) (所在地:此花区)	教育委員会事務局	任意				
	(咲くやこの花中高)学事に関する事務	・中高一貫校である咲くやこの花中学校に関する学事事務(統計調査、学校の沿革の管理等) ・大阪市立咲くやこの花中学校への進学を希望する者の入学者選抜事務 (所在地:此花区)	教育委員会事務局	任意				
デザイン教育研究所	(高)(デザイン教育研究所)学校維持運営費等に関する事務	所管担当からの予算配付を受け、デザイン教育研究所(阿倍野区)が日常の教育活動等のために使用する消耗品等を購入する経費などについて、予算配当及びその執行、調達、支払等会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意				
奨学費に関する事務	奨学費に関する事務	・経済的な理由により高等学校又は高等専門学校への修学が困難な生徒に対して奨学費を支給する。 ・各種奨学金制度の情報提供及び各種奨学金の相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるよう支援を行う。 ・学校における奨学金教育の充実を目指して進路教材を用いた指導の充実を図る。	教育委員会事務局	任意				
高等学校等奨学金(債権管理業務、国庫への返還)	高等学校等奨学金(債権管理業務、国庫への返還)に関する事務	・地对財特法に基づく、高等学校等への進学を奨励するための奨学金について、H22年度に制定された条例等に基づき、借受者への説明を始め、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・正当な理由もなく支払い等に応じない者に対しては、法的措置を実施する。 ・あわせて、返還金等のうち国庫負担分を国庫へ返還する事務を行う(地对財特法に基づく高等学校等進学奨励の奨学金貸与は国庫補助制度を活用して実施していたため)。 ・奨学金の貸与事業はH13年度末で終了している。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市			
大学奨学金	大学奨学金(債権管理業務、国庫への返還)	・地对財特法に基づく短期大学または大学への進学を奨励するための奨学金について、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了	福祉局	要綱等	指定都市			
財団法人大阪府育英会への事業資金の貸付	財団法人大阪府育英会への事業資金の貸付に関する事務	公益財団法人大阪府育英会へ事業資金の貸付を行う。	教育委員会事務局	任意				
	大阪府育英会貸付金	公益財団法人大阪府育英会に対する事業資金貸付けに関する事務	福祉局	任意				
重要文化財・埋蔵文化財等	文化財顕彰・歴史再発見・後援名義・庶務に関する事務	・市内に残る史跡に石碑等を設置し顕彰する ・史跡や指定文化財に関して、普及啓発のために専門家による講演等を実施 ・後援名義を使用するための申請受理・承認 など	教育委員会事務局	任意				
社会教育・生涯学習	社会教育・生涯学習に関する事務	・「生涯学習大阪計画」推進事業 ・社会教育推進事業 ・成人・高齢者教育の推進 ・PTA育成 ・人権啓発普及事業 ・識字推進事業 ・障がい者成人教育 ・家庭教育充実促進事業 ・もと青少年会館財産管理及び財産処分業務 など	教育委員会事務局	任意				
	社会教育・生涯学習に関する事務(生涯学習センターの管理運営)	生涯学習センターの管理運営	教育委員会事務局	任意				一組
	生涯学習情報提供システムに関する事務	・総合的な情報提供システムを構築・運用し、家庭や身近な公共施設等において迅速かつ的確に大阪市の生涯学習に関するさまざまな情報提供を行う。 ・貸室予約、講座・イベント等の事業申込を広く一般市民がアクセスできるようにする。 ・区役所や生涯学習センター等で行う多様な学習相談に利用する。	教育委員会事務局	任意				一組

別表1-5(任意事務等(4.教育))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区		
						大阪府	各区	連携
	あいりん関連事業(新今宮文庫運営事業)に関する事務	「新今宮文庫運営事業」 ・主にあいりん地域の日雇労働者を対象に図書室を開設し、学習機会を提供する	教育委員会事務局	任意				
クラフトパーク	クラフトパークに関する事務	・ガラス工芸、陶芸その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行う。 (1)教室事業 (2)工房、展示室、クラフトホールの貸室事業 (3)展示事業 (4)その他の事業 (所在地:平野区)	教育委員会事務局	任意				
キッズプラザ大阪	キッズプラザ大阪に関する事務	・子どものための遊体験型学習施設として、「子どもたちが楽しい遊びや体験を通して学び、創造性を培い、可能性や個性を伸長する」ことを基本理念とする施設。 ・運営主体は財団法人大阪市教育振興公社で、キッズプラザ大阪管理運営費等の一部に対して、補助を行っている。 (所在地:北区)	教育委員会事務局	任意				一組
大阪国際平和センター	大阪国際平和センターに関する事務	・大阪国際平和センター(ピースおおさか:中央区)は、戦争と平和に関する情報・資料の収集・保存・展示等の事業を基礎に、平和問題に関する調査研究・学習・普及等の事業を行うことにより、戦争の悲惨さを次の世代に伝え、平和の尊さを訴え、平和の首都大阪の実現をめざし、世界平和に貢献することを目的に、平成3年、財団法人大阪国際平和センターが開設。 ・運営主体は財団法人大阪国際平和センターで、大阪国際平和センターの運営費に対して、大阪府とともに補助を行っている。	教育委員会事務局	任意				
音楽堂	音楽堂貸し出し事業に関する事務	・大阪市立大阪城音楽堂(中央区)の舞台及びリハーサル室の貸し出し(市民及び興行事業者向け) ・音楽団事務所及び音楽堂の建物・設備維持管理業務	教育委員会事務局	任意				
大阪市立図書館	大阪市立図書館の運営に関する事務(地域図書館)	・生涯学習の基盤として学習・文化・社会経済活動に必要な資料・情報を提供している。 ・高度な情報サービスを提供するとともに、読書活動の推進や、中央図書館と地域図書館23館連携による図書館資料貸出・調査相談・読書相談等の諸事業を進めている。 ・図書資料の収集・蓄積や目録・書誌データの作成、全館オンラインによる図書館情報ネットワークシステムを整備し、インターネットによる貸出予約や事業参加予約機能の提供や商用データベースを提供している。	教育委員会事務局	任意				
	大阪市立図書館の運営に関する事務(中央図書館)	同上	教育委員会事務局	任意				
	大阪市史編纂に関する事務	・現在および将来の市史編纂事業に備えて、大阪地域の歴史にかかわる古文書等の文字史料の調査・撮影・複写・収集・整理・保存を行う。 ・その成果を市民に還元するため、各種図書の刊行や収集した史料を閲覧や掲載等の利用に供する。地域の歴史の学習や研究を促進し、郷土への愛着や誇りを育てる。	教育委員会事務局	任意				
内部事務	庶務業務に関する事務(総務課)	秘書、庁舎管理、OA、予算決算、調達、防災・危機管理、式典・諸行事、寄付收受、公正職務、広聴広報、文書・公印管理、人事・給与・福利厚生、市会、例規、争訟、局運営方針、区役所支援、府・大学等との連携業務、財政売却代等を財源とした基金への蓄積など	教育委員会事務局	任意				
	庶務業務に関する事務(施設整備課)	文書、市会、予算決算、調達等	教育委員会事務局	任意				
	庶務業務に関する事務(学事担当)	課運営に必要な一般事務(文書、予算決算、市会、調達等)	教育委員会事務局	任意				
	校園事業所に関する事務	・校園管轄園芸事務所においては、校園からあらかじめ出された要望に基づき、校園に向かい管轄作業や園芸作業などの環境整備を実施している。 ・学校業務サービスセンターにおいては、教育委員会と校園及び校園間の文書・物品の仕分け・搬送を行う。(搬送は民間業者に業務委託している。) ・それぞれの事業にかかる契約事務・経費執行・業務調整等を行う。	教育委員会事務局	任意				
	庶務業務に関する事務(教職員人事担当)	担当内の物品管理、各種証明、予算管理事務、文書管理、各種照会への回答、市会対応、職員団体との交渉、関係例規の改廃等の庶務関係業務を行う。	教育委員会事務局	任意				
	庶務業務に関する事務(学校経営管理センター)	庁舎管理、端末管理、環境整備、防火・防災、職員の服務、衛生委員会の運営、職員の給与・福利厚生、文書・公印審査、調査・回答	教育委員会事務局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	学校経営管理センター運営費に関する事務	学校経営管理センター(港区)の予算・決算、予算管理・執行	教育委員会事務局	任意				
	学校園の物品調達・管理に関する事務	<p>所管する学校園の物品の調達に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園が必要とする物品を取りまとめて契約を行うことにより、スケールメリットを生かす。 ・物品を使用頻度に応じた回数で契約・調達することにより、計画的な予算執行を促す。 (年1回 帳票類、年4回 備品類、年6回 文房具類、毎月 紙類、等) <p>所管する学校園の物品の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校園ネットワークシステムに全校園の備品データを登録し、一括管理を行う。 ・システム利用で自校の備品を確実に把握し、処分手続等の処理を適切に行う。 	教育委員会事務局	任意				
	庶務業務に関する事務(学務担当)	<p>学務担当の運営に必要な一般事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の勤怠 ・給与・福利厚生 ・各種の照会・回答 ・文書管理 など 	教育委員会事務局	任意				
	庶務業務に関する事務(学校保健担当)	<p>庶務業務</p> <p>文書管理、市会、予算決算等</p>	教育委員会事務局	任意				
	庶務業務に関する事務(指導部)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市以外の団体等が行う事業や行催事などに対し、本市が主催あるいは、共催していないようなものについて、賛同の意をあらわす趣旨で、本市の名義使用の承認をするもの。 ・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、OA関係業務、計理・予算決算業務、広報及び広聴に関する事務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関係業務、照会・回答、日程調整、行財政改革・企画関係業務。 	教育委員会事務局	任意				
	庶務業務に関する事務(教育センター)	<p>他機関・諸団体との連携、市会関係業務、文書管理関係業務、計理・予算決算業務、庁舎管理業務(研修室貸し出し業務)、研修事業評価会議の企画・運営、教員採用試験問題作成・試験監督業務、教科等の指導に関する研修の企画・運営、資質向上等教員研修、広報事務、学校園等支援、管理職用・教職員用IDパスワードの変更・通知・サーバー設定、基幹ネットワークサーバー群の保守・管理、センター内パソコン実習室のパソコン等のメンテナンス、通信、リース、ソフトウェア、通信回線等の業者対応、有害情報規制に関する業務、文部科学省悉皆調査関係業務、他県他都市の事例の収集と紹介、ICT環境整備関係業務、一般事務、建物維持管理、教育施設整備、局の調査・照会等</p>	教育委員会事務局	任意				

(5. 環境)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区		
						大阪府	各区	連携
環境行政の総合企画、環境教育等	環境局事業の市民・事業者への広報活動等に関する業務	市民・事業者へ環境局事業に係る情報や内容等を周知するとともに、事業への理解を得るため、パンフレットや広報紙、広報テレビ番組等各種広報媒体を用いた広報活動を行う。 また、環境局のホームページにおいて、ごみの出し方など環境局事業に係る情報や、イベント情報、プレス資料等のお知らせ情報、問い合わせ先等の情報を市民に提供する。また、市民の利便性の向上のため、各種申請書やパンフレット等のダウンロードサービスを実施する。	環境局	任意				
	大阪市環境基本計画に関する事務	「大阪市環境基本計画」の着実な進行管理を図るため、各種施策の実績や成果を計画的かつ総合的な観点から点検・評価し推進を図る。	環境局	任意				
	大阪市環境白書に関する事務	本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにする年次報告書として「大阪市環境白書」を作成し、その内容を市会に報告するとともに、市民に広く周知する。	環境局	任意				
	環境教育等促進法に関する事務	行動計画の作成 環境教育等促進法に基づき、市民、民間団体等、行政がそれぞれ適切に役割を担いつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、その他の環境の保全に関する取組の推進に関する行動計画を作成する。 体験の機会の場の認定制度 土地又は建物の所有者等が、自然体験活動その他の体験活動の場として当該土地等を提供する場合に、一定の基準を満たしていることを条件に「体験の機会の場」として認定する。 環境保全に係る協定の締結等	環境局	任意				
	環境月間等に関する事務	今日の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会構造の中で、様々な環境問題が顕在しており、これらの解決には、市民のライフスタイルや事業活動を循環型へと転換させていくことが重要である。そのため、市民・事業者等の環境保全意識を高めることを目的として、6月の環境月間や12月の地球温暖化防止月間において、本市の環境保全の取組みを取りまとめて公表するとともに、市民等にはポスター・リーフレットによる啓発や企業向けには自主的な環境保全運動を呼びかける。	環境局	任意				
	環境表彰に関する事務	環境保全活動、環境保全の意欲の増進を図るため、環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体・事業者を対象に、選考委員会の審査を経て表彰を行う。	環境局	任意				
	地域環境啓発に関する事務(環境活動)	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く一般市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視事務所において環境保全に関する啓発事業を実施する。併せて、普及啓発用リーフレットを作成配付し、市民・事業者の環境配慮活動を促進する。	環境局	任意				
	地域環境啓発に関する事務(環境規制)	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く一般市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視事務所において環境保全に関する啓発事業を実施する。併せて、普及啓発用リーフレットを作成配付し、市民・事業者の環境配慮活動を促進する。	環境局	任意				
	大阪市環境経営推進協議会に関する事務	当協議会は環境経営、環境保全に関する知識と技術の向上及びその交流を図り、もって事業者の自主的な環境保全への取組みの推進と快適な都市環境の保全と創造に寄与することを目的に設立され、大阪府はオブザーバーとして参加し、本市からの情報提供をはじめ、環境施策の連携を図っている。	環境局	任意				
	おおさか環境科に関する事務	身近な大阪の自然や環境特性などを取り入れ、小中一貫で発達段階に応じた内容の副読本「おおさか環境科」等を作成し、これらを全ての市立小中学校に導入するとともに授業等での活用を図り、「生物多様性」「循環」「地球温暖化」「エネルギー」「都市環境保全」をテーマに環境教育を推進している。 [目的] 人の暮らしと自然などの環境との関わりについて、調べ学習や体験・実践をとおして理解し、環境を大切にしながら生きようとする子どもを育てる。 [学習対象] ・市立小学生 (3～6年生) ・市立中学校生	環境局	任意				
見える化機器を活用した省エネ行動の促進に関する事務	家庭における毎日の消費電力量とCO2削減効果を確認するとともに節約効果のメリットを体験できる「見える化機器」(省エネナビ)の貸出を行い、市民の省エネ行動の一層の促進を図る。	環境局	任意					
環境監視規制等	大気汚染調査に関する事務	大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の常時監視を補完し、地域の大気汚染状況を把握するとともに、大阪市アスベスト対策基本方針に基づき大気環境中のアスベスト濃度を把握する。	環境局	任意				
	ばい煙等(石綿を除く)の排出の規制等に関する事務	ばい煙等(石綿を除く)に係る届出施設等の規制指導等	環境局	任意				

別表1-5(任意事務等(5. 環境))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区		
						大阪府	各区	連携
	石綿の排出の規制等に関する事務	石綿に係る届出施設の設置者及び石綿排出等作業を伴う建設工事の施工者に係る規制指導等	環境局	任意				
	工場・事業場等の大気汚染防止対策及び苦情対応に関する事務(市要綱等)	市内のばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対する規制指導を行い、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質等に係る環境基準の維持・達成を図るとともに、苦情対応を行う。	環境局	任意				
	アスベストの飛散防止対策及び苦情対応に関する事務	アスベストが使用されている建築物等の解体・改修工事において、大気中へのアスベストの飛散防止に係る規制指導並びに苦情対応を行う。	環境局	任意				
	自動車排出ガス対策に関する事務	幹線道路沿道において、街頭検査として、ディーゼル車を重点に自動車排出ガスの検査、整備状況の検査等を実施するとともに、自動車から排出される有害物質による環境汚染実態把握や、市民から寄せられる自動車排ガスに係る苦情への対応として環境調査を実施する。エコドライブの推進等自動車交通環境に係る啓発活動を実施する。	環境局	任意				
	航空機騒音対策に関する事務(生活保護等世帯空調機器稼働費補助)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、国等と協調して、民家防音工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対する空調機の稼働費の一部補助を行う。	環境局	要綱等	その他			
	航空機騒音対策に関する事務(測定)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、環境調査及び公表を行うとともに、関係機関に対策要望等及び苦情対応を行う。	環境局	任意				
	航空機騒音対策に関する事務(共同利用施設の維持管理)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、地域住民の保育、学習、休養等を目的に整備された共同利用施設の運営を行う。	環境局	任意				
	騒音振動規制指導(深夜営業等の規制)	深夜営業等の規制 ・飲食店、カラオケ店、遊泳場(屋外)、テニスコート(屋外)、バレーボール練習場、ゴルフ練習場、ガソリンスタンド又は有料駐車場の7営業と材料等の搬出入作業 [営業禁止時間] ・午後11時から翌日の午前6時まで(ただし、飲食店営業とカラオケ店営業は午前0時から禁止) ・対象地域…準住居地域を除く住居系地域	府 環境農林水産部	任意				
	大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく事務	事業者による化学物質の管理を促進するため次の事務を実施 ・事業者から提出される化学物質管理計画書の届出処理等 ・緊急事態の発生時における事業者からの通報、届出に係る事務等 ・排出量等の取りまとめ及び公表 ・立入検査、報告徴収	環境局	任意				
	化製場管理に関する事務	西成区の化製場の集約化に係る土地賃借料の管理業務及び臭気調査。	環境局	任意				
	水環境計画に関する事務	市民が満足する良好な水環境の創出に向け、関連部局・各区が実施する計画に基づく各種施策の進行管理を行う。	環境局	任意				
	水環境協働事業に関する事務	水環境に係る協働事業の全市民的展開により、市民の水環境への関心を高め、各地域の水環境保全・創造活動を活性化させる。	環境局	任意				
	水質汚濁対策に関する事務	淀川・神崎川、大和川などの各河川、及び大阪湾・瀬戸内海などの各協議会に参画し、広域連携により水質改善に努める。大阪市における河川・港湾等における底質対策に関する事務を行う。港湾域におけるPCB濃度の調査等を実施する。	環境局	任意				
	水質汚濁常時監視に関する事務	水質汚濁防止法に基づく水質の常時監視の補完、及び市内河川の水質変動を把握・監視するため定期的な水質調査を行い、局地的な水質異常等にも対応できるよう水質モニタリングを行う。	環境局	任意				
	地盤沈下対策に関する事務(常時観測及び水準測量支線ルート)	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。また、市内11箇所の観測所で地盤沈下及び地下水位の常時観測を行っている。	環境局	任意				
	環境配慮の啓発・指導に関する事務	大規模小売店舗立地法等に基づく届出に対して、環境への適正な配慮についての意見を述べる。また、大規模建築物の建設計画に関する本市の事前協議制度に基づき、居住環境の保全のため、事業者に対して、騒音等影響回避措置についての指導並びに環境関係法令順守等の指導を行う。	環境局	任意				
	土壌汚染のおそれがある土地の規制等に関する事務	土壌汚染のおそれがある土地について、所有者による調査・対策等を目的に、要措置管理区域の指定、汚染土壌の搬出に関する規制等を実施	環境局	任意				
地盤沈下対策(幹線ルート)	地盤沈下対策に関する事務(水準測量幹線ルート)	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。	環境局	任意				

別表1-5(任意事務等(5.環境))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
環境影響評価(条例)	大阪府、大阪市環境影響評価条例に関する事務	大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	任意				
地球温暖化対策等	生物多様性に関する事務	持続可能な社会を目指し、様々な生物が生息する自然を守り豊かにする取組みとその活用などに関する取組みの着実な推進を図る。	環境局	任意				
	環境みらい創造本部の運営に関する事務	低炭素社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保に係る本市の環境施策を総合的かつ強力に推進するための組織としての役割を担う環境みらい創造本部の運営。	環境局	任意				
	ヒートアイランド対策に関する事務	「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、関係局の連携の下、緑地や舗装技術を活用した路面温度低減策等のヒートアイランド対策を推進するとともに、ドライ型ミストや打ち水、緑のカーテン・カーベットの普及に取り組み。また、気温の観測等によるヒートアイランド現象の実態を把握するとともに、対策の効果検証を行う。	環境局	任意				
	なにわエコ会議の運営支援に関する事務	地球温暖化防止活動を市民、環境NGO/NPO、事業者、行政等が協働して行うために、本市が中心となってH16年6月に設立したなにわエコ会議の活動を全般的に支援し、地球温暖化防止活動を推進する。	環境局	任意				
	なにわエコライフ推進事業に関する事務	家庭での省エネ生活の実践につながることを期待して、なにわエコライフ普及員(地域ボランティア)とともに、なにわエコライフチャレンジシート(=環境家計簿)の参加募集、回収、集計等に取り組んでいる。 また、環境出前講座、環境関連イベント、区民まつりなどの様々な場において、普及員とともに地球温暖化や省エネ生活に係る知識の普及啓発などに取り組んでいる。	環境局	任意				
	太陽光発電普及促進に関する事務	家庭及び事業所等における太陽光発電の普及を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、大阪・関西に集積している太陽電池産業及び関連する中小企業の振興に寄与することを目的に、住宅や事業所に太陽光発電を導入する市民や事業者に補助を実施(H23年度で終了)。 H24年度以降は、「屋根貸し」制度など税を投入しない形で太陽光発電の一層の普及を促進し、もって温室効果ガスの排出抑制をはかる。	環境局	任意				
	急速充電スタンドの運用等に関する事務	・H23年度に整備した急速充電スタンド(1基)を運用することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、民間への次世代自動車普及を加速させる。 ・平野区	環境局	任意				
	倍速充電スタンドの運用等に関する事務	・H22年度に整備した倍速充電スタンド(10基)を一般に供することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、EV・PHVの普及を加速させる。 ・北区、此花区、西淀川区、東淀川区、生野区、旭区、阿倍野区、住之江区、住吉区、平野区	環境局	任意				
	関西エコビジネスツアーに関する事務	大阪を中心として関西圏に蓄積されたさまざまな環境技術や産業集積の特性を踏まえ、公共施設や民間施設を利用した視察見学・体験の実施等環境をテーマとした国内外からの集客・交流の促進及び商談等を通じて、関西経済圏の活性化を図る。	環境局	任意				
	御堂筋エコロード推進事業	御堂筋沿道の企業などと連携して協議会を設置し、エコドライブの実践やグリーン配送の取組み等の環境にやさしい自動車利用を推進する。	環境局	任意				
地球温暖化広域対策等	国連環境計画(UNEP)国際環境技術センターの支援に関する事務	開発途上国の都市の環境問題解決に取り組むUNEP国際環境技術センター(鶴見区)の活動に協力し、地球環境保全に貢献するため、同センターの支援法人である公益財団法人 地球環境センターの活動を支援する。	環境局	任意				
	大阪 水・環境ソリューション機構に関する事務	・大阪・関西企業の海外展開を支援し、地域経済の活性化を図る ・官民連携により海外の水・環境問題の解決に貢献する ・大阪市と大阪・関西の経済界が一体的に活動するための組織として「大阪市 水・環境ソリューション機構」を設立(構成メンバー:建設局・水道局・環境局・政策企画室・経済局) ・H24年8月より大阪府の参画により「大阪 水・環境ソリューション機構」に名称を変更	環境局	任意				
	自動車公害防止広域対策に関する事務	自動車交通環境対策及び自動車に係る地球温暖化対策を目的として、大阪自動車環境対策推進会議・六大都市自動車技術評価委員会への参加、燃料電池自動車普及事業の実施。	環境局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
エネルギー政策	エネルギー政策の推進に関する事務	東日本大震災に伴う原発事故を契機に大阪・関西でも電力需給が逼迫するなど、現在の電力供給システムの課題が明らかになった。そのため、エネルギーの効果的利用と安定供給を実現するためのエネルギー政策を推進する。	環境局	任意				
夢洲1区メガソーラー	夢洲1区メガソーラーに関する事務	臨海部における環境・エネルギー関連産業の集積の先導的な役割を担う取組みとして、夢洲1区の廃棄物処分場を活用して、民間事業者によるメガソーラー設置の実現を図る。本市は、メガソーラー設置場所を提供するとともに、国への要望や関係機関との調整を行い、民間事業者による事業化を支援する	環境局	任意				
環境保全設備 資金融資	環境保全設備資金融資に関する事務	公害防止設備や低公害車の導入、アスベスト除去工事等を実施しようとする中小企業者を対象に、自己資金による措置が困難な中小企業が公害防止設備の設置や改善に要する資金を金融機関から低利で融資を受けられるよう斡旋、融資金にかかる利子補給を行い、環境保全対策に取り組む中小事業者の経済的な負担を軽減し、都市環境の改善・向上をめざす。 なお、大阪市環境保全設備資金融資事業は、近年、環境対策が一定成果を上げてきたことなどから、新規受付をH19年9月末に終了し、H26年2月末には、最後の融資制度の利用者が債務を完済する見込みとなっている。 このため、H26年度以降については、これまでに代位弁済補助金として交付した補助金に対して、大阪市信用保証協会の求償権による回収した回収金を収納する事務のみを継続することとなる見込みである。 なお、制度融資に係る新規受付をH19年9月末に受付を終了したことに伴い、融資金にかかる利子補給のみ行う制度について、新たにH19年10月から開始したが、対象者がなく、H24年度末をもって、制度を廃止。	環境局	任意				
緑化	緑化業務(広域・その他)	・緑化の普及啓発(花と緑と自然の情報センター管理運営に関する指定管理者との連絡調整) ・公共空間の緑化の推進(公園、街路、公共施設等への樹木や花の植え付け) ・公園・街路樹の保全育成(街路及び公園の樹木の維持管理)	建設局	任意				
緑化(市民協働等)	緑化業務(基礎・その他)	・公園・緑化普及啓発事業(市民向け緑化講習会の開催、緑化相談、公園愛護会連絡相談業務等市民協働事業の実施) ・府条例・大規模・開発等に係る緑地等の協議(都市計画法に基づくもの以外) ・民有地の緑化の推進(未来樹の維持管理) ・保存樹の保全育成 ・種から育てる地域の花づくり事業 ・緑化の普及啓発(グリーンコーディネーターの育成) ・緑化の普及啓発(都市緑化フェア出展に伴う連絡調整業務等) ・人材育成ネットワーク事業「はならんまん」の実施 ・寄付收受関係業務(現金・物品) ・公共空間の緑化の推進(公園、街路、公共施設等への樹木や花の植え付け) ・公園・街路樹の保全育成(街路及び公園の樹木の維持管理) ・生物多様性地域戦略策定等事業	建設局	任意				
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理業者に対する規制指導に関する事務(事前協議関係事務)	産業廃棄物の処理施設の設置に係わって、本市条例に基づく事前協議手続きに関する事務を行っている。	環境局	任意				
	産業廃棄物排出事業者に対する規制指導に関する事務(届出関係、土地の利用者に対する指導等関係)	産業廃棄物の事業場の外での保管の届出や帳簿の備付け等、自家保管に関する規制指導業務を行っている。 また、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合は、土地の利用者等に対する指導等を実施している。	環境局	任意				
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の推進に関する事務(監視会議関係)	大阪市PCB廃棄物処理事業監視会議を開催する。	環境局	任意				
一般廃棄物処理	中高層建築物ごみ等保管施設設置に関する事務	生活環境の維持保全を目的として、条例・規則において、一定規模以上の建築物(3階以上かつ20戸以上の住宅及び延べ面積2,000㎡以上の建物)を建設する者に対し、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置を義務付けている。要綱に基づき、保管施設の設置に関する事前協議や指導を行い、保管施設設置届を受け付けている。また延べ面積2,000㎡未満の「大規模小売店舗立地法」にかかる店舗の廃棄物保管施設についても指導等を行っている。	環境局	任意				
	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務(本課)	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。緊急時の初期対応、応急措置を行った場合には、事業所(環境事業センター)で報告書を作成し、本課(事業管理課)へ提出する。 本課(事業管理課)では、事業所(環境事業センター)からのふれあいあんしんパトロールの報告により環境局全体の集計を行っており、年度実績等を市民局へ報告している。	環境局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務(事業所)	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。緊急時の初期対応、応急措置を行った場合には、事業所(環境事業センター)で報告書を作成し、本課(事業管理課)へ提出している。	環境局	任意				
	事業系ごみ等排出実態調査に関する事務	事業系ごみ等の排出実態(発生抑制・再生利用の可・不可や産業廃棄物の混入率等)を詳細に調査・把握することで、効果的な啓発指導を行い、事業系ごみ等の適正区分・適正処理を推進する。	環境局	任意				
	魚腸骨処理対策に関する事務(業の指定を除く)	各自治体での対応が困難な魚腸骨処理について、昭和62年に大阪府及び府内市町村が設立した「大阪府魚腸骨処理対策協議会」のもとで、府内から排出される魚腸骨を、岸和田市内の再資源化施設において、共同処理委託する。	環境局	任意				
	一般廃棄物規制指導等運営事務(許可及び一般廃棄物再生利用業の指定関係を除く)に関する事務	一般廃棄物収集運搬業者に対する各種必要な事務を行うと共に、一般廃棄物の規制指導に関する企画運営を行う。	環境局	任意				
	生ごみと下水汚泥のバイオガス化実験に関する事務	生ごみは現在、他のごみと一緒に焼却工場にて焼却処理をされた上で熱として回収されており、高い効率で有効利用されているわけではない。そのため、温室効果ガス排出量の削減や循環型社会形成の推進に向けて、生ごみをより効率的に資源化することが求められている。	環境局	任意				
	瓜破南グラウンドの管理に関する事務	瓜破南グラウンド(平野区)の行政財産貸付に係る業務を行う。	環境局	任意				一組
環境美化、減量・リサイクル	事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの推進(食品リサイクル)に関する事務	「食品リサイクル法」の趣旨に沿って、事業系食品廃棄物の減量・リサイクルの推進について検討を行う。	環境局	任意				
	循環型社会形成の推進に関する事務	H23年10月に制定(H24年4月1日施行)した「循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会を形成するための事業を行う。	環境局	任意				
	一般廃棄物排出実態調査に関する事務	家庭系ごみに対する排出実態調査(詳細な組成分析)等の実施	環境局	任意				
	清掃ボランティア活動(まち美化パートナー制度等)の促進事業に関する事務(本課)	ノーボイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内を一言に清掃活動を行っている。本課(事業管理課)においては、各事業の総括事務を行うとともに、それぞれの予算執行を行っている。	環境局	任意				
	清掃ボランティア活動(まち美化パートナー制度等)の促進事業に関する事務(事業所)	ノーボイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内を一言に清掃活動を行っている。事業所(環境事業センター)は担当行政区において、各団体等への清掃用具の交付や後ごみ収集などを行うとともに、各団体等との連絡調整業務を行っている。	環境局	任意				
	路上喫煙対策事業に関する事務(本課)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、全市民的普及啓発、路上喫煙禁止地区における違反者への過料徴収、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。本課(事業管理課)では、「路上喫煙禁止地区」にかかる事務を行うとともに「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる各活動団体との協定及び啓発物品の一括購入等を実施している。また、大阪府路上喫煙対策委員会を担当4局(環境局、健康局、危機管理室、消防局)内の事務局として運営している。	環境局	任意				
	路上喫煙対策事業に関する事務(事業所)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、担当区における普及啓発の実施、及び市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業について、担当区の市民・事業者団体と本課の間で連絡調整し、必要に応じて職員の出遣等を実施している。	環境局	任意				

別表1-5(任意事務等(5.環境))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	紙パックの拠点回収事業に関する事務(記念品交付等関係事務)(本課)	環境事業センターで行う受付回収及び公共施設において巡回回収する紙パックについて、市民が持ち込む紙パックの量に応じて交付する記念品の購入等の事務手続き交付を行う。	環境局	任意				
	紙パックの拠点回収事業に関する事務(記念品等交付関係事務)(事業所)	環境事業センターで行う受付回収及び公共施設において巡回回収する紙パックについて、市民が持ち込む紙パックの量に応じて記念品の交付を行う。	環境局	任意				
	資源集団回収活動に関する事務(本課)	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体に対し、登録制度を設け、奨励品等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意				
	資源集団回収活動に関する事務(事業所)	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体に対し、登録制度を設け、奨励品等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行う。	環境局	任意				
	地域に即した減量等の取組み(環境事業センター普及啓発事業)に関する事務(本課)	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会が多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマトニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意				
	地域に即した減量等の取組み(環境事業センター普及啓発事業)に関する事務(事業所)	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会が多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマトニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行う。	環境局	任意				
	ごみ減量キャンペーンに関する事務(本課)	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。大都市(政令指定都市及び特別区)が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。	環境局	任意				
	ごみ減量キャンペーンに関する事務(事業所)	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。大都市(政令指定都市及び特別区)が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。	環境局	任意				
	ごみ減量・3R啓発推進事務(本課)	ごみ減量・3R啓発施設であるリサイクルプラザ赤川・塩草の廃止にあたり、今後とも一層のごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等のより市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意				
	ごみ減量・3R啓発推進事務(事業所)	ごみ減量・3R啓発施設であるリサイクルプラザ赤川・塩草の廃止にあたり、今後とも一層のごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等のより市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施する。	環境局	任意				
	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導(表彰等関係業務)に関する事務(本課)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。	環境局	任意				
	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導(表彰等関係業務)に関する事務(事業所)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。	環境局	任意				
斎場・霊園	斎場の管理運営に関する事務(本課)	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う業務や通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の維持管理業務を行っている。	環境局	要綱等	一般市			一組

別表1-5(任意事務等(5.環境))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	斎場の管理運営に関する事務(事業所)	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う業務や通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の維持管理業務を行っている。 瓜破(平野区)・北(北区)・小林(大正区)・鶴見(鶴見区)・佃(西淀川区)	環境局	要綱等	一般市			一組
	葬祭場(やすらぎ天空館)の運営に関する事務	・会葬者1,000人規模の大式場(間仕切りをして会葬者400人規模の小式場として使用可能)を提供する。(阿倍野区)	環境局	任意			一組	
	霊園の管理運営に関する事務 【泉南メモリアルパーク(阪南市)、服部霊園(豊中市)、瓜破霊園(平野区)、南霊園(阿倍野区)、北霊園(北区)】	市設霊園における利用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市			一組
	施設等整備企画事務に関する事務(斎場・大規模霊園)	環境局の施設、設備及び機材等の点検、整備等に関する事務を行う。	環境局	任意				一組
	霊園の管理運営に関する事務(上記5霊園以外の小規模霊園等)	市設霊園における利用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市			
内部事務	同庶務業務(総務課)	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、IT関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約業務、管財業務、監査業務、文書通達業務、コンプライアンス関係業務、情報公開関係業務 ・局所管不動産の管理に関する業務 ・局保有車両の損害賠償保険に関する業務 ・総務部及び総務課以外の部課の主管に属さない業務	環境局	任意				
	局事業総合企画に関する事務	環境局の運営方針の策定及び進捗管理、環境局所管の事務事業に係る総合的企画等の事務を行う。 また、企画課(経営改革担当、運営改革担当含む)担当業務の運営に関する業務を行う。	環境局	任意				
	庶務業務(企画課)	企画課(経営改革担当、運営改革担当含む)における庶務関係業務 市会関係業務、予算・決算業務、勤怠業務、照会回答業務、人事・勤怠関係 など	環境局	任意				
	局の人事に関する事務	・所属職員に対する人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	環境局	任意				
	庁内環境管理計画に関する事務	電気使用量抑制等による温室効果ガス排出抑制、コピー用紙使用量削減等による省資源の促進、廃棄物減量・リサイクルの促進など、職員全員による積極的な環境配慮行動により環境への負荷の少ない事務事業を推進する。	環境局	任意				
	庶務業務(環境施策課)	市会関係業務、予算・決算業務、勤怠業務、有価証券・物品管理関係業務、照会回答業務、人事・勤怠関係、安全衛生関係、福利厚生関係事務 など	環境局	任意				
	庁内の節電対策に関する事務(節電対策の総括、区役所へのBEMS導入、LEDデスクライトの率先導入)	庁内における節電対策を促進するため、全庁的な取組みの総括を行うとともに、区役所における電力使用の合理化の促進策として、電力使用状況を監視し、電力負担を最小化、平準化するための監視システム(BEMS)を導入するとともに、環境局ルシアス庁舎において、先行的にLEDデスクライトを導入し、天井照明の消灯による一般的な節電対策以上の取組みを実施する。	環境局	任意				
	庶務業務(環境管理課)	・ATC庁舎管理業務、各環境保全監視担当管理運営、公文書管理業務、市会関係業務、計理・予算決算業務等、大都市環境保全主管局長会議、大阪府・大阪市・堺市環境行政連絡協議会など環境保全部門での他都市交流等、大阪環境保全㈱の株式保有に関する事務、公害工場跡地管理業務、公用車の管理に関する業務 ・環境規制担当の事務業務全般及び各環境保全監視グループとの連絡調整業務、環境保全部門における研修の企画実施	環境局	任意				
	庶務業務(環境管理課(産業廃棄物規制担当))	産業廃棄物の規制指導関係業務に係る庶務的な業務	環境局	任意				
	事業管理課運営業務に関する事務	事業部(廃棄物規制指導並びに埋火葬関係業務を除く)の所管する事務事業運営の円滑化に係る事務を行うとともに、ごみの収集輸送やまちの美化等に関する総合的企画等を行う。	環境局	法令	一般市			

別表1-5(任意事務等(5.環境))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	庶務業務(事業管理課)	事業管理課における庶務関係事務	環境局	任意				
	庶務業務(家庭ごみ減量課)	市会関係業務、計理・予算決算業務、大阪府再生資源事業推進協議会関係業務、大阪府リサイクル社会推進会議関係業務等	環境局	任意				
	庶務業務(一般廃棄物指導課)	市会関係業務、計理、予算決算業務等	環境局	任意				
	施設等整備企画事務に関する事務(斎場・大規模霊園以外)	環境局の施設、設備及び機材等の点検、整備等に関する事務を行う。	環境局	任意				
	工場跡地等整備に関する事務(森之宮焼却工場建替計画用地・森之宮工場跡地)	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。	環境局	任意				
	工場跡地等整備に関する事務(南港工場跡地・港工場跡地)	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。	環境局	任意				

(6. 産業・市場)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区		
						大阪府	各区	連携
成長分野の企業支援等	成長戦略の推進	・大阪府・大阪市の戦略を一本化した「大阪の成長戦略」の策定及び戦略の推進	政策企画室	任意				
	企業等の誘致に関する事務(広域自治体所管)	<p>【事業目的】</p> ・進出企業との取引を通じた企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、大阪府、大阪商工会議所と共同で設置する大阪外国企業誘致センターの機能を活用し外国企業等の誘致を図る。 ・特に「関西イノベーション国際戦略特区」の指定を受けた「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」へのターゲット企業の集積を図る。 ・有望企業の立地と在阪企業等の再投資を促進するため、特に金銭的なインセンティブを効果的に活用する。 <p>【事業の対象者】</p> ・進出意向や投資計画を有する外国の企業等 ・「大阪市企業・大学等立地促進助成金」事業計画を承認された事業者(新規の申請受付は終了)	経済戦略局	任意				
	科学技術の振興事務	<p>平成21年3月に策定した「大阪市科学技術振興指針」のもと、大学・研究機関や企業のポテンシャルを最大限に生かし大阪の科学技術を振興するため、国や大学等と連携した研究開発プロジェクトの具体化等に関する調査・検討等を行う。(H24年度廃止)</p> <p>大学・大学院の連携組織である大学コンソーシアム大阪及び関西社会人大学院連合に活動拠点としてキャンパスポート大阪を提供することにより、大学・大学院のポテンシャルを市内で活用するとともに、これまで構築した大学・大学院の連携基盤を活用して、国際的に活躍できる人材などの育成にかかる実践的人材育成プログラムを開発、実施し、本市の人材育成力の強化・充実に図る。</p>	都市計画局	任意				
	グローバルイノベーション創出支援事業	<p>大阪が世界にイノベーションを生み出す拠点として認知されることをめざし、平成25年春にまちびらきするうめきたの知的創造拠点ナレッジキャピタルにおいて、世界から人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション拠点の形成に取組む。 H25予事業費:7.5億円 (うちグローバルイノベーションファンドへの出資:5億円)</p>	都市計画局	任意				
	有望企業への重点的支援事業	<p>健康・医療分野のビジネス創出事業(ロボットテクノロジー・ヘルスケア) ライフイノベーション推進実証実験事業 成長産業チャレンジ支援事業(H24終了) 革新的技術の事業化促進事業</p>	経済戦略局	任意				
	クリエイティブ産業創出・育成支援事業	<p>メビック扇町(北区)を拠点に、クリエイター同士の連携や異業種企業との協働を促進し、高付加価値の商品やサービスの創出につなげる。また、その成果を広く情報発信することで、受注機会を増やし新たな市場を開拓する。</p>	経済戦略局	任意				
	在阪中小企業の貿易・投資交流及び海外販路開拓の促進に関する事務	<p>・海外での販路開拓をめざす地域企業に対して、専門家によるアドバイスから海外見本市出展支援など、海外販路開拓に関する支援。 ・国際ビジネスにかかる相談窓口や海外情報に関するセミナーを実施。</p>	経済戦略局	任意				
	創業・新事業創出・経営革新支援事業	<p>大阪産業創造館(中央区)において中小企業支援事業を実施。 大阪市都市型産業振興センターが個別企業の課題やニーズに対応する経営相談や、セミナー、商談会といった支援サービスを実施。</p> <p>【基本的方向性】</p> ・(公財)大阪産業振興機構と(公財)大阪市都市型産業振興センターを統合。 ・施設配置については、中核拠点の一本化も含めた最適化を図る。	経済戦略局	任意				
	産創館施設管理運営	<p>中小企業支援拠点である「大阪産業創造館」(中央区)の施設管理運営。 延べ床面積 23,827.6㎡、地下3階・地上18階建ての施設。 施設の保守や整備等に関する関係者との調整や業務発注等を実施。</p>	経済戦略局	任意				
	インテックス大阪の管理運営、工事の実施及び(財)大阪国際経済振興センターの監理に関する事務	<p>昭和60年5月に開業した国際ナショナル・エジビジョンセンター・大阪(インテックス大阪)の管理運営を行うとともに、国際見本市・イベント等の開催誘致を積極的に進め、企業取引の拡大と大阪の国際化及び経済の活性化を図る。 インテックス大阪の補修工事</p>	経済戦略局	任意				
水・環境技術の海外プロモーション	<p>官民連携で企業の海外展開を支援するため設立した大阪水・環境ソリューション機構に参画し、水・環境分野での企業の海外進出を支援。</p>	経済戦略局	任意					

別表1-5(任意事務等(6. 産業・市場))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
地域の企業支援等	企業等の誘致に関する事務(基礎自治体所管)	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業との取引を通じた市内企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、国内からの企業等の誘致及び市内での再投資の促進を図る。 ・また、企業誘致の誘引力ともなる在阪企業の本社機能流出の抑止に向けた取り組みを行う。 <p>・「関西イノベーション国際戦略特区」の指定を受けた「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」へのターゲット企業の集積を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に市内で大規模用地が供給でき、雇用、税収等に大きな効果が期待できる「夢洲・咲洲地区」等臨海部への立地促進を図る。 <p>【事業の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出意向や投資計画を有する国内の企業等 ・大阪に本社機能を置く主要企業等 	経済戦略局	任意				
	国際ビジネス・プロモーション活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府がアジア太平洋地域の主要経済都市(13都市)と提携するビジネスパートナー都市(BPC)とのネットワークの活用・強化をはかり、在阪中小企業に対する国際ビジネス活動の支援を行う。 <p>BPC提携都市 香港、シンガポール、バンコク、クアラルンプール、マニラ、ジャカルタ、ソウル、上海、ホーチミン、ムンバイ、メルボルン、天津、オークランド</p> <p>市政改革プランに基づく施策事業のゼロベースの見直しにより、平成25年度予算からは基礎自治に関する事務に特化</p>	経済戦略局	任意				
	コミュニティビジネス(CB)への支援	<p>コミュニティビジネス等促進のための創業支援、コンサルティングの実施。</p> <p>委託事業はH24年度をもって終了し、H25年度からは直接執行をし、専門家の派遣等を行う。</p> <p>【区CM権限】</p>	経済戦略局	任意				
	小規模・ベンチャー企業支援事業	<p>(小規模事業者等支援委託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対する巡回相談や研修事業を実施。(ベンチャー調達制度) ・中小・ベンチャー企業が開発した優れた技術やアイデアを有する新商品の販路開拓を支援するため、本制度での商品認定並びに、庁内での率先購入による認定商品のPR等を行う。 	経済戦略局	任意				
	地域商業活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等のソフト事業への助成【区CM権限】 ・商店街等への専門家派遣【区CM権限】 ・商店街等のハード事業への助成 ・商店街等とともに取り組む活性化事業【区CM権限】等 	経済戦略局	任意				
	地域経済活力創造事業に関する事務	<p>区役所に予算配付するとともに、必要に応じて専門家を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ支援 ・地域経済活性化支援 ・区役所における経営相談【区CM権限】 	経済戦略局	任意				
	地域ものづくり活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業優良従業員表彰、中小企業技能功労者表彰 ・ものづくり人材育成事業：大阪テクノマスターによる職業講話、技術指導や中小企業と工業高校の交流会。 ・もとCIT事業・分譲済み工業団地(テクノパーク常吉)(此花区)周辺市有地の維持管理及び大阪市泉尾賃貸工場(テクノシース泉尾)(大正区)事業。 ・伝統産業普及のため、府が中心となり、事業者、産地を有する各市と浪花の技展、を開催。 	経済戦略局	任意				
	地域産業振興施設維持管理運営業務	<p>資源再生共同作業場閉鎖済み施設の売却処分化</p> <p>皮革関連企業の経営基盤の強化を目的とした工場アパート(浪速区6箇所・西成区1箇所)の維持管理業務並びにすでに供用廃止した2施設の早期売却に向けた作業。</p> <p>産業振興施設整備事業、皮革産業会館関連業務ほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪皮革産業会館(浪速区) ・(株)新大阪タクシーに対し、産業振興事業用地として賃貸借契約を締結している。 	経済戦略局	任意				
	商業振興施設に関する業務	<p>商業施設として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務など</p> <p>土地1ヵ所 東淀川1ヵ所 建物9ヵ所</p> <p>【区CM権限】</p>	経済戦略局	任意				
	小売市場施設に関すること	<p>小売市場等として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務</p> <p>土地25ヵ所 建物15ヵ所</p> <p>【区CM権限】</p>	経済戦略局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
融資制度	融資制度の充実	制度融資の企画立案・実施 制度融資の実施にかかる予算・決算(金融機関への預託、大阪市信用保証協会への補助金交付)	経済戦略局	任意				
	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営にかかる事務	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営の支援 貸付金償還にかかる債権者としての団体の収支状況の確認等	経済戦略局	任意				
ATC	産業振興拠点に関する事業 ATC関連	ATCを産業振興拠点として位置付け、産業別に支援施設(産業振興施設)を設け、これらの取組を通じて地域の企業の収益増加や事業拡大を図り、大阪経済の成長につなげていく。 大阪デザイン振興プラザ事業(クリエイティブ産業(デザイン関連産業)) ソフト産業プラザ事業(クリエイティブ産業(デジタルメディア産業)) ATCエイジレスセンター事業、福祉ビジネス支援事業(健康・福祉・介護関連産業) ATCグリーンエコプラザ事業、環境ビジネス支援事業(環境・エネルギー関連産業) ATC輸入住宅促進センター事業(住宅関連産業)	経済戦略局	任意				
	ATCに関する事業	・ATC(株)の特定調停の履行と経営健全化について継続的に監視。 ・ATCのオズパーク(海浜公園)及びATCホールについて、経費補助等 [ATCの現状] ・特定調停に基づく長期債務は、約420億円 うち金融機関約260億円(H24年9月)はH45年度までの返済 大阪市約156億円(H23年度決算)は劣後債権扱い	経済戦略局	任意				
計量	計量啓発に関する事務	計量啓発事業 ・家庭用計量器無料検査(体温計・血圧計など) ・イベントへの参加による計量啓発、計量図画作品展、一日計量検査所長	経済戦略局	任意				
農業の振興・規制等	米穀生産対策業務	「大阪市地域農業再生協議会」において各農業者に米の生産数量目標を設定しての米穀の需給調整や農業者戸別所得補償制度を推進するため、申請の受付、作付実績確認等の事務を行い、食料自給率の向上に取り組む。 地域農業再生協議会とは国の「農業者戸別所得補償制度(H25より経営所得安定対策へ名称変更予定)」における「農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱」に定めのある市町村と農業団体等を構成員とする組織であり、その事務局を大阪府が担っている。	経済戦略局	要綱等	一般市			
	農業経営計画の認定申請の受理等	農業者等が作成し、提出した農業経営計画(農業経営の現状、目標及び目標を達成するためにとるべき措置等を記載)の受理及び本計画を府へ経由する事務。 計画の変更申請についても同様。	経済戦略局	任意				
	都市農業活性化事業	都市農政振興にかかる企画・調整、安全で安心できる農産物生産の振興、農や食への市民啓発や農業への理解を深めるためのPR業務等。 ・なにわの伝統野菜振興事業 ・農業フェア分担事業 ・水源対策事業 ・エコ農産物推進事業 など	経済戦略局	任意				
花き流通対策	花き流通対策事業	大阪府内の民営花き卸売市場22市場のうち、10市場を整備統合し、大阪における花き流通の拠点として、府市共同で出資、設立した株式会社大阪鶴見フラワーセンターが開設する、大阪鶴見花き地方卸売市場(鶴見区)へ用地を賃貸する。	経済戦略局	任意				
内部事務	もとゆとり健康創造館(ラスバオSAKA)事業	中小企業勤労者の福利厚生施設として平成11年3月にゆとり健康創造館(東住吉区)を設置したが、平成21年度末をもって事業を廃止 平成22年度以降は資産有効活用の観点から売却処分化を進めている。	経済戦略局	任意			一組	
	庶務関係業務	庶務事務	経済戦略局	任意				
	売却処分対象市有地の商品化及び維持管理事務	事業の廃止や見直し等により不要となった売却処分対象市有地の売却処分化及び維持管理	経済戦略局	任意			一組	
	局施策の企画推進関係事務	・各種調査研究や個々の企業ニーズ・課題等に関する情報収集等を実施 ・「大阪市中小企業対策審議会」を設置・運営 ・大阪市中小企業振興基本条例の推進や各種施策の実施状況の公表などを実施	経済戦略局	任意				

(7. 都市魅力)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
観光振興(成長・集客関連)	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(広域)	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマーライセンス制度の推進 OSAKA光のルネサンスの開催 御堂筋にぎわい空間づくり事業(御堂筋オープンフェスタ) 御堂筋の魅力創造・発信事業(御堂筋kappo) 大阪城灯りの景の開催等 水辺空間活性化事業 水と光のまちづくりオーソリティ設置に向けた社会実験 水辺のにぎわい魅力創出事業 四都市連携・関西メガセール推進事業 大阪集客プラン支援事業 観光案内所及びツーリストロビーの運営 大阪周遊システムの運営・充実 関西国際空港内観光案内所の設置・運営分担 もと博物館建物維持管理 国際観光都市づくりの推進 大阪城エリア観光拠点化事業 	経済戦略局	任意				
	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(大阪観光局・広域)	<ul style="list-style-type: none"> 観光に関する事務(広域:大阪観光局関連事業) 観光ガイド等PRツールの作成事業 インターネット等による情報発信事業 大阪観光プロモーション事業 大阪フィルムカウンシル事業 中国・アジアからの観光客誘致強化事業 天神祭海外・国内宿泊ビジター誘致促進事業 まちなか観光案内所運営事務 コンベンション誘致事業分担 	経済戦略局	任意				
	観光交流の促進に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> クルーズ船の寄航誘致や水上アクセス(舟運)の活用等による観光・集客資源の発掘、交流促進を図り、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげる。 クルーズ客船:大阪商工会議所と共同による「大阪港クルーズ客船誘致推進会議」の設立、官民協働によるクルーズ客船の誘致・受入 水上アクセス:民間事業者等による「水上アクセス魅力向上委員会」の設置、「水上アクセスツアー」の商品化へ向けた検討(H24年度末で終了) 	港湾局	任意				
観光振興(地域関連)	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(基礎)	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内表示板の設置 コミュニティ・ツーリズム支援事業 	経済戦略局	任意				
	築港地区等のまちづくり業務	<ul style="list-style-type: none"> 臨港地区内において従来港湾活動に利用をされていた区域を、文化レクリエーション等の新たな需要に対応するなど再開発し、都市としての成長を図る 対象地区:築港地区(マーケットプレイス・人工地盤・旧サントリーミュージアム・赤レンガ倉庫)(港区)、弁天地区、此花西部臨海地区 上屋等既存施設への民間活力の導入 まちづくりに係る連絡調整 基盤施設の整備 集客施設の維持管理 など 旧サントリーミュージアムについては、建物等の運営にかかる費用の一部等として、サントリーから7億円の寄付 	港湾局	任意				
文化振興(成長・都市魅力創造関連)	文化振興にかかる事務(広域)	<ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人大阪フィルハーモニー協会への助成 公益財団法人文楽協会への助成 大阪版アーツカウンシル設立に向けた検討 青少年芸術体験事業 大阪城星空コンサート(H24をもって廃止) 大阪クラシック 第一級の芸術にふれる機会 創造を楽しむ元気な地域 新進芸術家プロモート事業 映像文化振興事業の推進 文化創造拠点ネットワーク形成事業(中央公会堂(北区)管理運営含む) 舞台芸術活動振興事業(H25より「大阪市芸術活動振興事業」) 咲くやこの花賞 三好運治賞 大阪文化賞・文化祭賞 織田作之助賞事業 財団法人地域創造に対する分担金 	経済戦略局	任意				
文化施設(博物館、美術館等)	美術館(天王寺区)管理運営業務	市立美術館の管理運営	経済戦略局	任意				
	東洋陶磁美術館(北区)管理運営業務	東洋陶磁美術館の管理運営	経済戦略局	任意				
	歴史博物館(中央区)管理運営業務	歴史博物館の管理運営	経済戦略局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	自然史博物館(東住吉区)管理運営業務	・自然史博物館の管理運営	経済戦略局	任意				
	科学館(北区)管理運営業務	・科学館の管理運営	経済戦略局	任意				
	大阪城天守閣(中央区)管理運営業務	・大阪城天守閣の管理運営	経済戦略局	任意				
	博物館群の魅力の向上等	・博物館施設館蔵品等整備 ・博物館群の総合力を活かした魅力向上事業 ・寄付收受関係事務 ・博物館群施設の整備事業 ・難波宮跡保存整備事業	経済戦略局	任意				
文化施設(地域関連)	博物館群の魅力の向上等	・泉布観(北区)の維持管理 ・泉布観の再生活用	経済戦略局	任意				
	博物館群の魅力の向上等	・適塾史跡公園(中央区)の保存	経済戦略局	任意				
新しい美術館の整備事業の推進	新しい美術館の整備事業の推進	・新しい美術館の整備事業 ・美術資料の収集等(館蔵品の充実、寄付收受事務、美術資料の調査研究等) ・展覧会事業	経済戦略局	任意				
文化振興(地域関連)	文化振興にかかわる事務(基礎)	・創造を楽しむ元気な地域づくりの推進(文学碑記念の集いのみ) ・文化創造拠点ネットワーク形成事業(クラシック音楽普及促進事業) ・芸術文化創造都市の機能強化(プレーカープロジェクト)	経済戦略局	任意				
	文化振興にかかわる事務(基礎)	・文化創造拠点ネットワーク形成事業(芸術創造館管理運営業務)	経済戦略局	任意				
スポーツ振興(生涯スポーツ)	生涯スポーツ事業	・大阪ウォーク	経済戦略局	任意				
	生涯スポーツ事業(基礎)	・「総合型地域スポーツクラブ」の創設及び活動に対する支援 ・学校体育施設開放事業 ・学校体育施設開放事業施設整備 ・スポーツ推進委員の採解及び活動支援(スポーツ基本法で言及あり) ・スポーツ推進委員会(スポーツ基本法で言及あり。市条例あり) ・市長杯各種大会 ・生涯スポーツ振興事業(市民レクリエーションセンター事業、スポーツボランティア事業など) ・オクタムチャレンジスポーツ	経済戦略局	任意				
スポーツ振興(地域関連)	競技スポーツ振興施策(基礎)	・姉妹都市・友好協力都市スポーツ交流事業 ・スポーツ拠点づくり事業(全日本少年剣道優勝大会) ・トップアスリートによる「夢・授業」 ・大阪市スポーツ少年団関係業務 ・世界陸上記念陸上競技フェスタ ・競技力向上・都市魅力創造事業 ・プロスポーツ関係業務 ・大阪市姉妹都市ユースサッカー大会 ・JOCパートナーシップ事業 ・オリンピックデーラン	経済戦略局	任意				
スポーツ振興(競技スポーツ)	競技スポーツ振興施策(広域)	・大阪ハーフマラソン ・社会人野球日本選手権 ・大阪市長杯・世界スーパージュニアテニス選手権大会 ・ビーチバレー大阪オープン ・大阪マラソン ・大阪国際トライアスロン ・中之島ダンスフェスティバル ・2019ラグビーワールドカップ ・オリンピックムーブメント関係業務 ・大阪市主催・共催以外の大会関係業務 ・国際競技等運営・活動経費	経済戦略局	任意				
競技施設等の運営管理(大規模公園内)	競技施設等の運営事業(広域) 【長居(東住吉区)・鶴見緑地(鶴見区)・大阪城公園(中央区)内競技施設、修道館】	長居・鶴見・大阪城公園内競技施設・修道館を指定管理者制度により運営している。 (長居:陸上競技場、第2陸上競技場、球技場、相撲場、庭球場、鶴見:球技場、運動場、庭球場、大阪城:修道館、弓道場)	経済戦略局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	スポーツ施設の補修(広域)	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 長居・鶴見緑地・大阪城公園内競技施設、修道館にかかる補修。(ただし、補修案件は年度によって大幅に異なることに留意が必要。)	経済戦略局	任意				
大学等誘致	国内外の大学等の誘致推進	大阪市の活性化には知的生産力・創造力の強化が不可欠であり、大学が大阪市内に立地することは、高度で創造的な人材の育成や集積、産学連携による地元企業の活性化、市民への多様な教育機会の提供、イメージの向上、地元の雇用・消費の増加など、幅広い点で地域活性化に大きな役割を果たすため、大学等のニーズを継続的に把握し、助成制度を活用しながら誘致活動を行う。	経済戦略局	任意				
大阪ドーム	大阪ドームの公的部分等に対する助成	平成18年5月に本市とオリックス社と更生管財人との3者間で交わされた基本確認書に掲げるドーム機能並びに公共性の維持に関する条件のもと、大阪への集客事業と公的施設(外周デッキ)の維持管理に関する補助を実施する。 H18に90億円で売却、10年間の譲渡制限、所有権取得後5年経過後は本市への寄付可	都市計画局	任意				
内部事務	庶務関係事務	庶務関係事務	経済戦略局	任意				

(8.まちづくり)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
都市計画 (都市再生特別地区等)	都市計画アセス関連事務(広域)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。開発事業が都市計画に定められる場合、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。	都市計画局	任意				
都市計画 (用途地域等)	都市計画アセス関連事務(特別区)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。開発事業が都市計画に定められる場合、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。	都市計画局	任意				
都市計画企画立案支援	都市計画広報等連絡事務	都市計画広報資料作成のための情報収集、資料作成等連絡事務等を行う。	都市計画局	任意				
	大阪市統合型GIS運用促進事業に関する事務	全庁的に業務情報を共有並びに業務の連携を行う統合型GISプラットフォームを運用している。併せて、市民サービスの向上と積極的な情報公開を行うために市民向けのGISを運用している。	都市計画局	任意			○ 一組	
	地域情報管理システム運営管理業務	都市計画基礎調査データをメッシュ化したデータの管理・提供を行っており、これらの成果をまちづくりの基礎資料として、土地利用計画、防災対策関連、交通計画等の策定時に活用している。また、地域・拠点開発情報の管理、情報提供も行っている。このシステムを利用することによって、様々な情報の集計・分析・加工ができ、局内外の企画立案部門の計画支援に資することができる。	都市計画局	任意			○ 一組	
	都市計画行政支援システムの運用管理に関する事務	・都市計画行政支援システムのサブシステムである地形図管理基本システム、都市計画窓口システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。 ・地形図管理基本システムは、地形図データ、都市計画データ等を収集・分析・加工・編集・情報提供するシステムであり、大阪市地形図(1/2,500)、都市計画図、航空写真等をデジタルデータ化して管理し、職員の業務の効率化・高度化を図り、都市計画縦覧図(A2判)を出力し、市民の閲覧に供するものである。 ・都市計画窓口システムは、市民が都市計画縦覧図の閲覧及び都市計画事項の検索を容易に行えたとともに、コピーによる資料の持ち帰りも可能とするものである。	都市計画局	任意			○ 一組	
住宅市街地の整備	防災まちづくり計画関係業務	都市防災総合推進事業等の防災まちづくり計画関係業務について、関係部局と連携し、国土交通省等と調整を行う。平成11年に策定した「防災まちづくり計画」で設定した「防災性向上重点地区」において、密集指標の見直しの必要性について検討する。	都市計画局	要綱等	一般市			
	住宅市街地総合整備事業等に係る事務	国の「住宅市街地総合整備事業」等を活用し、既成市街地における都市機能の更新等を図るため、住宅等の建設及び道路・公園などの公共施設整備等を総合的に行うものであり、これまで、桜之宮中野地区(都島区)、淀川リバーサイド地区(北区)、日本橋地区(中央区)、高見地区(福島区・此花区、H23年度未完了)などで事業を実施してきた。現在、残事業として、事業化に至らなかった未利用地の処分を進めるとともに、桜之宮中野地区事業において未買収となった土地については、建設局と連携しながら、市単独事業として用地買収・道路整備等を進めている。	都市整備局	要綱等	一般市			
	都市防災不燃化促進事業に係る事務	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域において、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に建設費の一部を助成し、避難路沿道建築物の不燃化を促進する。	都市整備局	要綱等	一般市			
	地域連携による防災力向上支援事業に係る事務	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」(福島区・城東区・東成区・生野区・東住吉区・阿倍野区・天王寺区・西成区)において、地域住民と連携・協働し、狭あい道路の拡幅整備や主要生活道路の不燃化促進、地域の防災活動の場となるまちかど広場の整備を行うことにより、地域防災力の向上を図る。 特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地1,300haを優遇	都市整備局	要綱等	一般市			
	民間老朽住宅建替支援事業に係る事務	民間老朽住宅の自主更新を促進するため、全市域を対象に老朽住宅の所有者等に対して、建替相談やハウジングアドバイザーの派遣、建替建設費補助、従前居住者家賃補助、賃貸住宅建設資金融資等を行っている。また、防災性向上重点地区や優先地区においては、建替建設費補助等の要件緩和や補助率優遇を行うとともに、狭あい道路に面した敷地等における老朽木造住宅の除却費に対する補助を実施している。	都市整備局	要綱等	一般市			

別表1-5(任意事務等(8.まちづくり))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	生野区南部地区整備事業(住宅市街地総合整備事業関係)に係る事務	H6年度より、本市の密集住宅市街地整備のモデル事業として、老朽木造住宅が密集し、都市基盤が未整備な生野区南部の98.5haの区域において、民間老朽住宅の建替えや狭あい道路の拡幅整備の促進、まちかど広場の整備に加え、従前居住者向け住宅の建設と都市計画道路・都市計画公園等の公共施設整備を一体的に実施している。	都市整備局	要綱等	一般市			
	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の融資事務	・組合等の土地区画整理事業施行者が国から融資を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	一般市			
	弁天町駅前活性化施設の整備に関する事務	・港区復興土地区画整理事業の完了を記念し、地元地域と連携、調整しながら行なう施設整備事務(港区) 文化ホール等の複合施設整備を予定しており、基本構想策定などの業務あり	都市整備局	任意				
	土地区画整理事業に伴い整備された地域活性化施設の維持管理事務	・土地区画整理事業の完了を記念し整備された、湊町リバープレイス(浪速区)、アゼリア大正(大正区)、マリンテニスパーク北村(大正区)の管理運営事務	都市整備局	任意				
	都市再開発融資制度に係る事務	・本市施行の市街地再開発事業によって建設される建築施設の部分を買い入れる者に必要な資金や、都市再開発事業の施行に伴い移転等に要する資金を融通することによって、市街地の再開発を促進させていくものであるが、民間金融システムの充実によりH19年度末をもって融資受付は廃止している。現在は、未償還分の預託事務を行なっている。なお、融資期間は最長で30年以内。	都市整備局	任意				
景観行政	わがまちナイススポットの発見(都市景観資源の発掘・活用)	・景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。	都市計画局	任意				
	景観形成方策の推進	・アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観の形成に向け、市域の景観の向上と地域の特性を生かした都市景観をつくっていくことを目的として、景観計画及び景観形成推進計画に基づく施策の推進に向けた調査・検討を行う。	都市計画局	任意				
	建築美観誘導関連事務	・御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に関して、建築物・広告物の具体的な誘導基準(建築美観誘導基準、御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱)を定め、建築物の建築及び屋外広告物の設置など景観に配慮すべき行為が生じる際に、事業者からの事前協議の申出を受けるとともに、各基準に従った誘導を行っている。	都市計画局	任意				
	魅力あるリバーフロント形成検討	・中之島から安治川を経て海にいたる「海の御堂筋」について、川沿いの建物所有者や企業・住民と協働し取りまとめた、「魅力あるリバーフロント形成に向けた基本方針」に基づいた取組みを推進していく。	都市計画局	任意				
	御堂筋彫刻ストロートの推進	・大阪のメインストリートである御堂筋をアメニティ豊かな芸術・文化軸として整備するため、沿道企業等から寄附いただいた彫刻作品を御堂筋に設置するとともに適切な維持管理を行う。また、市民の方々を対象として専門家による解説付きで鑑賞するガイドツアーを実施し、御堂筋の魅力を情報発信していくツールとして活用していく。	都市計画局	任意				
	都市景観委員会	・都市景観の形成に関する技術的又は、専門的な事項について調査・審議することを目的とした大阪市都市景観委員会の運営を行う。	都市計画局	任意				
	建築基準法関係	建築基準法に関する各種情報提供や普及啓発 ・申請書の受付及び手数料の徴収 ・建築相談 ・「建築計画の事前公開制度に関する指導要綱」に基づく届出及び報告の受理 ・「高層建築物等の防災措置に関する要綱」に基づく防災計画書の受付及び審査 ・「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づくCASBEE大阪みらい届出書の受理等 ・「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取り扱い要領」に基づく大規模建築物事前協議書の日影規制審査	都市計画局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	民間開発に伴う手続き(大規模・地下街)	<p><民間開発に伴う交通処理計画の調整> 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施(技術)基準」に基づき、建設計画区域の周辺の道路交通を悪化させることのないよう駐車施設等の確保について、事業者と事前協議を行う。</p> <p><大規模小売店舗立地法関連> 大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通へ与える影響や、影響への対策について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮を行うよう、大規模小売店舗を設置する者と協議を行う。</p> <p><地下街連絡協議会> 地下街の新設・改築や、地下街や地下鉄駅コンコース等と、他の建築物の地下階とを接続する場合に、防災、衛生、交通等総合的な観点から公共的利用の安全を確保するため、当該事業者と協議を行う。</p>	都市計画局	任意				
	開発誘導行政の企画・指導等に関する事務	<p>開発誘導行政に係る調査・立案事務、 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に関する関係事務(一定規模以上の建築物について公共施設等との均衡調整を図るため、関係局が連携して事業者と本市が事前協議を行う。)、 「建築物に付属する緑化指導」に関する関係事務(敷地面積500㎡以上で建築を行う場合、事業者と本市で事前協議を行い、敷地面積の3%以上の緑地確保を指導する。)、 「ワンルーム形式集合建築物指導要綱」関係事務(ワンルーム形式集合建築物を対象として、事業者と本市が計画と管理に関する事項について事前協議を行う。)、 「建築物における自転車駐車場の附置等に関する条例」関係事務(一定規模以上の集客施設、共同住宅における自転車駐車場の設置・管理に関する届出)、 住宅附置誘導関係事務(JR大阪環状線内側及びその周辺の対象区域内において、主用途が事務所又は店舗である建築物について住宅附置を誘導する。)、 建築誘導行政の企画・調整事務</p>	都市計画局	任意				
	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する任意事務	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に規定する建築物に関する、工事着手前の事前協議、立入調査、勧告、公表事務。	都市計画局	任意				
	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく制限の緩和に関する事務	「大阪府福祉のまちづくり条例」第29条における制限の緩和についての認定事務	都市計画局	任意				
	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物に係る事前協議等、立入調査、勧告及び公表等に関する事務	大阪府福祉のまちづくり条例第41条に基づく建築物に係る事前協議等、立入調査、勧告及び公表等に関する事務	都市計画局	任意				
	大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度に関する届出受理等	ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりといった課題に対処するため、大阪府自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の敷地において建物建てる時に緑化を義務付け、基準に合う緑化計画書等の届出を義務付けている。	建設局	任意				
開発指導	建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する業務	<p>大阪府建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づき、建築物に付属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出の受理、報告若しくは資料の徴収及び立入調査若しくは質問に関する事務を行っている。</p> <p>この条例は、建築物に付属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出について必要な事項を定めるとともに、その届出に係る情報を基に事故の原因を明らかにし、事故に関する情報の共有化を図るために必要な措置を講ずることにより、事故の再発及び同種の事故の発生を防止し、もって府民生活の安全の確保に資することを目的とする。</p>	都市計画局	任意				
	駐車施策に関する事務(指導協議事務)	<p>「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」や「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」を定め、一定規模以上の建築物を建築等する際に事業者等と駐車場設置の指導や協議により、路上駐車を防止し良好な都市環境の改善に取り組む。</p> <p>「大規模小売店舗立地法」に基づく(駐車場設置に関する協議を行う。) 「大阪市ひとにやさしいまちづくり要綱」に基づく(駐車場()設置に関する協議を行う。</p> <p>駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない建築物以外の路外駐車場(機械式を除く)</p>	都市計画局	任意				
広域計画	近畿ブロックの社会資本整備重点方針関連事務	地方ブロックの社会資本の重点整備方針策定に向けて、本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市			
地価監視(届出受理・情報提供)	土地情報の提供に関する事務	<p>地価公示(国土交通省)、地価調査(都道府県)等の公的地価評価の結果について、GIS(マップナビおおさか)を利用して、市内の情報を提供。</p> <p>地価公示、地価調査等の調査結果について、市内の情報を取りまとめ、ホームページや窓口において情報提供。</p>	都市計画局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
広域的な交通基盤の整備	民間開発に伴う手続き(鉄道)	・鉄道線路は原則として道路に敷設してはならないが、都市部で新たに鉄道線路専用の敷地を確保することが困難な状況も想定されるため、国土交通大臣の許可を受けた時は、この限りではない。(鉄道事業法第61条第1項)とされている。 ・許可に当たっては、道路に敷設する路線が道路管理上支障を及ぼさないことが必要であり、都道府県知事が道路の管理者の意見を聞くこととされている。(鉄道線路の道路への敷設の許可手続きを定める政令第2条) ・当該事務は、上記手続きに当たって関係機関等との協議・調整を行うものである。	都市計画局	任意				
	北陸新幹線・リニア中央新幹線促進関連事務	北陸新幹線及びリニア中央新幹線の大阪までの早期全線整備等について、関係機関と連携し、国等関係先に働きかける。	都市計画局	任意				
	鉄道整備連絡事務(新)	リニア中央新幹線や現在建設中の大阪外環状線を始めとした近畿地方交通審議会答申第8号に位置付けられている路線等に関して、国・鉄道事業者等の協議やその資料の作成等に必要なる事務	都市計画局	任意				
	MDCへの公的施設管理運営補助	大阪市特定団体経営監視委員会(現、経営監視会議)に諮りながら、大阪シティアターミナルビルの持つ公共性維持と運営会社(MDC)の経営の安定化を図るため、MDCへの公的施設の管理運営補助を実施する。	都市計画局	任意				
地域交通政策	大阪外環状線の建設促進関連事務	本事業は、現在の城東貨物線の施設や用地を活用しながら複線化・電化を行うとともに、新大阪駅に至る連絡線を新設し、新大阪から大阪東部地域を経てJR関西線久宝寺駅に至る旅客線・大阪外環状線(延長約20.3km)を整備するものである。本事業について、関係各所との連絡調整を行い、スムーズな事業進捗を図る。また、整備事業者である大阪外環状鉄道(株)に対し、出資等を行う。 出資金額:42億円 補助金額:30億円 貸付金:101億円(H23年度末)	都市計画局	要綱等	一般市			
	鉄道の安全性の向上関連事務	国の制度に基づき、大阪府とも協調し、鉄道駅耐震補強事業について、鉄道事業者等と調整を図りながら、その整備費用の一部に対して、助成を行い、民間の既存鉄軌道の安全対策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市			
	交通政策関連事務(バス・基礎)	目的 地域住民の日常生活に必要な乗合バス(「コミュニティ系バス」)サービスのうち、一定の需要が見込まれるものなどについて、その運行の維持に必要な経費の一部を助成することにより、バス交通の確保に努めている。 対象者 コミュニティ系バス運行事業者	都市計画局	任意				
	交通政策関連事務(バス・広域)	バス利用促進やバスサービスの改善等のバス交通の活性化方策についての検討を行う。また、路線バスの利便性及び安全性の向上、並びに利用環境改善の促進等を図るため、事業者との調整を行う。	都市計画局	任意				
	駐車施策に関する事務(検討調査)	高齢化社会の到来やEVの普及など、車を取り巻く環境が大きく変化し、大都市大阪の将来像「自動車を抑制し、都心部を人に開放する、歩いて楽しい都市」を目指す中で、総合的な駐車施策の立案に関する検討調査を行う。	都市計画局	任意				
	交通政策関連事務(駐車対策推進)	【迷惑駐車防止のための広報啓発】 ・迷惑駐車防止に関する施策を推進するため制定した「大阪市迷惑駐車防止に関する条例」に基づき、ホームページ等により市民・事業者等に駐車場情報を提供し、広報することにより、迷惑駐車追放の推進を図る。 【民間駐車場建設資金融資制度】 ・民間での駐車場建設及び民間賃貸共同住宅の駐車場建設を促進し、道路交通の円滑化や都市機能の向上、また居住環境の向上等を図ることを目的に、駐車場及び賃貸共同住宅の入居者の駐車場の建設に必要な資金の一部を低利で融資する。 ・平成15年度から新規融資の申込受付は休止しており、現在、事務としては、既存融資に係る銀行への年度ごとの預託に関するものが中心となる。	都市計画局	任意				
	交通戦略のあり方検討調査	少子高齢化や地球環境問題の顕在化などの社会状況の変化に対応した、利便性の高い都市交通を有するまちの実現に向けて、鉄道やバスといった公共交通機関に関する施策や自動車利用者の交通行動の転換を促す施策(TDM)などの各都市交通に関する施策について総合的な検討を行う。 平成24年度については、都心部の自動車交通を抑制する道路ネットワークのあり方の検討や、鉄道やバスの公共交通について、今後のあり方や利便性の向上、利用促進の施策の検討を行う。	都市計画局	任意				
	総合交通対策関係事務(新)	都市交通の総合的な施策を策定し、もって良好な生活環境及び円滑な都市活動に適合した都市交通機能を向上させるための施策を推進するための事務 実態上の事務は庶務事務(備品等)	都市計画局	任意				
	交通バリアフリー化の推進	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者等にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。	都市計画局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	モビリティ・マネジメントの推進(港区)	港区では国道43号沿道環境の改善に向けたソフト対策として、行政や産業界、高速道路会社などからなる「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト検討会」を立ち上げ、区民や事業者を対象に、公共交通機関の利用促進や自動車利用の抑制、エコドライブの促進、環境学習、事業所意見交換会などの各種モビリティ・マネジメント施策を実施している。	都市計画局	任意				
成長戦略・グランドデザイン関連まちづくり	グランドデザイン・大阪の推進	2050年を目標に、大都市・大阪の都市空間の姿を示すとともに、創造的な人材が集積し、住み、働き、楽しみたい魅力・環境を備えた大都市・大阪をめざすため、府市統合本部の下で平成24年6月に策定した「グランドデザイン大阪」の実現に向け、府及び関係部局と連携しながら検討・協議・調整等を行う。	都市計画局	任意				
	うめきた地区開発関連事務	・うめきた地区の開発では、人、情報、知識が集積し交流する知的創造拠点(ナレッジ・キャピタル)の形成を図るとともに、大阪の新しい顔にふさわしい風格ある景観、潤いと水と緑豊かな都市環境の創出をめざしている ・先行開発区域については、平成25年4月のまちびらきをめざしてプロジェクトが進められているが、エリアマネジメントなど公民連携したまちづくりを推進する。 ・2期開発区域の土地利用の方向性や基盤整備については、広域的な都市機能の観点も含めて、今後、議論が必要となっており、民間提案を受け、創意に富んだ、実効性のある開発計画について検討を進める。	都市計画局	任意				
	大阪駅北地区等における土地画整理事業に関する検討事務	大阪駅地区西側エリア(約21ha)が緑地などを含めた多様な土地利用が可能となるような整備手法について、計画検討、関係機関等との調整協議事務を行う。	都市整備局	任意				
	新大阪・淡路周辺地区まちづくりの検討	阪急電鉄の新大阪連絡線(新大阪～淡路間)鉄道免許の廃止(平成15年3月)に伴う跡地利用や跡地周辺のまちづくりについて、関係者と調整を行う。	都市計画局	任意				
	地域まちづくり	中之島地区のまちづくりの推進に関する事務	主として次の事項に関して、本市関係部局及び各施設管理者や、民間事業者等との協議、調整業務を担う。 ・地区全体の地権者から成る「中之島まちみらい協議会」の窓口となり、公民一体となったまちづくりの推進。 ・中之島地区における民間開発の誘導により、緑道等歩行者ネットワークの形成や広場等オープンスペースを確保し、にぎわいやゆとりを感じさせる魅力的な都市空間の形成。	都市計画局	任意			
	西梅田地区周辺開発の推進	西梅田地区では、土地画整理事業による都市基盤整備とともに、都市計画手法を活用して大阪駅前にふさわしい文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な都市空間が民間開発により形成されてきた。平成20年には地区に隣接してリーゼタワーが竣工し、現在も大阪中央郵便局についても、建替えに向け取り組んでいるところである。今後も引き続き、西梅田地区周辺において、民間事業者と連携調整しながら、活力と魅力あるまちづくりを推進していく。	都市計画局	任意				
	中之島西部地区開発の推進	都市再生緊急整備地域内に位置しながら、大規模な低未利用地が多い中之島西部地区について、民間地権者と連携調整しながら実現可能な開発計画案を検討し、中之島にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成を誘導していく。	都市計画局	任意				
	都心機能活性化地区開発計画の検討	都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間のエネルギーを最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。	都市計画局	任意				
	難波地区の再開発の推進	業務・商業施設が集積した「ミナミ」に立地する難波地区において、国際化に向けた都市機能の集積やアメニティ性の高い都市拠点の創造に向け、民間開発を推進する。	都市計画局	任意				
	湊町地区(ルネッサなんば)開発の推進	都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。	都市計画局	任意				
	御堂筋の活性化	御堂筋の活性化に向けて、御堂筋を国際的大都市にふさわしい多機能型へと転換し、高さ規制を含めたクオリティの高い都市景観の実現、都市魅力の向上・活性化をめざした民間主導のエリアマネジメントの展開に取り組む (具体的な取り組み) ・地区計画等の見直し(高さ規制の撤廃) ・にぎわい施設を誘導するためのインセンティブのあり方の検討 ・オープンスペースの利活用方策の検討 ・エリアマネジメントのあり方の検討 等	都市計画局	任意				
	淀川・大和川沿川整備協議会に関する事務	近畿地方整備局や沿川等の関係機関と連携を図りながら(淀川沿川整備協議会、大和川沿川整備協議会における協議・調整等)、淀川及び大和川における高規格堤防の整備の推進と沿川地域の整備方針等の調整を行う。	都市計画局	要綱等	一般市			
	JR阪和貨物線跡地の活用検討調査に関する事務	JR阪和貨物線が平成21年3月に廃線となり、平野区・東住吉区・住吉区の3区にまたがる大和川周辺などで新たな空間が生まれることから、線路跡地を市民にとって有効に活用するための検討を行う。	都市計画局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	中心市街地の活性化に向けた環境整備	市域全体が既に市街化しており、各区の駅周辺を中心に都市機能や商業機能が集積し、コンパクトなまちとなっていることを踏まえ中心市街地活性化法の窓口として、同法の活用について連絡調整を実施する。(中心市街地活性化法:人口減少・超高齢化社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現)	都市計画局	任意				
	アイ・スポットの企画・管理運営	大阪の都市再生のシンボルゾーンである「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺」などの大規模開発:まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信、まちづくりに関する講座に実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」(もと愛日小学校跡地)の企画・管理運営を行う。(中央区)	都市計画局	任意				
	岩崎橋地区開発の推進	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。	都市計画局	任意				
	桜ノ宮地区まちづくりの検討	大阪市の処分検討地(水道局:もと職員研修センター)や、売却予定の民間用地について、地域にふさわしい土地利用、都市機能が導入されるよう区や関係局と調整を行う。	都市計画局	任意				
	淀川区役所跡地活用の検討	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。	都市計画局	任意				
	あいりん地域における総合的生活環境の整備	あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置した。計画調整局が担当をしている「住宅・まちづくり対策分科会」では、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行いながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を行っている。	都市計画局	任意				
	萩之茶屋地域における環境改善の検討	平成21年2月に愛隣対策推進会議の下に設置された、萩之茶屋地域環境改善特別チームの一員として、萩之茶屋地域周辺の環境改善についての検討を行っている。	都市計画局	任意				
	平林地区まちづくりの検討	平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区の活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号池東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。計画調整局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。	都市計画局	任意				
	天下茶屋駅前活用活性化方策の検討	南海本線の連続立体交差化に伴い廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前になぎわい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。	都市計画局	任意				
	加美駅周辺地区まちづくりの検討	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大阪外環状線(大阪東線)新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線連立事業推進時の周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。	都市計画局	任意				
	八尾空港西側跡地活用方策の検討	大阪市、八尾市にまたがる大阪航空局所管用地である八尾空港西側跡地について、まちづくりに配慮した効果的な用地処分がなされるよう、庁内関係部署とも調整を図りながら、国、八尾市、大阪府で組織する検討会で、検討協議を行っている。	都市計画局	任意				
	常盤地区まちづくりの検討	天王寺・阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのポテンシャルを生かしていかない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発(あべのand)に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。	都市計画局	任意				
	京橋駅周辺地区まちづくりの検討	京橋駅周辺地区は、大阪都心東部の玄関口である京橋駅を中心とした地区である。JR片町線・東武線による南北の地域分断により、OBP地区や周辺公共施設との連続性に欠けているため、有効な土地利用がなされていない。このような状況にある京橋地区の都市機能の強化を図り、大阪の東の拠点地区としてふさわしいまちづくりをおこなうため、JR片町線・東武線の地下化に伴う都市計画道路や土地区画整理事業等の計画に関する調整を行う。 また、公社経営健全化計画に基づき、平成20年10月から住宅展示場用地として10年間の定期借地契約を締結している地区内の局所管用地について、契約の履行監理を行う。	都市計画局	任意				
	淀川連絡線跡地活用の検討	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。(幅員:10~30m、延長:約2km)東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきたが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地利用の検討が可能であることから、土地所管局や関係先と協議しながら跡地活用の検討を行う。	都市計画局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	JR大阪臨港線跡地活用の検討	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。	都市計画局	任意				
	中島工業団地の開発調整	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地(約137ha)の開発について、大阪市と工業会が締結した「中島工業団地の整備に関する基本協定」に基づき、開発の進捗監視、調整を行う。	都市計画局	任意				
	船場地区まちづくりの検討	船場地区の良好な都市空間や生活空間の形成に向けて、まちづくりの機運を高めるために、地域と協働した取り組みを行うとともに、船場地区のまちづくり施策等の検討を行う。	都市計画局	任意				
	まちづくり活動支援事業に関する事務	<p>【まちづくり活動支援事業】</p> <p>市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けてまちづくり活動を行う市民等の団体で一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに活動費の一部を助成し、区役所と連携しながらまちづくり活動を支援している。</p> <p>【まちづくり活動普及啓発事業】</p> <p>市民主体のまちづくりに関心のある人等を対象にまちづくり担い手育成講座を開催し、地域でのまちづくりを担う人材を育成している。また、ホームページ等を通じて、地域の自発的なまちづくり活動情報の発信を行うとともに、まちづくり推進団体等の活動発表会を開催し、情報交換と地域間のネットワークの形成を図っている。</p>	都市計画局	任意				
	高度情報化推進事業に関する事務	高度情報化社会の推進に対応したまちづくりを推進するために、各種協議会等に参加し、情報収集、発信するとともに、個別の課題についての調査を行う。	都市計画局	任意				
	歴史的建築物の再生・活用の促進に係る事務(生きた建築ミュージアム)	生きた建築ミュージアムとして、御堂筋及びその周辺に集積する近代建築をはじめとする歴史的建築物の再生・活用を推進し、都市魅力を発信する。	都市整備局	要綱等	一般市			
	HOPEゾーン事業	<p>大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン(HOPEゾーン)として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の掘り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を展開しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進していく。</p> <p>現在、天満、船場、空堀、住吉大社、田辺、平野 (北区・中央区・住吉区・東住吉区・平野区)</p>	都市整備局	要綱等	一般市			
	マイルドHOPEゾーン事業	<p>上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住づくりを進める。</p> <p>四天王寺・夕陽ヶ丘(天王寺区)</p>	都市整備局	要綱等	一般市			
港湾事業	下水施設関連業務	<p>臨海部(港湾局所管)の下水施設の維持管理 臨海部(港湾局所管)の下水施設への接続に伴う排水協議 など</p> <p>(対象者) 市民、事業者 など</p> <p>臨海部開発に伴う下水管延長 約31km(舞洲地区約23km、咲洲地区約8km)、舞洲汚水ポンプ場</p>	港湾局	任意				
	埋立事業等の業務	<p>(目的)</p> <p>埋立は、市民生活や企業活動等から生じる廃棄物や公共工事に伴う建設残土・浚渫土砂の処分に必要であり、処分終了後の用地については、既成市街地で確保困難な貴重な空間として、時代時代の社会・経済的要請に応じて柔軟に活用し、今後の大阪・関西の成長・発展に資する。</p> <p>(内容)</p> <p>埋立造成(護岸、埋立) 道路・埋設等の基盤整備の実施 埋立地の分譲 まちづくりに係る連絡調整 など</p> <p>(対象者) 市民、企業など</p>	港湾局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
公社住宅事業	公社住宅事業に係る事務(地域優良賃貸住宅関連)	(目的) 老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、地域優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助を実施するとともに、入居者に家賃減額を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。 (入居資格) 月額所得が48万7千円以下の者で、子育て世帯・高齢者世帯・障がい者等世帯の者。 (建設費補助) 標準建設費の1/3に相当する額を限度とし、国と本市でそれぞれ1/2を負担する。 (家賃減額補助) 公社が家賃と入居者負担額との差額を家賃から減額する場合に、公社に対して減額に要する費用を補助する。 (その他) 旧の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき建設・管理している高齢者向け優良賃貸住宅については、地域優良賃貸住宅関連として整理する。	都市整備局	要綱等	一般市			
多様な世帯に対する居住支援	優良建築物等整備事業等の維持管理に係る事務	一定の要件を満たす民間マンションを建設する事業者に対して建設費の一部を補助する事業につき、H19年度をもって新規採択を停止し、H21年度で全ての補助事業が完了したが、現在は補助要件に基づいた適切な維持管理の状況を確認・指導する業務のみを行なっている。	都市整備局	任意				
	子育て安心マンション認定制度に係る事務	子育てに配慮した仕様の住戸と子育てを支援する環境を備えたマンションを認定し、広く内外に発信することにより、子育てに資する居住環境整備と子育て世帯の市内居住を促進する。	都市整備局	任意				
	新婚世帯向け家賃補助制度に係る事務	[目的] 市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年層の市内定住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的としている。 [事業対象] ・婚姻要件: 申込日現在で過去2年以内に婚姻届出している世帯 ・年齢要件: 申込日現在で夫婦ともに40歳未満の世帯 ・住宅要件: 市内の一定家賃以上の民間賃貸住宅に居住する世帯 ・収入基準: 前年の世帯収入が一定額(430万5千円)以下の世帯 [家賃補助額] 実質家賃負担額(共益費等を除く毎月家賃から住宅手当を除いた額)から5万円を控除した額を受給開始後36か月までは15,000円、37ヶ月以降は20,000円を限度に最長72ヶ月間補助。 [事業規模] (H23年度実績) 補助件数: 28,868件 家賃補助額: 4,381,507千円	都市整備局	任意				
	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度に係る事務	[目的] 市内で供給・建設される民間住宅をフラット35や民間金融機関の融資(返済開始時から当初5年間は、融資利率(優遇後)が年1.1%以上の固定金利)を受けて取得する新婚・子育て世帯を対象に、融資額の償還元金残高に対し、年0.5%以内(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を5年間行うことにより、若い世代の市内定住の促進をはかり、活力あるまちづくりを進める。 [申込資格] 本制度の申込日時時点で新婚世帯(夫婦いずれも満40歳未満で婚姻届出後5年以内の世帯)又は子育て世帯(申込者又は配偶者に小学校6年生以下の子がいる世帯)であり、売買・譲渡・請負契約の締結日(H17年4月1日以降)から1年以内又は融資実行日までに申込手続をする者。前年の所得金額が1200万円以下、住民税や固定資産税を滞納していない者。	都市整備局	任意				
	留学生住宅供給事業に係る事務	・民間土地所有者等が建設する優良な賃貸住宅を、大阪市住宅供給公社が20年間にわたり借り上げ、外国人の私費留学生向けに低廉な家賃で良質な住宅を供給する。 ・本市は、建設費の一部及び入居者の家賃を減額するための費用を補助する。 (北区のみ)	都市整備局	要綱等	一般市			
	高齢者向け優良賃貸住宅事業に係る事務	(目的) 旧の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、大阪市内において良好な居住環境を整えた高齢者向けの優良な賃貸住宅を整備しようとする賃貸事業者に対して、供給計画の認定等を実施する。 なお、上記法律がH23年10月20日付けて改正され、高齢者向け優良賃貸住宅制度は廃止となったが、認定を行った住宅においては適切な状態で管理されていることを確認している。 (入居者及び同居者の資格) 月額所得が48万7千円以下の者で高齢者(60歳以上)である者 サービスつき高齢者向け住宅の事業と統合されており、現在の事業内容は、認定した住宅が適切な状態で管理されていることを確認するのみ	都市整備局	要綱等	中核市			
	大阪市エコ住宅普及促進事業に係る事務	断熱性能の向上、創エネ設備等の設置など一定の基準を満たす住宅の建設・改修計画を認定するとともに、認定住宅の購入・改修等にかかる融資に対する利子補給を行うことにより、省エネルギー、省CO2住宅の普及を促進する。	都市整備局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	大阪市ハウジングデザイン賞表彰制度に係る事務	・魅力ある良質な都市型集合住宅を表彰し、その優れた面を明らかにすることにより、良質な都市型集合住宅に建設促進に資するとともに、広く市民及び住宅供給者の住宅に対する意識の高揚を図ることを目的とする。 ・公募による推薦住宅について書類・現地審査を行い、選考有識者会議において意見を聴取し表彰住宅を決定し表彰する。	都市整備局	任意				
	住まい情報センター事業に係る事務	住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策・公的住宅などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催、住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。	都市整備局	任意				
	マンション購入資金融資制度に係る事務	【目的】 大阪市内で供給される一定水準以上のマンションの購入を予定する者で、資金不足のためマンションを取得することが困難な者に対し、取得に必要な資金について、大阪府が金融機関に融資のあっせんを行い、マンションの取得の促進を図り、もって居住水準の向上に寄与することを目的とする。 【制度概要】 H16年度までに受付した既融資分について、取扱金融機関に償還残額に対する再預託と償還管理を行う。	都市整備局	任意				
	優良賃貸住宅建設資金融資制度に係る事務	・市内に、居住環境が良好で適正な家賃の住宅を供給するため、民間の土地所有者等が、本市の定める基準に適合した優良な賃貸住宅を建設する場合に、その建設資金の融資を斡旋する。 ・本制度に係る融資斡旋の受付は、H16年度末をもって終了しており、現在は継続分の低利融資維持のための金融機関への利子補給及び預託の事業と、償還管理等を行っている。	都市整備局	要綱等	一般市			
	災害復興マンション購入資金融資制度に係る事務	【目的】 阪神・淡路大震災による被災者が市内のマンションを購入する場合に、その購入を容易にするため、長期かつ低利の融資あっせんを行う。 【制度概要】 H6～10年度に受付した既融資分について、取扱金融機関に償還残額に対する再預託を行い、低利融資の継続を実現する。	都市整備局	任意				
建築物の安全確保(耐震化促進等)	民間建築物におけるアスベスト対策の推進	アスベストによる健康被害に対する市民の不安を早期に解消するため、各種セミナー等を活用した啓発リーフレットの配布・送付を行うとともに、本市として把握に努めてきた、アスベスト対策が未実施である建物所有者等に対し、個別の働きかけをおこない、露出したアスベストの含有調査、除去等対策工事費用に対する補助等を行い、アスベスト対策に関する市民の意識の向上を図る普及啓発活動を行う。	都市計画局	要綱等	一般市			
	防災力強化マンション認定制度に係る事務	耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信することにより、災害に強い良質なマンションの整備を誘導し、防災性の向上を図る。	都市整備局	任意				
	建築物の耐震化促進に関する普及啓発に係る事務(大阪市耐震改修支援機構関連)	・大阪市における民間木造住宅の耐震化を促進するため、公的団体や建築関係団体と連携し、H20年に「大阪市耐震改修支援機構」を設立した。 ・大阪市耐震改修支援機構では、耐震セミナー、耐震に関する個別相談会、耐震出前講座、耐震改修現地見学会等の普及啓発活動の実施協力や、耐震診断・耐震改修の実績のある事業者の紹介等を行っており、本課においては、H24年8月より事務局業務を行っている。	都市整備局	任意				
管財事務(港湾局)	賃貸地(臨港地区外)の業務	(目的) 在来地のうち臨港地区外にある所管不動産の管理及び処分等 (内容) ・臨港地区外の賃貸借契約事務(約80件) ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化(測量、不動産鑑定など)など (対象者) 市民、事業者など	港湾局	任意				
	賃貸地(臨港地区内)の業務	(目的) 在来地のうち臨港地区内にある所管不動産の管理及び処分等 (内容) ・臨港地区内の賃貸借契約事務(577件) ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化(測量、不動産鑑定など)など (対象者) 市民、事業者など	港湾局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
内部事務	庶務関係業務	<ul style="list-style-type: none"> ・局の人事・組織・給与事務 ・局長改革マニフェスト ・局経営方針の進捗管理 ・局予算・決算の総括、契約事務 ・局の文書管理 ・市会関係業務 ・秘書関係業務 ・職員研修関連業務 ・広聴・広報 等 	都市計画局	任意				
	都市整備局総務関連事務	都市整備局における庶務、経理、契約及び企画関係事務を総括し、局内外の調整を行うほか、局総務部以外の部の主管に属しない事務を処理する。	都市整備局	任意				
	住宅施策の企画立案に係る事務	「住生活基本法」や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」等をふまえ、住宅施策の企画立案や総合調整を実施する。	都市整備局	任意				
	庶務関係業務	<p>(目的)</p> 港湾局業務を実施するにあたり必要となる庶務関係業務	港湾局	任意				
	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理業務 ・市会関係・文書管理業務 ・計理・予算決算業務 ・契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・法規・コンプライアンス関係業務 ・OA関係業務 ・行財政改革・企画関連業務 ・外郭団体監理業務 							
	(対象者) 市民 など							

〔9. 都市基盤整備〕

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
連続立体交差事業	連続立体交差事業 (阪急電鉄京都線・千里線)	<p>【連続立体交差事業】</p> <p>・事業中箇所 阪急電鉄京都線・千里線(東淀川区)1か所</p> <p>・事業概要 延長7.1km、事業完了予定H32年度、総事業費1,632億円</p> <p>進捗率:21%</p> <p>新たな大都市制度移行後に実施する連続立体交差事業について「交通渋滞の解消」、「まちづくりへの寄与」の2つの側面から判断する。</p> <p>(1)まちづくりが主体のものについては特別区が基本</p> <p>(2)交通渋滞の解消が主たる目的のものは、除却する踏切の広域的な影響を踏まえ、事業箇所毎に広域・特別区の役割を判断</p>	建設局	要綱等	その他			
内部事務	建設局事業にかかる庶務業務	建設局事業にかかる庶務業務	建設局	任意				
	局横断事業等の計画策定・調整事務	局横断的又は他局等と連携して取り組む事業などの事業計画策定、関係部署・機関との調整業務。	建設局	任意				

(10. 住民生活)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
安全なまちづくりの推進	地域防犯対策事業の推進に関する事務	各区の青色防犯パトロール車両の維持管理。	市民局	任意				
	地域防犯対策事業の推進に関する事務(区)	・各区役所独自の地域特性に応じた安全なまちづくり啓発事業の実施。 青色防犯パトロール車両の維持管理。	市民局	任意				
	地域安全防犯対策の推進に関する事務	・大阪府防犯協会連合会及び大阪市保護司会連絡協議会への活動支援補助。 ・交通安全や交通事故防止、自転車マナーアップについてのポスター・リーフレットの作成やホームページへの啓発記事の掲載。 ・「大阪市安全なまちづくり推進協議会」の開催、安全なまちづくりに関する啓発事業の実施。 ・「ミナミ活性化推進協議会」(ミナミの地域団体、府・市・府警・経済界で構成)の事務局運営、歓楽街環境浄化・防犯パトロール団体に対する支援。 ・市の作業用車両等を活用して犯罪抑止と啓発、被害者の一時保護・応急手当・警察等への通報等。 ・青色防犯パトロールを新たに実施しようとする自主防犯ボランティア団体への車両を貸出し、パトロール実施に必要な経費の一部補助。 ・自主防犯ボランティア団体による青色防犯パトロール活動が困難な夜間・深夜帯に民間委託し、青色防犯パトロール車を配置し巡回の実施。	市民局	任意				
地域活動の支援等	地域振興に関する事務	・区役所附設会館の管理運営にかかる指定管理者の選定手続き。 ・区役所の地域振興事業に関して企画調整等。	市民局	任意				
	地域コミュニティに関する事務「H24新規」	地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を發揮し、校区等地域における様々な地域課題に取り組むため、中間支援組織を活用して地域活動協議会の形成や自律的な地域運営の仕組みづくりを支援。	市民局	任意				
	市民活動の推進に関する事務	・市民活動推進審議会の運営及び同会にて市民活動の推進にかかる事項について調査審議。 ・市民活動団体等に対し地域活性化を目的とした講師の派遣及び本制度の評価・検証等。 ・市民活動団体が抱える課題に対応した講座事業の実施。 ・市民活動推進基金について、クリック募金システムの運営を含む寄附金の収受、同基金を活用した事業の実施。 ・市民活動情報の収集・提供、活動に関する相談業務、担い手を支援する事業等の総合的な市民活動推進施策の実施。 ・企業等やNPO双方が有する資源の橋渡しを行う「大阪市地域貢献活動マッチングシステム」の運営。 ・コミュニティビジネス等の促進をめざし、相談業務、講座事業、講師派遣事業。 ・大阪市の事業に参画いただく市民ボランティアを対象とした大阪市民活動保険に関する各種手続業務。 ・市民協働の推進に向けた職員研修等。	市民局	任意				
窓口サービスに関する事務	印鑑登録証明事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う印鑑登録証明に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	任意				
	印鑑登録証明事務(区)	印鑑登録原票の整備、登録申請の受付、印鑑登録証明書の交付等印鑑条例に基づく事務を行うもの。	市民局	任意				
	民刑事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う民刑事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意				
	民刑事務(区)	民刑事項に関する各名簿の調製、同名簿に基づく照会回答等の事務を行うもの。	市民局	任意				
	住民情報に関する行政証明事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住民情報に関する行政証明事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意				
	住民情報に関する行政証明事務(区)	戸籍や住民基本台帳に関連のある情報について、法律を根拠とせず本市が任意に証明する事務(戸籍廃業証明、独身証明、不在住証明等)を行うもの。	市民局	任意				
	住民基本台帳関係事務にかかわるシステム運用管理事務	住民基本台帳関係事務(住民基本台帳ネットワーク事務を含む)について、台帳・原票等情報を電子データとして登録し、台帳作成・証明書発行など住民基本台帳関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって住民基本台帳関係事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意				一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	外国人の在留管理事務にかかるシステム運用管理事務「H24新規」	外国人(中長期在留者・特別永住者)の在留管理事務について、届出・申請情報を電子データとして登録し、法務省との電子情報連携など、在留管理事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって在留管理事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意			一組	
	公的個人認証サービス事務にかかるシステム運用管理事務	公的個人認証サービス事務について、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用して都道府県との電子証明書情報のやりとりなど公的個人認証サービス事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって公的個人認証サービス事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意			一組	
	戸籍関係事務にかかるシステム運用管理事務	戸籍関係事務について、戸籍関係情報を電子データとして登録し、戸籍記載・証明書発行など戸籍関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって戸籍関係事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意			一組	
	民刑事務にかかるシステム運用管理事務「H24新規」	民刑事務について、民刑事項に関する各名簿を電子データとして登録し、民刑事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって民刑事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意			一組	
市区町村との連絡調整	印鑑登録証明事務(府と市区町村との連絡・調整に関する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う印鑑登録証明に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	任意				
	民刑事務(府と市区町村との連絡・調整に関する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う民刑事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意				
	住民情報に関する行政証明事務(府と市区町村との連絡・調整に関する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住民情報に関する行政証明事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意				
特定の区の地域関連事業の実施	サテライト大阪環境整備協力費活用事業	・サテライト大阪(中央区)にかかる環境整備協力費を活用した中央区の地域特色ある事業に関する予算管理。	市民局	任意				
	サテライト大阪環境整備協力費活用事業(区)	・サテライト大阪(中央区)にかかる環境整備協力費を活用した中央区の地域特色ある事業の実施。	市民局	任意				
	ボートピア梅田環境整備事業補助金に関する事務	大阪府都市競艇組合及び箕面市から納付される「モーターボート法に定める場外勝舟投票券発売場」の年間売上の1.0%の環境整備協力費を、継続した事業実施が可能となるよう「地域活性化事業基金」として北区において行う環境整備等の地域活性化事業に関して、予算の配付及び事務調整等を行う。	市民局	任意				
	ボートピア梅田環境整備事業補助金に関する事務(区)	大阪府都市競艇組合及び箕面市から納付される「モーターボート法に定める場外勝舟投票券発売場」の年間売上の1.0%の環境整備協力費を、継続した事業実施が可能となるよう「地域活性化事業基金」として北区において行う環境整備等の地域活性化事業に活用するための企画調整等を行う。	市民局	任意				
サービスカウンター(SC)における住民サービス事務	印鑑登録証明事務(SC等)	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、サービスカウンターにおける、印鑑登録証明の交付等。	市民局	任意			共同	
	市政案内事務(SC等)	サービスカウンターにおける、市政情報の提供に関する事務。	市民局	任意			共同	
	住民情報に関する行政証明事務(SC等)	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、郵送事務処理センター、サービスカウンターにおける、行政証明書の交付等。	市民局	任意			共同	
他自治体・他機関との連絡・協力関係事務	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務	総務省通知に基づく震災避難者情報について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)各区にて受け付けた震災避難者情報の集約・管理・避難元自治体への提供等を行うもの。	市民局	要綱等	一般市			
	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務(区)	総務省通知に基づく震災避難者情報について、震災避難者情報の提供受付を行うもの。	市民局	要綱等	一般市			
	被仮放免者情報の管理に関する事務「H24新規」	法務省事務連絡に基づく被仮放免者情報について、(1)法務省から提供される被仮放免者情報の收受・管理、(2)被仮放免者へ提供する行政サービスを所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	要綱等	一般市			

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
区庁舎等の整備・改修	区役所附設会館改修・整備に関する事務	・区役所附設会館は、多数の市民が来館する施設であるため、市民の安全確保や快適な利用を妨げないように常に施設を良好な状態に保つための各種工事を実施する業務。 ・コミュニティ活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらに多様な市民協働の拠点として、各区の特性・利用者ニーズをふまえた効果的、効率的な区民センターの整備を進める業務。	市民局	任意				
	区庁舎整備等関係事務	・地域住民団体が行う地域集会施設の設置・改修整備に要する経費の一部を補助。 ・耐震強度を満たしていない区役所に対して、平成27年度までに区役所庁舎の耐震強度を確保、市民の安全・安心な暮らしづくりに資する区役所庁舎を整備するため、耐震改修工事・建替工事を実施。 ・区役所庁舎の老朽化や庁舎環境改善を図るための改修。 ・元区役所跡地など区役所所管の未利用地について、市の方針に基づき、売却を基本とした資産の有効活用を図る。	市民局	任意				
男女共同参画事務	ドメスティック・バイオレンス対策に関する事務	各区役所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(略称:DV防止法)」に基づいて実施しているDVの被害者の支援と、その防止に向けた事業に関する予算の管理。 ・各区役所での実施事業 相談窓口においてDV被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援。 DVの防止に向けた啓発事業として、地域の各種団体を対象に、DVをテーマとした研修事業を実施。	市民局	任意				
	ドメスティック・バイオレンス対策に関する事務(区)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(略称:DV防止法)」に基づき、DVの被害者の支援と、その防止に向けた事業を実施。 区の相談窓口においてDV被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援。 DVの防止に向けた啓発事業として、地域の各種団体を対象に、DVをテーマとした研修事業を実施。	市民局	任意				
	男女共同参画の推進に関する事務	「大阪市男女共同参画推進条例」、「大阪市男女共同参画基本計画 - 大阪市男女きらめき計画 -」に基づき、男女共同参画の視点に立った施策を全庁的に推進するとともに、市民、事業者と協働した取組を展開。 ・男女共同参画施策の総合的な推進 ・男女共同参画推進に向けた啓発・情報提供 ・就業の場における男女共同参画推進 ・地域における男女共同参画推進	市民局	任意				
男女共同参画事務(DVに関する事務(一時保護所と一体))	市民局におけるドメスティック・バイオレンス対策に関する事務	「大阪市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV防止基本計画)」に基づき、被害者の保護・自立支援とともに、再発防止の観点からの加害者へのアプローチ、広報啓発活動や相談体制の充実など総合的に取り組む。	市民局	任意				
男女共同参画センター管理運営事務	男女共同参画センター管理運営	・男女共同参画社会の実現をめざす施策の推進拠点として、市内5カ所に男女共同参画センター(中央館、北部館、西部館、南部館、東部館)を設置、運営、H18年4月からは指定管理者制度を導入し、指定管理者との間で各種業務(情報提供、啓発、セミナー、ネットワーク支援、女性のチャレンジ支援、調査研究、相談、施設管理など)についての調整・指導。 ・男女共同参画センターを安全かつ快適に利用できるよう、老朽化・破損した箇所の補修。	市民局	任意			一組	
緊急母子一時保護事業(DV対策にかかわる一時保護所の確保)	緊急母子一時保護事業に関する事務	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・支払事務 ・予算要求事務	こども青少年局	任意				
緊急母子一時保護事業(DV対策にかかわる相談窓口)	緊急母子一時保護事業に関する事務(区)	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・緊急母子一時保護の実施	こども青少年局	任意				
消費者の安心安全の確保	消費者の安心安全の確保に関する事務	消費者の安心安全を確保するために消費者センターを設置し、下記の事業を実施。 ・消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等 ・被害拡大の恐れのある消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知	市民局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
雇用施策の推進 (一時相談等以外の事務)	市域の雇用施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務 (一時相談等以外の事務)	・勤労市民対策、労働関係機関及び労働団体との連絡調整その他労働関係施策の推進 ・大阪雇用対策会議をはじめとする府域での雇用施策の検討・連携にかかる会議等への参画 ・本市における雇用施策の総合的かつ効果的な推進に向け、施策推進にかかわる諸課題について幅広く意見を聴取するため設置された懇話会の開催 ・労働・職業に関する情報の収集・整理	市民局	任意				
	就業支援事業に対する補助事務	・就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員とする団体に対して、会員等の協力のもと安定的な雇用の確保を図るため実施する就業支援事業に対する補助。	市民局	任意				
雇用施策の推進 (一時相談や地域の福祉施策と一体で実施することで効果発揮できる事務など)	国の緊急雇用創出基金を活用した事業に関する事務	・今後成長が期待される分野における新たな雇用機会の創出と地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業の実施にかかる事務。	市民局	任意				
	「しごと情報ひろば」の運営に関する事務	・若年者・中高年齢者・障がい者・母子家庭の母などの「就職に向けた支援が必要な人」の就労を支援するために設置した職業相談・紹介業務を行う「しごと情報ひろば」の運営に関する業務。	市民局	任意				
	区役所等と連携した雇用・就労支援事業に関する事務	・市内在住の若年者、中高年齢者、障がい者、母子家庭の母など就職に向けた支援が必要な人を対象に、区役所等において就労相談を実施。 ・大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。	市民局	任意				
	市域の雇用施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務 (一時相談等についてのみ)	・労働・職業に関する情報の収集・整理、 ・雇用施策や各種制度、相談事業、イベント、講座等の周知を情報誌、携帯端末、ホームページにより行う。	市民局	任意				
人権施策の推進	人権施策の推進に関する事務	市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる大阪をめざした人権施策に関する事務。 ・人権施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整 ・外国籍住民施策の推進 ・事業者が取り扱う個人情報の保護に関すること ・犯罪被害者等の支援に関すること	市民局	任意				
	人権啓発・人権相談に関する事務	・地域に根ざした啓発の担い手として活動している人権啓発推進員の育成 ・様々な媒体等を活用し、人権啓発広報事業 ・市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する参加・参画型事業 ・企業・事業者等による人権啓発・研修への支援 ・職員啓発 ・区役所や専門相談機関との連携強化を図って進める人権相談事業 ・人権啓発・相談センターの運営	市民局	任意				
北方領土返還運動	団体助成事業(北方領土返還運動推進大阪府民会議補助金)	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため、北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動、視察団派遣、府民集会の開催等に必要経費を交付する。	人事室 総務局	任意				
国際交流	国際交流企画費関連業務	国際化施策の企画及び推進を図るため関係省庁・他自治体との連絡調整等を行う。	経済戦略局	任意				
	大阪国際交流センターにおける国際交流・協力事業	本市の国際交流の拠点として設置され、本市の地域国際化協会にも認定されている大阪国際交流センターにおいて、在住外国人の多言語による生活サポートをはじめ、「外国人が暮らしやすい地域づくり」、「国際化の担い手育成」に係る各種事業を実施することにより、本市の国際化の推進を図る。	経済戦略局	任意				
	国際学校及び国際交流推進事業	海外から大阪へ来られる人材の定着を図るために、外国人のこどもの教育環境の整備の一環として、国際学校(北区)の運営支援を行う。	経済戦略局	任意				
	外賓等接遇対応業務	・姉妹都市市長による本市への表敬など、外賓等の接遇対応や外国政府との行政課題等にかかる意見交換対応を行うとともに、各局・区からの通訳・翻訳依頼を受け、通訳・通訳作業を実施するほか、英語など外国語表記にかかる助言等を行う。	経済戦略局	任意				
	領事館との地域情報共有推進事業	・総領事館の所在自治体として、総領事や館員等と、防災対策や生活支援などをはじめとする地元行政の取組等について、情報の共有化を推進する。 (領事館所在区:北区・中央区・西区・住之江区)	経済戦略局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	都市間交流関係事業	・姉妹都市提携の周年時の機会を捉えた記念事業の実施による関係の強化と大阪の魅力発信 ・「姉妹都市交流推進事業補助制度」の実施を通じた、市民交流の促進 ・成長著しい上海市との企画・財政交流の実施 ・交流推進にかかる関係諸事務 等	経済戦略局	任意				
	外国青年招致事業	・外国青年を国際交流員として、本市スタッフに迎え入れることで、外国人の視点・知識・経験を取り込み、効果的なプロモーションを実施するとともに、本市施策の国際化・多言語化を推進。	経済戦略局	任意				
	大阪国際交流員等との人的ネットワークの形成	・大阪での勤務を終えた国際交流員や、海外青年協力隊等で海外に派遣されている市民に対して「大阪市国際協力大使」を委嘱。 ・「大阪国際協力大使」に対し、大阪の情報を提供し、活用してもらうことにより、海外への大阪情報の発信を行う。	経済戦略局	任意				
	留学生との連携拡大事業を通じた地域国際化の推進	・市内に多数の留学生が居住・活動する特性を活かし、国際的な視点・能力をもつ留学生と協働・連携して、地域の国際化・活性化を図る。そのため、大阪市の各区役所・局等が協働プログラム(ボランティアプログラム)を開発・提供し、留学生に参加してもらうことにより、留学生と行政・地域団体・市民・企業等とのネットワークを構築し、多様な協働による魅力的な地域社会の実現をめざす。	経済戦略局	任意				
	留学生OB起業支援事業	・大阪・関西に多数在籍する留学生(OB)が大阪市内で起業するきっかけとなるよう、起業支援セミナーを開催し、国際的な人材の定着をめざし、大阪の国際ビジネス活動の活性化を図る。	経済戦略局	任意				
自治体国際化支援	自治体国際化協会分担金事業	財団法人自治体国際化協会は、地域の国際化を一層推進するために地方公共団体の共同組織として設立され、7つの海外事務所を設置し、これら海外ネットワークを活用して地方公共団体の海外における活動を支援し、情報の収集や調査研究を行うほか、JETプログラムによる国際交流員のあっせん・配置を実施している。本市においても同協会に参画し、その機能を活用することにより国際化施策を推進する。	経済戦略局	任意				
地域の競技施設の運営・補修等(地域スポーツセンター、地域プール・体育館、大規模公園を除く公園内の競技施設)	スポーツセンター運営事業(基礎)	1区1館で設置されたスポーツセンターを、指定管理者制度により運営している。 市政改革プランにより、26年度に新しい基礎自治体単位に2館を基準として区に財源を配分することとしている。26年度以降の各施設の存廃については、区長が区の特性・地域の実情に即して決定することとなっている。	経済戦略局	任意				
	プール運営事業(基礎) 【大阪プールを除く】	1区1館で設置された屋内プールを、指定管理者制度により運営している。 市政改革プランにより、26年度に新しい基礎自治体単位に1館を基準として区に財源を配分することとしている。26年度以降の各施設の存廃については、区長が区の特性・地域の実情に即して決定することとなっている。	経済戦略局	任意				
	体育館の運営事業(基礎) 【中央体育館除く】	千島体育館(大正区)、東淀川体育館(東淀川区)を指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意				
	競技施設の運営事業(基礎) 【南港中央野球場・南港中央庭球場(住之江区)】	南港中央野球場・南港中央庭球場を指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意				
	スポーツ施設の補修(基礎)	次の4事務の施設にかかる補修。(ただし、補修案件は年度によって大幅に異なることに留意が必要。) ・スポーツセンター運営事業(基礎) ・プール運営事業(基礎)【大阪プールを除く】 ・体育館の運営事業(基礎)【中央体育館除く】 ・競技施設の運営事業(基礎)【南港中央野球場・南港中央庭球場(住之江区)】	経済戦略局	任意				
	スポーツ施設運営事業(基礎) 【スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム、施設関係事務】	・スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム運営事業(みおネット) ・スポーツ施設関係事務費	経済戦略局	任意			一組	
	屋内プール管理運営に関する事務	3ヶ所(西淀川・此花・住之江)の屋内プールの管理運営業務を行う。	環境局	任意				
	大阪市中央体育館、大阪プール及び靱テニセンターの運営等	大阪市中央体育館(港区)の運営事業(基礎)	大阪市中央体育館を指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意			一組
	大阪プールの運営(港区)事業(基礎)	大阪プールを指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意			一組	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	競技施設の運営事業(基礎) 【韃テニスセンター(西区)】	韃テニスセンターを指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意				一組
	スポーツ施設の補修(基礎・連携)	次の3事務の施設にかかる補修。(ただし、補修案件は年度によって大幅に異なることに留意が必要。) ・大阪市中央体育館(港区)の運営事業(基礎) ・大阪ブルーの運営(港区)事業(基礎) ・競技施設の運営事業(基礎)【韃テニスセンター(西区)】	経済戦略局	任意				一組
地域の施設の運営管理	福祉会館の地元使用に関する事務	住之江工場の建設時に、「老人憩いの家福祉会館用地」(住之江区)として工場一部用地を北加賀屋西部福祉会館運営委員会に対して行政財産使用を許可している。	環境局	任意				
	さざんか会館管理運営に関する業務	・住之江総合会館内に、住之江屋内プール及び住之江スポーツセンターとともに併設された施設であり、当施設の管理運営業務を行う。 ・住之江区	環境局	任意				
	リフレうりわり設備点検等に関する事務	リフレうりわり(平野区)の公募貸付け実現までの間の警備業務委託他施設維持に最低限必要な業務委託実施及び、施設保全に関する業務、不法占拠による明渡し訴訟に関する業務を行う。 なお、結審後は公募貸付に係る契約関係等事務が生じる。	環境局	任意				
	東淀工場付帯施設に関する事務	東淀工場付帯施設(通称:エコホール江口)(東淀川区)の普通財産貸付に係る業務を行う。	環境局	任意				
	此花会館の管理に関する事務	此花会館(此花区)の普通財産貸付に係る業務を行う。	環境局	任意				
	桜島会館の管理事務に関する事務	桜島会館(此花区)の普通財産貸付に係る業務を行う。	環境局	任意				
集客施設	集客施設の業務	(目的) 臨海部における良好な環境の保全に資するとともに、スポーツ及びレクリエーション活動を通じて市民の健康の増進に寄与する、市民の文化の向上に寄与する など (内容) ・舞洲施設(体育館・野球場・運動広場(セレッソ大阪に貸付)(此花区)) ・舞洲ヘリポート(此花区) ・北港ヨットハーバー(此花区) なにわの海の時空館、帆船あこがれ H24年度末廃止 南港魚つり園、舞洲陶芸館、舞洲野外活動施設 H25年度末廃止 (対象者) 市民、施設利用者 など	港湾局	任意				
南港ポータウン	南港ポータウンに関する業務	(目的) 南港ポータウン(住之江区)域内への車両進入規制(ノーカーゾーン)による交通の安全の円滑化、交通公害の排除等を図り、もって静かで緑豊かな住環境を維持する (内容) ・車両出入管理や一時貸付駐車場の管理運営、南港ポータウン住民や関係機関等との連絡調整 ・区役所サービスコーナー、郵便局等が入居する南港ポータウン管理センターの管理運営、ポータウン住民用駐車場の管理運営 など (対象者) 市民(南港ポータウン住民) など	港湾局	任意				
内部事務	市民局における庶務関係事務	・市民局における庶務関係業務(文書・市会・人事・庁舎管理・照会・予算・決算など)。	市民局	任意				
	区政支援に関する事務	区との連絡調整。 区の業務体制に関する調整。 区行政の改善に向けた企画・調整。 各種専門相談に関する事務。	市民局	任意				
	区役所証明発行業務等民間委託に関する事務「H24新規」	区役所窓口業務等の民間委託に関する事務。	市民局	任意				

(11. 消防・防災)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
消防に関する事務	救急救命士養成に関する事務	救急救命士の養成	消防局	任意				
国、地方公共団体、関係機関との連携・連絡調整等に関する事務	危機管理に係る調査及び研究に関する事務	中央防災会議をはじめ各種機関が行う防災・減災に関する研究成果等を調査・検証し、市の地域防災計画の改訂の必要性を判断した上、そのために必要となる研究や調整等を実施するとともに、関連する協議会等に構成員として参加する。	危機管理室	任意				
	帰宅困難者対策の充実	大規模地震により交通機能が停止した場合、速やかに徒歩帰宅できない人が約90万人発生し、被災市民に対する支援策に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、大阪府や関係機関と連携し、企業・事業者自らによる対策の推進や代替輸送の実施体制など協働関係の充実を図り、民間主体による帰宅困難者への対応体制を整備する。	危機管理室	任意				
防災会議の運営、地域防災計画の整備等	避難勧告等発令基準の整理に関する事務	津波や洪水等のおそれがある場合に、適切に避難勧告等を発令できるよう、発令の判断基準、避難すべき区域、伝達手段の整備・伝達内容について定める。	危機管理室	要綱等	一般市			
危機管理体制の充実、訓練等	危機管理体制の充実に関する事務	多様化・複雑化する危機事態に迅速かつ的確に対処するため、市の対応能力を向上させるとともに、防災関係機関及び市民等が一体となって災害時の応急対策が行えるように体制の整備を図る。そのため、緊急車両の整備、警察・自衛隊など関係機関との連携整備、対応計画・マニュアルの整備を行っている。	危機管理室	任意				
	阿倍野防災拠点の運営に関する事務	大規模な地震などで庁舎が被災し、災害対策の中心的な役割を担う災害本部が設置できない場合、重要となる初期初動体制を確保するため、バックアップ防災拠点において災害対策本部機能を代替・補完するための施設として運営・管理する。 (阿倍野区に所在。)	危機管理室	任意				
	災害対策用職員住宅に関する事務	災害発生時において初期初動体制の指揮をとる職員が、30分以内に本市災害対策本部・区災害対策本部に参集するための災害対策用職員住宅を確保して貸与する。そのための保有住宅の保守整備、不用となった住宅の売却、賃貸住宅の契約事務を行うとともに、入居者との調整等を行っている。	危機管理室	任意				
	災害対策用職員住宅に関する事務(区)	災害発生時において初期初動体制の指揮をとる職員が、30分以内に区災害対策本部に参集するため災害対策用職員住宅を確保して貸与する。	危機管理室	任意				
	他都市相互応援協定に関する事務	政令指定都市や近隣市等と災害時の相互応援について定め、相互応援を実施する。災害発生時等に速かに相互応援ができるように、情報連絡手段の確認や情報交換を適宜行っている。	危機管理室	任意				
	防災意識の啓発に関する事務	災害発生時の被害を軽減するためには、「自助」「共助」「公助」の連携が重要であり、家庭や地域で災害発生に備えて、日頃からの対策を行っていただくために啓発を行う。そのため、広報紙・ホームページへの掲載や講習会等で配布する防災リーフレットを作成するとともに、防災イベント等で展示・啓発活動を実施する。	危機管理室	任意				
	地域防災活動アドバイザーに関する事務	地域防災活動アドバイザーが区役所と連携しつつ地域住民によるワークショップ、避難所開設訓練、防災学習会や防災マップづくりなどを支援し、自主的な防災活動を促す。	危機管理室	任意				
	広域避難場所案内板整備事業	地震による大規模火災発生時等に、市民が最寄りの広域避難場所へ安全かつ迅速に避難できるよう、日常から市民に周知するために設置している広域避難場所案内板の整備・更新を行う。	危機管理室	任意				
	収容避難所表示板設置事業	地域防災活動の拠点施設である小・中学校等の収容避難所等について、市民に周知を図るとともに、日本語が分からない外国人をはじめとする災害時要援護者にもその役割が分かるよう多言語やピクトを用いた案内板を設置する。	危機管理室	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	収容避難所表示板設置事業(区)	地域防災活動の拠点施設である小・中学校等の収容避難所等について、市民に周知を図るとともに、日本語が分からない外国人をはじめとする災害時要援護者にもその役割が分かるよう多言語やピクトを用いた案内板を設置。 区役所では、地域と連携して収容避難所の指定を行い、施設管理者と表示板の設置場所の調整、また、収容避難所等への誘導表示については、地域と連携して誘導表示板の設置場所の調整や作成・設置。	危機管理室	任意				
	小災害対策に関する事務	災害救助法の適用に至らない災害により被災した市民に対し、被災状況に応じた応急的に必要な救助活動を行う。 備蓄倉庫にかかる法定点検等維持管理業務 小災害見舞金の支給	危機管理室	任意				
	災害時要援護者避難支援に関する事務	高齢者や障がい者などの災害時に一人で避難が困難な人々、要援護者の避難支援について、自主防災組織による要援護者支援体制の確立、福祉避難所等の指定及び運営体制の確立、福祉避難所用の備蓄物資の整備などを進める。	危機管理室	任意				
	災害時要援護者避難支援に関する事務(区)	災害時の福祉避難所の指定にむけた協定の締結(市内の高齢・介護施設、障がい児・者施設等約350か所)とそれに伴う協定締結施設への備蓄物資の整備。	危機管理室	任意				
	津波避難ビル確保に関する事務	上町台地以西の10区における津波避難者数を推計し、現想定以上の津波が来襲した場合に、避難できるスペースを確保すべく、公共施設はもとより民間施設へも協力を働きかけ、津波避難ビルの確保に努める。	危機管理室	任意				
	津波避難ビル確保に関する事務(区)	上町台地以西の10区における津波避難者数を推計し、現想定以上の津波が来襲した場合に、避難できるスペースを確保すべく、公共施設はもとより民間施設へも協力を働きかけ、津波避難ビルの確保に努める。 区役所では、地域と連携して津波避難ビルを確保し、施設管理者と表示板の設置場所の調整を行う。	危機管理室	任意				
防災にかか るシステム等	危機管理総合情報システムに関する事務	災害時における迅速・確かな防災情報の収集及び伝達、初期初動活動を支援することを目的に、危機管理総合情報システムの安定的かつ効率的な運用を図る。 運用に当たっては、災害発生時の堅牢性を考慮しながら、既存の民間ASPの利用等効率的な運用を図るなど、システム運用方針の検討・更新を随時行う。 また、防災行政無線のデジタル化を行う。	危機管理室	任意				○一組
	防災行政無線に関する事務	災害時において迅速かつ的確に防災情報の収集及び伝達を行うために防災行政無線の整備を行っているが、無線設備の適切な保守管理や、各基地局における従事職員への資格の取得、操作技術の習得にかかる業務を行い、防災行政無線設備の安定的かつ効率的な運用を図る。 適正な無線運用が行えるよう、蓄電池の点検結果に基づき計画的に取替えを行う。 同報系無線に接続した外部スピーカーの設置施設の建替等に伴う整備を行う。	危機管理室	任意				
被災建築物の 応急危険度判 定	被災建築物の応急危険度判定に係る事務	大阪市地域防災計画に基づき、「応急危険度判定士(行政職員及び民間建築士等)」が、大規模地震の発生直後に、被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等の危険性を応急的に判定し、人命に係る二次被害を防止する。10階建て未満の民間建築物を対象に、被災後おおむね1週間以内を目的に、「危険」「要注意」「調査済」の3種類の判定ステッカーを直接、建築物やブロック塀等の見やすい場所に貼り付け、その建築物等の危険性について、居住者や付近を通行する歩行者などに対して情報提供を行う。	都市整備局	任意				
その他防災・危 機管理	安全管理委員会に関する事務	市事務事業の遂行及び市が管理する施設内等において、市民が巻き込まれる事故を未然に防ぐため、本市の安全管理体制を充実し、市民の安全を確保するとともに市政に対する信頼性を高めていく。そのため、委員会や部会を随時開催し、発生した事故の情報を共有し、類似事故を未然に防ぐ取組を行っている。	危機管理室	任意				
	庶務関係事務	文書・公印管理関係業務、OA関係業務、計理・予算決算・管財業務、人事・内部統制・職員研修・給与・福祉厚生・安全衛生関係業務、広報・広報・マニフェスト・環境保全・室内調整等その他庶務事務	危機管理室	任意				

(12. 自治体運営)

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
職員の人事・給与・勤務条件等	地方公務員制度実態調査事務	・総務省からの照会に基づき、毎年、分限処分者数、懲戒処分者数等を取りまとめ、報告している。	人事室 総務局	要綱等	一般市			
	職員の勤務条件事務(労働基準法)	・非常勤職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、労働基準法に基づき制定改廃等を行っている。	人事室 総務局	任意				
	勤務条件に関する調査事務	・総務省からの照会に基づき、毎年、休暇制度やその実績等を取りまとめ、報告している。	人事室 総務局	要綱等	一般市			
	地方公共団体定員管理調査事務	・総務省からの照会に基づき、毎年、本市の部門別、職種別の職員数を報告している。	人事室 総務局	要綱等	一般市			
	地方公務員の福利厚生・健康状況・勤務条件等に関する調査事務	・総務省自治行政局公務員部福利課からの通知に基づき、各都道府県・政令市等より、自団体における職員に対する福利厚生事業の実態・職員の健康状態・勤務条件等について調査し、報告する。	人事室 総務局	要綱等	指定都市			
	職員福利厚生事業(財形)	職員の財形貯蓄制度についての制度管理、連絡調整等。事務手続き等については総務事務センターで実施。 対象者:本市職員	人事室 総務局	任意				
	職員疾病対策事業	労働安全衛生法第1・3・66条に基づき、職員の健康が市政を円滑に執行するうえで特に重要な事項であるとの認識から、職業病予防及び生活習慣病予防を中心に各種健康診断等を実施する。	人事室 総務局	任意				
	職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、事業主としての安全配慮義務を果たすため、各種健康診断の事後措置の実施、職場安全衛生委員会の活性化、産業医の有効活用等を図る。安全衛生に配慮した作業服等を貸与する。 対象者:本市職員	人事室 総務局	任意				
	職員の勤務条件(給与)関係事務(労働基準法)[アルバイト等]	・アルバイト賃金制度の改廃等	人事室 総務局	任意				
	職員の人件費管理事務	・職員の人件費管理事務(予算編成、執行管理等)	人事室 総務局	任意				
	地方公務員給与実態調査(附帯調査、補充調査)	・附帯調査、補充調査にかかる調査、集計	人事室 総務局	要綱等	指定都市			
	退職料・遺族扶助料関係事務	・条例に基づき支給決定を行う。 ・物価スライドに応じて改定を行う。 ・死亡等に伴う戻入処理を行う。 ・退職料に係る源泉徴収税関係、公的年金支払報告書、扶養親族の申告書等について諸手続を行う。	人事室 総務局	任意				
	共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務(総務事務センターの運営管理及び人事・福利厚生受付等の集中処理に関する事務)	・職員の給与(報酬等含む)・人事(勤怠情報管理等)・福利厚生等にかかる庶務業務等を集約し効率的に処理するため、「共通管理業務の簡素化・集約化等基本計画」に基づき、職員からの申請や届出等を一元的に受け付け、集中的に事務処理を行う総務事務センターを設置し(H20.10～)、包括民間委託方式により運営・管理を実施	人事室 総務局	任意				
所属研修支援事務	OJT促進のためOJTマニュアルを活用した研修の実施、職員の自己啓発の機会の提供、所属への研修講師の派遣や所属研修に対する助言等を通して、職員人材開発センターと所属との連携を図りながら、職員の所属・職場の状況にあわせた人材育成の支援を行う。	人事室 総務局	任意					
税務	市税の賦課徴収業務にかかる庶務業務	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務	財政局	任意				
	市税の賦課徴収業務にかかる庶務業務(市税事務所)	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務	財政局	任意				
	税務事務システムの運用保守に関する業務(個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係)	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意				一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	未収金対策推進・未収債権滞納整理業務	・「大阪市債権回収対策会議」を通じての、各局での取り組みに対する総括的な指導や進捗管理 ・各局での対応が困難な高額事案などの未収債権の集約及び短期間での集中的回収	財政局	任意				
税務(固定資産税等)	税務事務システムの運用保守に関する業務(法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税関係)	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意				
会計・資金管理等	財務会計システムの管理及び運営業務	財務会計システムの安定した運用を確保するため、維持管理を行うとともに、平成26年度に試行予定の新公会計システムの開発をすすめ、更なる会計事務の高度化、効率化への取組を行っている。	会計室	任意				○ 一組
	会計実地調査及び指導、研修業務	・実地において帳簿や出納証書類等を調査し、適切な事務処理を指導するために出納員、区会計管理者等に対する会計実地調査を行う。 ・新任出納員、区会計管理者等を対象とした「審査事務研修」及び初任者を対象とした「会計事務担当者研修」を毎年度実施。	会計室	任意				
	統括用品及び物品関係業務	・各所属が共通使用する物品(統括用品)を会計室において物品購買基金を活用して集中購入し、請求に応じて払出し、購入価格を安価に抑えている。 ・総務局と協働で共通物品の集中処理を実施し、全市で使用するコピー用紙等の直送を開始。	会計室	任意				
	小口支払基金関係業務	・小口の物品購入その他小額の経費の支払を円滑に行うため小口支払基金が設定されており、各所属の局長等に資金を配付している。 ・小口支払基金の配付先所属から運用状況の報告を求め、基金を適正に管理。	会計室	任意				
	債権者登録事務	・口座支払を円滑に行うため、債権者からの申請に基づいて、債権者の口座情報を財務会計システムに事前登録して一元管理し、請求書作成時や支出命令情報作成時の手間を省き、振込先口座の誤りを防止する。	会計室	任意				
契約	契約制度業務	・契約制度の企画及び調査を行い、本市入札・契約事務の適正な執行を図る ・著しい低価格入札や施工能力が不十分な業者の参入等に伴う工事品質の低下等に向けた対策を実施 ・府警と連携した入札契約等からの暴力団等の排除対策の徹底及び行政対象暴力の排除を実施	契約管財局	任意				
	電子調達システム改修・保守運用業務	・電子調達システムは、発注予定・入札結果等の情報や事業者の入札に係る手続きをインターネットを介することで、透明性を確保しつつ公正性と競争性を確保、業務効率化を図るもの。 ・本件はこのシステムの改修業務を行うものである。	契約管財局	任意				○ 一組
管財	市有地活用支援システム改修・保守運用業務	市有地活用支援システムは、地図情報を活用して財産台帳をはじめとする公有財産に係る各種台帳の一元化・共有化と、市有地の有効活用のための未利用地情報や都市計画情報等の収集、整理及び連携を図ることにより、事務処理の効率化、迅速化を図っている。	契約管財局	任意				○ 一組
	市有地の有効活用	・公的用地や学校跡地等の未利用地について、開発事業者などとの連携を図りながら、地区の整備方針等の検討を行う。 ・また、大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討を行い、さらにはその他の未利用地についても資産流動化プロジェクトチームの一員として関係局と連携して検討する。	都市計画局	任意				
	市有不動産の管理・処分にかかる測量業務	市有地の適正管理・売却に伴う境界確定測量を行うとともに、市民からの市有地境界明示申請による境界明示、証明書発行業務。	建設局	任意				
	大阪市役所庁舎管理事務	庁舎内及び周辺の警備、庁舎内清掃業務や各種設備機器の点検、修理業務を行うとともに、玄関ホールを活用したイベント実施や、行政財産の目的外使用許可や広告事業による収入確保を行っている。	人事室 総務局	任意				
用地取得・補償	補償審査業務	物件調査業務、用地取得及び補償業務により算定した、土地価格と補償金について、職員が審査を行うとともに、外部委員で構成する審議会に諮問し、評定を行う。	契約管財局	任意				
	用地取得及び補償業務	事業の内容・補償金の算定内容等を十分に説明し関係権利者の方々の理解と協力を得ながら、適正かつ公平な補償を行い、公共用地を取得する。	契約管財局	任意				
	物件調査業務	取得する土地の上に存する建物・工作物等の調査と補償金の算定を行う。	契約管財局	任意				
用地先行取得	監理団体調整業務	・土地先行取得事業会計に係る起債償還等の経理業務	契約管財局	任意				

別表1-5(任意事務等(12.自治体運営))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	公共用地先行取得事業	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得事務：道路・公園等の都市基盤施設整備や将来の公共施設等の立地に適した用地を、都市整備事業等の事業化に先立ち取得する。 ・用地管理事務：ネットフェンス工事、草刈清掃等の実施による維持管理および行政財産として使用許可等による暫定活用を図る。 ・用地処分事務：事業局における事業進捗状況にあわせて用地繰戻し(管理替え)を行う。 <p>25年度末公共用地先行取得事業債(借入)現在高見込み：2,564億円(別途一般会計からの繰入金(借入・翌年度に返済)あり(25当初489億円))</p>	都市計画局	任意				
	公共用地先行取得事務	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路等の整備にかかる事業用地取得事務 	建設局	任意				
市設建築物管理	市設建築物等の工事に係る検査	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書に基づき、局で発注する市設建築物の品質確保の確認のため、工事検査を実施するとともに、工事成績評定の通知、公表を行う。また、検査結果に基づき、工事監理を担当する監督職員への指導を行う。 	都市整備局	任意				
	市設建築物建設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、各局からの依頼を受けて、市設建築物の建設、整備等に関して、設計及び施工等の業務を行うものである。 ・業務実施にあたっては、コスト縮減を図りつつ、耐震化等による防災性の向上やユニバーサルデザインへの対応、建設リサイクルの推進や長期活用により建物のライフサイクルにおける環境負荷の低減等による地球環境への配慮といった公共建築物に求められる性能を確保するための取組みを進めている。 ・さらに、本市の建築技術の取りまとめとして、指針や仕様書等の策定など建築情報の収集・管理、及び各局に対する技術的協力・指導を行っている。 	都市整備局	任意				
	市設建築物のファシリティマネジメント及びエネルギー管理に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ・市設建築物の安全性や長期利活用にかかる緊急予防保全システムを実施するとともに、「大阪市公共建築物保全連絡会」を活用して、保全・管理技術や環境技術、法改正などの情報提供や適切な維持管理について技術的な指導・助言を行いながら安全対策を徹底するための取組みを行っている。自家用電気工作物については、電気保全体制を確保し、適切な維持・管理の推進を行っている。 ・一方、市設建築物ストックは約1600万㎡と膨大な量となっており、維持管理経費や改修費が本市財政の大きな負担となっているとともに、今後、老朽化等による施設整備費の増大が予想される。そのため、市設建築物の全体像が把握できるデータベースを構築し、全庁横断的な視点から整備や管理についてマネジメントし、ストックの総合的な有効活用を図っており、具体的には市設建築物の再編整備、新規施設整備の抑制、市設建築物の長期利活用、管理運営の効率化などに取り組んでいる。 ・また、市設建築物のエネルギー管理面から、省エネルギー効果が高いESCO事業を推進するほか、運用改善による省エネルギー化を図るための施設管理者に対する技術的支援を行っている。さらに、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、市長部局の全ての施設について、省エネルギー化推進体制を確立し、全庁的な省エネルギー化を推進している。 	都市整備局	任意				
統計調査	統計調査推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国などに対して各種統計調査を取り巻く環境整備の要望を行う。 ・調査で得られた統計結果をホームページ等で公表するなど利用しやすい情報の提供を行う。 ・市民、市職員、各種団体、企業、学術研究機関を対象に各種企画検討の基礎データとして、大阪市統計書を刊行し、正確かつ迅速な統計情報を提供する。 ・統計調査員を事前に登録・確保し資質向上を図る。 ・多年にわたり統計調査員として調査に従事し、功労のあった方へ感謝の意を表するため市長感謝状の贈呈及び叙勲等表彰関係事務を行う。 	都市計画局	任意				
	統計解析(基礎自治体分)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行政施策の企画立案等の基礎資料を提供するため、人口分析を行う。 ・各種統計データの加工分析、統計資料整備、統計解析手法に係る研究を行う。 	都市計画局	任意				
政策企画	総合的かつ基本的な政策の企画・調査・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済状況の変化を的確に捉え、かつ、市民目線に立った政策の企画立案 ・市長の方針に基づく重要施策の実現に向けた調査及び総合調整 	政策企画室	任意				
	総合計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の進行管理 ・大阪市総合計画審議会の運営(24年11月から休止) 	政策企画室	任意				
広聴広報	市民情報プラザの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・行政諸活動に関する情報提供や説明の場として、ワンストップで行政情報を市民に提供することを目的とする。 ・行政情報(行政資料に関すること、各種イベント情報など)に関する問合せに回答するほか、各局等で作成・配布しているパンフレット・チラシなどを収集・提供する。 <p>市民情報プラザは本庁1階南入口付近に設置</p>	人事室 総務局	任意				

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	広報関係事務	<ul style="list-style-type: none"> 目的 市政情報の広報 サービスの対象者 市内居住者、昼間市民、市外居住者、事業者等 主な事務： おおさか掲示板(区広報紙のなかの市政情報部分)の発行や、市ホームページ・携帯端末向けホームページの運用管理、広報の一元化(各所属の広報関係予算の審査等)など 	政策企画室	任意				
	報道関係事務	大阪市政記者クラブ(21社加盟)をはじめとする報道機関等への市政情報の提供	政策企画室	任意				
	広聴関係事務	<ul style="list-style-type: none"> 市民から寄せられる市政に対する意見、要望などを「市民の声」として対応し、的確に市民ニーズを把握するとともに、原則全件ホームページ上に公表する。 大阪市の計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民等からの意見・提言を求め、寄せられた意見等に対する本市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して本市としての意思決定を行う。 大阪市の様々な制度、手続き、文化・スポーツ施設情報、各種相談窓口、イベント情報などの問合せに年中無休で答える「なにわコール」のほか、よくある質問FAQのインターネット上での公開による市政情報の提供、区役所・市役所本庁舎代表電話の応答を行う。 「職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則」に基づき、市民、公職者、団体等からの口頭の要望等を聞き取り、要望等に対する対応方針を組織として回答するとともに、要望等の内容と本市の対応の概要、件数を公表する。 団体との協議に関して、より一層の透明性の確保を図るとともに、団体と円滑・効果的に意見交換を行うために、協議等のあり方を定めた平成18年7月の「団体との協議の持ち方に関する指針」に基づき、各局が実施する団体との協議について、進捗管理を図る。 市役所1階正面玄関及び南玄関に案内所を設け、来訪する市民が、気軽に利用できる窓口として、親切・正確・迅速な案内を行う。 	政策企画室	任意				
秘書・褒章・表彰等	市長副市長秘書業務	市長・副市長のトップマネジメントが十分機能するよう、執務を円滑にするための日程調整や関係先との連絡調整、情報収集、来客の接遇などの秘書業務を実施する。	政策企画室	任意				
	寄付者待遇等表彰関連事務	市長表彰や寄附收受の際の待遇等にかかる事務に関して、大阪市として統一した対応が要求される。寄附者待遇に関しては、大阪市寄附者待遇規則の定めるところにより、当室で一括して寄附をした個人、又は団体に対し感謝状等を贈呈し、また高額寄附者には併せて記念品を贈呈している。	政策企画室	任意				
ふるさと寄附金	ふるさと納税制度に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 全市的なふるさと納税全般に関する業務(パンフレット、HPによる全市的な広報及び電子申請、クレジット納付による寄附受付) 「元気づくり基金」に関する寄附收受及び基金管理 	政策企画室	任意				
情報公開・個人情報保護	情報公開関係事務	<ul style="list-style-type: none"> 本市の説明責任を全うするとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする。 公開請求の受付を行う。 各種のマニュアル等を整備・活用し、公開請求に対する決定内容に関して各所属への助言・指導等を行い、情報公開の徹底を図る。 情報公開審査会(情報公開制度の運用、公開請求に対する決定内容への不服申立てに関し、諮問を受けて審議を行う。)の運営に関する事務を行う。 市政情報の提供及び公表について、各所属への助言・指導を行う。 (特定歴史公文書等の利用請求に対する決定等の業務(総務局所管分)を一部含む) 	人事室 総務局	任意				
	個人情報保護関係事務	<ul style="list-style-type: none"> 市民の基本的な人権を擁護するとともに、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。 開示請求等の受付を行う。 各種のマニュアル等を整備・活用し、開示請求等に対する決定内容に関して各所属への助言・指導等を行い、個人情報保護の徹底を図る。 個人情報保護審査会(個人情報保護制度の運用、開示請求等に対する決定内容への不服申立て並びに個人情報の目的外利用及び電子計算機処理等に関し、諮問を受けて審議を行う。)の運営に関する事務を行う。 個人情報の取扱いについて、各所属への助言・指導を行う。 	人事室 総務局	任意				
文書管理	公文書館運営事業	公文書は、行政の重要な記録であるだけでなく歴史的文化的にも貴重な資料。これら公文書等を適正に保存し、広く一般の利用に供することを目的として公文書館を設置・運営。(行政刊行物の収集・保存・利用等に係るもの)	人事室 総務局	任意				

別表1-5(任意事務等(12.自治体運営))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	文書管理システム運用保守事務	・本市事務の基本となる文書について、作成・收受から、起案、決裁等を経て、保存・廃棄に至るまでの一連のライフサイクルを対象とし、電子的に管理するシステムを管理・運用している。	人事室 総務局	任意				○ 一組
	文書管理事務	・「大阪市公文書管理条例」を制定し、適正な公文書の管理に努めている。 ・本市で使用する各種公印の管理ルールを定め、新調・廃止に関して各所属と協議するとともに、各所属における公印管理状況を調査し、改善のために必要な指導を行っている。	人事室 総務局	任意				
	文書交換所事務	・本庁舎と分庁舎・区役所・事業所等の間に文書運送車を運行し、文書の運送と交換を実施 ・大阪府庁、大阪府警との文書交換を実施 ・本庁舎から発送する後納郵便物の料金計算、発送を集中処理 ・本庁舎宛てに送付される郵便物を一括收受し、各所属に配付	人事室 総務局	任意				
訴訟	訴訟事務	本市及び本市の機関を当事者とする訴訟、調停、仮処分等の事件(他の所管に属するものを除く。)について、弁護士を選任、所管局との法的検討、弁護士との間の連絡調整その他争訟事件の処理を行う。また、本市の機関が処分庁となる重要な不服申立てのとりまとめ業務を行う。	人事室 総務局	任意				
法務	行政手続事務	大阪市行政手続条例に基づき、審査基準、不利益処分及び行政指導に関する情報をホームページに掲載。また、「規則等を定める際の意見公募手続等に関する指針」に基づき、規則・告示等を制定・改廃する際に事前に広く市民の意見を求めるよう、各所属に対し指導を行っている。	人事室 総務局	任意				
	法規事務	法令の制定改廃、新規事業の実施等に伴い、本市における行政執行の基準となる条例、規則等の各種規程を適宜整備するほか、各所管業務における法律問題に係る調査、検討を行う。 また、各所属の法務能力の向上のため、各種研修を実施している。	人事室 総務局	任意				
	例規追録発行事務	本市の条例、規則、達その他の規程及び一部の告示を収録する大阪市例規の追録を発行するほか、これをデータベース化した例規データベースをホームページを通じて市民等が容易に閲覧・検索できるようにする。	人事室 総務局	任意				
	公報事務	公告式条例に基づき、条例、規則、達その他の規程及び公表を要する告示・公告を掲載する大阪市公報を毎週金曜日に発行する。	人事室 総務局	任意				
	公益通報制度関係事務(条例に基づくもの)	本市職員等の違法又は不適正な行為について、広く通報を受け付け、大阪市公正職務審査委員会の指示の下事実調査を行い、調査結果に応じて改善措置を講じることにより、本市におけるコンプライアンスの推進を図る。	人事室 総務局	任意				
	内部統制制度等関係事務	・内部監査、リーガルサポーターズ制度などの諸制度の運用、全職員を対象としたコンプライアンス研修の実施等を通じて、本市におけるコンプライアンスの推進を図る。 ・市長の補助機関を代表して、監査報告書の受領など、監査委員との連絡調整事務を行っている。	人事室 総務局	任意				
外郭団体・出資法人等の監理等(広域)	特定団体の再建監理等	特定調停が成立した(株)湊町開発センター(MDC)、アジア太平洋トレードセンター(株)(ATC)及びクリスタ長堀(株)の着実な再建に向けて、外部の有識者を交えた「大阪市特定団体経営監視会議」での意見又は助言を求めながら、所管局との連絡調整及び指導を行う。	市政改革室	任意				
所管法人の監理	本市における外郭団体に関する改革、外郭団体及び出資法人への経営監理の企画立案・総括業務	・外郭団体への委託事業見直しや団体の統廃合・再編など外郭団体の改革 ・外郭団体の経営改善など重要な事項について調査・審議 ・上記について外郭団体評価会議を活用し、各局に対し指導・調整を行い、外郭団体の監理業務を総括	人事室 総務局	任意				
	第三セクター等の状況に関する調査事務	・第三セクター等の基礎的事項、役員及び財務等に関する調査 ・破たん法人及び統廃合等に関する調査	人事室 総務局	要綱等	一般市			
審議会	審議会事務	行政運営の透明性の向上、簡素効率化等を図るため、審議会等の設置及び運営の適正化を図る。	人事室 総務局	任意				
市政改革	市政改革の推進	「市政改革プラン」に掲げた取組の実現に向け、区・局運営方針のPDCAサイクルを通じて各区役所・局に対する指導・調整を行い、着実な進捗を図る。	市政改革室	任意				
システム管理運営	業務・システム最適化支援事業(H23次世代IT基盤整備構築業務含む)	・基幹システムはシステムの肥大化・技術的な陳腐化などにより稼働停止の危機が生じており、業務・システム最適化を進めている。あわせて、システム所管のプロジェクトに対する支援業務を実施 ・基幹システムで共同利用可能な次世代IT基盤の整備構築に取り組んでいる	人事室 総務局	任意			一組	

別表1-5(任意事務等(12.自治体運営))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	IT調達適正化業務	・IT導入に関する予算要求時及び企画、計画、発注時における詳細なチェックを行い、必要に応じてIT調達ガイドラインの充実を図るなど、ライフサイクルコストの削減をはじめとした各局のIT調達の適正化を図る ・最新技術動向調査 ・大阪電子自治体推進協議会との連絡調整	人事室 総務局	任意				一組
	IT人材育成事務	職員のITスキルや専門知識を向上させるため、IT適正利用推進計画に基づいた体系により随時見直しを行いながら以下の研修を実施している。 ・システム担当者研修 ・システム専門研修 ・IT活用研修 ・その他の研修	人事室 総務局	任意				一組
	情報セキュリティ対策事務	・大阪府が保有する個人情報をはじめとする情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーに基づき、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報セキュリティ対策(ソフトウェアライセンス管理制度含む)の充実強化を図る。	人事室 総務局	任意				一組
	情報処理センター業務(全庁共通ネットワーク等IT基盤企画・整備・運用管理事務)	・業務系ネットワークや庁内情報ネットワークについて、円滑にシステム運用を行えるよう各種の機能を整備し、運用 ・庁内情報ネットワークにおいて、各種サービス基盤の提供など、全庁的な情報通信基盤の基礎の企画・整備・運用を実施するとともに、ヘルプデスクを設置 など	人事室 総務局	任意				一組
	情報処理センター業務(庁内情報利用パソコン一括調達事務)	調達事務の簡素化、スケールメリットによる安価な入札効果及び庁内情報ネットワークの安定運用の観点から、平成20年度以降、本課において、各所属が調達予定している庁内情報利用パソコン等を集約し、一括して調達事務を実施している。	人事室 総務局	任意				
	情報処理センター業務(中央情報処理センター運営管理事務)	・共通汎用機等の運転に係るオペレーション業務や、外部業者とのデータ授受等の運用を実施 ・サーバ機器や共通汎用機等の保守管理や設備更新等 ・24時間有人による施設警備、生体認証による入退館受付及びその際の持ち物検査を実施	人事室 総務局	任意				一組
	情報処理センター業務(総務局データセンター運営管理事務)	・大阪市HP等の公開系システムや庁内情報ネットワークからのインターネット接続サービス提供のため、民間のデータセンターが提供しているネットワークサービスを活用した運用を実施 ・庁内情報ネットワーク等についても、データセンターが提供するハウジングサービスを活用して運用	人事室 総務局	任意				一組
	情報処理センター業務(電子申請システム整備・運用管理事務)	大阪市電子申請・オンラインアンケートシステムは、市民がより便利に多くの申請・届出等の手続きを基本的に24時間365日インターネット経由で行えるよう、また、市民ニーズの収集をリアルタイムかつ効果的に行えるよう導入されたシステムであり、平成23年8月1日からは、「ASP・SaaS型電子申請サービス」を採用している。	人事室 総務局	任意				一組
	情報処理センター業務(総合行政ネットワーク利用管理事務)	・大阪府情報通信ネットワークとLGWANとを接続し、LGWANメールや公的個人認証サービス、電子文書交換システム、広域統計情報ネットワークシステム、地方財政決算情報管理システム等を利用。	人事室 総務局	任意				一組
	みおネットシステム運用管理事務	・みおネットシステムは、大阪市HP等の行政情報の提供や、「スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム」と連携しスポーツ施設の予約等を行うことを目的として導入されたシステム。(スポーツ施設の予約機能はH25.3.31廃止予定) ・専用筐体やタッチパネルによる閲覧方式を採用した公衆用端末を市内39箇所に設置	人事室 総務局	任意				一組
	勤務情報システム等の内部事務システム運用保守に関する事務	下記の内部事務系システムの運用保守業務及び制度改正時におけるシステム改修作業の外部委託等を実施し各業務の適正・効率化を図る。 ・勤務情報システム ・庶務ガイド ・臨時職員システム ・児童手当システム	人事室 総務局	任意				一組
	職員情報システムの運用保守に関する事務	・職員の採用・退職・給与支給・昇給昇格等の人事・給与業務の処理を対象とした職員情報システムの運用保守業務及びシステム改修作業の外部委託等を実施。 ・職員の採用・退職・給与支給・昇給昇格等に関する情報をデータベース化し、迅速な情報活用と、事務処理の迅速化・効率化を実現	人事室 総務局	任意				一組
市長会等・地方自治制度	地方自治制度関係事務	・地方制度に関する国等の動向の把握、資料の収集・調査研究を行う。 ・地方分権を推進するため、国等に要望活動を行う。	人事室 総務局	任意				

別表1 - 5(任意事務等(12.自治体運営))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	市長会・隣接都市関係事務	・全国市長会や近畿市長会・大阪府市長会等を通じて、全国の各市等と緊密な連携を図る。 ・昭和36年に締結した協定に基づき、八尾市との間で行政協力の具体化の協議を進める。 ・大阪府隣接都市協議会の活動を通じ、基礎自治体間におけるパートナーシップの構築をめざす。	人事室 総務局	任意				
選挙管理委員会	選挙に係る任意事務	公職選挙法を中心に法令研究、スキルアップのための研修会・講習会の開催、選挙事務テキスト・選挙関係例規集・選挙関係告示例の修正、公職選挙法その他選挙事務関係の書籍の購入・24区への配付、各種選挙投開票、直接請求に係る統計調査等。	行政委員会 事務局	任意				
市会	秘書・議員接遇、諸儀式及び交際等関係事務	正副議長秘書、議員控室における接遇等、本市会への表敬をはじめとする国内外賓客の接遇対応、姉妹・友好都市提携している海外都市の議長等への訪問・交流及び行政調査等の実施、議員連絡調整(議員連絡先の周知等)等関係業務	市会事務局	任意				
	傍聴受付等関係業務	本会議・委員会の傍聴受付・案内、手話傍聴の手配、モニター放映にかかる事務	市会事務局	任意				
	各種の調査及び資料の収集・整備に関する事務	市会議員の政策立案等に資するため、各種資料の収集、整備、情報提供等を行う。 サービス対象者：市会議員	市会事務局	任意				
	市会の広報に関する事務	・大阪市の審議の様子や議決事項など、市会に関する事項を広く周知する。 ・市民に開かれた市会を目指し、議場見学など、市民が議会と直接触れ合う機会を設ける。 サービス対象者 ・大阪市民 ・大阪市会に関心のある方	市会事務局	任意				
内部事務	庶務業務	・室の文書、人事、予算、決算及び物品並びに室業務の進行管理及び事務改善を行う。 ・大阪府市の重要な施策の具体化に向け、府市共同設置の戦略会議設置や府市及び複数局にまたがる課題解決に向けた連絡調整業務を行う。	大阪府市 大都市局	任意				
	平和関連事業	平和関連事業、国旗掲揚状況の取りまとめ等、他の局等の主管に属しないことを行う。	人事室 総務局	任意				
	他の局等及び危機管理室並びに他の部及び課の主管に属しないこと	職場の繁忙要素となっている業務等について、業務フローを整理してプロセスの可視化とともに最適化案を作成する。職場の繁忙要素となっている所属間の調査・照会資料作成依頼等の簡素効率化を図る。	人事室 総務局	任意				
	庶務業務(人事室・総務局)	・室の全体総括(計理、市会、秘書、規定整備、他都市調整、事業計画、照会等) ・局の全体総括(計理、市会、秘書、規定整備、他都市調整、事業計画、照会等)	人事室 総務局	任意				
	庶務業務(IT統括課)	・IT統括課の人事、文書、計理、庁舎管理等	人事室 総務局	任意				○ 一組
	提案・改善事業事務	職員の市政への参加意識の高揚や、業務の改善、能率の向上並びに政策形成能力の向上等をめざした取組を実施する。また、職員の意識改革や組織の活性化を図る職場改善運動、職場風土改革への意欲を持った職員の活動を支援する取組を実施する。	人事室 総務局	任意				
	庶務業務(職員人材開発センター)	・庶務全般 ex 各種照会、勤怠管理、計理業務(プロポーザル含む) ・防災・施設管理	人事室 総務局	任意				
	庶務関係業務	庶務関係業務	市政改革室	任意				
	庶務業務	室の文書、人事、予算、決算、物品、室業務の進行管理及び事務改善に関する業務 ・文書・公印管理関係事務 ・市会関係事務 ・OA関係事務 ・庁舎管理業務 ・計理・予算決算業務 ・契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関係業務	政策企画室	任意				

別表1-5(任意事務等(12.自治体運営))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	市公館維持管理業務	行事实施に係る予約、当日のスケジュール管理、施設利用者との利用方法の打ち合わせなど行事を円滑に行うための業務・整備計画の作成、維持補修工事、業務委託等の発注、監督など施設の維持管理にかかる業務・施設の有効活用の事業企画立案、実行などの業務(都島区)	政策企画室	任意				
	東京事務所関連事務	大阪府市の役割分担に応じた事務を遂行していく上で必要な資料や情報について、国等へ情報収集・調査活動、連絡調整を行う。また、大阪府東京事務所との密接な連携を図りながら、東京及び近郊住民をはじめ、広く全国へ大阪の地域情報を発信する。	政策企画室	任意				
	市会業務	議案の提出など大阪市全体としての市会に関する事務	財政局	任意				
	庶務関係業務	・文書・公印管理関係業務 ・秘書関係業務 ・OA関係業務 ・庁舎管理業務 ・計理・予算決算業務、契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	財政局	任意				
	庶務関係業務 (公債費会計)	・文書・公印管理関係業務 ・秘書関係業務 ・OA関係業務 ・庁舎管理業務 ・計理・予算決算業務、契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	財政局	任意				
	広告業務	・各局で実施している印刷物、ホームページ、施設等を活用した広告事業を拡充し、大阪市全体の広告収入を確保するための調査・研究	財政局	任意				
	庶務関係業務	局業務の進行管理、人事・給与・福利厚生関係業務、文書・公印管理業務、市会関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算・契約業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関連業務、その他庶務業務	契約管財局	任意				
	庶務関係業務	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関係業務、行政改革・企画関係業務、規則改正関係業務等	会計室	任意				
	局の庶務に関する事務	局の文書・公印管理、市会、OA、計理・予算決算、契約・管財、人事・給与・福利厚生、職員研修、行財政改革・企画等。	行政委員会事務局	任意				
	庶務関係業務	公印の監守、文書、人事及び給与、福利厚生、予算・決算、物品、議場その他の警備、議会の情報公開(情報公開審査委員会の運営含む)、議員の海外出張、営繕、議会構内管理、広聴広報、情報化推進、環境保全推進、職員研修、訴訟・不服申し立て、事務局職員の公正な職務の執行、指定都市議会事務協議会、その他庶務の事項に関する事務	市会事務局	任意				

〈道路・河川・公園等に係る事務〉

事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	法令上の権限を持つ者	事務分担		
					大阪府	特別区	
						各区	連携
道路事業(大阪府(国直轄含む))	下記の基準に該当する道路・橋梁の管理・整備 [基準] 4車線以上の路線で以下の機能要件に該当するもの 府域内の地域間の連絡 都心(都市核)、地域核の連絡 広域交流拠点、国土軸との連絡 隣接府県の主要都市との連絡 都市への交通集中の分散(環状道路) 広域的防災に資する道路 ・大阪府が担う道路延長(案) 202km ・街路事業 43km (淀川左岸線(2期)含む)	建設局等	法令	道路管理者			
道路事業(特別区)	上記以外の道路・橋梁の管理・整備 ・特別区が担う道路延長(案) 3,651km	建設局等	法令	道路管理者			
河川事業(大阪府)	一級河川の管理・整備(下記に掲げる特別区の所管する事務を除く)	建設局	法令	河川管理者			
河川事業(特別区)	・一級河川の表面管理(点検や小規模維持補修、許認可や利用適正化、利活用促進等) ・一級河川のうち、道頓堀川、東横堀川、住吉川、今川、駒川、鳴戸川に係る基盤整備(耐震対策、護岸改修、親水整備、改築更新・大規模維持補修等)事業の企画、設計、監督等 ・準用河川・普通河川の管理・整備	建設局等	法令	河川管理者			
公園事業(大阪府)	・規模が大きく、災害時における後方支援活動拠点としての機能を有する下記の公園の管理・整備 ・天王寺公園については、天王寺動物園とあわせて広域で実施。 対象公園: 鶴見緑地公園、大阪城公園、難波宮跡公園、長居公園、天王寺公園	建設局	法令	地方公共団体			
公園事業(特別区)	上記の公園以外の公園の管理・整備	建設局	法令	地方公共団体			
公園管理(住之江公園・住吉公園)	住之江公園・住吉公園の管理・整備	府 都市整備部	法令	地方公共団体			
港湾事業	・港湾管理 ・公害防止対策事業の業務 ・臨港道路管理等 ・緑地管理等 ・海岸管理 ・臨港鉄道の所有・管理・整備 ・フェニックス業務	港湾局	法令	港湾管理者			
公営住宅(特定公共賃貸住宅等を含む)	市営住宅の運営(整備・管理等)	都市整備局	法令	地方公共団体			
公営住宅(特定公共賃貸住宅を含む)	市内の府営住宅の運営(整備・管理等)	府 住宅まちづくり部	法令	地方公共団体			
土地区画整理事業に係る事務・事業管理事務	市施行の土地区画整理事業の実施に関わる ・進行管理事務 ・予算調整事務 ・法令審査事務 ・移転建築物等の補償審査事務 ・各種懸案問題の処理事務 ・淡路駅周辺地区土地区画整理事業の施行 ・三国東地区土地区画整理事業の施行	都市整備局	法令	地方公共団体施行者			
阿倍野地区第二種市街地再開発事業	阿倍野再開発事業の管理	都市整備局	法令	地方公共団体施行者			

事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	法令上の権限を持つ者	事務分担		
					大阪府	特別区	
						各区	連携
阪神高速道路関係事務	阪神高速道路株式会社が大阪地区で行う道路建設等に関して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に出資	都市計画局	法令	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令に規定する地方公共団体			
本州四国連絡高速道路関係事務	本州四国連絡橋建設債務償還に関して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に出資	都市計画局	法令	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令に規定する地方公共団体			
関西空港関連事業	関西国際空港の整備を行う会社に対し、建設資金等の出資・貸付	都市計画局	法令	関係地方公共団体			
特別支援学校	特別支援学校(10校)の運営管理	教育委員会事務局	法令	地方公共団体	○		
大学関連事務(大阪市立大学)	設立団体として、運営交付金の交付、法人の管理等	経済戦略局	法令	地方公共団体			
地方独立行政法人大阪市立工業研究所関係業務	設立団体として、運営交付金の交付、法人の管理等	経済戦略局	法令	地方公共団体			
中央卸売市場事業	卸売市場の管理(本場・東部市場・南港市場)	中央卸売市場	法令	都道府県及び人口20万人以上の市			